

四国中央市地域防災計画

平成 18 年 10 月 作成

平成 20 年 9 月 修正
平成 28 年 3 月 修正
令和 4 年 3 月 修正
令和 8 年 4 月 修正

四国中央市防災会議

目 次

第1編 総論	- 1 -
第1節 計画の主旨	- 1 -
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	- 3 -
第3節 市の概要	- 11 -
第2編 風水害等対策編	- 12 -
第1章 災害予防計画	- 12 -
第1節 気象予報警報等伝達計画	- 12 -
第2節 防災思想・知識の普及計画	- 21 -
第3節 自主防災組織育成計画	- 25 -
第4節 事業者の防災対策支援計画	- 31 -
第5節 ボランティア育成計画	- 33 -
第6節 防災訓練計画	- 34 -
第7節 火災予防計画	- 36 -
第8節 林野火災予防計画	- 37 -
第9節 水害予防計画	- 38 -
第10節 高潮災害予防計画	- 41 -
第11節 地盤災害予防計画	- 42 -
第12節 避難計画	- 45 -
第13節 緊急物資確保計画	- 51 -
第14節 医療救護計画	- 53 -
第15節 防疫・衛生、保健衛生活動計画	- 57 -
第16節 要配慮者の支援計画	- 58 -
第17節 広域的な応援体制整備計画	- 60 -
第18節 ライフライン災害予防計画	- 62 -
第19節 道路災害予防計画	- 64 -
第20節 港湾・漁港災害予防計画	- 65 -
第21節 農地・農林業施設災害予防計画	- 66 -
第22節 建築物災害予防計画	- 67 -
第23節 危険物等災害予防計画	- 69 -
第24節 海上災害予防計画	- 70 -
第25節 資材・機材等点検整備計画	- 71 -
第26節 情報システムの整備計画	- 72 -
第27節 孤立地区対策計画	- 74 -
第28節 災害復旧・復興への備え	- 75 -
第2章 災害応急対策	- 77 -
第1節 応急措置の概要	- 77 -
第2節 活動体制計画	- 79 -
第3節 通信連絡計画	- 95 -

第4節	災害情報報告計画	- 98 -
第5節	災害広報計画	- 102 -
第6節	避難誘導計画	- 104 -
第7節	緊急輸送計画	- 115 -
第8節	交通応急対策計画	- 118 -
第9節	孤立地区に対する支援計画	- 123 -
第10節	消防計画	- 124 -
第11節	水防計画	- 127 -
第12節	人命救助活動計画	- 131 -
第13節	行方不明者捜索及び遺体措置埋葬計画	- 134 -
第14節	食料供給計画	- 135 -
第15節	生活必需品等供給計画	- 137 -
第16節	飲料水の確保・供給計画	- 139 -
第17節	医療救護活動計画	- 141 -
第18節	防疫・衛生、保健衛生活動計画	- 144 -
第19節	食品衛生計画	- 145 -
第20節	廃棄物等処理計画	- 146 -
第21節	障害物除去計画	- 148 -
第22節	動物の管理計画	- 150 -
第23節	応急住宅対策計画	- 151 -
第24節	要配慮者に対する支援活動計画	- 154 -
第25節	応援協力計画	- 155 -
第26節	ボランティア支援計画	- 158 -
第27節	自衛隊災害派遣要請計画	- 159 -
第28節	ライフライン災害応急対策計画	- 162 -
第29節	鉄道施設災害応急対策計画	- 164 -
第30節	危険物施設等の災害応急対策計画	- 165 -
第31節	海上災害応急対策計画	- 167 -
第32節	航空災害応急対策計画	- 170 -
第33節	雪害防止対策計画	- 171 -
第34節	大規模火災応急対策計画	- 173 -
第35節	林野火災応急対策計画	- 174 -
第36節	応急教育活動計画	- 175 -
第37節	消防防災ヘリコプター活用計画	- 177 -
第3章	災害復旧・復興対策	- 178 -
第1節	公共施設災害復旧計画	- 178 -
第2節	復興計画	- 181 -
第3節	災害復旧資金計画	- 184 -
第4節	被災者支援計画	- 185 -
第3編	地震災害対策編	- 190 -

第1章 総則	- 190 -
第1節 地震・津波被害想定	- 190 -
第2節 地震防災緊急事業5箇年計画	- 197 -
第2章 災害予防計画	- 198 -
第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	- 198 -
第2節 防災思想・知識の普及計画	- 199 -
第3節 自主防災組織育成計画	- 203 -
第4節 事業者の防災対策支援計画	- 209 -
第5節 ボランティア育成計画	- 211 -
第6節 地震防災訓練計画	- 212 -
第7節 業務継続計画の策定	- 213 -
第8節 火災予防計画	- 214 -
第9節 水防予防計画	- 217 -
第10節 地盤災害予防計画	- 218 -
第11節 孤立地区対策計画	- 219 -
第12節 避難計画	- 220 -
第13節 緊急物資確保計画	- 221 -
第14節 医療救護計画	- 222 -
第15節 防疫・衛生、保健衛生活動計画	- 223 -
第16節 要配慮者の支援計画	- 224 -
第17節 広域的な応援体制整備計画	- 225 -
第18節 ライフライン災害予防計画	- 226 -
第19節 道路災害予防計画	- 228 -
第20節 河川管理施設災害予防計画	- 229 -
第21節 港湾・漁港施設災害予防計画	- 230 -
第22節 農地・農林業施設災害計画	- 231 -
第23節 建築物災害予防計画	- 232 -
第24節 危険物等災害予防計画	- 234 -
第25節 資材・機材等点検整備計画	- 235 -
第26節 情報システムの整備計画	- 236 -
第27節 災害復旧・復興への備え	- 237 -
第3章 災害応急対策	- 239 -
第1節 活動体制計画	- 239 -
第2節 通信連絡計画	- 244 -
第3節 災害情報報告計画	- 247 -
第4節 地震情報伝達計画	- 248 -
第5節 災害広報計画	- 252 -
第6節 避難誘導計画	- 253 -
第7節 緊急輸送計画	- 259 -
第8節 交通応急対策計画	- 260 -

第9節	孤立地区に対する支援計画	- 261 -
第10節	消防計画	- 262 -
第11節	水防計画	- 263 -
第12節	人命救助活動計画	- 264 -
第13節	行方不明者捜索及び遺体措置埋葬計画	- 265 -
第14節	食料供給計画	- 266 -
第15節	生活必需品等供給計画	- 267 -
第16節	飲料水の確保・供給計画	- 268 -
第17節	医療救護活動計画	- 269 -
第18節	防疫・衛生、保健衛生活動計画	- 270 -
第19節	廃棄物等処理計画	- 271 -
第20節	障害物除去計画	- 273 -
第21節	動物の管理計画	- 274 -
第22節	応急住宅対策計画	- 275 -
第23節	要配慮者に対する支援活動計画	- 276 -
第24節	応援協力計画	- 277 -
第25節	ボランティア支援計画	- 278 -
第26節	自衛隊災害派遣要請計画	- 279 -
第27節	ライフライン災害応急対策計画	- 280 -
第28節	公共土木施設等の確保対策計画	- 281 -
第29節	危険物等の災害応急対策計画	- 284 -
第30節	応急教育活動計画	- 285 -
第31節	消防防災ヘリコプター活用計画	- 286 -
第32節	社会秩序維持活動計画	- 287 -
第4章	災害復旧・復興対策	- 288 -
第1節	公共施設災害復旧計画	- 288 -
第2節	復興計画	- 289 -
第3節	災害復旧資金計画	- 290 -
第4節	被災者支援計画	- 291 -
第5章	南海トラフ地震防災対策推進計画	- 292 -
第1節	総則	- 292 -
第2節	資機材、人員等の配備手配	- 293 -
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	- 294 -
第4節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	- 301 -
第5節	防災訓練計画	- 303 -
第6節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	- 304 -
第7節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	- 306 -
第8節	南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等	- 307 -
第4編	津波災害対策編	- 315 -
第1章	災害予防計画	- 315 -

第1節	津波災害予防対策の基本的考え方	- 315 -
第2節	防災思想・知識の普及計画	- 316 -
第3節	自主防災組織育成計画	- 321 -
第4節	ボランティア育成計画	- 323 -
第5節	津波避難訓練計画	- 324 -
第6節	津波災害予防計画	- 327 -
第7節	孤立地区対策計画	- 332 -
第8節	津波避難計画	- 333 -
第9節	緊急物資確保計画	- 342 -
第10節	医療救護計画	- 343 -
第11節	防疫・衛生、保健衛生活動計画	- 344 -
第12節	要配慮者の支援計画	- 345 -
第13節	広域的な応援体制整備計画	- 346 -
第14節	情報システムの整備計画	- 347 -
第15節	災害復旧・復興の備え	- 348 -
第2章	災害応急対策	- 350 -
第1節	災害発生直前の対策	- 350 -
第2節	活動体制計画	- 356 -
第3節	通信連絡計画	- 361 -
第4節	災害情報報告計画	- 365 -
第5節	津波避難誘導計画	- 366 -
第6節	緊急輸送計画	- 372 -
第7節	交通応急対策計画	- 373 -
第8節	孤立地区に対する支援計画	- 374 -
第9節	消防計画	- 375 -
第10節	水防計画	- 376 -
第11節	人命救助活動計画	- 377 -
第12節	行方不明者捜索及び遺体措置埋葬計画	- 378 -
第13節	食料供給計画	- 379 -
第14節	生活必需品等供給計画	- 380 -
第15節	飲料水の確保・供給計画	- 381 -
第16節	医療救護活動計画	- 382 -
第17節	防疫・衛生、保健衛生活動計画	- 383 -
第18節	廃棄物等処理計画	- 384 -
第19節	障害物除去計画	- 385 -
第20節	動物の管理計画	- 386 -
第21節	応急住宅対策計画	- 387 -
第22節	要配慮者に対する支援活動計画	- 388 -
第23節	応援協力計画	- 389 -
第24節	ボランティア支援計画	- 390 -

第 25 節	自衛隊災害派遣要請計画	- 391 -
第 26 節	ライフライン災害応急対策計画	- 392 -
第 27 節	公共土木施設等の確保対策計画	- 393 -
第 28 節	危険物等の災害応急対策計画	- 394 -
第 29 節	応急教育活動計画	- 395 -
第 30 節	消防防災ヘリコプター活用計画	- 396 -
第 31 節	社会秩序活動維持計画	- 397 -
第 3 章	災害復旧・復興対策	- 398 -
第 1 節	公共施設災害復旧計画	- 398 -
第 2 節	復興計画	- 399 -
第 3 節	災害復旧資金計画	- 400 -
第 4 節	被災者支援計画	- 401 -

第 1 編 総論

第 1 節 計画の主旨

1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、四国中央市防災会議が作成する計画であって、市の地域に係る防災に関する事項について、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、本市防災組織の総力を結集して、防災活動を総合的、効果的に実施することにより、住民の生命、身体、財産を災害から保護するとともに、災害による被害を軽減し、もって住民の安全と公共の福祉を確保することを目的とする。

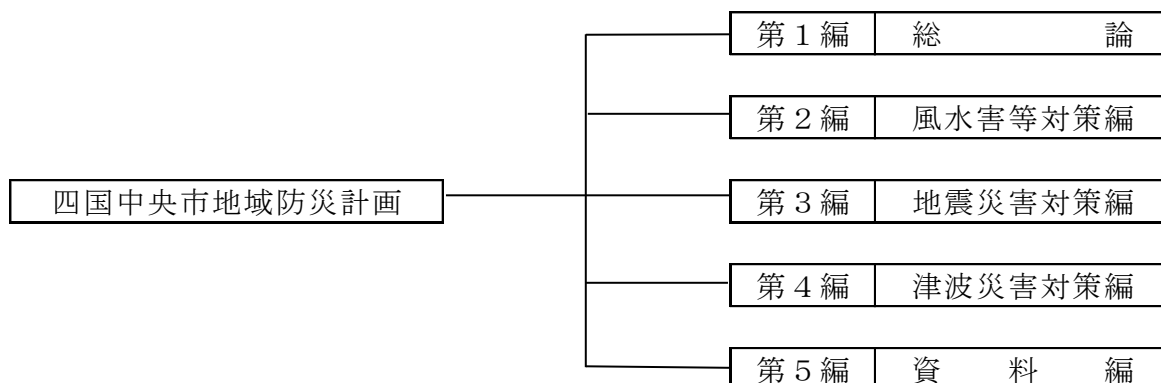
特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する「減災」のための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するため、市及び県、防災関係機関、民間事業者等が役割を分担し、相互に連帯・協力し、住民と一体となった住民運動を展開しなければならない。また、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法 第 92 号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等（以下「南海トラフ地震防災対策推進計画」という。）を定め、本市における地震防災対策の一層の推進を図る。

2 計画の性格

この計画は、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者及び住民が、防災対策に取り組むための基本方針となるものであり、地域における生活者の多様な視点を反映するため、防災会議の委員への任命など、計画決定過程における男女共同参画、その他の多様な主体の参画に配慮しながら、状況の変化に対応できるよう必要に応じ見直しを行うものである。

3 計画の構成

本計画は、第 1 編の総論に続いて、第 2 編を風水害等対策編、第 3 編を地震災害対策編、第 4 編を津波災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、第 5 編を資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



4 基本方針

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、衆知を集めて効果的な災害対策を講じるとともに、住民一人ひとりの自覚及び努力を促すことによって、できるだけその被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視する。また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済への影響を最小限にとどめるものとする。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフト施策を組み合わせ、一体的に災害対策を推進するとともに、最新の科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて、絶えず災害対策の改善を図ることが重要である。

また、防災対策は、市民が自らの安全は自らで守る「自助」、地域において互いに助け合う「共助」、県及び市がこれらを補完する「公助」で取り組むことが重要であり、市民、自主防災組織、事業者、県及び市などの多様な主体がそれぞれの役割を果たし、相互に連携協力を図りながら、地域の防災力を高めていくこととする。特にいつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による防災対策の充実のもとより、市民自らが災害への備えを実践し、災害に強い地域社会づくりを実現させることが不可欠であることから、愛媛県防災対策基本条例（平成 18 年 12 月 19 日条例第 58 号）（以下「防災条例」という。）、愛媛県地域防災計画及び四国中央市地域防災計画に基づき、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う「市民運動」を展開し、これら多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するため、時期に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等との連携を図る。

さらに、災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、各関係機関において応急活動及び復旧・復興活動に関する相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第 13 条に基づき作成された国土強靱化地域計画である「四国中央市国土強靱化地域計画」は、四国中央市国土強靱化地域計画以外の市計画の指針となるべきものとして定められている。このため、市は、四国中央市国土強靱化地域計画の基本目標である、

- ①人命の保護が最大限に図られること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること
- ④迅速な復旧・復興に資すること

を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

資料編「四国中央市国土強靱化地域計画の概要」

第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

- (1) 市地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他住民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災のための施設等の整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人（旅行者を含む。）、その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援対策の促進
- (11) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び避難所の開設
- (12) 消防、水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

2 県

- (1) 県地域防災計画の作成
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災思想・知識の普及
- (4) 人的被害等の軽減に向けた減災目標の設定
- (5) 自主防災組織の育成指導その他県民の災害対策の促進
- (6) 防災訓練の実施
- (7) 防災のための装備・施設等の整備
- (8) 災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査
- (9) 被災者の救出、救護等の措置
- (10) 避難行動要支援者の避難支援対策の促進
- (11) 避難指示又は緊急安全確保措置の指示に関する事項
- (12) 水防その他の応急措置
- (13) 被災児童生徒の応急教育の実施
- (14) 清掃、防疫その他の保健衛生の実施
- (15) 犯罪の予防、交通規制その他災害時における社会秩序の維持に必要な対策の実施
- (16) 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- (17) 食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保
- (18) 緊急輸送の確保
- (19) 災害復旧の実施
- (20) 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整
- (21) その他災害の発生防止又は拡大防止のための措置

3 指定地方行政機関

中国四国農政局 (愛媛県拠点)	(1) 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関すること (2) 自ら管理又は運営する施設・設備の保全に関すること (3) 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関すること (4) 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備に関すること (5) 防災に関する情報の収集及び報告に関すること (6) 災害時の食料の供給に関すること (7) 災害時の食料の緊急引渡措置に関すること
四国森林管理局 (愛媛森林管理署)	(1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 (2) 国有保有林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材(国有林)の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等
四国地方整備局 (松山河川国道事務所、吉野川ダム統合管理事務所、松山港湾・空港整備事務所)	管轄する河川、道路等についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。 (1) 災害予防 - ア 応急復旧用資機材の備蓄の推進 - イ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 - ウ 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用 - エ 所管施設の耐震性の確保 (2) 応急・復旧 - ア 防災関係機関との連携による応急対策の実施 - イ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 - ウ 所管施設の緊急点検の実施 - エ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施 - オ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の被災地方公共団体への派遣 (3) 所掌に係る災害復旧事業に関すること (4) 公共土木施設の災害復旧についての指導に関すること (5) 緊急輸送を確保するために必要な港湾、海岸保全施設等の整備の計画的実施に関すること (6) 緊急輸送用岸壁、港湾、海岸保全施設等の整備の指導に関すること (7) 流出油防除等海上災害に対する応急措置に関すること

大阪管区气象台 (松山地方气象台)	(1) 気象警報・注意報の通知及び気象情報の伝達に関すること (2) 気象及び気象災害に関する啓発活動及び防災訓練に対する協力に関すること (3) 異常な自然現象(異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報されたとき、適切な措置を講ずること (4) 大規模な災害時に、都道府県や市町村等へ J E T T (気象庁防災対応支援チーム) を派遣
第六管区海上保安本部 (今治海上保安部)	(1) 防災訓練に関すること (2) 防災思想の普及及び高揚に関すること (3) 調査研究に関すること (4) 警報等の伝達に関すること (5) 情報の収集に関すること (6) 海難救助等に関すること (7) 緊急輸送に関すること (8) 関係機関等の災害応急対策の実施に対する支援に関すること (9) 流出油等の防除に関すること (10) 海上交通安全の確保に関すること (11) 警戒区域の設定に関すること (12) 治安の維持に関すること (13) 危険物の保安措置に関すること (14) 広報に関すること (15) 海洋環境の汚染防止に関すること

4 自衛隊

陸上自衛隊 松山駐屯地	(1) 被害状況の把握に関すること (2) 避難の救助及び遭難者等の捜索に関すること (3) 水防活動、消防活動、道路等の啓開に関すること (4) 応急医療、救護及び防疫に関すること (5) 通信支援、人員物資の緊急輸送に関すること (6) 炊飯・給水及び宿泊支援等に関すること (7) 危険物の保安及び除去に関すること
海上自衛隊 呉地方総監部	
航空自衛隊 西部航空方面隊	

5 指定公共機関

日本郵便株式会社 (四国支社)	(1) 郵便業務の運営の確保に関すること (2) 郵便局の窓口業務の維持に関すること
日本赤十字社 (愛媛県支部)	(1) 応援救護班の派遣又は派遣準備に関すること (2) 被災者に対する救援物資の配付に関すること (3) 血液製剤の確保及び供給のための措置に関すること (4) 赤十字奉仕団等に対する救急法の講習等の指導に関すること
日本放送協会 (松山放送局)	(1) 住民に対する防災知識の普及に関すること (2) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (3) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること (4) 社会福祉事業団体義援金品の募集、配分に関すること
西日本高速道路株式会社 (四国支社)	西日本高速道路株式会社が管理する道路等の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に関すること
独立行政法人水資源機構 (池田総合管理所)	(1) 機構ダム(新宮ダム、富郷ダム)の保全及び災害復旧に関すること (2) 国直轄ダム(柳瀬ダム)の保全及び災害復旧に関すること (国から管理委託)
四国旅客鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社 (松山営業所)	(1) 鉄道施設等の保全に関すること (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること (3) 災害時における旅客の安全確保に関すること (4) 災害発生後に備えた資機材、人員等の配備手配に関すること
N T T 西日本株式会社 (四国支店) 株式会社 N T T ドコモ (四国支社) N T T ドコモビジネス 株式会社	(1) 電気通信施設の整備に関すること (2) 災害時における通信の確保に関すること (3) 災害時における通信疎通状況等の広報に関すること (4) 警報の伝達及び非常緊急電話に関すること (5) 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく人員等の手配に関すること
日本通運株式会社(四国支店) 福山通運株式会社(四国福山通運株式会社松山支店) 佐川急便株式会社(四国中央営業所) ヤマト運輸株式会社 (愛媛主幹支店)	災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること

四国電力送配電株式会社	(1) 電力施設等の保全に関すること (2) 電力供給の確保に関すること (3) 被害施設の応急対策及び復旧用資機材の確保に関すること (4) 電力施設の災害予防措置及び広報の実施
KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	重要な通信を確保するために必要な措置に関すること

6 指定地方公共機関

一般社団法人愛媛県医師会 一般社団法人愛媛県薬剤師会 公益社団法人愛媛県看護協会	救護所、救護病院等における医療救護活動の実施の協力に関すること
一般社団法人愛媛県歯科医師会	(1) 検案時の協力に関すること (2) 救護所、救護病院等における医療救護活動の実施に関すること
南海放送株式会社 株式会社テレビ愛媛 株式会社あいテレビ 株式会社愛媛朝日テレビ 株式会社エフエム愛媛 株式会社四国中央テレビ 株式会社愛媛新聞社	(1) 防災に関するキャンペーン番組、防災メモのスポット、ニュース番組等による住民に対する防災知識の普及に関すること (2) 災害に関する情報の正確、迅速な提供に関すること (3) 住民に対する災害応急対策等の周知徹底に関すること (4) 災害時における広報活動及び被害状況等の速報の協力に関すること (5) 報道機関の施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること
一般社団法人愛媛県バス協会 一般社団法人愛媛県トラック協会 石崎汽船株式会社(愛媛県旅客船協会)	(1) 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保に関すること (2) 災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること (2) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること

7 その他公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

土地改良区	土地改良施設の整備及び保全に関すること
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 共同利用施設等の保全に関すること (2) 被災組合員の救護に関すること (3) 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
商工会議所 商工会	(1) 被災商工業者の援護に関すること (2) 食糧、生活必需品、復旧資材等の援護物資の供給の協力に関すること
建設業協会	(1) 道路、河川等公共土木施設の応急対策の協力に関すること (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関すること (3) 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理の協力に関すること
危険物施設管理者 プロパンガス取扱機関	(1) 危険物施設等の保全に関すること (2) プロパンガス等の供給の確保に関すること
社会福祉協議会	(1) 災害ボランティア活動体制の整備に関すること (2) 災害救援ボランティアセンターの設置及び運営等に関すること (3) 被災者の自立的生活再建支援のための生活福祉資金の融資に関すること
社会福祉施設管理者	(1) 施設利用者等の安全確保に関すること (2) 福祉施設職員等の応援体制に関すること

8 市民

市民	(1) 自助の実践に関すること (2) 地域における自主防災組織等の防災活動への参加に関すること (3) 食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に関すること
自主防災組織	(1) 災害及び防災に関する知識の普及啓発に関すること (2) 地域における安全点検、防災訓練その他の災害応急対策の実施に関すること (3) 避難、救助、初期消火その他の災害応急対策の実施に関すること (4) 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

9 事業者

事業者	(1) 来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保に関すること (2) 災害時において事業を継続することができる体制の整備に関すること (3) 地域における自主防災組織等の防災活動への協力に関すること (4) 災害応急対策の実施に関すること (5) 市又は県が実施する防災対策への協力に関すること

第3節 市の概要

1 位置と地勢

本市は愛媛県の東端部に位置し、東は香川県に面し、南東は徳島県、さらに南は四国山地を境に高知県に接しており、四国で唯一4県が接する地域となっている。

地形は、東西に約25kmの海岸線が広がり、海岸線に沿って東部には全国屈指の「製紙・紙加工業」の工業地帯を擁し、その南に比較的幅の狭い市街地を形成している。海岸線西部には自然海岸が広がり、その南には広大な農地が広がっている。

さらに、南には急峻な法皇山脈から四国山地へと続く山間部を擁している。

また、本市は高速道路網の整備により、三島川之江・土居・新宮の3つのインターチェンジと川之江ジャンクションを持ち、四国の「8の字ハイウェイ」の中心部に位置するクロスポイントとなっている。

2 気 候

燐灘に面した平野部は、瀬戸内海特有の温暖寡雨で、年間平均降水量は約1,500mm、年間平均気温は16.0℃と、冬期においても積雪をみることはまれである。

この地域の気候の大きな特色のひとつとして、平野部では毎年春先から初夏にかけて、日本三大局地風の一つである「やまじ風」が、法皇山脈の北斜面から燐灘へ周期的に吹きおろし、時には人家や農作物に被害を及ぼすこともある。

また、法皇山脈と四国山地に囲まれた山間部は、瀬戸内海に近く位置しているため比較的温和となっているが、冬期には積雪や結氷もみられる。

3 面 積

本市は、東西約30km、南北約20km、面積は約421km²となり、四国内においては面積の大きな都市である。

土地の利用状況は、林野面積が326.54km²（77.7%）を占め、宅地が39.28km²（9.4%）、経営耕地面積が16.71km²（4.0%）、その他が37.38km²（8.9%）となっている。

4 人 口

本地域の人口推移をみると、戦後順調に増加し、1990年（平成2年）には97,215人に達したが、その後は減少に転じ、2020年（令和2年）の国勢調査では82,754人となり、この30年間で約15%減少している。

また、高齢人口については、総人口が減少する傾向にあるなか、高齢化の進展に伴い、2000年（平成12年）の21.2%から2020年（令和2年）には33.9%と、12.7ポイントも増加している。

5 災害事例

本市における近年（昭和45年以降）の主な災害事例は、資料編に定めるとおりである。

資料編「風水害」、「火災」

第2編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節 気象予報警報等伝達計画

気象、地象、水象、火災に関する予報・警報及び情報の発表基準並びに伝達については、本計画の定めるところによるものとする。

1 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準及び伝達系統

(1) 種類及び発表基準

松山地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準は、別表のとおりである。

(2) 警報・注意報の発表細分区域

災害が起こると予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上必要と考えられる場合には、下記の区域に細分して警報・注意報を発表する。

この場合、市町名は、警報・注意報のタイトルの前に付して表示する。

一次細分区域	市町等をまとめた地域	二次細分区域
東 予	東予東部	四国中央市、新居浜市、西条市
	東予西部	今治市、上島町
中 予		松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
南 予	南予北部	大洲市、八幡浜市、西予市、内子町、伊方町
	南予南部	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

※テレビ、ラジオで「市町等をまとめた地域」等を用いてお知らせする場合がある。

なお、大雨、洪水、高潮の警報・注意報は、各市町を対象区域として発表する。

(3) 伝達系統

特別警報・警報・注意報の伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統（松山地方気象台）」のとおりである。

2 気象情報の種類・発表基準及び伝達系統

(1) 気象情報は、対象とする地域によって次の種類に分けられる。

ア 全国を対象として気象庁が発表する「全般気象情報」

イ 四国地方を対象として高松地方気象台が発表する「地方気象情報」

ウ 愛媛県を対象として松山地方気象台が発表する「府県気象情報」

(2) 気象情報は、目的によって次の種類に分けられる。

- ア 特別警報、注意報、警報に先立って注意を喚起するためのもの
- イ 特別警報、注意報、警報が発表された後の経過や予想、防災上の注意点を解説するもの
- ウ 記録的な短時間の大雨を観測したときに、より一層の警戒を呼びかけるもの
- エ 小雨、長雨、低温など平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間以上続き、社会的に影響の大きな天候について注意を喚起又は解説するためのもの

(3) 気象情報の対象となる現象別の種類

台風に関する情報、大雨に関する情報、低気圧に関する情報、小雨に関する情報、潮位に関する情報、黄砂に関する情報、記録的短時間大雨情報※¹、竜巻注意情報※²などがある。

※1 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。具体的には、100mm 以上の 1 時間雨量を観測又は解析した場合に発表する。

※2 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に発表する。この情報の有効期間は、発表から 1 時間である。

(4) 伝達系統

気象情報の伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統（松山地方気象台）」に準ずるものとする。

3 土砂災害警戒情報の発表・伝達

土砂災害警戒情報の発表は、次の基準に達したとき県と松山地方気象台が協議して行い、その伝達系統は、資料編「特別警報・警報・注意報の伝達系統（松山地方気象台）」に準ずるものとする。

(1) 発表基準

大雨警報（土砂災害）発表中において、降雨の実況と重ね概ね 2 時間先までの気象庁の降雨予測を合わせた指標が基準に達したとき、市町ごとに発表する。

(2) 解除基準

60 分間積算雨量と土壌雨量指数が発表基準を下回り、かつ降雨予測を合わせた指標が短時間で再び監視基準を超過しないと予想されるとき、市町ごとに解除する。

4 火災気象通報及び火災警報の発表・伝達

(1) 火災気象通報

消防法の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに松山地方気象台が県知事に対して通報し、県を通じて市町や県内消防本部に伝達される。

火災気象通報は、次のいずれかの場合に行う。

- ア 実効湿度が 60%以下で、最小湿度が 40%以下となり最大風速 7 m/s 以上の風が吹く見込みのとき。
- イ 平均風速 12m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(2) 火災警報

市長は、火災警報を発表したとき又は解除したときは、本計画の定めるところにより、住民及び関係機関に周知徹底を図るとともに、県（消防防災安全課）に連絡する。

5 伝達体制

市は、県及びその他の防災関係機関と協力し、災害に関する予報警報等の伝達、周知徹底に努めるものとし、このため伝達体制を確立しておく。

市は、さまざまな環境下にある住民及び職員等に対して警報等が確実に伝わるよう、県や関係事業者の協力を得つつ、防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報システム）、インターネット（市ホームページ）、テレビ、CATV、ラジオ、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール等を含む。）を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

- (1) 松山地方気象台は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報を発表し、又は切り替え、解除した場合は、法令及び特別警報・警報・注意報伝達系統に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。
- (2) 県は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、直ちに県防災通信システム（地上系・衛星系）により、市及び県出先機関へ伝達するとともに、特に迅速かつ確実な伝達が必要と判断されるときは、テレビ会議システム等を活用するなど、速やかに関係機関に伝達する。
- (3) 市は、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び伝達手段について定めておく。特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図るものとする。
- (4) 市は、気象警報、避難情報を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。
- (5) 放送機関は、特別警報・警報・注意報及び土砂災害警戒情報の伝達を受けたときは、速やかに放送し、周知徹底に努めるものとする。
- (6) その他の防災関係機関にあつては、それぞれの所掌業務に応じた必要な機関に対し、速やかに伝達し、周知徹底を図るものとする。

別表 松山地方気象台が四国中央市に発表する特別警報・警報・注意報の種類及び発表基準

種類			発表基準	
特別 警 報	気象警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
		暴風	数十年に一度の強度の	暴風が吹くと予想される場合
		高潮	台風や同程度の温帯低	高潮になると予想される場合
		波浪	気圧により	高波になると予想される場合
		暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
		大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
	津波・火山・地震	津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)	
		火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)	
		地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)	

警報の種類	警 報 の 発 表 基 準
暴風警報	暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上では 25m/s 以上になると予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上では 25m/s 以上になると予想される場合。
大雨警報 (土砂災害・浸水害)	大雨によって重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 1 時間雨量が平坦地で 50 mm 以上あるいは平坦地以外で 100 mm 以上になると予想される場合。 ② 土壌雨量指数基準が 135 以上になると予想される場合。

警報の種類	警 報 の 発 表 基 準
大雪警報	大雪によって重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 24 時間の降雪の深さが平野部で 30 cm 以上、山沿い・山地で 40 cm 以上になると予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇によって重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 潮位が 2.8m 以上になると予想される場合。
波浪警報	高い波によって重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が 3.0m 以上になると予想される場合。
洪水警報	大雨、長雨、融雪によって河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 1 時間雨量が平坦地で 50 mm 以上あるいは平坦地以外で 100 mm 以上になると予想される場合。 ② 金生川流域の流域雨量指数が 15 以上あるいは関川流域の流域雨量指数が 22 以上になると予想される場合。
記録的短時間大雨情報	1 時間雨量が 100 mm を超える場合。
※地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
※浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。

注 意 報 の 種 類	注意報の発表基準
強風注意報	強風によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 平均風速が陸上で 12m/ s 以上、海上では 15m/ s 以上になると予想される場合。
風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/ s 以上、海上では 15m/ s 以上になると予想される場合。
大雨注意報	大雨によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 1 時間雨量が平坦地で 30 mm 以上あるいは平坦地以外で 70 mm 以上になると予想される場合。 ② 土壌雨量指数基準が 94 以上になると予想される場合
大雪注意報	大雪によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 24 時間の降雪の深さが平野部で 10 cm 以上、山沿い・山地で 20 cm 以上になると予想される場合。
濃霧注意報	濃霧によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 濃霧によって視程が陸上で 100m 以下、海上では 500m 以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷等によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害についても注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 最小湿度が 40% * 以下で、実効湿度が 60% * 以下になると予想される場合。

注 意 報 の 種 類	注意報の発表基準
なだれ注意報	なだれによって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 積雪の深さが 20 cm 以上あり、降雪の深さが 30 cm 以上になると予想される場合。 ② 積雪の深さが 50 cm 以上あり、最高気温が 8℃* 以上又はかなりの降雨が予想される場合。
着雪注意報	著しい着雪によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれがあるときに発表され、次の条件に該当するとき。 24 時間の降雪の深さが 20 cm 以上で気温が - 1℃～2℃になると予想される場合。
霜注意報	霜によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には 3 月 20 日以降の晩霜によって農作物への被害が起こるおそれがあるときに発表され次の条件に該当するとき。 最低気温が 3℃ 以下になると予想される場合。
低温注意報	低温によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるときに発表され次の条件に該当するとき。 最低気温が平野部で - 4℃ 以下、山沿いでは - 8℃ 以下になると予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 潮位が 2.3m 以上になると予想される場合。
波浪注意報	高い波によって災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次の条件に該当するとき。 有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合。

注 意 報 の 種 類	注意報の発表基準
洪水注意報	大雨、長雨、融雪によって河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には次のいずれかの条件に該当するとき。 ① 1時間雨量が平坦地で 30 mm以上あるいは平坦地以外で 70 mm以上になると予想される場合。 ② 金生川流域の流域雨量指数が 11 以上あるいは関川流域の流域雨量指数が 15 以上になると予想される場合。
※地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。
※浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。

(注)

- 1 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される場合に発表する。
- 2 「※」印を付した要素は松山地方気象台における値であることを示す。
- 3 土壌雨量指数基準値は、1km 四方毎に設定している基準である。
- 4 大地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- 5 「※」印を付した地面現象警報及び浸水警報は気象警報に、地面現象注意報及び浸水注意報は気象注意報に含めて行う。

<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

平野部・山沿い・山地の取り扱いについて

標高がおおむね 200m までの地域を「平野部」、200m～400m までの地域を「山沿い」、400m 以上の地域（高縄半島付近、久万高原付近を除く）を「山地」とする。



この表現は、気象情報においても同様に行う。

第2節 防災思想・知識の普及計画

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、県、公共機関、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、市は、県や関係機関と連携を図りながら、自主防災思想の普及、徹底として、各所属職員をはじめ、住民等に対し、災害予防又は災害応急措置等防災に関する知識の普及・啓発に努める。その際、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した防災知識の啓発に努める。

1 職員に対する教育

職員として、的確かつ円滑な防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 市地域防災計画及び市の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 自主防災組織の育成強化対策
- (8) 防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記（4）及び（5）については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

教育委員会は、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 教職員の実践的な研修や訓練の充実に努め、教職員一人ひとりの危機管理意識の高揚を図る。
- (2) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、災害に関する基礎的知識を修得させるとともに、災害発生時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。

- (3) 住んでいる地域の特徴や過去の自然災害等について継続的な防災教育に努める。
- (4) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や災害発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。
- (5) 水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

3 住民に対する防災知識の普及

市は、災害発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 気象災害に関する基礎知識
- (イ) 警戒レベル等が発令された場合にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (カ) 高潮危険予想地域、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (キ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、その他避難対策に関する知識
- (ク) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (ケ) 応急手当等看護に関する知識
- (コ) 避難生活に関する知識
- (サ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (シ) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (ス) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (セ) 防災士の活動等に関する知識
- (ソ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（市ホームページ）の活用
- (キ) 各種ハザードマップの利用

(2) 社会教育を通じての啓発

ア 教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災活動に寄与する意識を高める。

(ア) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(イ) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

イ 市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(3) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会、資料映像の貸出し等を通じて防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

4 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

また、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努めるものとする。

なお、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

防災マップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種デー

タを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携

市は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

第3節 自主防災組織育成計画

災害による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが災害及び防災に関する正しい知識をもち、これを家庭、地域、職域等で実践することが重要である。

また、このことは、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることによって、より効果的となる。

このため、市は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進するものとする。

1 住民の果たすべき役割

住民は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行うものとする。

(1) 平常時の実施事項

- ア 防災に関する知識の習得に努める。
- イ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認する。
- ウ 土砂災害や洪水、高潮等地域の危険個所の把握に努める。
- エ 家屋の補強を行う。
- オ 家具の固定やブロック塀の転倒防止等落下倒壊危険物の対策を講ずる。
- カ 飲料水、食料、携帯トイレ、トイレットペーパー、日用品や医薬品等生活必需品を備蓄するとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常持出用）。また、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- キ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ク 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- ケ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- コ 隣近所と災害時の協力について話し合う。
- サ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- シ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 災害発生時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 適時、適切な早めの避難を実施する。
- ウ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- エ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- オ 自力による生活手段の確保を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 自動車、電話の利用を自粛する。
- ケ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、市は、自主防災組織の結成を積極的に促進し、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、自主防災組織の育成計画について定め、その役割及び活動、市の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、各種の助成を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ次の点に留意する。

ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう自治会等の単位で編成するものとする。

イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。

ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

(2) 組織づくり

既存の自治会等を自主防災組織として育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。なお、自主防災組織の育成、強化に当たっては、女性の参画の促進に努めるものとする。

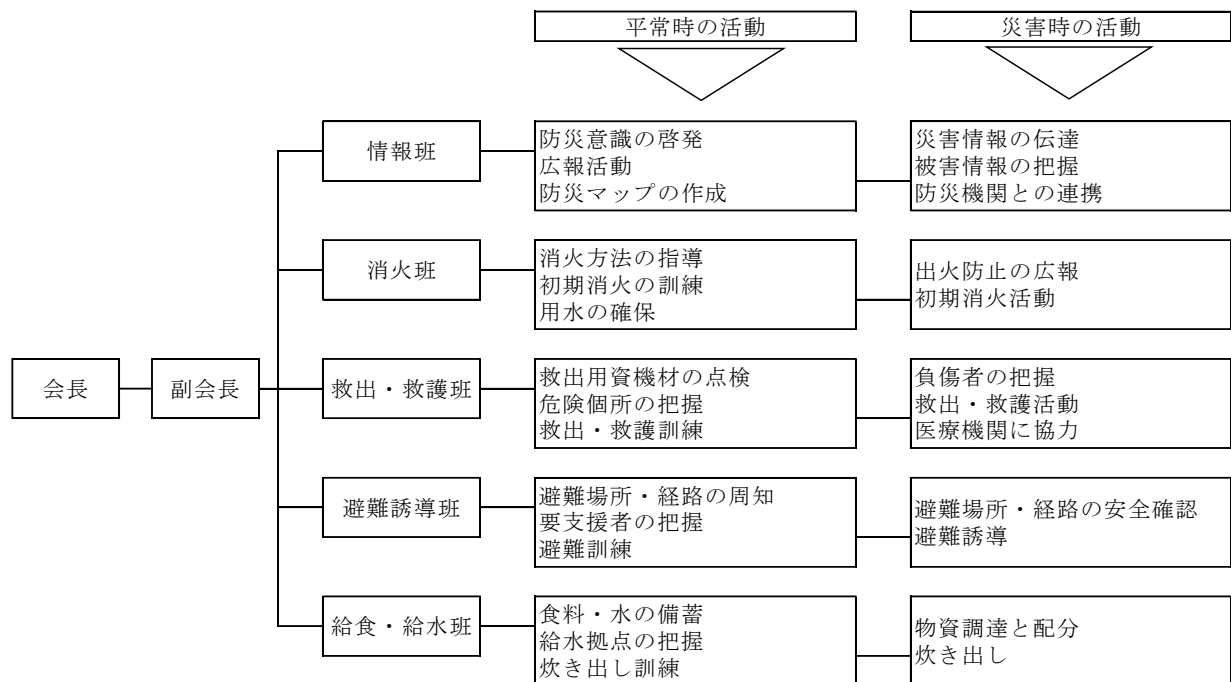
ア 自治会長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。

イ 自治会等の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

ウ 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。

エ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。

オ 自主防災組織が、災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきかないよう配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかりと決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく必要がある。また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。



自主防災組織の役割（例）

3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、災害発生に備えて、平常時において次の活動を行うものとする。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日ごろの備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、防災講座、映学会、講習会、研究会、訓練、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

〈主な啓発事項〉

ア 平常時における防災対策

イ 災害時の心得

ウ 自主防災組織が活動すべき内容

エ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等をもとに、地域に内在する危険や、指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成して掲示、又は各戸に配布することにより、的確な防災計画書の作成を容易にするとともに、住民一人ひとりの防災意識の高揚と災害時の避難行動の的確化を図る。

- (3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成
地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。
- (4) 「自主防災組織の台帳」の作成
自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要となる、自主防災組織の人員構成、活動体制、資機材等設備の現況及び災害発生時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。その際、個人情報の取扱いについては、十分留意するものとする。
- ア 世帯台帳（基礎となる個票）
 - イ 避難行動要支援者台帳
 - ウ 人材台帳
- (5) 「防災点検の日」の設置
家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。
- (6) 防災訓練の実施
総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる災害発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や県等と有機的な連携を図るものとする。
- ア 情報の収集及び伝達の訓練
 - イ 出火防止及び初期消火の訓練
 - ウ 避難訓練
 - エ 救出及び救護の訓練
 - オ 炊き出し訓練
- (7) 地域内の他組織との連携
地域内の事業所や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。
- (8) 情報の収集・伝達体制の整備
自主防災組織は、災害発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を迅速に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施することとなるため、あらかじめ次の事項を定めておくようにする。
- ア 防災関係機関の連絡先
 - イ 防災関係機関との連絡のための手段
 - ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート
- (9) 避難行動要支援者の支援体制の整備
自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の支援を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するように努める。
- (10) 資機材等の整備
自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

4 市の活動

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、自主防災組織づくりを推進する。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。

また、消防機関は消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

(3) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

市は、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながら育成に努める。

5 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であることから、自主防災組織の訓練に参加し、資機材の取扱いの指導を行う。また、消防団、警察、自衛隊のＯＢや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努め、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るものとする。

6 事業所等における自主防災活動

(1) 自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、災害の拡大を防止するための確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成し、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行うものとする。

ア 防災訓練

イ 従業員等の防災教育

ウ 情報の収集・伝達体制の確立

エ 火災その他災害予防対策

オ 避難対策の確立

カ 応急救護

キ 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

(2) 浸水想定区域内の活動

河川氾濫等による浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のため、水防法第 15 条の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた事業者等は、以下の活動を行う。

ア 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画を作成するとともに、この計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した計画及び自衛水防組織等の構成員について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

イ 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成するとともに、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

ウ 本地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画の作成及び当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した当該計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水の防止のための訓練の実施に努める。

7 地区における自主防災活動の推進

(1) 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合は、必要があると認めるときは地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4節 事業者の防災対策支援計画

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生等）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国や県、市が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の推進に協力するよう努める。

また、事業者も地域の一員として、地域の防災活動に協力することが重要である。

このため、市は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行うものとする。

(1) 平常時の実施事項

- ア 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- エ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- オ 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留まることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- カ 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- キ 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- ク 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- ケ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- コ 予想される災害に対する復旧計画の策定に努める。
- サ 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- シ 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。
- ス 危険物等関係施設を保有する事業者においては、当該施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

(2) 災害発生時の実施事項

- ア 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であ

るときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

イ 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。

ウ 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。

エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。

オ 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、市等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

2 市の活動

(1) 防災意識の啓発

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、事業継続計画策定支援等のニーズに的確に応えられるよう、県等の協力を得ながら環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所、過去の災害状況及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

(3) 協定等の締結

市は、災害時における救援物資提供に関する協定等の締結を行い、災害時における事業者等の協力体制の構築に努める。

第5節 ボランティア育成計画

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPO等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時からボランティアやコーディネータ等の養成、地域のボランティア団体とNPOのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

1 災害救援ボランティアの養成・登録等

市は、社会福祉協議会との協働により、ボランティア市民活動センター事業として、次の事項を行う。

- (1) 情報誌の発行等を通じ、住民のボランティアに関する意識啓発や知識の普及に努める。
- (2) 災害が発生した場合に被災地において救援活動を行う災害救援ボランティア等の養成・登録を行う。併せて、そのボランティア登録者について、資格や技能をいかした希望する専門分野、あるいは希望する活動内容等について調査する。
- (3) ボランティア活動を組織的に行うことができるよう、その中核となるボランティア・リーダーや災害発生時にボランティアのあっせん等を行うボランティアコーディネータの養成・登録を行う。その際、女性の参画促進に努める。
- (4) ボランティアが被災地において相互に連携し、迅速かつ機能的な活動が行えるよう、平常時から研修や交流の機会を提供し、NPO・ボランティア等及び中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築を図るとともに、活動環境の整備を図る。
- (5) ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

2 災害救援ボランティアの活動拠点の確保

市は、災害に備えて指定避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等についても、配慮する。

3 ボランティアの主な活動内容

- (1) 災害情報、安否情報、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者の介護及び看護補助（同性による介助や被介助者を尊重した対応等に配慮）
- (3) 外国人、帰宅困難者、旅行者等土地に不案内な者への支援
- (4) 清 掃
- (5) 炊き出し
- (6) 救援物資の仕分け及び配布
- (7) 消火・救助・救護活動
- (8) 保健医療活動
- (9) 通訳等の外国人支援活動
- (10) ボランティアのコーディネート

第6節 防災訓練計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、防災関係機関が相互に緊密な連携を保ちながら、本計画に定める災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ適切に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の啓発を図るため、図上又は実地で、要配慮者を含む地域住民と連携した総合的かつ効果的な訓練を実施するものとする。

その際、自衛隊、海上保安部など国の機関や県の協力を得るとともに、水防協力団体、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体等とも連携した訓練を実施する。

また、沿岸地域や中山間地域における孤立地区の発生を想定するなど、地域の実情を考慮するとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

なお、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努め、訓練後に評価を行い、必要に応じて改善策を検討し、次回からの訓練に反映させるものとする。

1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 災害予防責任者は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行うものとする。
- (2) 災害予防責任者の機関に属する職員、従業員等は、それぞれの防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加するものとする。
- (3) 住民及び関係団体は、災害予防責任者が行う防災訓練に協力するものとする。

2 防災訓練の種別

市及び防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
総合防災訓練	年1回	風水害、火災、地震、南海トラフ地震等大規模災害を想定した総合訓練	防災関係機関（地域住民を含む）
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年1回	南海トラフの巨大地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
災害情報システム訓練	年1回	災害情報システムによる県被害情報の取りまとめに関する訓練	県、市町、防災関係機関
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	消防職団員
通信連絡訓練	〃	・予報警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達 ・非常電源を用いた訓練	県、県警、市、自衛隊及び関係機関
非常参集訓練	〃	災害関係課、災害担当者の非常招集	県、県警、市
水防訓練	〃	各種水防工法の実施訓練	県、市

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
水防演習	4年毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	国、県、県警、市、自衛隊、消防機関、防災関係機関
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市
消防団教養訓練	〃	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	〃	ポンプ操法、火災予防、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	〃	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防機関、関係事業所
毒物劇物等事故処理訓練	〃	塩素、シアン化合物、硫酸、特定毒物等の事故処理訓練及び通報訓練	県、県警、消防機関、関係製造所、関係運送業者
避難訓練	〃	市地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	市、学校、事業所
海上保安訓練	〃	海上保安庁防災業務計画による関係機関による救難訓練	海上保安庁、県、県警、自衛隊、漁業関係者、防災関係機関
土砂災害防災訓練	年1回	土砂災害警戒区域における情報伝達訓練及び避難訓練	県、市、防災関係機関

3 訓練の時期

えひめ防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施することを基本とし、訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

4 訓練の方法

市は、関係機関と連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果ある方法で訓練を行う。

また、他の市町等との応援協定に基づく合同訓練の実施に努める。

なお、訓練の実施に当たっては、広報に努め、住民等の積極的な参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

5 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用

市は、消防庁が作成した「防災・危機管理セルフチェック項目」を活用し、日々防災体制の自己点検を実施し、県は、その状況を把握し、災害対応能力の向上に努めるものとする。

第7節 火災予防計画

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防用施設等の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして火災予防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努め、もって住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減するものとする。

1 火災予防の推進

(1) 火災予防運動の実施

県と一体となり、関係機関及び各種団体の協力のもと、春秋2回の火災予防運動を実施し、住民の警火心の喚起と防災思想の普及に努める。

(2) 火災予防査察の実施

消防本部は、火災予防のため必要があるときは、消防法第4条及び第4条の2の規定に基づき、予防査察を実施する。

(3) 初期消火体制の整備・強化

ア 一般家庭に対する出火防止の指導

市は、一般家庭における出火を防止するため、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

イ 住民の初期消火体制の整備

市は、自治会等の単位で自主防災組織の育成・強化を図るとともに、日ごろから火災発生時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

ウ 事業所に対する出火防止の指導

市は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

2 消防体制の整備

(1) 消防組織の充実

ア 市の消防組織は、常備消防（消防本部）と非常備消防（消防団）により構成されている。

イ 整備された装備・資機材等を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防職員及び消防団員に対し、計画的に各種教育・訓練を実施する。

ウ 消防団は、消防本部と並んで、地域社会における消防防災の中核として、重要な役割を果たしている。地域住民の消防団活動に対する理解を促し、消防団員の員数確保に努め、活性化対策を積極的に推進し、地域社会における消防団への協力体制の確保等を図る。

(2) 消防用施設等の整備

「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するように、消防機械・器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について、年次計画を立て、その強化を図る。

資料編「消防本部の現況」
「消防団の現況」
「消防水利」

第8節 林野火災予防計画

林野火災は、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業は困難を極め、大規模火災となるおそれがある。

このため、次のとおり林野火災予防計画を策定し、火災の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

1 林野火災消防計画の確立

市は、関係機関と密接な連絡をとり、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林作業の状況等を調査・検討のうえ、林野火災消防計画を策定し、次の事項について定めるものとする。

(1) 特別警戒実施計画

特別警戒の実施区域、時期、実施要領等について定める。

(2) 消防計画

消防分担区域、出動計画、防御・鎮圧要領等について定める。

(3) 資機材整備計画

林野火災用消防水利及び消防施設の整備・拡充について定める。

(4) 啓発運動の推進計画

山火事予防のポスター、立看板、横断幕等各種広報等の実施について定める。

(5) 林野火災防御訓練の実施計画

市単独若しくは県及び関係機関と連携した訓練の実施等について定める。

2 林野所有（管理）者の予防対策

(1) 防火帯としての役割を加味した林道網の整備

(2) 防火帯、防火樹帯の設置及び造林地への防火樹の導入

(3) 自然水利の活用等による防火用水の確保及び防火用工作物の整備

(4) 事業地の防火措置の明確化

(5) 森林法、火入れに関する条例及び市火災予防条例等の厳守

(6) 消防機関等との連絡方法の確立

(7) 火災多発期（2月～5月）における巡視の強化

3 林野火災対策用資機材の整備

市及び林野の所有（管理）者は、林野火災対策用資機材（トラック、ジープ、工作車、チェーンソー、鋸、鋏、鎌、トランシーバー等）の整備に努めるものとする。

4 空中消火体制の整備

県では、大規模林野火災に対処するため、消防防災ヘリコプターや自衛隊ヘリコプターによる空中消火体制を確立するとともに、空中消火資機材を整備し、愛媛県林野火災空中消火資機材等貸付要領の適切な運用を図っている。

また、他県や自衛隊のヘリコプターの派遣には時間を要することから、市は、火災状況を的確に把握し、早期に派遣要請を行うものとする。

第9節 水害予防計画

市は、地域の特性に配慮しつつ、施設の風水害等に対する安全性の確保、治水・治山事業等の総合的、計画的推進等により、風水害に強いまちづくりを推進する。

1 治水・治山対策

(1) 治水対策

ア 重要水防箇所把握

市は、市内の河川を定期的に点検し、浸水、決壊等により重大な災害の発生が予想される重要水防区域を把握し、その対応策について検討する。また、住民に対し、重要水防箇所について周知する。

出水期前には、重要水防箇所を重点的に、異常がないか点検パトロールを行い、災害の未然防止に努める。

イ 河川の改修

市内の河川は、地形上流路が短く急流であり、また土砂流出が激しく、水害を受けやすい状況にある。

このため、県の協力を得て、河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

ウ ダム

柳瀬ダム・新宮ダム・富郷ダムは、本市の治水対策において重要な役割を果たしている。

市は、各ダム管理所と連携を図り、特にダム放流警報発令及び解除の連絡等については遺漏のないよう万全を期する。

エ 浸水想定区域内施設への対応

浸水想定区域の指定を受けた場合は、地域防災計画に、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるとともに、水防法第15条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記し、また洪水予報等の伝達方法を定める。

オ 浸水対策工事の実施

過去の浸水被害の大きい地区に加えて、事前の防災・減災の観点から災害が発生するおそれのある地区において、水路施設、ポンプ施設及び貯留施設の整備を実施して、都市機能並びに地域住民の安全性の向上に努める。

なお、浸水により相当な損害を生ずるおそれのある地域を浸水想定区域とし、緊急性の高いもの及び住民の協力が得られるものから対策工事を実施する。

- (ア) 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）で、その利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等という。」）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

- (イ) 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する

ものが利用する施設をいう。)で、その利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの。

- (ウ) 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める要と及び規模に該当するもの）で、その所有者又は管理者から申出があった施設をいう。）

さらに、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

なお、同一水系に位置する市町は、相互に河川の状況や避難情報が共有できるよう連絡体制を整備する。

その他、市長は要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、必要な指示を行う。

(2) 治山対策

市は、国及び県の協力を得て、次により治山対策を講ずる。

ア 保安林の整備

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害を防止するため、指定保安林の保全に努める。

イ 治山施設等の整備の促進

(ア) 危険地区等の点検・調査

山地災害危険地区における危険度を把握するため、定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域等への指定を促進するとともに、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

(イ) 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し、必要に応じ修繕等を行う。

ウ 林道施設の整備

市は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林道の整備に努める。

2 水防施設の整備

市水防倉庫に水防資器材を備蓄し、常に在庫数を調査し、不足した場合には補充する。

3 通信連絡施設の整備

愛媛県内の雨量、水位観測所の観測データ、気象情報などの各種警戒情報などを一元化したシステムとして「愛媛県 河川・砂防情報システム」が運用されている。本システムからの各種情報の収集を行い、的確な水防警報の発令や住民への避難指示等の迅速化など、総合的な防災体制の確立のため活用する。

4 ハザードマップの整備

市は、災害危険箇所の周知及び避難体制の整備等を図るため、ハザードマップを作成し、住民等に配布するものとする。

5 大規模氾濫に関する減災対策協議会

大規模氾濫に関する減災対策協議会は、水害を防止し、又は軽減するために、水防に関する連絡および調整の円滑を図るとともに激甚化・頻発化する水災害に対して、あらゆる関係者が一体となって治水対策に取り組む「流域治水」により、大規模氾濫等に備えた防災・減災対策を推進し、もって公共の安全に寄与することを目的とする。

市は、地方局建設部長及び土木事務所長が毎年出水期前に開催する、管内の水防管理団体（市町）、消防機関、警察署、その他水防関係機関で組織する大規模氾濫に関する減災対策協議会に参加し、次の事項について協議するとともに、重要水防箇所の合同点検を実施し情報共有を図る。

- (1) 水災による被害の軽減に資する取組について
- (2) 水位情報等の連絡について
- (3) 危険防止対策について
- (4) 水防資器材の補充応援について
- (5) 避難対策について
- (6) 水門及び樋門の管理及び操作について
- (7) その他水防に関する事項

資料編 「山地災害危険地区」「林道整備路線」

第10節 高潮災害予防計画

高潮及び波浪による被害から海岸を防護し、もって市域の保全を図るため、次の予防対策を実施するものとする。

1 海岸保全

本市の海岸総延長は25 kmに及び、その海岸線に沿って工業地帯が広がっている。沿岸部は台風時等の高潮発生の高危険性が高いため、海岸保全施設の整備促進に努め、住民の生命と財産を守り、避難の円滑化を図るものとする。

- (1) 高潮被害を軽減するため警戒・避難を中心とする防災体制強化を図る。
- (2) 海岸堤防等の決壊を防ぎ、風浪等による被害を未然に防止するため、市においては、台風時及び台風通過後において施設の被災状況を調査し、県に報告する。

2 通信施設の整備・活用

県が整備している潮位情報提供システムによりリアルタイムに配信される三島川之江港の潮位観測の潮位データを活用し、沿岸住民の早期避難や予防対策に努めるなど、高潮や津波等にも対処するものとする。

3 高潮ハザードマップの整備

市は、高潮に係る浸水予想地域の周知及び避難体制の整備等を図るため、高潮ハザードマップを整備するとともに、警戒・避難を中心とする防災体制の強化を図る。

第11節 地盤災害予防計画

風水害等により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所について、防災施設の整備等、土砂災害対策事業を推進するとともに、警戒避難体制を整備する。

1 土石流対策

(1) 情報収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

関係機関の協力を得て、日ごろから過去の災害事例等を基に、どの程度の雨量があれば土石流の発生のおそれがあるかを把握し、その資料を整備しておく。

イ 情報の伝達

市は、住民に対する気象予報警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備するとともに、防災パトロール実施者による緊急情報の伝達方法についても整備する。

(2) 砂防事業の実施

現在荒廃している渓流又は将来荒廃のおそれのある渓流について、土石流の発生が予想される渓流を重点的に、砂防えん堤、床固工、渓流保全工等を実施して、土石流による災害防止と荒廃渓流の整備を進める。

2 地すべり対策

(1) 避難体制等の整備

住民が安全な避難を行えるよう、地すべり危険箇所を把握し、地域の危険箇所や避難所等を網羅した総合防災マップ等を作成し、住民に周知するとともに、避難体制等の整備を図る。

(2) 地すべり防止工事の実施

県の協力を得て、地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。人家や緊急輸送道路をはじめとする避難路、避難所の被災が想定される箇所を優先的に取り組むなど、市民の安全確保に努める。

3 急傾斜地崩壊対策

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の周知

急傾斜地崩壊危険箇所を把握するとともに、住民に危険箇所を周知する。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の防災パトロール及び点検の実施

市は、警察署と連携して、危険箇所の崩壊による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、梅雨期、台風期等豪雨が予想されるときは、随時防災パトロールを実施する。また、平常時より当該区域の総点検を行い、高さ、勾配、亀裂、湧水・地表水、危険雨量等について把握しておく。

(3) 情報の収集及び伝達体制の整備

ア 情報の収集

関係機関の協力を得て、日ごろから、過去の経験をもとにどの程度以上の雨量があれば崩壊の危険性があるかを把握し、その資料を整備しておく。

イ 情報の伝達

急傾斜地崩壊危険区域に対する気象予報警報等情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を

整備するとともに、防災パトロール実施者による緊急情報の伝達方法について定めておく。

(4) 急傾斜地崩壊防止工事

県の協力を得て、急傾斜地崩壊防止工事を緊急度の高いもの及び住民の協力が得られるものから順次施工する。

4 山地災害対策

森林法及び地すべり等防止法に基づき、森林の維持造成を通じて、山地災害の未然防止を図る。

また、集中豪雨等により発生する山地災害の実態を踏まえ、きめ細かな防災措置を講ずるため、関係機関との連携を保ちながら点検、整備を強化するほか、警戒避難体制を確立するなど、総合的な山地災害対策の推進に努める。

なお、山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット、広報紙等により、住民等の啓発にも努める。

5 土砂災害防止法に基づく施策の推進

県が市の意見を聴いて行う「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況を踏まえ、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する制限、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するものとする。

なお、土砂災害警戒区域の指定を受けた区域において警戒区域毎に以下の情報伝達、予報警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成を促進するため、要配慮者利用施設の所有者又は管理者が避難確保計画を作成していない場合において、期限を定めて避難確保計画を作成することを求めるなどの指示を行い、指示に従わなかった場合はその旨を公表することができる。

なお、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上に努める。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項

イ 避難施設その他の指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

ク 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町の長は、市町村地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避

難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布等により住民に周知する。

第12節 避難計画

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

避難計画の作成に当たっては、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、指定避難所に必要な設備、資機材の配備を図る。また、避難住民の健康状態の把握等のため、保健師等による巡回健康相談等を実施することを定める。

特に、避難指示のほか、避難行動要支援者等特に避難行動に時間を要する者に対して、避難の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対しても、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難を呼びかける高齢者等避難を発令するとともに、関係住民への伝達も含めた避難支援体制の充実・強化を図る。

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

なお、市は、避難所施設の管理者や自主防災組織等と避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

さらに、市は、県と連携を図りながら、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

1 避難場所及び避難所の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るための指定避難所について、必要十分な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、地域防災計画に定めるとともに、指定避難所施設の管理者や自主防災組織等と指定避難所の開設や運営方法、役割分担等について協議等を行うとともに、情報を共有する。

市が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載するものとする。

また、市はこれらの指定緊急避難場所、指定避難所及びその周辺道路に日本産業企画に基づく災害種別一般図記号を使用して、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

ア 災害時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

オ 地区分けをする場合は、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 指定避難所

避難者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、学校を指定避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。

また、市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

ア 避難者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき4㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに避難者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ避難者等を集団的に収容できること。

資料編「指定避難所（収容施設）」
「指定緊急避難場所（一時避難場所）」

2 避難路の整備

市は、指定緊急避難場所の指定に併せ、市街地の状況等に応じて次の基準により避難路を選定・整備し、確保する。

なお、沿岸地域や河川周辺等による危険が予想される地域については、浸水等を考慮した避難路の選定・整備を図るものとする。

また、外国人、旅行者等に対しても、標識板の設置等によりこれらの周知に努める。

- (1) 避難路は、緊急車両の通行等を考慮し、必要な幅員を有することとする。
- (2) 避難路は、相互に交差しないこととする。
- (3) 避難路には、火災、爆発等の危険の大きい工場等がないよう配慮する。
- (4) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- (5) 避難路については、複数の道路を選定するなど、周辺地域の状況を勘案することとする。

3 住民等への周知のための措置

市は、住民等の円滑な避難のための立退きに資するよう、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努める。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違ふこと、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があること等について日頃から住民等への周知徹底に努める。

さらに、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

4 指定避難所の設備及び資機材の配備

市は、要配慮者及び被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や子供にも配慮のうえ、必要な次の設備及び資機材をあらかじめ指定避難所に配備し、又は必要なとき直ちに配備できるよう準備しておく。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

ア 衛星携帯電話・無線LAN等の通信機材・N T T西日本事前設置の特設公衆電話等の通信機材・設備

イ 放送設備

ウ 照明設備（非常用発電機を含む。）

エ テレビ、ラジオ等の災害情報の入手機器

オ 炊き出しに必要な機材及び燃料

カ 給水用機材

キ 救護施設及び医療資機材

ク 物資の集積所

ケ 仮設の小屋又はテント

コ 携帯トイレ、仮設トイレ又はマンホールトイレ

サ 防疫用資機材

- シ 清掃用資機材
 - ス 工具類
 - セ 非常電源
 - ソ 日用品
 - タ 備蓄食料及び飲料水
 - チ その他粉ミルクや紙おむつ、生理用品、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等
- 資料編「主要備蓄物資」
「救急医療用資機材」

5 避難計画

(1) 避難計画の作成

市は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織等の協力も得ながら避難体制の確立を図る。また、計画作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象及び地域の特性を踏まえるものとする。

- ア 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を発令する客観的基準及び伝達方法
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路及び誘導方法
- エ 指定避難所開設に伴う避難者救援措置に関する事項

- (ア) 給水措置
- (イ) 給食措置
- (ウ) 毛布、寝具等の支給
- (エ) 衣料、生活必需品の支給
- (オ) 負傷者に対する応急救護

オ 指定避難所の管理に関する事項

- (ア) 避難収容中の秩序保持
- (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
- (ウ) 避難に対する応急対策実施状況の周知徹底
- (エ) 避難者に対する相談業務

カ 災害時における広報

- (ア) 防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、広報車による周知
- (イ) 避難誘導員による現地広報
- (ウ) 自治会等を通じた広報

キ 夜間及び休日、荒天時等あらゆる条件下における避難誘導体制整備

ク 不特定多数の人が利用する地下道・地下駐車場など地下空間施設の円滑かつ迅速な避難体制

(2) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの策定

国の「避難情報等に関するガイドライン」に基づき、適時的確に避難指示等を発令するため、次の事項に留意して「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

なお、作成に当たっては、洪水、土砂災害等の災害事象の特性を踏まえるとともに、住民への周知徹底を図る。

ア 対象とする災害及び地域

洪水、土砂災害等の災害事象ごとに、過去の災害や想定される災害を調査し、住民が避難行動をとる必要がある地域を特定

イ 避難対象区域

災害事象や地域ごとに、避難が必要な区域を特定

ウ 避難指示等の客観的な発令基準

(ア) 住民が避難所等への避難を完了するまでの時間を把握

(イ) 避難すべき区域ごとに高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の客観的発令基準を策定

(ウ) 国又は県に避難指示等について必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を決定

エ 避難指示等の伝達方法

(ア) 災害ごとの避難情報の伝達文設定

(イ) 可能な限り多様な伝達方法、伝達先を設定

(ウ) 時々刻々と変化する情報を居住者・施設管理者等に対して繰り返し分かりやすい言葉で伝達すること

オ その他留意すべき災害特性

(ア) 想定される災害の特性（危険性）の周知

(イ) 災害時の状況等に応じ、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避等の「緊急安全確保」をとる必要があることを、平時から周知しておく必要があること

(ウ) 同じ避難指示の対象区域の中でも、それぞれの居住者等がとるべき避難行動が異なること

(3) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を図るものとする。

ア 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導体制、並びに指示伝達の方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所、避難所となる場合の受入方法等をあらかじめ定めるものとする。

イ 義務教育及び高等学校等の児童生徒等を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育委員会においては、避難場所の選定や収容施設の確保並びに保健・衛生及び給食等の実施方法について定めるものとする。

ウ 病院においては、患者を他の医療機関等の安全な場所へ集団的に避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生及び入院患者に対する実施方法等について定める。

(4) 避難所運営マニュアルの策定

市は、指定避難所における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。

また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

なお、動物同行避難が可能な指定避難所については、指定避難所における動物飼養に関する事項

についてもマニュアルに定めるよう努める。

第13節 緊急物資確保計画

市の各機関は、災害が発生した場合の市民の生活や安全を確保するため、平素から食料、生活必需品、医薬品等の備蓄に努めるとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、備蓄状況の確認及び関係者間での情報共有を行う。また、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進するとともに、それらの物資を各指定避難所に確実に届けるための物資供給体制の整備を図る。

なお、備蓄を行うに当たって、大規模な風水害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、空港等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検するとともに、県が開設する広域物資輸送拠点（物資拠点）、市町が開設する地域内輸送拠点（物資集積場所）を経て、各指定避難所に緊急に必要な食料及び生活必需品（以下「緊急物資」という。）を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。物資の調達・供給活動に関し、被災者の生活の維持のため必要な生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行えるよう、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するように努める。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

1 食料及び生活必需品等の確保

災害が発生した場合の住民の生活を確保するため、食料及び生活必需品等の確保について、平常時から次の措置を行う。

- (1) 大量調達が可能な小売業者等との災害時応援協定の締結を促進する。
- (2) 食料及び生活必需品の調達先をあらかじめ指定し、必要に応じて関係業者等と協議しておくなど、調達計画を立てる。
- (3) 公的備蓄を行う必要のある物資の品目・数量について、備蓄計画を定め、計画的に整備する。なお、備蓄場所については、備蓄倉庫のほか、避難所等への分散備蓄に努める。また、孤立が予想される地区における備蓄を促進する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、次について啓発・指導する。
 - ア 7日間程度の最低生活を確保できる緊急物資の備蓄を行うとともに、3日間程度の非常食を含む非常持出品を準備する。
 - イ 自主防災組織等を通じて、助け合い活動の推進、緊急物資の共同備蓄を進める。
 - ウ 自動車へのこまめな満タン給油
 - エ 緊急物資の共同備蓄の推進
- (5) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の備蓄
- (6) 市内における緊急物資流通在庫調査の実施
- (7) 市内における緊急物資配分計画の策定
- (8) 流通在庫がなく確保が困難な物資の備蓄の推進

- (9) 緊急物資の集積所の選定及び運営管理等の検討
- (10) 給食計画の策定
- (11) 家庭内備蓄等の促進

資料編「四国中央市協定・覚書一覧表」
「主要備蓄物資」

2 飲料水等の確保

- (1) あらかじめ、非常災害時の給水を考慮し、緊急時に確保できる水量について調査し、把握しておく。
- (2) 給水車、給水タンク等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (3) 日ごろから、飲料水の備蓄を行うほか、取水、送水、配給水施設の復旧及び給水車等による応急給水等について、県及び他市町と相互応援体制の整備に努めるとともに、給水設備の復旧資材の備蓄を行う。
- (4) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。
- (6) 住民に対し、次について啓発・指導する。
 - ア 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の7日分を目標とする（うち3日分程度を非常持出用として準備）。
 - イ 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
 - ウ 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、水もれ、破損しないものとする。
- (7) 自主防災組織に対し、次について啓発・指導する
 - ア 応急給水を円滑に実施するために、給水班を編成する。
 - イ 災害発生時に利用が予定される井戸、泉、河川、貯水槽等の水は、水質検査を実施して、市の指導のもとに利用方法をあらかじめ検討しておく。
 - ウ 応急給水に必要とされるポンプ、水槽、ポリタンク、次亜塩素酸ナトリウム等の資機材を整備する。

3 市の活動

- (1) 地域内輸送拠点（物資集積場所）の選定、点検及び運営管理方法等の検討
- (2) 指定避難所までの緊急物資の輸送手段の確保
- (3) 被災者に物資を確実にかつ迅速に届けるための、物資に関する情報収集・要請・調達・輸送体制の整備（物資調達・輸送調整等支援システム等の活用による物資供給体制の強化）
- (4) 緊急通行車両等への優先的な燃料供給体制の整備
- (5) 公用車及び輸送協定等を締結した民間事業者等の車両に対する、緊急通行車両の事前届出制度の積極的な活用の推進

第14節 医療救護計画

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行えるよう、体制の整備を図る。なお、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

1 実施方針

- (1) 被災者に対する医療救護は、原則として市が行う。市だけでは対応が困難な場合は、隣接市町、県、国その他の関係機関の応援を得て行う。
- (2) 県は、市を応援・補完する立場から、市から要請があった場合、又は医療救護の必要があると認めた場合に、救護班や災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣し医療救護を実施する。
- (3) 災害の発生に伴い、市民の生命と健康の安全を脅かす事態が発生し、又は、発生するおそれがあるときは、県は、市の被害状況及び救急・救助活動状況等の情報を収集・把握し、健康被害の発生予防、拡大防止、治療等の広域的救護活動を迅速に実施するため、健康危機管理体制を確保し、県内外の関係機関との総合的な調整を行う。
- (4) 県及び市は、自然災害や大規模事故の発生に備え策定した医療救護活動要領等に基づき、救護所の設置、救護班の編成、災害派遣医療チーム（DMAT）の編成、救護病院等の患者受入れ、医薬品・医療資機材等の確保等に係る諸体制の充実を図る。
- (5) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

2 災害医療コーディネータの設置

- (1) 市は県とともに、被災地で必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、行政や関係機関と連携し、指定避難所等における医療ニーズや医療機関の被災状況、患者受入状況等の情報収集、分析及び伝達と、それを踏まえた各種調整及び要請等を行う災害医療コーディネータを以下のとおり設置する。
 - ア 各二次医療圏内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、災害基幹拠点病院及び災害拠点病院に災害拠点病院コーディネータを置く。
 - イ 市内の医療救護活動を調整するコーディネータとして、公立病院コーディネータを置く。
- (2) 県及び災害医療コーディネータは、関係機関と緊密に連携し、平常時から、県単位、地域単位でのネットワーク構築に努めるとともに、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等についてあらかじめ検討を行う。

〔災害医療コーディネータの設置一覧〕

区分	二次医療圏等	病院区分	設置病院名
統括 コーディネータ	全県	災害基幹 拠点病院	県立中央病院
災害拠点病院 コーディネータ	宇摩	災害(基幹) 拠点病院	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条		県立新居浜病院
	今治		県立今治病院
	松山		県立中央病院、松山赤十字病院、愛媛大学医学部付属病院
	八幡浜・大洲		市立八幡浜総合病院
	宇和島		市立宇和島病院
公立病院 コーディネータ	新居浜・西条	公立病院	西条市立周桑病院
	松山		久万高原町立病院
	八幡浜・大洲		市立大洲病院、西予市宇和病院
	宇和島		鬼北町立北宇和病院、県立南宇和病院

3 初期医療体制

(1) 体制の確立

災害発生後の電話や道路交通等の混雑、不通により、緊急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、下記の項目を定めるとともに、災害医療コーディネータ、県及び関係機関と連携し、災害時の被災地内の医療ニーズの収集・把握方法や救護班の受入れ・派遣方針等について、あらかじめ検討を行い、初期医療体制を確立しておくものとする。

ア 救護所の設置箇所を定め、住民に周知を図る。

イ 救護所等に医療救護用の資機材を備蓄する。

ウ 管内の医療機関の協力により、救護班を編成する。

エ 救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。

オ 応急手当等の家庭看護の普及を図り、自主防災組織等による自主救護体制の整備に努める。

(2) 救護班の編成

救護班の編成単位は、おおむね医師 1～2 名、保健師、看護師 4～5 名、事務職員（自動車運転手を含む。） 1～2 名とする。

なお、災害及び救護業務の状況に応じて人員を増減し、また、薬剤師、助産師等の必要な技術要員を加えることとする。

また、それぞれの救護班は、あらかじめ救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、招集連絡方法を定めておくなど、出動体制を整えておく。

4 後方医療機関

(1) 災害（基幹）拠点病院

ア 県は、災害基幹拠点病院を県に 1 箇所指定している。災害基幹拠点病院は、災害拠点病院としての機能を強化し、災害医療に関して中心的な役割を担うとともに、訓練・研修機能を有するものである。そのため、県及び統括コーディネータと一体となり、災害拠点病院と連携し、県全体

の医療救護の調整を行い、実施するものである。

イ 県は、災害時における広域的な地域医療の拠点として、救護病院の中から災害拠点病院を二次医療圏ごとに原則 1 箇所指定している。災害拠点病院は、災害に耐えうる機能・構造を有し、救護所等から搬送された入院治療を要する傷病者を受け入れるとともに、救護班を派遣し、地域の医療機関へ応急用資器材等の貸出を行う機能を有するものである。

区 分	二次医療圏等	病 院 名
災害基幹拠点病院	全 県	県立中央病院
災害拠点病院	宇 摩	公立学校共済組合四国中央病院
	新居浜・西条	県立新居浜病院
	今 治	県立今治病院
	松 山	松山赤十字病院 愛媛大学医学部附属病院
	八幡浜・大洲	市立八幡浜総合病院
	宇 和 島	市立宇和島病院

(2) 三次救急医療施設

県は、重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能を災害時においても確保するため、三次救急医療施設を指定している。

区 分	病 院 名
三次救急医療施設	東予救命救急センター（県立新居浜病院）
	県立中央病院救命救急センター
	南予救命救急センター（市立宇和島病院）
	愛媛大学医学部附属病院

5 災害情報の収集・連絡体制の整備

市は、医療機関の被害状況や医療機関における収容負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、消防、医療機関等をネットワーク化した愛媛県広域災害・救急医療情報システム（えひめ医療情報ネット）の活用を図るなど情報通信手段の充実・強化に努める。

6 難病患者等の状況把握

市は、平常時の保健医療活動を通じて、難病患者、精神疾患等の慢性疾患患者、人工呼吸器や人工透析等の在宅医療を受けている患者の状況と医療を提供できる機関に関する情報の把握に努める。

7 医薬品、医療資機材等の確保体制の整備

市は、避難生活に必要な医薬品等の備蓄に努める。

8 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

市は、一般住民に対する緊急蘇生法などの家庭看護、トリアージの意義やメンタルヘルスなどの災

害時における医療救護、献血者登録等に関する普及啓発に努めるとともに、医療及び行政関係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施・参加を推進する。

9 住民及び自主防災組織が実施すべき事項

住民及び自主防災組織は、医療救護を受けるまでの応急手当の技術の習得、軽度の傷病に対応できる医薬品等の準備に努める。また、住民は、献血者登録に協力するとともに、平常時から自らの健康状態の把握等に努め、特に慢性疾患等を有する場合には、健康手帳やお薬手帳等を携行するなど服用薬剤等の自己管理等に努める。

第 15 節 防疫・衛生、保健衛生活動計画

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制や被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制整備に努める。

また、複数の自治体にまたがる食中毒の集団発生時における広域情報緊急処理体制を構築する。

1 防疫・衛生活動

被災地域を所管する市は、県の指導・指示に基づいて防疫活動を実施する。なお、当該市のみでは実施が困難な場合は、隣接する市町及び四国中央保健所の応援を得て実施する。

- (1) 災害発生時に直ちに防疫活動が実施できる体制を整備する。
- (2) 防疫実施計画を作成する。
- (3) 防疫用薬品の調達計画を作成する。
- (4) 市民が行う防疫活動及び保健活動について普及啓発を図る。

2 保健衛生活動体制の整備

災害の発生に伴う被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制を迅速に整備する。

(1) 情報収集体制の整備

災害時の保健衛生活動に必要な情報の迅速かつ正確な収集・連絡等を行うための体制整備に努める。

(2) 保健衛生活動に関する体制整備

発災後迅速に保健師等による保健衛生活動が行えるよう体制を整備する。また、必要に応じ、保健師、災害時健康危機管理支援チーム（D H E A T）等の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時保健衛生活動マニュアルの整備、研修、訓練の実施等体制整備に努める。

第16節 要配慮者の支援計画

市及び社会福祉施設等管理者は、外国人（旅行者含む）も含めた要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体等の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、適切な避難行動に関する理解の促進、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等

- (1) 市は、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 市は、防災担当と福祉担当との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、個人情報の取扱いに配慮しながら避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。
- (3) 市は、防災担当や福祉担当との連携の下、福祉専門職（介護支援専門員、相談支援専門員等）、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。
- (4) 市は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

2 避難体制の確立

- (1) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。
- (2) 市は、消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。
- (3) 市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

- (4) 市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。
- (5) 市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所等へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。
- (6) 指定避難所等や避難路の指定に当たっては、地域の特性を踏まえるとともに、要配慮者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がいを含む。）、難病患者、妊産婦及び乳幼児、病弱者等、避難生活に特別の配慮を要する者のための福祉避難所の設置を進めるほか、言語、生活習慣、防災意識等の異なる外国人への対策を講じるなど、要配慮者の利便性や安全性にも十分配慮する。

3 防災教育・訓練の充実

要配慮者が自らの対応能力を高めるために、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

4 社会福祉施設等管理者の活動

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設等管理者は、災害の発生に備え、あらかじめ施設内の防災体制の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努める。

また、同管理者は、市や他の類似施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

市の協力を得て、緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

(3) 防災教育・訓練の充実

市の協力を得て、災害時において施設利用者等が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努める。

(4) 物資等の備蓄

災害時に施設利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。

(5) 具体的計画の作成

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第17節 広域的な応援体制整備計画

市及びその他関係機関は、大規模災害が発生した場合に、円滑な広域応援活動が行えるよう、あらかじめ相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するとともに、実効性の確保に留意して具体的な応援活動を実施できる体制の整備を進める。

市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努める。協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

1 相互応援協定の締結等

防災関係機関との応援・協力活動等が円滑に行われるように、市長は必要に応じて事前に災害時の相互応援及び広域一時滞在に関する協定を締結するなど、その体制を整備する。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

相互応援協定を締結する場合には、次の事項に留意し、実践的な内容とする。

(1) 連絡体制の確保

- ア 災害時における連絡担当部局の選定
- イ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- ア 主な応援要請事項の選定
- イ 被害情報等の応援実施に必要となる情報の伝達

(3) 現在締結済の協定

市では現在、国・県・近隣市町等と協定を締結しているが、今後さらに関係の強化を図る。

資料編「四国中央市協定・覚書一覧表」

2 民間団体の活用

災害応急対策の実施推進のため必要があるときは、各種団体に協力を要請することができるよう、平常時からその体制を確立しておく。

(1) 協力を要請する団体

- ア 自治会（自主防災組織含む）
- イ 婦人会
- ウ 農協・漁協
- エ 建設業協会
- オ 港湾管理団体

(2) 活動内容

- ア 被災者に対する炊き出し作業
- イ 被災者の救出作業

ウ 救助物資の調達、輸送、配給作業

エ 清掃、防疫、救助作業

3 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実のため、必要に応じ、協定締結先及び民間団体等との平常時における訓練及び情報交換を行う。

4 緊急消防援助隊の編成

県外への消防広域応援については、都道府県単位で設置した緊急消防援助隊を中心に応援隊を派遣するものとし、本県の緊急消防援助隊の部隊編成は、次のとおりである。

なお、今後とも、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

- (1) 航空指揮支援隊
- (2) 県大隊指揮隊
- (3) 総合機動部隊指揮隊
- (4) N B C 災害即応部隊指揮隊
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊
- (6) 消火小隊
- (7) 救助小隊
- (8) 救急小隊
- (9) 後方支援小隊
- (10) 通信支援小隊
- (11) 特殊災害小隊
- (12) 特殊装備小隊
- (13) 水上小隊
- (14) 航空小隊
- (15) 航空後方支援小隊

5 警察災害派遣隊の編成

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、被災地又は被災が予想される地域において活動する警察災害派遣隊を次のとおり編成し、広域的応援体制の整備を図っておくものとする。

- (1) 即応部隊
- (2) 一般部隊

第18節 ライフライン災害予防計画

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、電気、ガス、通信サービス等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の予防対策を実施するものとする。

また、ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を実施する。

1 水道施設

- (1) 応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 他の水道事業等関係機関や民間企業等と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 下水道施設

(1) 施設の代替性の確保

下水道管理者は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統の多様化、計画的な下水道施設の整備に努めるものとする。

(2) 雨水貯留浸透

下水道管理者は、市街地における雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

また、ポンプ場等の適切な操作を行うためのマニュアルの作成や人材の養成に努め、豪雨の発生が予想される場合などにおけるポンプ場等の適切な操作を行う。

3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意するものとする。

4 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、次の対策を実施し、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、設計・施工に留意するものとする。

- (1) 電力施設の災害予防措置
- (2) 災害復旧用設備の整備

- (3) 電気事故の防止
- (4) 要員の確保
- (5) 復旧資機材の確保

5 ガス施設

ガス事業者は、災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日頃から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

6 電信電話施設

N T T西日本株式会社は、次の対策を実施し、災害時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信を疎通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

- (1) 防災体制の確立
- (2) 防災に関する教育及び総合防災訓練への参加
- (3) 電気通信設備等に対する防災対策
- (4) 重要通信の確保
- (5) 災害対策用機器及び車両の配備

第19節 道路災害予防計画

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、ネットワークの充実を含む風水害等に対する安全性の確保を図る。

また、避難路、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

さらに、発災後の道路の障害物除去等による応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、四国中央市建設業協会連合会等と協定を締結し、体制の整備を図る。

また、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧等の計画を立案するものとする。

1 防災点検等の実施

道路管理者は、防災点検を定期的実施し、防災対策等の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

2 道路施設の防災対策及び改良整備

道路管理者は、防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

また、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

3 道路の冠水事故防止対策の実施

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努める。

4 道路通行規制等の実施

道路管理者は、異常気象等により道路の通行が危険であると想定される場合の道路通行規制に関する基準等を定め、警察及び消防等との連携の下、必要に応じて通行規制等の措置を行う。

5 関係機関との連携強化等

現在、市では、高速自動車道やトンネルでの事故等が発生した場合の相互応援協定を締結している。市は、平素よりこれらの関係機関との連携強化を図るとともに、必要に応じて、協定に基づき防災訓練等を実施する。

資料編「四国中央市協定・覚書一覧表」

第 20 節 港湾・漁港災害予防計画

港湾・漁港における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の予防対策を実施するものとする。

1 港 湾

(1) 物資輸送拠点の確保

本市は、県管理の重要港湾（三島川之江港）と地方港湾（寒川港）を有している。港湾は、海陸輸送の結節点及び経済流通の拠点として、また、災害時における避難や救援物資の運搬等に利用できる重要な役割をもつ施設である。

このため、風水害が発生した場合における被害の拡大を防ぐとともに、既存施設の安全性を把握するため、計画的に点検を実施し、その結果に基づき、県の協力を得て、緊急性の高い箇所から防災対策を実施するものとする。

また、近年の高波被害を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進する。港湾管理者は、港湾における高潮・高波・暴風リスクを低減するため、タイムラインの考え方を取り入れた防災・減災対策を推進する。

(2) 定期点検の実施等

港湾管理者は、通常のパトロール等において、目視等による点検を実施し、災害対策の必要箇所の把握に努める。また、過去に被災した箇所など港湾内の脆弱箇所を把握し、関係事業者に情報共有することにより連携を強化する。

(3) 施設の補強・整備等

港湾管理者は、点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強等を実施する。

また、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

2 漁 港

(1) 漁港施設の整備

漁港管理者は、暴風、高潮等による被害を防ぎ、また避難・救援を迅速かつ適切に行えるよう、漁港施設、避難路、避難広場等の整備を計画的に行い、災害に強い漁港づくりを推進する。

(2) 定期点検の実施等

漁港管理者は、災害時の海からの緊急輸送の確保及び漁船の海上災害予防のため必要な漁港施設の整備を図るとともに、防災上重要な施設の点検整備、漁船の海難防止、漁家及び一般住民の防災意識の普及・啓発又は指導を行う。

また、通常のパトロール等において、目視等による点検を実施する。

さらに、発災後の漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第 21 節 農地・農林業施設災害予防計画

農地・農林業施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、次の予防対策を実施するものとする。

1 農地、農業用施設の災害の防止

洪水、土砂災害、浸水等に対して、農地、農業用施設等を防護するため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の点検・補強、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。

2 地すべり防止事業

地すべり等防止法に基づき、農地を主とする地域に係る地すべりによる被害を未然に防止し、又は軽減するため、県等関係機関の協力を得て地すべり防止事業の計画的な実施を推進する。

3 農村整備事業等

農村地域の集落において、災害対策上不可欠な農道、農業集落道及び災害時に消防用水や生活用水を緊急取水することができる農業用排水施設の整備を推進する。

4 農業気象対策の推進

農業気象業務については、県、農業協同組合等と密接な連携のもとに農業気象観測の整備強化に努めるとともに、絶えず気象情報を把握し、防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、広報車等を通じ農業者に対し周知徹底を図り、被害を未然に防止するよう努める。

第 22 節 建築物災害予防計画

風水害、大火災等による建築物の被害を予防するため、老朽住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るほか、各種法令・諸制度に基づく事業を推進することにより既成市街地を更新し、新規開発に伴う指導・誘導を行うことにより適正な土地利用を進め、災害に強いまちづくりを行うものとする。

1 風水害に強いまちづくり

市は、災害を予防するため、次の措置を講ずる。

- (1) 湿潤な土地、出水のおそれの多い土地に建築物を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。
- (2) 災害危険区域等のがけ地に近接して住宅を建築しようとする者に対し、安全上必要な措置を講ずるよう指導する。また、がけ地崩壊により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある地域の危険住宅については、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度を活用し、移転を促進する。
- (3) 土砂災害警戒区域等については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。
- (4) 土砂災害危険箇所情報の周知徹底などを実施するとともに、避難方法、指定緊急避難場所などの警戒避難体制の整備を行う。また、平常時から土砂災害関連情報について、土砂災害情報相互通報システムの維持・管理・充実に努める。
- (5) 水防法第 15 条の規定に基づき、浸水想定区域内に次に掲げる施設で、洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時に浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合は、その施設の名称及び所在地を地域防災計画に明記するとともに、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
 - ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定多数かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。）
 - イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要するものが利用する施設をいう。）
 - ウ 大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）で、その所有者又は管理者から申出があった施設さらに、洪水予報河川等に指定されていない中小河川についても、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。
- (6) 水防管理者は、洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができ、必要に応じて、その区域内における行為に対して必要な助言又は勧告をする。
- (7) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用を誘導しないものとするなど、風水害に強い土地利用の推進に努めるものとする。

2 文化財施設の保護

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講ずるものとし、市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

- (1) 文化財等の補強工事の実施
- (2) 文化財の所在場所の確認、文化財台帳の作成、情報の共有化
- (3) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (4) 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定
- (5) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (6) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備
- (7) 火災発生に対する防火施設の設置
- (8) 文化財防火デー（1月26日）や文化財保護週間（11月1日～7日）等に合わせた防災訓練の実施

3 県教育委員会は、平成25年に中国四国地方の9県並びに広島市及び岡山市と共に策定した「中国・四国地方における被災文化財等の保護に向けた相互支援計画」に基づき、文化財が被災した場合に必要な救出や応急措置を行うため、日頃から指定文化財等の情報を整備・共有する。

4 平成30年に策定した「えひめ文化財防災マニュアル」を踏まえ、県内各市町、愛媛資料ネット、県建築士会等と連携し、平常時には文化財防災訓練等の実施、非常時には被災情報の収集や被災文化財の救済活動等を行う。

第 23 節 危険物等災害予防計画

火薬類、高圧ガス、石油類等の危険物による災害を防止するため、次の対策を実施し、防災機能の強化を推進するものとする。

なお、石油コンビナート等特別防災区域に係る石油類、高圧ガス等の災害防止については、石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 予防査察等の強化

消防本部は、火薬類、高圧ガス、石油類等の製造所、販売所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、あわせて危険予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

資料編「危険物施設」

2 予防教育の徹底

- (1) 消防本部は、危険物の製造所、販売所、貯蔵所等及び消費場所の作業主任者、保安係員、保安監督者及び取扱者に対し、保安講習等による教育を実施する。
- (2) 消防本部は、関係事業者に対し、必要に応じて保安教育計画を作成させ、これに基づく従事者への教育の徹底等について指導する。

3 防災訓練の実施

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係行政機関、関係保安団体及び事業所等による合同防災訓練を実施する。

第 24 節 海上災害予防計画

海上における災害を予防するため、市及び関係機関は、災害予防活動について、次のような予防措置を実施する。

1 関係機関による予防対策の実施

(1) 関係機関の協力体制の確立

日ごろから情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施・参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

(2) 訓練の実施

単独又は合同で防災に関する訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

(3) 防災思想の普及及び高揚

単独又は合同で防災に関する広報、教育等を積極的に実施し、関係者や住民に対する防災思想の普及・高揚に努める。

(4) 資機材等の整備

各機関は、海上災害発生時に迅速に対応できるよう、応急対策活動に必要な船舶、車両、通信機器、流出油防除資機材等の整備に努める。

(5) 調査研究

防災に関する資料の収集及び調査研究を定常的に行うとともに、調査研究成果について関係機関へ情報提供を行い、情報の共有化を推進する。

2 東予地区排出油等防除協議会の活動

東予地区排出油等防除協議会は、海上保安部の指導のもと、次に掲げる災害予防活動を実施するものとする。

(1) 関係機関の協力体制の確立

日ごろから情報交換を密にするとともに、海上災害を想定した防災訓練の実施及び参加等を通じて、機関相互の緊密な協力体制の確立に努める。

(2) 流出油防除資機材及び通信機器等の整備

各機関は、オイルフェンス、吸着材、油処理剤等の流出油防除資機材及び防災無線の整備促進に努める。

(3) 訓練の実施

大規模な海上流出油災害を想定した訓練を積極的に実施し、防災能力の維持・向上に努める。

資料編「東予地区排出油等防除協議会会則」

第 25 節 資材・機材等点検整備計画

市は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行うものとする。

1 点検整備を要する資材・機材

市は、次の資機材について、それぞれ点検計画表を作成し、点検整備を実施するものとする。

- (1) 水防用備蓄資材・機材
- (2) 食料及び飲料水
- (3) 救助用衣料生活必需品
- (4) 救助用医薬品及び医療器具
- (5) 防疫用薬剤及び用具
- (6) 防雪用機械
- (7) 警備用装備資機材
- (8) 通信機材
- (9) 災害対策用資機材
- (10) 油災害対策用資機材
- (11) 給水用資機材
- (12) 消防用資機材
- (13) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

2 点検整備実施内容

点検整備は、次のことに留意して実施する。

- (1) 資材・機材
 - ア 規格ごとの数量の確認、不良品の取替
 - イ 薬剤等については、効果の測定
 - ウ その他必要な事項
- (2) 機械類
 - ア 故障、不良箇所の有無の点検整備、不良部品の取替
 - イ 機能試験の実施
 - ウ その他必要な事項

3 留意事項

- (1) 実施結果は、記録しておくものとする。
- (2) 資機材等に故障等の不良箇所が発見された場合は、直ちに修理等の措置を講ずるものとする。
- (3) 数量に不足が生じている場合は、補充等の措置を講ずるものとする。

第 26 節 情報システムの整備計画

市は、災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図るほか、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

また、災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、大規模災害時において迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるよう、平素から情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化等による体制の確立に努める。その際、夜間休日等の勤務時間外においても対応できるように配慮する。

そのため、市は、次の情報収集・連絡体制を整備する。

- (1) 庁内の連絡体制
 - ア 職員の指示・報告系統
 - イ 部署間の連絡体制
 - ウ 災害時の各地区・各施設の情報収集担当者の指定等
- (2) 各地区（自治会等）との連絡体制
- (3) 関係機関との連絡体制

2 多様な通信手段の整備

本市の通信施設については、整備計画を樹立し、これに基づき多様な通信手段の整備を推進するとともに、万一これらの施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備、予備機等の設置及び整備に努め、安全性のある堅固な場所への施設整備を促進し、通信連絡機能の維持を図る。

本市において利用可能な通信施設は、次のとおりである。

- (1) 県防災行政無線

市は、県庁及び本市を管轄する県の各出先機関、消防本部並びにその他の防災関係機関との間に、県防災行政無線施設をもって通信網を構成している。
- (2) 消防・救急無線施設

無線設備については、消防本部及び各分署並びに消防車両等に設置されており、内部及び相互の通信連絡は移動局をもって構成し、各種災害の際には迅速に対処できる体制が整備されている。
- (3) 市防災有線告知システム
 - ア 市は、防災有線告知システムを整備しており、本告知システムにより各地区住民に同時に呼びかけることができる。
 - イ 平常時において、保守点検業者との連携を密にし、障害復旧の時間短縮に努めるなど、保守管理体制の確立を図る。

(4) アマチュア無線

市内においてもアマチュア無線局を開局している者が少なくないため、これらの人々による災害時の協力が期待できる。

(5) ケーブルテレビ

ケーブルテレビについては、ケーブルテレビ放送による防災情報の周知について、体制の整備を検討していくこととする。

(6) 衛星携帯電話

衛星携帯電話は、災害発生時に孤立が予想される地区における有効な通信手段である。

(7) エリアメール

携帯電話のエリアメールサービスを介し、災害・避難情報を迅速に発信する。

(8) コミュニティFM放送

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において迅速に情報発信できるコミュニティFM放送の開局を検討する。

3 非常通信依頼先の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の保有する通信設備を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難である場合、市は、無線設備を保有する防災関係機関に対し、通信を依頼することができる。

非常通信依頼先となる防災関係機関とは、平素から通信依頼の方法等について協議しておく必要がある。

第 27 節 孤立地区対策計画

平成 16 年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市は孤立するおそれのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

1 孤立対策

市は、災害時の孤立地区発生に備え、次の措置を行う。

- (1) 孤立が予想される地域の事前把握
- (2) 孤立の危険性に関する住民への周知
- (3) 外部との通信手段として、衛星携帯電話の配備や通信設備等の非常用電源の確保
- (4) 臨時ヘリポートの整備等による孤立時における緊急救出手段の確保
- (5) 孤立地域に対する集団避難の指示の検討
- (6) 孤立を想定した食料等の備蓄

第 28 節 災害復旧・復興への備え

1 平常時からの備え

市は、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

市は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等とともに、担い手の確保・育成に取り組むよう努める。

市は、男女共同参画の視点からの災害対応について、防災担当部局と男女共同参画部局、男女共同参画センターの連携体制を構築するとともに、平常時及び災害時における役割を明確化しておくよう努める。

市の防災会議、災害対策本部等への女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進が得られるよう努めるとともに、国の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」の周知徹底を図る。

市及びライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、市は退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 複合災害への備え

市をはじめ防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市をはじめ防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

市をはじめ防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、県及び周辺市町と連携を図りながら、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

4 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

市は、各種情報システムについて、風水害等の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 罹災証明書交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活用して罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

6 復興事前準備の実施

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

第2章 災害応急対策

台風等による大規模な風水害等の災害が発生した場合、家屋の倒壊、床上・床下浸水、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊にとどまらず、人命の損傷など多くの被害が生じるとともに、生活関連施設の機能停止等による被害も予想される。このような被害の拡大を防止し、軽減するため、市、県及び関係機関は、災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、災害発生の防御又は応急復旧対策に関する計画を樹立し、それぞれの計画に基づき迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期する。

第1節 応急措置の概要

1 市の活動

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがある場合の県に対する報告
- (2) 気象に関する予報警報の周知徹底
- (3) 災害調査及び災害情報の県に対する報告
- (4) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び被災住民の受入れ
- (5) 消防団、水防団に対する出動命令又は警察官、海上保安官に対する出動要請
- (6) 警戒区域の設定と避難措置
- (7) 指定避難所等の設置・運営
- (8) 自衛隊の派遣、緊急援護備蓄物資の供給等の県に対する要請（必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知）
- (9) 救援物資の配布
- (10) 被災者収容施設の供与
- (11) 応急文教対策の実施
- (12) 被災箇所の応急復旧
- (13) 水難救護法による遭難船舶の救護
- (14) その他応急対策の実施

2 県の活動

- (1) 市、関係機関に対する防災上必要な措置の指示又は要請
- (2) 市、関係機関からの災害発生等の報告受理
- (3) 被害状況の把握及び情報の収集
- (4) 関係機関への被害状況の通報
- (5) 関係機関との応急対策の協議・調整
- (6) 放送機関への緊急放送要請
- (7) 自衛隊の災害派遣要請
- (8) 医師会、日赤への救護班の派遣要請
- (9) 緊急援護備蓄物資の供給
- (10) 救援物資の調達、輸送

- (11) 応急仮設住宅の建設
- (12) 医療、助産、防疫、保健衛生、清掃等の措置の実施
- (13) 応急文教対策の実施
- (14) 被災地の警備、交通の確保及び規制
- (15) 人心安定のための広報
- (16) 被災地の応急復旧
- (17) その他応急対策の実施

3 住民の果たすべき役割

- (1) 災害発生又は災害発生のおそれがあることを発見した場合の市長、警察官又は海上保安官へ通報
- (2) 地域の相互扶助に基づく初期消火、炊き出し等の応急措置
- (3) 救援隊の救助作業に対する協力
- (4) 安全地域への避難

4 関係機関の活動

- (1) 災害情報の県、市等に対する通報
- (2) 救援隊の派遣、救助、資機材配布等の県に対する要請
- (3) 県、市の要請に基づく救援の実施
- (4) 応急復旧作業の実施

第2節 活動体制計画

市内に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、市は防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

1 動員配備体制

(1) 配備体制

災害応急対策に対処するため、状況下に応じて次の体制をとる。

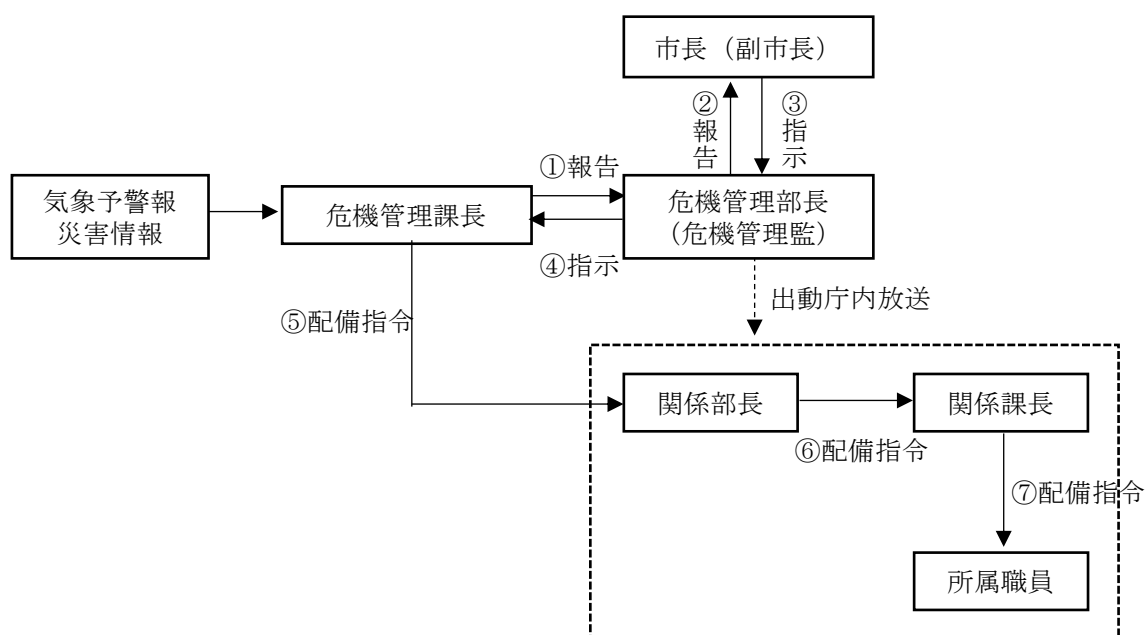
配備区分		配備基準（時期）	動員区分	活動内容 (対策内容)
警戒配備		・ 気象業務法に基づく大雨・洪水・大雪・高潮警報が発表されたが、被害の程度が推測困難な場合 ・ その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・ 危機管理班 ・ 消防署当務職員 ・ 応急復旧班 ・ 避難所班（避難所の開設に応じて）	情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
災害対策本部	第1配備	・ 気象業務法に基づく大雨・洪水・大雪・高潮警報が発表され、被害の程度が推測される場合 ・ その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・ 危機管理班、消防部総務班、情報班、避難所班、応急復旧班、上下水道班の部長 ・ 災害対策本部から指示された部長 ・ 部長から指示された副部長・班長・副班長 ・ 必要とする班員 ・ 秘書広報班（広報） ・ 消防署当務職員	情報収集及び連絡活動を主とし、初期の応急対策を実施する体制、状況により施設（樋門・アンダー等）へ職員を動員できる体制
	第2配備	・ 気象業務法に基づく大雨・洪水・大雪・高潮警報が発表され、相当規模の被害が発生する恐れがある場合 ・ その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・ 本部員 ・ 各班長、副班長 ・ 必要とする班員	中規模の災害に対する警戒又は応急対策を実施する体制

配備区分		配備基準（時期）	動員区分	活動内容 （対策内容）
	第3 配備	・ 気象業務法に基づく 特別警報等が発表された場合 ・ 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合 ・ その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・ すべての職員	大規模な災害に対し、市の全力を挙げて防災活動を実施する体制

(2) 配備体制の決定及び配備指令の伝達

ア 勤務時間内

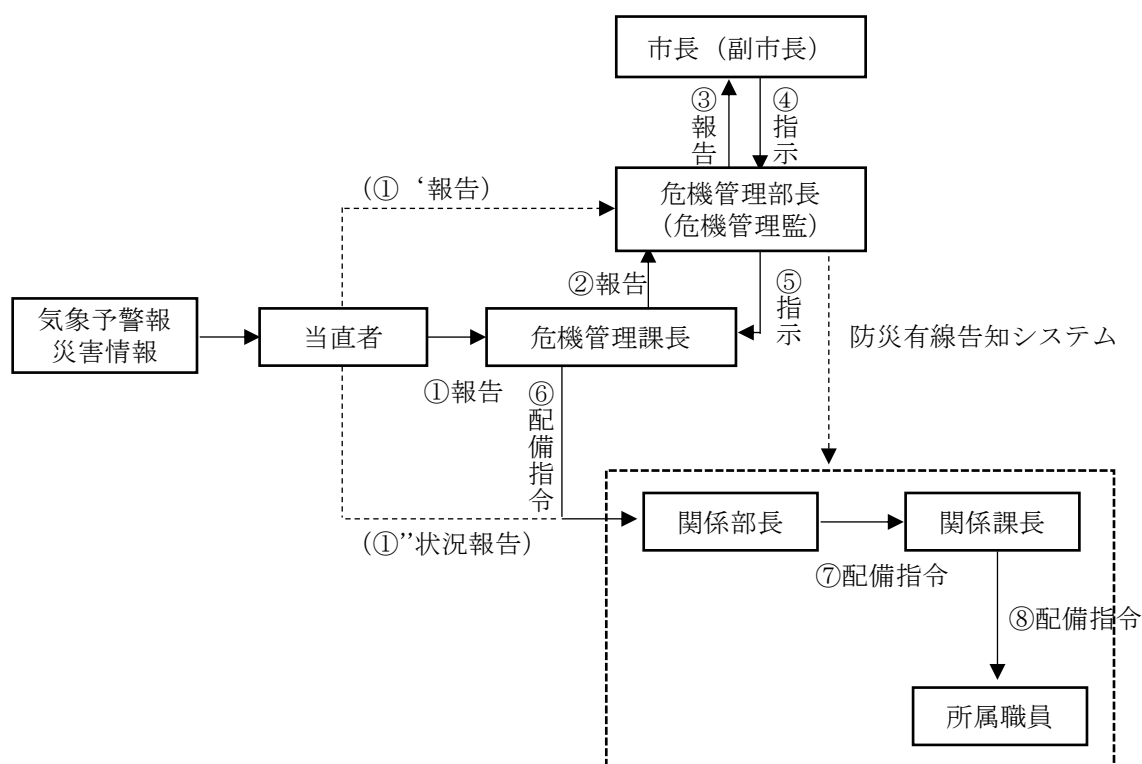
- (ア) 危機管理課長は、気象情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに危機管理部長（危機管理監）に報告する（図①）。
- (イ) 危機管理部長（危機管理監）は、危機管理課長の報告を受けたときは、市長（副市長）に報告する（図②）。
- (ウ) （図②）により報告を受けた市長（副市長）は、配備が必要であると認めたときは、前記（１）に掲げるいずれかの配備を命ずる（図③）。
- (エ) 市長が配備を指示したときは、危機管理部長（危機管理監）は危機管理課長に指示し（図④）、関係部長に配備指令を伝達する（図⑤）とともに、庁内放送により職員に周知する。
- (オ) 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑥⑦）。(2) 配備体制の決定及び配備指令の伝達



- (注) 事態が緊急を要する場合や、災害が発生し被害情報を入手した場合においては、①の報告を受けた危機管理部長（危機管理監）は、市長（副市長）への報告を行う（図②）とともに、関係部長に対し、必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する（図④～⑦）。

イ 勤務時間外

- (ア) 当直者は、気象情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに危機管理課長（連絡が取れないときは危機管理部長（危機管理監））に報告する（図①①'）。
- (イ) 危機管理部長（危機管理監）は、危機管理課長又は当直者の報告を受けたときは、市長（副市長）に報告する（図②③）。
- (ウ) (イ)（図③）により報告を受けた市長（副市長）は、配備が必要であると認めたときは、前記(1)に掲げるいずれかの配備を命ずる（図④）。
- (エ) 市長が配備を指示したときは、危機管理部長（危機管理監）は危機管理課長に指示し（図⑤）、関係部長に配備指令を電話等により伝達する（図⑥）。
- (オ) 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑦⑧）。



(注) 事態が緊急を要する場合や、災害が発生し被害情報を入手した場合においては、災害情報を入手した当直者は、危機管理課長（連絡が取れないときは危機管理部長（危機管理監））への報告を行う（図①①'）とともに、必要な場合は関係部長に状況を報告する（図①''）。報告を受けた関係部長は、配備指令を待たずに必要な要員を確保して応急対策に当たる（図⑦⑧）。

(3) 職員の参集等

ア 勤務時間外における緊急配備体制

- (ア) 職員は、勤務時間外において災害が発生し、動員配備指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。
- (イ) 職員は、電話回線が不通になる等、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。

イ 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

(ア) 服 装

応急活動ができる服装とする。

(イ) 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

(ウ) 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の班長（課長等）に報告する。

- ・鉄道、幹線道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

(エ) 参集報告

各班長（課長等）は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、所属する部長に報告する。

2 災害対策本部の設置

市長は、市域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に依じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたとき、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 及び四国中央市災害対策本部条例に基づき、四国中央市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

(1) 本部の設置

ア 設置及び廃止の基準

設置基準	① 四国中央市に気象業務法に基づく大雨、洪水、大雪、高潮警報が発表され、市長がその必要を認めた場合 ② 市域に大規模な火災、爆発、その他重大な人為的災害が発生し、市長がその必要を認めた場合 ③ その他市長が必要と認めた場合 予想される災害の規模、程度等により本部を設置するに至らないと考えられる場合は、危機管理部長（危機管理監）の指示により警戒体制をとって対

	処する。
廃止基準	①本部長（市長）が、予想された災害の危険が解消したと認めた場合 ②災害応急対策がおおむね完了したと認めた場合

イ 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を次の表の区分により、報告、通知、公表するとともに、本部の標識を掲示する。

報告・通知・公表先	連絡担当者	報告・通知・公表の方法
住民	秘書広報班	防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、市ホームページ 広報車、自治会、自主防災組織、消防団 報道機関
県知事（地方局経由）	危機管理班	県災害情報システム 電話・FAX、電子メール、衛星通信 口頭・文書交付、その他迅速な方法
警察署長		
隣接市町長		
その他防災関係機関		
報道機関	秘書広報班	記者会見、電話・FAX、口頭、文書等

ウ 設置等権限の代理者

本部の設置又は廃止の決定権限は、市長にあるが、市長が不在の場合の職務代理順位者は、次のとおりとする。

職務権限順位	1	副市長	2	教育長	3	危機管理部長

エ 本部の設置場所

本部は、消防防災センター4階災害対策本部室に設置する。ただし、庁舎の被災等により、本部として機能できないと市長が判断したときは、次の順位により本部を移設する。

第1順位	本庁舎	第2順位	川之江文化センター

オ 関係機関との連携

災害予防及び災害応急対策の実施に当たり、市災害対策本部は必要に応じ、関係機関相互との連携の確保に努める。

(2) 本部の組織

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

ウ 本部長付（教育長）

本部長付は、本部長及び副本部長を補佐し、本部の運営に参加する。

エ 本部員（部局長・危機管理監・消防署長・消防団長）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事するとともに、所属の班長等を指揮監督する。

オ 本部会議

本部会議は、災害対策本部の活動に関する基本方針や、重要かつ緊急の防災措置に関する協議を行うため、本部長が必要の都度、招集する。ただし、本部長は、極めて緊急を要し本部会議を招集するいとまがない場合は、副本部長又は関係部長等との協議をもって、これに代えることができる。

(ア) 本部会議の構成員

本部長、副本部長、本部長付、本部員

(イ) 事務分掌（協議事項）

- ・災害応急対策の基本方針に関すること。
- ・動員及び配備体制に関すること。
- ・各部間の調整に関すること。
- ・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び警戒区域の設定に関すること。
- ・自衛隊災害派遣要請に関すること。
- ・他市町への応援要請に関すること。
- ・国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- ・災害救助法の適用に関すること。
- ・現地災害対策本部に関すること。
- ・その他災害応急対策の重要事項に関すること。

カ 組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務については、別に定めるところによる。

キ 支部

(ア) 三島・川之江・土居・新宮の各消防団方面隊本部に支部を置く。

(イ) 各支部は、本部員の指示のもと、当該地域の災害情報の収集、各消防団方面隊本部との連絡・調整及び災害対策本部との情報共有等を行う。

ク 現地災害対策本部

災害の状況により、本部長が必要と認めるときは、災害現場付近に現地災害対策本部を設置し、災害応急対策活動の指揮を行うものとする。

(ア) 現地災害対策本部の開設

- ・本部長は、前記ア～エの者のうちから現地災害対策本部長を、また本部職員のうちから現地災害対策本部員を指名し、現地へ派遣する。

- ・現地災害対策本部を開設したときは、立看板、のぼり等で表示する。

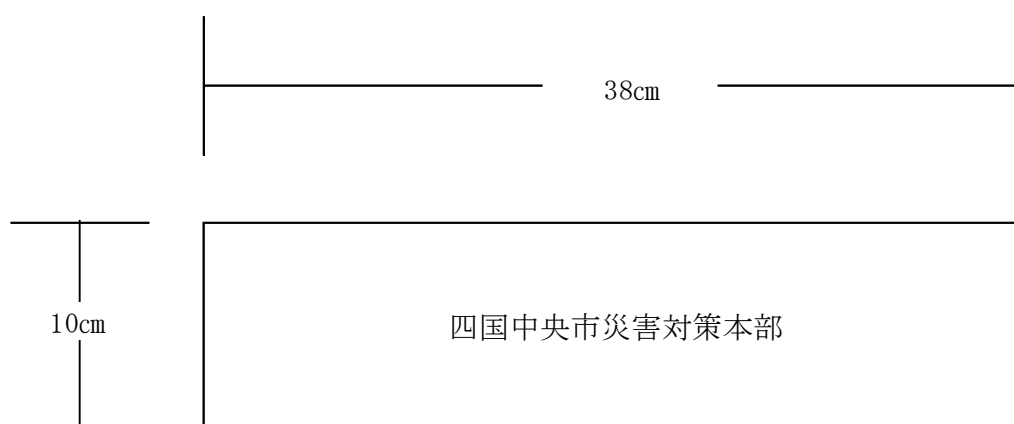
(イ) 現地災害対策本部の責務

- ・災害の状況、災害現場出動部隊の活動状況を的確に把握し、住民の安全確保、被害の拡大防止をする。
- ・出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の総括を図る。
- ・入手した情報を逐次災害対策本部へ報告する。

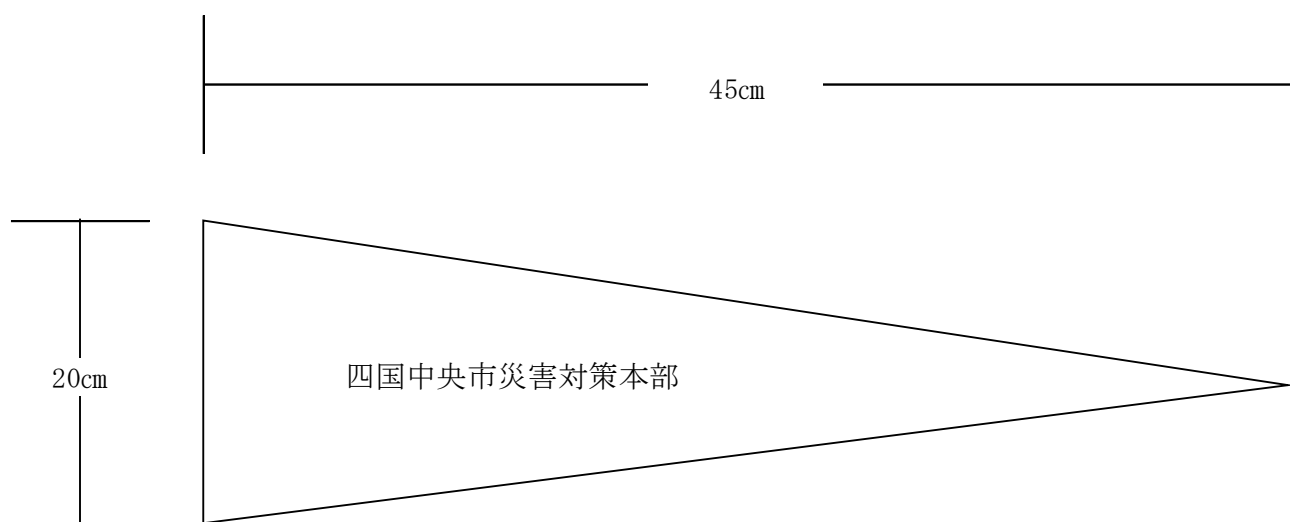
(3) 腕章及び標識

本部の職員が災害応急活動に従事するとき及び本部で車両を使用するときは、活動の円滑化のため次の腕章及び標識をつける。

ア 腕 章



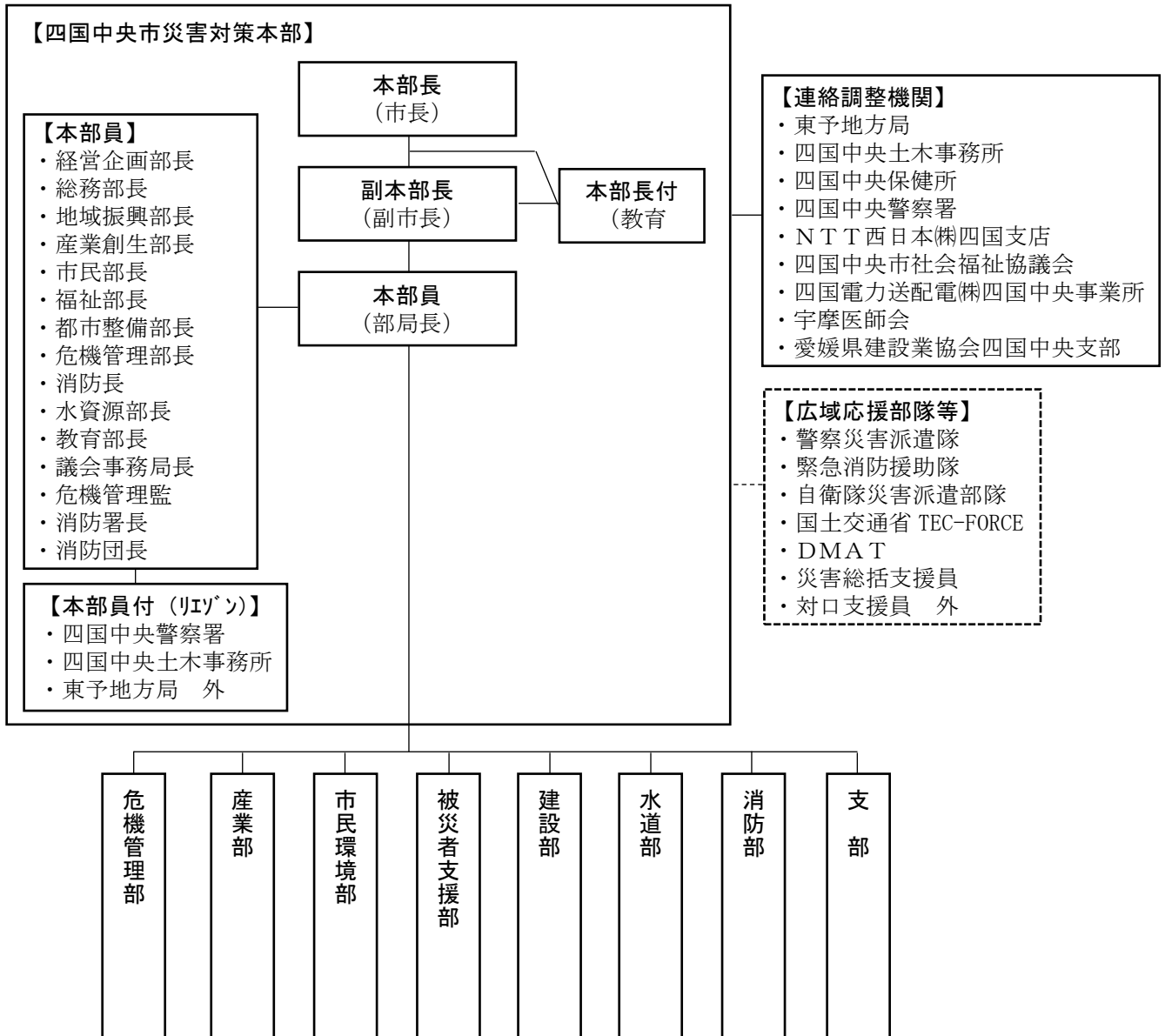
イ 標 識



(注) 台地を黄色とし、文字は黒色とする。

3 四国中央市災害対策本部の組織

(1) 四国中央市災害対策本部機構図



2 各部局の事務分掌

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
危機管理部 (<u>危機管理部長</u>) (経営企画部長) (総務部長) (議会事務局長) (危機管理監)	危機管理班 (<u>危機管理課長</u>)	危機管理課	1 災害対策本部の設置、運営、閉鎖に関する事 2 災害対策本部会議に関する事 3 災害対策本部の庶務に関する事 4 防災有線告知システムの管理運用に関する事 5 本部長の指示、指令等の伝達に関する事 6 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び情報伝達に関する事 7 国の機関、団体等の広域応援部隊の派遣要請の検討に関する事 8 自衛隊の災害派遣要請及び調整・受入に関する事 9 自主防災組織連絡協議会、防災士ネットワークとの連絡調整に関する事 10 気象予警報及び災害情報の収集整理に関する事 11 被災地及び避難所付近の交通安全に関する事 12 災害応急復旧計画の策定に関する事 13 孤立地区の対策、支援に関する事 14 その他の災害対策全般に関する事
	情報班 (<u>経営戦略課長</u>) (四国はひとつ課長) (情報政策課長) (監査委員事務局長)	経営戦略課 四国はひとつ課 情報政策課 監査委員事務局	1 災害情報の収集、集約、分析、報告、提供、保存に関する事 2 災害情報等の伝達及び場内掲示に関する事 3 災害対策本部と各支部との連絡調整に関する事 4 県との連絡調整及び定時報告に関する事 5 関係機関との連絡調整に関する事 6 緊急防災資機材、日用品等の調達及び賃借に関する事 7 職員、応援職員用のパソコンの復旧・調達に関する事 8 庁内情報システムの保守、復旧に関する事 9 市内の情報通信に関する事 10 他班の応援に関する事 【支部での所掌事務】 1 災害情報の収集、集約、報告に関する事 2 消防団・各班との情報連携に関する事
	秘書広報班 (<u>秘書広報室長</u>)	秘書広報室	1 本部長、副本部長との連絡調整に関する事 2 本部長、副本部長の秘書に関する事 3 災害見舞、視察等の要人対応に関する事 4 市民からの各種陳情への対応に関する事 5 避難情報等の周知に関する事 6 ホームページ等による災害広報に関する事 7 報道機関との連絡調整に関する事
(続く)	(続く)	(続く)	

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
(続き)	(続き)	(続き)	8 報道機関に対する発表資料の作成及びプレスリリースに関する事 9 記者会見等の調整及び実施に関する事 10 被害写真、動画の収録、記録に関する事 11 他班の応援に関する事
	財務班 (<u>財政課長</u>) (<u>会計課長</u>)	財政課 会計課	1 災害対策予算及び災害時の資金運用に関する事 2 義援金の受入れ・保管に関する事 3 災害救助費等の出納に関する事 4 災害に伴う財政計画について 5 指定金融機関等に関する事 6 現金、預金証書等の出納保管に関する事 7 他班の応援に関する事
	総務・受援班 (<u>総務調整課長</u>) (人事課長) (契約検査課長) (管理課長) (人権課長) (選挙管理委員会事務局長)	総務調整課 人事課 契約検査課 管理課 人権課 選挙管理委員会事務局	1 受援班の設置、運営、閉鎖に関する事 2 県、他市町への応援要請に関する事 3 応援職員の受入れ、配分に関する事 4 国、県、他市町村、民間企業等への物資要請に関する事 5 支援物資受入れ、配分に関する事 6 災害支援（陳情）要請書作成に関する事 7 緊急通行車両の確認申請に関する事 8 職員の非常招集に関する事 9 職員の安全管理に関する事 10 職員の参集状況の把握と配置に関する事 11 職員等の被災状況の把握と対策に関する事 12 被災職員に対する給付及び救援に関する事 13 職員用食料、物資の調達に関する事 14 庁舎の通信手段確保に関する事 15 庁舎の被害調査及び災害応急対策に関する事 16 庁舎来庁者への避難誘導及び安全管理に関する事 17 公有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事 18 公用車両の避難・配車に関する事 19 災害対策本部のインフラに関する事 20 他班の応援に関する事
	議会班 (<u>議事調査課長</u>)	議事調査課	1 議会の対応に関する事 2 他班の応援に関する事

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
産業部 (<u>地域振興部長</u>) (産業創生部長)	物資班 (<u>紙国再興課長</u>) (山おこし課長)	紙国再興課 山おこし課	1 物資集積所の開設、運営に関する事 2 食糧品・生活必需品その他の物資の調達、配給に関する事 3 輸送機関等との連絡調整に関する事 4 緊急輸送車両の調達に関する事 5 電力及びガス施設に係る被害情報の収集に関する事 6 被災中小企業者に対する融資に関する事 7 被災者に対する雇用関係の情報提供に関する事 8 他班の応援に関する事
	観光班 (<u>まちおこし課長</u>) (公共交通課長) (魅力創発課長)	まちおこし課 公共交通課 魅力創発課	1 観光施設及びスポーツ施設等の被害調査及び災害応急対策に関する事 2 観光客・帰宅困難者の保護に関する事 3 公共交通機関の被害・運行状況に関する事 4 民間の宿泊施設借り上げに関する事 5 外国人被災者の支援に関する事 6 他班の応援に関する事
	ボランティア班 (<u>コミュニティ再生室長</u>)	コミュニティ再生室	1 災害ボランティアセンターに関する事 2 災害ボランティアの総合調整に関する事 3 コミュニティーセンター等の被害調査及び災害応急対策に関する事 4 他班の応援に関する事
	農林水産班 (<u>農業振興課長</u>) (農林水産課長) (農業委員会事務局長)	農業振興課 農林水産課 農業委員会事務局	1 農林水産関係の被害調査及び災害応急対策に関する事 2 農林道の保全及び復旧に関する事 3 農林水産関係の災害復旧資材のあっせんに関する事 4 農林水産関係の融資のあっせんに関する事 5 漁港内の障害物の除去に関する事 6 ため池の水位観測に関する事 7 被災土地改良施設の技術指導に関する事 8 農協、漁協等との連絡調整、協力要請に関する事 9 災害農作物等の技術指導に関する事 10 湛水防除施設の運転に関する事 11 家畜伝染病予防対策に関する事 12 他班の応援に関する事

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
市民環境部 (<u>市民部長</u>) ※部長不在 の場合は次 長が代行す る	環境班 (<u>生活環境課長</u>)	生活環境課	1 環境衛生施設の被災調査及び災害応急対策に関すること 2 仮設トイレの設置に関すること 3 し尿処理対策の実施に関すること 4 災害廃棄物の総合的な処理に関すること 5 環境汚染対策に関すること 6 遺体の検案、収容、安置等に関すること 7 火葬場の確保及び応援要請に関すること 8 死体の埋葬、火葬に関すること 9 被災動物の保護及び管理に関すること 10 被災地の清掃及び防疫（害虫駆除）に関すること 11 他班の応援に関すること
	保健医療班 (<u>保健推進課長</u>) (国保医療課長) (医療対策課長)	国保医療課 保健推進課 医療対策課	1 医療関係施設の被害調査及び災害応急対策に関すること 2 救護所の開設及び運営に関すること 3 関係医療機関等との連絡調整及び協力要請に関すること 4 災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣要請に関すること 5 医療応援の受入れに関すること 6 医療資器材及び薬品等の調達に関すること 7 被災地及び避難所の感染予防に関すること 8 被災者の健康管理に関すること 9 精神医療の実施に関すること 10 他班の応援に関すること
	調査班 (<u>税務課長</u>) (市民課長)	税務課 市民課	1 罹災証明の発行に関すること 2 災害に伴う市税の減免措置に関すること 3 被災者名簿（行方不明者及び要搜索者名簿含む）の作成に関すること 4 行方不明者等の受付に関すること 5 市庁舎における来庁者等の誘導に関すること 6 他班の応援に関すること
被災者支援部 (<u>福祉部長</u>) (教育部長) (続く)	避難所班 (<u>こども家庭課長</u>) (社会福祉課長) (長寿支援課長) (保育幼稚園課長) (介護保険課長) (発達支援課長) (続く)	社会福祉課 長寿支援課 こども家庭課 保育幼稚園課 介護保険課 発達支援課 (続く)	1 避難所の開設及び運営に関すること 2 福祉避難所の開設及び運営に関すること 3 社会福祉施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること 4 福祉避難所の緊急物資の調整及び配給に関すること 5 災害救助法の適用手続きに関すること 6 災害時要配慮者対策に関すること 7 社会福祉協議会との連絡調整に関すること 8 日本赤十字社その他社会事業団体との連携等に関すること 9 義援金の受付及び交付に関すること

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
(続き)	(続き)	(続き)	10 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金等の支給に関する事 11 避難所における福祉相談窓口に関する事 12 保育園児の避難及び救護、安否確認に関する事 13 他班の応援に関する事
	教育班 (教育総務課長) (学校教育課長) (生涯学習課長) (学校政策課長)	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 学校政策課	1 避難所の開設及び運営に関する事 2 避難所への誘導及び受入れに関する事 3 被災者への炊き出しの協力に関する事 4 学校施設・社会教育施設・文化財等の被害調査及び災害応急対策に関する事 5 園児及び児童、生徒の避難・救護に関する事 6 園児及び児童、生徒の安否確認に関する事 7 小中学校教職員の非常配置に関する事 8 災害時の応急教育に関する事 9 応急給食用物資の確保及び調達に関する事 10 教科書及び学用品の調達並びに支給に関する事 11 被災児童及び生徒に対する教育相談窓口の設置に関する事 12 社会教育団体等への協力要請に関する事 13 他班の応援に関する事
建設部 (都市整備部長) ※部長不在の場合は次長が代行する。	応急復旧班 (都市計画課長) (港湾課長) (建設課長) (国土管理課長) (建築住宅課長)	都市計画課 港湾課 建設課 国土管理課 建築住宅課	1 市街地、公園施設、緑地の植栽物及び街路樹等の被害調査並びに災害応急対策に関する事 2 市営住宅、道路及び橋梁等の被害調査及び災害応急対策に関する事 3 河川の被害調査及び応急復旧に関する事 4 水防関係機関との連絡調整に関する事 5 建設関係団体への協力要請に関する事 6 土砂災害警戒区域の調査及び応急復旧に関する事 7 土木災害状況の取りまとめ及び報告に関する事 8 公共土木施設等の応急復旧に関する事 9 市管理道路に係る交通規制及び応急復旧に関する事 10 道路及び河川、港湾(漁港を除く。)の障害物の除去に関する事 11 河川水門及び堤防等の警戒巡視等に関する事 12 緊急輸送道路の確保に関する事 13 復旧資機材の調達に関する事 14 流出油等(河川・港湾)の防除に関する事 15 土木技術者の確保及び技術指導に関する事 16 海岸及び港湾の災害防止及び応急復旧に関する事
(続く)	(続く)	(続く)	

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
(続き)	(続き)	(続き)	17 潮位の観測に関すること 18 海難事故の連絡及び停泊避難に関すること 19 海上輸送に関すること 20 被災住家・宅地の被害調査（危険度判定）に関する こと 21 被災建築物の危険度判定士への支援措置に関する こと 22 被災建築物に対する指導・相談に関すること 23 倒壊建物の解体及び除去に関すること 24 応急仮設住宅の建設に関すること 25 応急仮設住宅の供与及び公営住宅の入居あつ せんに関すること 26 空家等に対する緊急安全確保措置の実施に関する こと 27 住家被害認定調査に関すること 28 他班の応援に関すること
水道部 （ <u>水資源部長</u> ） ※部長不在 の場合は次 長が代行す る。	上下水道班 （ <u>水道総務課 長</u> ） （上水道課長） （下水道課長）	水道総務課 上水道課 下水道課	1 水道送配水施設の被害調査及び応急復旧に関する こと 2 水源及び浄水施設の被害調査及び応急復旧に関する こと 3 応急給水に関すること 4 飲料水の適否の検査に関すること 5 給水情報の把握に関すること 6 関係協力機関等への応援要請に関すること 7 関係協力機関等との連携に関すること 8 関係機関等への報告に関すること 9 市民からの被害情報の収集、集約に関すること 10 災害に伴う広報活動に関すること 11 災害による補償に関すること 12 通信機能の確保に関すること 13 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関するこ と 14 排水処理に関すること 15 排水ポンプ施設の運転管理に関すること 16 土木工作技術指導に関すること 17 復旧計画、復旧作業に関すること 18 他班の応援に関すること
(続く)	工業用水班 （ <u>工業用水課 長</u> ）	工業用水課	1 工業用水施設の被害調査及び応急復旧に関する こと 2 関係協力機関等への応援要請に関すること 3 国、県との連絡報告に関すること 4 工業用水道事業の動員計画及び非常収集に関する こと 5 災害情報の収集、集約に関すること
(続く)	(続く)	(続く)	

部 (部長) (副部長)	班 (班長) (副班長)	班 員	分掌事務
(続き)	(続き)	(続き)	6 応急資材等の調達に関する事 7 復旧工事の計画、手配に関する事 8 新池ダム管理規程に基づく調査及び対応に関する事 9 赤之井川治水対策に基づく調査及び対応に関する事 10 危険箇所の巡回に関する事 11 発電時間等用水運営に関する事 12 配水管理事務所の給水操作に関する事 13 他班の応援に関する事
消防部 (消防長) (消防署長)	総務班 (警防課長) (予防課長)	警防課 予防課	1 消防施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 消防職員の動員及び配備計画に関する事 3 消防団員の招集、配置及び整理に関する事 4 応援要請及び関係機関への出動要請並びに当該機関との連絡調整に関する事 5 災害の調査、報告に関する事 6 消防防災ヘリコプターの出動要請に関する事 7 活動体制記録に関する事 8 気象予警報及び災害情報の収集整理・伝達に関する事 9 市民の避難誘導に関する事 10 危険物施設等の安全確保に関する事 11 消防広報に関する事 12 機械器具、燃料等の調達及び補給に関する事 13 他班の応援に関する事
	通信指令班 (通信指令室長)	通信指令室	1 消防隊の出動指令に関する事 2 消防通信施設等の保守、復旧に関する事 3 気象予警報及び災害情報の収集整理・伝達に関する事 4 災害通信に関する事 5 防災有線告知システムの運用に関する事 6 他班の応援に関する事
	消防班 (消防一課長) (消防二課長) (東分署長) (西分署長)	消防一課 消防二課 東分署 西分署	1 災害危険区域等の巡視警戒及び応急復旧に関する事 2 災害の警戒、防御に関する事 3 人命救助、救急活動に関する事 4 防災資機材の輸送配給に関する事 5 避難者の誘導に関する事 6 行方不明者の捜索に関する事 7 災害情報の収集、集約に関する事 8 被害状況調査に関する事 9 車両による災害広報に関する事 10 他班の応援に関する事

第3節 通信連絡計画

市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関及び住民との間における気象等に関する予報警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達の迅速かつ確実を図るとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

平常時から災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、通常の通信手段が確保できない場合、代替ルートを確保するとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

1 通信手段の確保

通信手段の確保は、通信網の被害状況によるが、おおむね次による手段のほか、衛星携帯電話や衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。

(1) 市防災有線告知システムによる通信

市防災有線告知システムによる通信は、市庁舎に設置している端末より、気象予報警報や災害に関する各種情報等を住民に伝達するために活用する。

また、非常用電源設備を整備するとともに、非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

(2) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

(3) 県防災通信システム（地上系・衛星系）による通信

災害時における県との連絡に当たっては、無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行う。

(4) 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、無線局は非常通信を行うことができるので、次のとおり活用するものとする。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する次の機関に依頼するものとするが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

(ア) 愛媛県四国中央庁舎

(イ) 四国中央警察署

(ウ) 四国中央市消防本部

(5) アマチュア無線の活用

アマチュア無線については、市防災有線告知システムが混乱若しくは使用不能となった場合に、有効的な活用を行うものとする。

(6) インターネット通信

常に情報の交換が可能である特性を生かし、市内の状況を発信できるよう入力し、他自治体の発信情報についても有効利用することとする。

(7) Cuenote・携帯電話等

ア 市職員等との連絡手段として、Cuenote・携帯電話等を活用する。ただし、大規模災害時（特に発生直後）には、ふくそうして使用できないことが予想されるので、その点留意しておく必要がある。

イ 携帯電話のエリアメールサービスを介し、災害・避難情報を迅速に発信する。

2 通信設備の応急復旧

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、市、県及び防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。このため、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

3 緊急放送の要請

市長は、災害に関する予報警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同 61 条の 3、災害対策基本法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者に緊急放送を要請することができる。

市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接市長が要請する。

(1) 放送要請事項

ア 市の地域の大半にわたる災害に関するもの

イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

ア 放送を求める理由

イ 放送内容

ウ 放送範囲

エ その他必要な事項

(3) 要請責任者

市において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

(4) 放送局における連絡責任者

各放送局においては、要請者に対応するため、あらかじめ連絡責任者を定めておく。

4 インターネットの利用

市長は、災害に関する予報警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたとき、又は避難指示、緊急安全確保を発令する場合において緊急を要し、特に必要がある場合は、災害対策基本法第 57 条、同 61 条の 3、災害対策基本法施行令第 22 条の規定に基づき、あらかじめ協議して定めた手続きにより、ポータルサイト・サーバー運営事業者にインターネットを利用した情報の提供を行うことを要請することができる。

5 孤立地域との通信連絡

災害により通信や交通が途絶し、車両、徒歩による連絡が困難な孤立地帯が発生した場合、市は、バイク等による連絡員の派遣や、アマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、県への要請により県消防防災ヘリコプターを活用し、孤立地域との連絡を図る。

第4節 災害情報報告計画

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有するものとする。

資料編「災害情報報告」

1 情報活動の強化

(1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

市は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況、119番通報の殺到状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

ただし、県へ連絡できない場合は、直接国（総務省消防庁）へ連絡するものとする。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(2) 情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と市災害対策本部の相互間のルールを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

2 処理すべき情報の種類

(1) 災害情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては危機管理課）において受理する。

イ 受理した情報については、防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、CATV、広報車、ソーシャルメディア、地域住民による連絡網等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

市は、119番通報状況による被害概況の早期把握に努め、職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから、地域における情報の収集・伝達責任者を定め、迅速、的確な情報の収集に当たる。収集、伝達すべき情報の主なものは、次のとおりである。

ア 被害状況

イ 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格、役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

- カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況
- キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況
- ク 観光客等の状況
- ケ 市の実施する応急対策の実施状況

3 情報の収集

市は、情報収集に当たり、消防無線、衛星携帯電話、県災害情報システム等、多様な通信手段により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

(1) 自治会、自主防災組織等を通じての収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体及び自治会等に協力を求めて実施する。特に初期の情報は、自治会長等を通じて直ちに市に通報されるよう体制を確立する。

(2) 職員派遣による収集

災害が発生したときは、必要に応じて職員を現地に派遣し、情報収集に当たる。

(3) 県への応援要請

被害が甚大であり、情報収集及び状況調査が不可能なとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

(4) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察署、県及び関係機関と充分連絡をとるものとする。

4 情報の伝達

市と県の間での情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）や県災害情報システムをはじめ多様な通信手段で行う。

また、住民に広く伝達する場合は、市ホームページに掲載するほか、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビ等を用いて周知徹底を図る。

市は、防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、CATV、ソーシャルメディア、消防無線、有線放送、広報車、地域住民による連絡網、自主防災組織、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民への伝達を行う。

5 災害情報の報告

(1) 県及び消防庁への報告

ア 市は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況、災害対策本部の設置状況等を速やかに県に対し報告する。この場合、第一報は、原則として災害発生を覚知した後30分以内に、可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。報告及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

(ア) 緊急要請事項

(イ) 被害状況

(ウ) 災害応急対策実施状況

イ 通信の途絶等により、県に報告できない場合には、一時的に消防庁へ報告するものとする。

ウ 消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接報告基準に該当する災害が発生した場合の第一報は、県に対してだけでなく、消防庁に対しても行うものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市は第一報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行う。

(2) 報告の方法

報告は次の方法により行う。ただし、これらの通信方法がいずれも不通の場合は、通信可能地域まで伝令により報告する等あらゆる手段をつくして報告しなければならない。

ア 県防災通信システム（地上系・衛星系）

イ 電話

ウ インターネット

(3) 報告の内容と時期

発生報告	ア 初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、災害を覚知したとき直ちに即報する。 イ 報告に当たっては、迅速を旨とし、概況を「災害発生報告様式」に示す事項について報告することとし、特に人及び家屋被害を優先して報告する。
中間報告	ア 被害状況が判明次第、逐次報告するもので、「中間報告・最終報告様式」に定める事項について、判明した事項から逐次報告する。 イ 即報が2報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するため一連番号を付して、報告時限を明らかにする。 ウ 報告に当たっての基準については、「被害認定基準」によるものとする。 エ 報告に当たっては、警察署等と緊密な連絡をとりながら行う。
最終報告	被害確定報告であり、正確な調査結果を災害応急対策終了後 10 日以内に「災害発生報告様式」により行う。
その他即報事項	次に掲げる事項が発生した場合は、直ちに報告する。 ア 市災害対策本部（水防本部等を含む）を設置又は解散したとき。 イ 市長が自ら災害に関する警報を発したとき。 ウ 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行ったとき。

消防庁への報告先

区 分		平日（9：30～18：15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
回線別	電 話	03-5253-7527	03-5253-7777
	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	68-048-500-90-43410	68-048-500-90-49101
	F A X	68-048-500-90-49033	68-048-500-90-49101

6 大規模災害時における市町の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震が発生した場合、市における行政機能についてチェックリストを作成し、総務省市町村課に報告する必要があることから、市は、「大規模災害時における市町村の行政機能の確保状況の把握について」取扱要領に従い、報告するものとする。

7 災害情報の報告

災害の発生又は災害の発生が予測される異状現象を発見した者は、市長又は警察官若しくは海上保安官に通報する。

第5節 災害広報計画

市は、防災関係機関との連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。
広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

1 広報事項

市は、管内の防災関係機関が実施する広報との調整を図り、関係機関と連携して、住民生活に密接に関係ある事項を中心に適切かつ迅速な広報を行う。主な広報事項は、次のとおりである。

- (1) 災害対策本部の設置
- (2) 災害の概況（火災状況等）
- (3) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指示
- (5) 津波及び余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- (6) 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- (7) 電気、ガス、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- (8) 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- (9) スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (10) 防疫に関する事項
- (11) 医療救護所の開設状況
- (12) 被災者等の安否情報
- (13) 不安解消のための住民に対する呼びかけ
- (14) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (15) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (16) 帰宅困難者に対する災害、避難情報等の提供
- (17) 災害復旧の見込み
- (18) 被災者生活支援に関する情報

2 広報の方法

被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることや、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることに鑑み、あらゆる広報媒体（ラジオ、テレビ、新聞、広報車、インターネット等）を利用して、有効、適切と認められる方法により広報を行う。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者等にも配慮した広報を行い、特に、避難行動要支援者に対する広報は、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき、確実な情報伝達が可能な手段を確保する。

- (1) 防災無線（同報系）、有線放送等による広報
- (2) 広報車による広報
- (3) 報道機関を通じての広報
- (4) 広報紙やチラシの掲示、配布
- (5) インターネット（ホームページ）、携帯電話（メール）等を活用した情報提供

市のホームページ、メール等による各種警報、避難情報の発令状況、被害情報、道路情報等の提

供

- (6) 避難所への職員の派遣
- (7) 自治会、自主防災組織を通じての連絡
- (8) 総合案内所、相談所の開設

3 報道機関に対する発表等

テレビ、ラジオ等による放送が必要であると認めたときは、知事を通じて報道機関に依頼する。
ただし、やむを得ない場合には、直接報道機関に依頼し、事後に知事に報告する。

4 広報資料の収集

- (1) 各部署の責任者は、それぞれの担当業務の必要に応じて、職員を派遣して災害現場の調査、災害写真の撮影を行うものとする。
- (2) 調査報告及び災害写真は、広報担当に提出し、それを広報材料として活用する。

5 広聴（問い合わせ・相談）体制

- (1) 災害時においては、被災地区ごとの広聴体制を強化する。
- (2) 住民からの問い合わせや相談に対応するため、住民対応窓口を設置する。

6 安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から問い合わせがあったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

第6節 避難誘導計画

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋浸水等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市はあらかじめ洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明示したマニュアルを作成しておき、災害時には、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体、安全確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮するものとする。

1 高齢者等避難、避難指示等

災害時に地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難指示等を行う。

また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示等の発令基準

市長は、高齢者等避難及び避難指示の発令について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得ながら、洪水や土砂災害等の災害事象の特性等を踏まえ、避難の対象となる区域や客観的な判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するとともに、避難場所や避難路をあらかじめ指定し、日ごろから住民への周知徹底に努める。

また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

警戒レベルに対応した避難情報や住民等のとるべき行動等の関係については、資料編「警戒レベルと住民等のとるべき行動について」のとおりである。

なお、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令の基準は、災害の種類、地域、その他により異なるが、おおむね次のとおりとする。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 (警戒レベル3)	○大雨、洪水警報、土砂災害警戒情報発表時や台風が上陸するおそれがある場合など ○避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	●避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） ●上記以外の者は、家族等との連絡非常用持出品の用意等、避難準備開始

区分	発令時の状況	住民に求める行動
避難指示 (警戒レベル4)	○大雨、洪水警報、土砂災害警戒情報及び津波警報等発表時や台風が上陸するおそれがある場合で、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。 ○通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	●通常の避難行動ができる者は、計画された避難所への避難行動開始
緊急安全確保 (警戒レベル5)	○既に災害が発生又は切迫した状況から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された場合や津波警報等が発表された場合 ○堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された場合 ○人的被害が発生した場合 ○避難のための立退きを行うことによって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがある状況	●避難指示等の発令後で避難中の住民は、直ちに避難行動を完了 ●未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動 ●高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置

(2) 災害に係る避難指示等の時期

市長は、次の場合、土砂災害危険箇所内の住民に対し、避難指示等を発令するものとする。
 なお、避難指示等の発令は、以下に示す判断材料を基に総合的な判断により行う。

- ・大雨警報等の気象情報
- ・土砂災害警戒情報及び補足情報
- ・パトロールや住民からの情報による現地状況（前兆現象）
- ・土砂災害危険箇所（土砂災害警戒区域等）及び過去の被災状況

	現地情報	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報による基準	積算雨量等による基準		
	—	—	—	前日までの連続雨量が100ミリ以上あった場合	前日までの連続雨量40～100ミリあった場合	前日までの降雨がない場合

	現地情報	土砂災害警戒情報	土砂災害警戒情報による基準	積算雨量等による基準		
高齢者等避難	近隣で前兆現象（湧水・地下水の濁りや量の変化）の発見	避難準備の目安で、今後2時間以内に土砂災害が発生するおそれがある状況で、引続き降雨が見込まれるとき	「土砂災害警戒報」を補足する詳細情報(※1)における予測雨量が2時間後に「土砂災害警戒避難基準線（CLライン）」(※2)に到達すると予想される。	当日の日雨量が50ミリを超える。	当日の日雨量が80ミリを超える。	当日の日雨量が100ミリを超える。
避難指示	近隣で前兆現象（溪流付近で斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生）の発見	避難開始の目安で、今後1時間以内に土砂災害が発生するおそれがある状況で、引続き降雨が見込まれるとき	「土砂災害警戒報」を補足する詳細情報(※1)における予測雨量が1時間後に「土砂災害警戒避難基準線（CLライン）」(※2)に到達すると予想される。	当日の日雨量が50ミリを超え、時間雨量が30ミリ以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が80ミリを超え、時間雨量が30ミリ以上の強い雨が予想される。	当日の日雨量が100ミリを超え、時間雨量が30ミリ以上の強い雨が予想される。
緊急安全確保	近隣で土砂災害が発生・近隣で土砂移動現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）の発見 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	避難完了の目安で、土砂災害発生危険性のある状況で、引き続き降雨が見込まれるとき	「土砂災害警戒報」を補足する詳細情報(※1)における実況雨量が、「土砂災害警戒避難基準線（CLライン）」(※2)に到達する。			

(※1) 土砂災害警戒情報と合わせて、県ホームページで「補足する詳細情報」として、土砂災害危険箇所を表示した(1/25,000)に、5キロメッシュごとの危険度を判定し、4段階（危険レベル・警戒レベル・注意レベル・なし）に色分けをして危険度情報が公示されます。

(※2) 過去の災害状況と土砂災害の起こるおそれの大きい雨量データの解析結果から、5キロメッシュごとに設定した警戒基準雨量ライン

(3) 水害及び高潮災害に係る避難指示等の発令基準

ア 水害の避難指示等の発令基準

水害に対する避難指示等を発令する区域は、洪水ハザードマップにより浸水予測されている区域や水害の危険がある区域の住民に対し、河川ごと以下の基準を参考に河川の巡視・降雨量・気象予測等を総合的に判断し、避難が必要な場合に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令をする。

河 川 名	金 生 川	関 川
高齢者等避難 (警戒レベル3)	1 上金沢橋の水位観測所の水位が、避難判断水位3.4mに達し、更に同観測所の水位の上昇が予測されるとき 2 金生川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達するとき 3 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されるとき 4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき	1 天王橋の水位観測所の水位が、避難判断水位2.2mに達し、更に同観測所の水位の上昇が予測されるとき 2 関川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に達するとき 3 堤防に軽微な漏水・浸食等が発見されるとき 4 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき
避難指示 (警戒レベル4)	1 上金沢橋の水位観測所の水位が、氾濫危険水位3.7mに達したとき 2 上金沢橋の水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、金生川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき 3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき 5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき ※ 上記に併せ、新池ダムの洪水時における措置も考慮し判断する。	1 天王橋の水位観測所の水位が、氾濫危険水位2.3mに達したとき 2 天王橋の水位観測所の水位が氾濫注意水位（又は避難判断水位）を超えた状態で、関川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過するとき 3 堤防に異常な漏水・浸食等が発見されたとき 4 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき 5 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき

緊急安全確保 (警戒レベル5)	1 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まったとき 2 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団からの情報等により把握できたとき）	1 堤防に異常な漏水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊の恐れが高まったとき 2 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえないとき 3 堤防の決壊や越水・溢水が発生したとき（水防団からの情報等により把握できたとき）

【銅山川】

水資源機構ホットラインにより異常洪水時防災操作の開始予告等の通知があった場合	銅山川の河川水位に関係なく、その状況に応じた避難情報を発令する。

イ 高潮災害に係る避難指示等の発令基準

高潮災害に対する避難指示等は、以下の基準を参考に気象条件や沿岸巡視等の報告を含めて総合的に判断し、避難が必要な場合に高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令をする。

高齢者等避難 (警戒レベル3)	1 高潮警報が発表されたとき。 2 風向・風速などから、越波・越流の危険性が高いと判断されるとき。
避難指示 (警戒レベル4)	1 高潮警報が発表されたとき。 2 風向・風速などから、越波・越流の危険性が高いと判断されるとき。 3 高潮により人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。
緊急安全確保 (警戒レベル5)	1 高潮警報が発表されたとき。 2 高潮により人的被害の発生する危険性が高いと判断されるとき。 3 海岸堤防の倒壊や決壊のおそれがあるとき。 4 異常な越波・越流が発生したとき。 5 避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき

(4) 避難指示等の実施責任者

実施責任者	実施内容	根拠法令
市長	○避難行動要支援者など、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ、人的被害の発生する可能性が高まったとき、高齢者等避難を発令する。	災害対策基本法 第56条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するため必要と認める地域の、必要と認める住民等に対し避難の指示を行う。 ○また、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって住民の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める場合には、可能な範囲で緊急安全確保を発令し、直ちに安全を確保するための措置を指示する。	災害対策基本法 第60条

実施責任者	実施内容	根拠法令
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、住民の生命及び身体を保護するため必要があるとき、警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命ずる。	災害対策基本法第63条
知 事	○災害が発生した場合で、当該災害により市長が避難のための指示、緊急安全確保措置の指示を発令できなくなったとき、市長に代わって実施する。	災害対策基本法第60条第6項
	○災害が発生した場合で、当該災害により市長が警戒区域の設定ができなくなったとき、市長に代わって実施する。	災害対策基本法第73条
警察官又は海上保安官	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、避難の指示、緊急安全確保措置の指示が必要と認められる事態において、市長が指示できないと認められるとき、又は市長から要請があったとき、当該地域の住民等に対し避難の指示、緊急安全確保措置の指示をする。	災害対策基本法第61条
	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、その必要性が認められるが、市長若しくはその委任を受けた吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは警戒区域を設定し、当該地域への立入り制限、立入り禁止、又は退去を命ずる。	災害対策基本法第63条第2項
警察官	○災害の発生により危険な状態が生じ、特に急を要する場合においては、その危険を避けるための避難の措置を行う。	警察官職務執行法第4条
知事又はその命を受けた職員及び水防管理者	○洪水又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○水防管理者が指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。	水防法第29条
知事又はその命を受けた吏員	○地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき、当該地域の住民等に対し、避難のための立退きを指示する。 ○この場合、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。	地すべり等防止法第25条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその現場にいないときは、その場の危険を避けるため、その場にいる者を避難させることができる。	自衛隊法94条

(5) 避難指示等の内容

高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

ア 要避難対象地域

- イ 避難先
- ウ 避難理由
- エ 避難経路
- オ 避難時の服装、携行品
- カ 避難行動における注意事項

(6) 避難指示等の伝達方法

- ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、直ちに避難指示等が出された地域の住民に対して、防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、スマートフォン向けアプリ、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）、CATV、ソーシャルメディア、広報車、地域住民による連絡網等による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- イ 特に避難行動要支援者への伝達については、消防署、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認するなどの配慮を行い、その協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。
- ウ 避難指示の発令・周知に当たっては、防災有線告知システムの放送において、市長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- エ 防災有線告知システム等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる工夫が必要である。
- オ 避難指示等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営事業者等に協力を求める。

2 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

- ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。
- ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 市長、警察官及び海上保安官は、ともに協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自治会、自主防災組織等の単位ごとに集団で、市職員又は警察官の誘導のもと指定緊急避難場所等に避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 自主避難

住民等は、避難指示等がなくとも、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。この場合、直ちにその旨市に通報する。

(2) 避難誘導

ア 避難誘導は、市職員、消防団、警察官、自治会、自主防災組織等が担当する。その際、要配慮者を優先的に行う。

イ 避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な避難行動要支援者に対しては、担架又は車両、舟艇等により行う。

ウ 市長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示等に従うようできる限り説得に努める。

(3) 広域災害による大規模避難移送

ア 被災地が広域で、市単独では措置できないような場合は、市長は県に対し、避難者の移送を要請する。

イ 要請を受けた県は、自衛隊等関係機関に協力を要請し、移送を実施するものとする。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

4 避難路の確保

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避ける。また、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力を得て、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路を確保し、避難の円滑化を図る。

5 指定避難所等の設置及び運営

資料「指定避難所（収容施設）」

(1) 指定避難所等の開設

避難が必要になった場合、直ちに指定避難所等を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、自主防災組織及び避難所に指定された施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。受入れに当たっては、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。

また、指定避難所等の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違い、外国人の場合の言語

や生活習慣、防災意識などの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所等を設置・維持することの適否を検討する。

また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所等の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

(ア) 市は、「地域防災計画」に定めた指定避難所等を設置する。また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

(イ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を活用する。

(ウ) 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等の確保や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討する等、多様な避難所の確保に努める。

(エ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を經由して四国運輸局愛媛運輸支局に船舶のあっせんに要請する。

(3) 設置期間

市長は、災害情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 指定避難所等の運営

ア 市は、自主防災組織及び避難所施設の管理者の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 指定避難所等には指定避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難生活の運営に当たっては、要配慮者への支援に努めるものとする。

エ 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 市は、要配慮者の保健福祉に関する要望を把握し、介護職員等の応援受入も図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。

カ 市は、指定避難所等における生活環境、衛生・感染症対策に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物のためのスペース確保に努める。

ケ 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

コ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営に努める。

サ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による指定避難所等の早期解消に努める。

シ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

ス 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活するだけでなく、避難所以外で避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

セ 市は、関係機関の協力を得て、避難所において、帰宅困難者に対する交通情報の提供を行う。

ソ 県や国際交流協会等と連携（災害多言語支援センターが設置されている場合は、同センターと連携）し、外国人への災害情報や支援情報等の提供、支援ニーズの収集に努める。

6 指定避難所等への市職員等の配置

市が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。

7 指定避難所等における市職員等の役割

(1) 市職員

指定避難所等に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

ア 被災者の受入れ

イ 被災者に対する食料、飲料水の配給

ウ 被災者に対する生活必需品の供給

エ 負傷者に対する医療救護

オ 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達

カ 避難した者の掌握

キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への受入れ

(2) 避難所の所有者又は管理者

市が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

8 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全に関する手引き」（文部科学省作成ほか）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、指定避難所等を指定する市の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成及び見直し
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所等の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

9 避難状況の報告

市は、指定避難所等を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、県災害対策本部又は災害警戒本部（地方局支部経由）をはじめ警察署等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこで受け入れている避難者（車中避難者を含む）に係る情報の早期把握及び被災者に係る情報の把握に努めるものとする。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を災害対策本部に依頼する。

第7節 緊急輸送計画

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策に必要な救援・救急活動要員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

1 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象とする人員、物資等は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策要員として配備される者、又は配置替えされる者
- (2) 医療（助産）救護を必要とする者
- (3) 医療品、医療資機材
- (4) 食料、飲料水等の救護用物資
- (5) 応急復旧資機材
- (6) 公共施設、生活関連施設等の災害防止用及び応急復旧用資機材
- (7) その他必要と認めるもの

2 緊急輸送の段階別対応

第一段階 （被災直後）	ヘリコプターの運航要請等により、次の輸送を行う。 (1) 災害応急対策要員及び災害応急対策に必要な医療従事者又は医療品等 (2) 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材 (3) 災害の拡大を防止するための人員及び資機材 (4) ヘリコプターの燃料
第二段階 （被災後1日～6日程度の間）	ヘリコプター、船舶及び輸送可能な道路を利用して、次の輸送を行う。 (1) 第一段階の輸送の続行 (2) 緊急処置を必要とする患者等 (3) 食料等生命の維持に必要な緊急物資 (4) 輸送路確保のための必要な人員及び資機材 (5) 旅行者等
第三段階 （被災後7日間程度以降）	陸上及び海上の輸送を中心に次の輸送を実施する。なお、陸上交通が不可能な地域に対しては、空中輸送を継続する。 (1) 災害復旧に必要な人員、資機材 (2) 生活必需品

3 緊急輸送体制の確立

県の緊急輸送体制との整合を図りながら、次の施設を指定・確保して、市内の緊急輸送体制を確立する。

- (1) 防災上の拠点施設
ア 消防防災センター

イ 市役所庁舎

ウ ヘリコプター臨時離発着陸場 資料編「ヘリコプター臨時離着陸場」

エ 救援物資の集積場所

物資拠点施設として民間施設の利用を図り、物資の集積配分業務を円滑に行うため、県と災害時応援協定を締結している愛媛県トラック協会や倉庫業者へ物流専門家の派遣の協力を得るとともに、必要に応じ物資の集積場所に市職員を派遣する。また、訓練を通じて保管・搬出管理等の実効性を高めるものとする。

(1) 主要輸送・避難道路

市の基幹道路及び(1)の施設と基幹道路を結ぶ道路等を主要輸送・避難道路として指定し、本章第8節「交通応急対策計画」により交通規制を実施するなど、必要な措置をとる。

なお、あらかじめ指定している主要輸送・避難道路の確保を最優先に、応急復旧や代替道路の設定等を実施する。

資料編「主要輸送・避難道路」

4 輸送力の確保

(1) 陸上輸送

ア 市保有車両の活用

市が保有する車両の適正配置に努め、効率的な輸送を実施する。

イ 民間保有車両等の借り上げ

市有車両のみでは輸送力に不足が生ずる場合には、市内の事業者等が保有する車両を借り上げて実施する。

(2) 海上輸送

船舶による海上輸送が必要な場合には、漁業協同組合及び船舶保有者に協力を求めて対応する

(3) 空中輸送

市は孤立が想定される地区を中心に、臨時ヘリポートの確保に努める。

ヘリコプターによる空中輸送が必要な場合には、本章第37節「消防防災ヘリコプター活用計画」により、県に対して支援を要請する。

5 輸送の調整等

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは市本部において調整を行う。

この場合、次により調整することを原則とする。

第1順位	住民の生命の安全を確保するため必要な輸送
第2順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第3順位	災害応急対策のために必要な輸送

6 応援要請

市は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、次の事項を明示して、県に対し調達、あつせんを要請する。

(1) 輸送区間及び借上げ期間

- (2) 輸送人員又は輸送量
- (3) 車両等の種類及び台数
- (4) 集結場所及び日時

第8節 交通応急対策計画

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行うものとする。

1 陸上交通規制

(1) 交通規制措置

ア 災害により道路損壊等が発生した場合、及び災害の発生が予想される場合、被災地における災害応急活動の円滑な推進を図るため、公安委員会、県警察本部、警察署及び道路管理者等（港湾管理者及び漁港管理者）は、緊密な連携のもと、被災地域及びその周辺地域において、速やかに車両等の通行禁止、制限及び迂回道路の設定、誘導等の交通規制措置をとるものとする。

イ 交通規制を行うときは、その内容を立看板の掲示、報道機関の利用等により、一般に周知するものとする。

(2) 実施機関

ア 道路管理者

(ア) 道路の損壊、決壊その他の事由により、交通が危険であると認められる場合

(イ) 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

イ 公安委員会、警察署

(ア) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があると認めるとき

(イ) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるとき

(ウ) 道路の損壊、火災の発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合

ウ 港湾及び漁港管理者

臨港道路の使用に関する必要な規制

(3) 陸上交通確保の基本方針

ア 公安委員会は、緊急交通路について優先的にその機能を確保するため、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

イ 公安委員会は、被災地域での一般車両の走行及び被災地への流入を原則として禁止する。

ウ 道路管理者等は、その管理する道路について、自転車等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラの活用により早急に被害状況を把握し、応急復旧等を行い、道路機能の確保に努める。

また、道路の破損、決壊、その他の事由により二次災害の発生や交通が危険であると認められる場合は、二次災害の防止に努めるとともに、区間を定めて道路の通行を禁止し又は制限する。

この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

エ 公安委員会及び道路管理者等は、相互に連絡を保ち、交通規制の適切な運用を図る。

オ 道路管理者等は、道路の通行規制が行われている場合は、通行止めや通行状況が道路利用者に対して確実に伝わるよう道路情報提供装置、インターネット等を活用し、リアルタイムでの情報

提供に努める。

(4) 緊急交通路確保のための交通規制

ア 緊急輸送道路の選定

知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、県警察及び道路管理者と協議し、緊急輸送に充てる道路を選定する。

この場合、県警察は、主要交差点等を中心とする交通要所に警察官等を配置し、交通整理、指導及び広報を行う。

イ 交通規制の実施

公安委員会は、緊急交通路の円滑な運行を図るため、交通要点において緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。この場合、当該区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要事項を周知させる措置をとるものとする。

また、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

なお、県警察は、交通規制に当たって道路管理者等関係機関と相互に緊密な連携を保つとともに、交通規制を円滑に行うために、必要に応じて愛媛県警備業協会との支援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

ウ 路上放置車両等に対する措置

(ア) 警察官

警察は、緊急交通路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去や警察車両による緊急通行車両の先導等を行うとともに、緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(イ) 自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、定められた通行禁止区域等において、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(ロ) 消防吏員

消防吏員は、消防用緊急通行車両の通行に際し、現場に警察官がいない場合に限り、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

(エ) 道路管理者等

道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要がある場合には、運転者等に対し、車両移動等の措置を命じ、又は自ら当該措置をとる。

2 道路交通確保の措置

(1) 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

(2) 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、応急復旧等に必要の人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行うこととし、(一社)愛媛県建設業協会等

の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。

(3) 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。

(4) 道路管理者等の措置命令

ア 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

イ アによる措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

ウ 知事は、市町道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記アに係る指定若しくは命令をし、又は上記イに係る措置をとるべきことを指示することができる。

3 緊急通行車両の確認等

(1) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付

ア 車両の使用人は、知事又は公安委員会に対し当該車両が緊急通行車両であることの確認を求めるものとする。

イ 知事又は公安委員会は、当該車両が緊急通行車両であることを確認したときは、当該車両の使用人に対し、災害対策基本法施行規則第6条に規定する標章及び証明書を交付する。

(2) 緊急通行車両の確認事務

ア 災害対策基本法施行令第33条に基づく確認事務は、知事に対し行うものは防災危機管理課、公安委員会に対し行うものは警察本部交通規制課及び各警察署交通課において行うものとする。

イ 確認の手続きの効率化・簡略化を図り、かつ、緊急輸送の需要をあらかじめ把握するため、緊急通行車両については、事前に必要事項の届出をすることができる。事前届出及び確認の手続きについては、別に定めるところによる。



緊急通行車両の標章

- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

4 海上交通規制

(1) 海上交通の規制

- ア 海上保安部等は、海難船舶、危険物の流出域、損壊した係留施設・海上構造物及び流出した船舶、木材等で船舶交通に支障がある場合は、その範囲、日時を定めて船舶の交通を制限し又は禁止する。
- イ 海上保安部等は、海難船舶、漂流物又は沈没した物件等が船舶交通に障害となる場合には、これらの所有者に除去を命じ又は勧告を行う。
- ウ 海上保安部等は、船舶交通の安全を図るため、必要に応じ船舶交通の整理・指導を行う。

(2) 海上交通確保の措置

ア 海上交通の整理

県は、海上保安部等防災関係機関と相互に連絡し、県内の海上交通確保について必要な輸送路の選定等の調整を行う。

イ 港湾施設等の応急措置

港湾及び漁港の管理者は、管理する港湾、漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急処置を講ずる。

また、三島川之江港については、港湾機能の早期復旧を図るため、三島川之江港港湾 BCP 協議会が策定した「三島川之江港事業継続計画」による役割分担・協働体制に基づき、県及び関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

ウ 海上保安部は、警報の伝達、海洋汚染の防除、危険物取扱の規制、火災・海難等への適切な措置を講ずる。

エ 海上保安部等は、水路の水深に異状が生じたときは、必要に応じ測量を行い、標識を設置する等船舶交通の安全を確保する。

オ 海上保安部等は、航路標識が損壊又は流失したときは速やかに復旧に努めるほか必要な応急措置を講ずる。

カ 海上自衛隊等に対する支援要請

知事は、市又は港湾及び漁港の管理者から、油の流出による火災の鎮圧、水路確保のための措置の実施等、海上交通の確保のため必要な措置の実施について応援要請があったときは、海上自衛隊及び海上保安部に対し応援を要請する。

5 鉄道確保の措置

鉄道事業者は、崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が発生した場合は、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じ崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

第9節 孤立地区に対する支援計画

市は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

1 孤立地区に対する支援

市は、孤立地区に対し、次の措置を行う。

- (1) 孤立地域の把握
- (2) 衛星携帯電話等による外部との通信手段の確保
- (3) 緊急救出手段の確保（ヘリコプター・バイク・船舶の活用など）
- (4) 集団避難の指示の検討
- (5) 住民不在地域における防犯パトロールの強化
- (6) 緊急支援物資の確保・搬送

2 県及び関係機関への応援要請

市は、孤立地区に対し、県及び関係機関と連携し、次の措置を行う。

- (1) 県防災ヘリコプター等による情報収集、救出、物資輸送
- (2) 自衛隊、県警察本部等への航空偵察の要請
- (3) 緊急支援物資の確保・あっせん

第10節 消防計画

火災はいったん大規模化すると、極めて大きな被害となることが予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施する。また、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むものとする。

1 消防本部の活動

消防長は、消防署及び消防団を指揮し、災害状況に応じ消防署は指揮隊を編成し火災に関する情報を迅速かつ正確に収集し、消防活動及び救急救助活動の基本方針に基づき、次により効果的な活動を行う。

(1) 火災発生状況等の把握

管内の消防活動等に関する次の情報を収集し、市本部及び警察署と相互に連絡を行う。

ア 延焼火災の状況

イ 自主防災組織の活動状況

ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利などの使用可能状況

オ 要救助者の状況

カ 医療機関の被災状況

(2) 消防活動の留意事項

次の事項に留意して消防活動を行う。

ア 災害規模により相互の隊が同時に活動する場合は、指揮隊が現場を統括し、円滑な任務遂行に努める。

イ 同時多発火災が発生している地域では、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等人命の安全を最優先した消防活動を行う。

ウ 危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれがある地域では、住民の立入りを禁止し、避難誘導等の安全措置をとる。

エ 同時多発火災が発生し、多数の消防隊を必要とする場合は、人口密集地及びその地域に面する部分の消火活動を優先し、それらを鎮圧した後、部隊を集中して消防活動に当たる。

オ 救護活動の拠点となる病院、避難施設、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の消防活動を優先して行う。

カ 延焼火災の少ない地域では、集中的な消防活動を実施し、安全地区を確保する。

キ 住民及び自主防災組織等が実施する消火活動との連携、指導に努める。

2 消防団の活動

消防団は、火災が発生した場合、原則として消防長の指揮下に入り、消防本部と協力して次の消防活動を行う。ただし、消防本部が出動不能又は困難な地域では、消防団長の指揮のもと、消火活動等を行う。

(1) 消火活動

避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先に行う。

(2) 避難誘導

避難指示等が発令された場合に、これを住民に伝達し、関係機関と連絡をとりながら住民を安全な場所に避難させる。

(3) 救急・救助活動

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助・救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

3 職員等の惨事ストレス対策

消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

4 消防活動の応援要請

(1) 県内の消防応援

火災が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは火災の防御が困難な場合、又は困難が予想される規模の場合は、火災の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請（消防組織法第 39 条）を速やかに行う。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づく応援要請に当たっては、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによるものとし、消防団による応援要請については「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づくものとする。

また、火災が発生し、市長又は消防長が必要と判断した場合は、「愛媛県消防防災ヘリコプターの支援に関する協定」に基づき、愛媛県防災航空事務所に対してヘリコプターの緊急出動を要請する。

(2) 緊急消防援助隊の応援要請

市長又は市長の委任を受けた消防長は、災害の状況により消防の広域応援の必要があると認めるときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、知事に消防庁長官に対する緊急消防援助隊の応援出動等の措置を要請する。ただし、知事が不在等により連絡がとれない場合には、直接、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請し、事後、知事に報告するものとする。

ア 災害等の発生日時、場所

イ 災害等の状況及び応援要請の理由

ウ 応援要請を行う必要部隊数と人員、資機材等

エ 応援部隊の進入経路及び集結場所

オ 指揮体制及び無線運用体制

カ その他必要事項

(3) 県外への消防応援体制

県外への消防広域応援については、消防組織法第 45 条の規定に基づき、消防庁へ登録され、都道府県単位で編成した緊急消防援助隊を中心に、消防庁長官の求めに応じた応援隊を派遣するものとする。

県においては、大規模災害に備え、常に応援可能部隊の把握に努めるものとする。

なお、応援活動の詳細については、愛媛県緊急消防援助隊応援実施計画によるものとする。

資料編「愛媛県消防広域相互応援計画」

5 住民及び自主防災組織の活動

(1) 出火防止活動及び初期消火の徹底

住民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火を実施するとともに、協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては、二次災害の防止に努める。

(2) 消防隊への協力

消防隊（消防本部、消防団）が到着した場合は、消防隊の長の指揮に従う。

(3) 避難行動要支援者の支援

地域における相互扶助により、避難行動要支援者等の救助・救出を行う

第11節 水防計画

市は、河川又は海岸の洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、公共の安全を保持するものとする。

1 予報及び警報に対する措置

市は、地方局建設部又は土木事務所から水防に関する通報を受けたときは、その状況に応じ万全の体制をしくとともに、次の場合、直ちに地方局建設部又は土木事務所に通知するものとする。

- (1) 水防団(消防団)が水防のために出動したとき。
- (2) 堤防等に異常を発見したとき。
- (3) 水防作業を開始したとき。
- (4) 応援を求める場合。
- (5) 立退避難を指示したとき。
- (6) 水防本部を設置したとき。

2 水門の操作

(1) 河川区間の水門等の操作及び通報（洪水）

ア 水門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。

イ 水門等の操作責任者は、気象等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

ウ 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

(2) 河口部・海岸部の水門等の操作及び通報（津波・高潮）

ア 水門等の管理者は、水防上必要な気象等の状況の通知を受けたときは、直ちに水門等の操作責任者に連絡しなければならない。

イ 水門等の操作責任者は、高潮等の状況の通知を受けた後は、水位の変動を監視し、必要な操作を行うとともに、水門等及び付近に異状を認めたとき、又は操作等に人員を要するときは、直ちに管理者に報告しなければならない。

ウ 水門等の操作責任者は、津波警報が発令された場合には、安全確保のため直接操作をしないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

エ 水門等の管理者は、毎年出水期に先立ち、操作に支障のないように点検整備を行わなければならない。

3 河川、港湾の貯木対策

貯木場内の保留木材の流出による被害を防御するために、次のことを定める。

(1) 実施責任者

ア 流木の被害を防御するための貯木対策指導は県が行う。

イ 貯木場占用使用者は、災害時の河川の氾濫や高潮等により、貯木の流動を防止するため必要な処置を講ずるものとする。

(2) 事前措置

ア 木材入荷状況の把握

イ 貯木状況及び現在量の把握並びに必要時の管制

ウ 流出防止対策の指導

エ 災害時における流木回収能力の把握

(3) 事後措置

ア 流木状況の調査

イ 流木状況の船舶及び関係者への周知

ウ 流木の早期回収の勧告又は除去命令の発動

エ 流木の回収状況の把握及び関係者への周知

オ 流木の早期回収の実施とその推進

4 水防団(消防団)の出動

市は、次に示す基準により、水防団(消防団)の準備又は出動の命令を出し、水防団(消防団)の水防活動を適切に行わなければならない。

(1) 出動準備

市は、次の場合、管下水防団(消防団)に出動準備をさせるものとする。

ア 河川の水位が水防団待機水位(通報水位)に達し、なお、上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予想されるとき。

イ 豪雨、地震等により決壊、漏水、がけくずれ等のおそれがあり、出動の必要が予想されるとき。

ウ 気象予報、洪水予報、水防警報等により、洪水、内水、津波又は高潮等の危険が予想されるとき。

(2) 出 動

市は、次の場合、管下水防団(消防団)を出動させるものとする。

ア 河川の水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達したとき。

イ 潮位が異状を示し、高潮のおそれがあるとき。

ウ 台風が本県もしくはその近くを通過するおそれがあるとき。

エ その他気象予報、洪水予報、水防警報等により水防団の出動を要すると認めるとき。

(3) 出動の要領

水防作業員は出動に際し、1番手、2番手、3番手の3班に分け、各班の出動人員は定員3分の1を基準とする。

5 監視及び警戒

(1) 常時監視

市は、関係河川、海岸堤防等について常時巡視員を設け、随時分担区域内を巡視せしめ、水防上危険であると認められる箇所があるときは、地方局建設部又は土木事務所へ通知するものとする。

(2) 非常警戒

市は、水防体制が発動されたときから、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所そ

の他特に重要な箇所を中心として、堤防の表側と上面と裏側の 3 班に分かれて巡視し、又は、水防団待機水位（通報水位）に達したときは堤防延長 500m～1,000m に監視員 1 人、連絡員 2 人の基準で監視にあたり、特に次のことに注意し、異状を発見した場合は、その状況及び見通しを直ちに地方局建設部又は土木事務所に報告するとともに水防作業を開始する。

ア 居住側斜面の漏水又は飽水による亀裂又は欠け崩れ。

イ 川側斜面で水当たりの強い場所の亀裂又は欠け崩れ。

ウ 堤防上面の亀裂又は沈下。

エ 堤防の越水（水があふれる）状況。

オ 水門の両袖又は底部からの漏水と扉の締め具合。

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異状。

キ 高潮時における越波状況の異状。

6 水防作業

(1) 水防工法

工法はその選定を誤らなければ、1 種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多い。しかし、時には数種の工法を並施し、はじめてその目的を達成するときがあるから、当初施工の工法で効果が認められないときは、これに代わるべき工法を次々と行い、適切な水防に努めなければならない。

工法を選ぶに当たっては、堤防の組成材料、流速、法面、護岸の状態等を考慮し最も有効でしかも使用材料がその付近で得やすい工法を施工する。

(2) 水防作業上の心得

ア 水防団員は、命令なくして部署を離れ、勝手な行動をとってはならない。

イ 作業中は私語をつつしみ、終始、敢闘精神をもって護るよう努めること。

ウ 夜間などは特に言動に注意し、みだりに「越水」とか「決壊」等の想像による言動をしてはならない。

エ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期し、みだりに人心を動揺せしめ、いたずらに水防団員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。

オ 洪水時において堤防に異状の起こる時期は、滞水時間にもよるが、大体水位が最大るとき又はその前後である。しかし、斜面の崩壊は通常減水時に生ずる場合が多い（水位が最大洪水水位 3/4 位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛時を過ぎても完全に流過するまで警戒を解いてはならない。

(3) 水防資器材の補充

水防管理団体は自己の資器材を使用してなお不足したとき、又は不足が予測される場合は、管内管理団体に備蓄資材の応援を求めることができる。

(4) 水防作業の安全確保

水防作業時には、消防団員は自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員が自身の安全性を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

7 決壊・漏水等の通報及び避難のための立退き

(1) 決壊・漏水等の通報

ア 堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は直ちにその旨を地方局建設部長、土木事務所長並びに氾濫の及ぶおそれのある隣接水防管理者等に通報しなければならない。

イ アの通報を受けた地方局建設部長及び土木事務所長は、県水防本部（河川課）、所轄警察署長、陸上自衛隊松山駐屯地、その他必要な機関に通報するものとする。

なお、地方局建設部長又は土木事務所長がアの異常を発見した時も同様とし、併せて水防管理者にも通報するものとする。

ウ 自衛隊の派遣を要する必要がある場合は、知事を通じ協力を要請する。

(2) 避難

災害による避難のための立退きの指示等を次に定める。

ア 水防管理者（市長）が行う場合（法第 29 条）

(ア) 水防管理者は自ら防御する堤防等が決壊した場合、又は決壊の危険が切迫した場合は、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示するものとする。

(イ) 水防管理者は当該区域を管轄する警察署長と協議のうえ、あらかじめ立退計画を作成し、立退連絡等に必要な措置を講じておくものとする。

(ウ) 水防管理者は、(ア)の立退き又は準備を指示した場合は当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

(エ) 水防管理者は立退きを指示した場合は、その状況を県水防本部（県災害対策本部）に速やかに報告するものとする。

イ 知事又はその命を受けた職員が行う場合

知事又はその命を受けた職員は、洪水、内水、津波又は高潮等により、非常に危険が切迫し、人命の保護その他災害の拡大防止等のため特にその必要が認められるときは、危険地域の居住者に対し、立退きを指示する。

ウ 応急避難場所

重要水防箇所一覧表による。

8 水防解除

市は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき、又は高潮のおそれがなくなって水防解除を命じたときは、これを一般に周知するとともに地方局建設部長及び土木事務所長に通知するものとする。

なお、配備を解除したときは、地方局建設部長及び四国中央土木事務所長を通じ水防本部に報告するものとする。

第 12 節 人命救助活動計画

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行うものとする。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

1 人命救助活動の基本方針

- (1) 救出を必要とする負傷者等に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察本部及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- (3) 県は、救出活動に関する応援について、県内の総合調整を行う。
- (4) 市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

2 市の活動

- (1) 市は、職員を動員して負傷者等を救出する。
- (2) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じて民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
- (3) 市は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、応援要請を行うものとし、要請を受けた市町等は、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施するものとする。
- (4) 災害により孤立地区が発生した場合には、本章第 37 節「消防防災ヘリコプター活用計画」により、県に対し、ヘリコプターの運航を要請するものとする。

3 消防機関の活動

- (1) 消防本部及び消防団は、多数の負傷者の発生に対応するため、住民の協力を確保するとともに、医師会、日本赤十字社愛媛県支部、警察署との協力体制を整え、的確な人命救出活動に当たる。
- (2) 消防本部及び消防団は、広域的な応援を必要とする場合には、「愛媛県消防広域相互応援協定」、「愛媛県消防団広域相互応援協定」及び「東予広域消防相互応援協定書」に基づき、応援要請を行う。また、要請を受けた場合には、必要な応援隊を派遣し、迅速かつ円滑に応援を実施する。

4 救急救助活動の留意事項

要救助者の救助救出と負傷者に対する止血、その他の応急処置を次により行い、安全な場所へ搬送する。

- (1) 災害時は、搬送先医療機関そのものが被災し医療行為が実施できない可能性があるため、災害の状況を十分把握して、医療機関の選定及び搬送経路を決定する等被災状況に即して柔軟な対応を行う。
- (2) 災害時には、外傷のほか骨折、失血及び火傷等傷害の種類も多く、また軽傷者から救命処置を必要とする者まで、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と様々な処置が要求されるため、救急救命士の有効活用、救急隊と他の消防隊が連携して出動するなど効率的な出動・搬送を行う。
- (3) 救急救助活動においては、負傷者や死者等の被害状況及び医療機関の被災状況等の情報をいかに速く正確に掌握できるかが、救命率向上のキーポイントとなるため、四国中央保健所、医師会等関係機関との情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。
- (4) 災害時は道路交通確保が困難なため、消防署（所）、消防団詰所、警察署（交番、駐在所）、町内会事務所等において備蓄している救急救助資機材等を活用し、各地域の消防団等を中心として救急救助活動を行う。
- (5) 高層建築物等に対する救急救助活動については、消防法に定める防火管理者による自主救護活動との連携を積極的に推進する。

5 自主防災組織の活動

- (1) がけ崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。
- (2) 負傷者に対しては、応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは、救護所等へ搬送する。
- (3) 市長や警察官等から避難指示等が発令された場合には、住民に対して周知徹底を図るとともに、迅速かつ的確に避難を行う。

避難の実施に当たっては、次の点に留意する。

ア 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。

- (ア) 市街地…火災、落下物、危険物
- (イ) 山間部、起伏の多いところ…崖崩れ、地すべり
- (ウ) 海岸地域…高潮

イ 避難に当たっては、必要最低限のもののみ携帯する。

ウ 避難行動要支援者等の自力で避難することが困難な者に対しては、自主防災組織など地域住民が協力して避難させる。

- (4) 被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要となるが、これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても食料等の配布を行うほか、市が実施する給水、救援物資の配布活動に協力する。

6 事業所の活動

事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

- (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

- (2) 救出活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 事業所の防災組織は、自主防災組織等と相互に連携をとり、地域における救出活動を行う。
- (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察署又は海上保安部等に連絡し、早期救出を図る。
- (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察署、海上保安部と連絡をとり、その指導を受けるものとする。

第13節 行方不明者捜索及び遺体措置埋葬計画

多数の死者、行方不明者が発生した場合に、捜索、措置、埋火葬等を的確に実施する。

1 行方不明者の捜索

行方不明者の捜索は、市において、消防団、自主防災組織等により、また警察署、海上保安部等の協力を得て実施する。ただし、市において実施できないときには、県等の応援を得て実施する。

2 行方不明者の収容・遺体の措置

- (1) 行方不明者を発見したときは、速やかに警察署に連絡し、調査を依頼する。
- (2) 必要に応じて、小中学校の体育館等、適当な公共施設を遺体の安置場所に指定し、遺体を一時的に収容する。
- (3) 市において実施できないときには、県等の応援を得て実施する。

3 遺体の埋火葬

埋火葬の実施は、市において直接土葬若しくは火葬に付し、又は柩及び骨つぼ等を遺族に支給する等、現物給付をもって行う。

- (1) 事故死等による遺体は、警察の調査終了後、埋火葬する。
- (2) 身元不明の遺体については、警察を介して、その調査を依頼する。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬については、行旅死亡人として取り扱う。
- (4) 市において実施できないときには、関係機関の応援を得て実施する。

第14節 食料供給計画

災害の発生によって食料品の確保ができない被災者に対して、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た食料の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が提供されるよう努める。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 食料の調達

食料の調達は、次の方法により行う。

- (1) 市備蓄物資の放出 資料編「主要備蓄物資」
- (2) 市内販売業者等からの購入 資料編「四国中央市協定・覚書一覧表」
- (3) 県及び県内市町への応援要請

必要とする食料を確保することができないときは、次の事項を示して、県に調達、又はあつせんを要請する。

- ア 調達又はあつせんを必要とする理由
- イ 必要な緊急物資の品目及び数量
- ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者
- エ 連絡課及び連絡責任者
- オ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- カ その他参考となる事項

- (4) 農林水産省生産局に対する米穀及び乾パン等の供給要請（県を通じて要請）

2 食料の供給

- (1) 供給対象者及び品目等

ア 供給対象者

被災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従事者とする。

イ 供給品目

米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。

ウ 要配慮者への配慮

- (ア) 食料の供給に当たっては、要配慮者を優先して配分する。
- (イ) 乳幼児へのミルクや離乳食、高齢者への柔らかく温かい食べ物など、要配慮者に配慮した食料の配給に努める。

- (2) 炊き出しの実施

炊き出しは、自治会、自主防災組織等により実施する。

なお、炊き出しの場所には市職員等責任者が立ち会い、その実施に関して指揮するとともに、関係事項を記録する。

(3) 指定避難所等における食料の供給

避難者に対する食料の供給は、市が指定避難所等の施設等を利用して調理し、又は調理不要な食品を確保し、配給する。

3 救援物資の保管・管理

- (1) 調達した食料は、被災者に供給するまでの間、市庁舎（四国中央市庁及び各窓口センター）に集積し、一元的に管理する。
- (2) 配分するときには、必ず受払の記録及び受領書を整備しておくとともに、事前に地域住民に対し広報を行い、自治会、自主防災組織及びボランティアの協力を得て、公平に配分する。
- (3) 物資拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

第 15 節 生活必需品等供給計画

被災者等に対して、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等被災者のニーズに応じた生活必需品を供給・分配するものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

1 生活必需品の調達

物資の調達は、被災者のニーズを把握した上で、次の方法により行う。

- (1) 市備蓄物資の放出 資料編「主要備蓄物資」
- (2) 市内販売業者等からの購入 資料編「四国中央市協定・覚書一覧表」
- (3) 県及び県内市町への応援要請

2 生活必需品等の供給

(1) 供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又はき損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(2) 供給品目

被害状況及び世帯構成人員に応じて、次の品目について現物を給与又は貸与する。

- ア 寝具
- イ 外衣
- ウ 肌着
- エ 身の回り品
- オ 炊事道具
- カ 食器
- キ 日用品
- ク 光熱材料

(3) 要配慮者への配慮

社会福祉施設の管理者等と連携しながら、要配慮者に配慮した物資の供給に努める。

3 救援物資の保管・管理

- (1) 調達した物資は、被災者に供給するまでの間、市庁舎（四国中央市庁及び各窓口センター）に集積し、一元的に管理する。

- (2) 配分するときには、必ず受払の記録及び受領書を整備しておくとともに、事前に地域住民に対し広報を行い、自治会、自主防災組織及びボランティアの協力を得て、公平に配分する。
- (3) 物資拠点を速やかに開設し、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

4 燃料の確保

- (1) 市は、炊き出しに必要な器具及び燃料等の支給又はあっせんを行う。
また、これらの器具及び燃料等を調達できないときは、次の事項を明示して県に調達のあっせんを要請する。
 - ア 必要なプロパンガスの量
 - イ 必要な器具の種類及び個数
- (2) 市は、市庁舎、避難所、病院等、防災対策上特に重要な施設、又は災害応急車両への燃料の安定供給体制の整備に努める。

第 16 節 飲料水の確保・供給計画

市は、災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護するものとする。

1 給水源の確保

災害により水道施設等に被害を受けたときは、直ちに要給水地及び給水対象人員等を調査し、次の措置をとる。

(1) 水道施設による給水源の確保

応急給水の水源は、浄水場、配水池等の水道施設を主体とする。

ア 水道施設の被害状況を把握し、速やかに復旧に努める。

イ 応急復旧工事は、指定水道工事事業者に要請し、被災後速やかに復旧する。

(2) その他による給水源の確保

水源がさらに不足する場合は、井戸水、自然水などの水をろ過、消毒して供給する。

2 応急給水用資機材の確保

給水車、給水タンク等については、給水人口に応じて必要量を確保することとし、災害の規模により、他の水道事業等関係機関への応援要請により確保する。

3 応急給水の実施

災害発生後 3 日間程度 1 人 1 日 3ℓ、2 週間程度 1 人 1 日 10ℓ、2 週間以降 1 人 1 日 30ℓ、1 か月後には 1 人 1 日 100ℓの復旧過程に応じた飲料水の必要水量を確保するように努める。

飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

(1) 拠点給水

応急給水は、指定避難所等、医療機関、福祉施設、学校、市庁舎などの拠点給水とし、要所に仮設共用栓、水槽等を設置する。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者に対しては、水の運搬の支援等について十分に配慮するとともに、自治会等を通じた住民相互の協力や災害ボランティア活動との連携を図る。

(3) 給水に関する広報

地区ごとの給水場所、給水時間、給水された水の衛生確保等については、防災有線告知システム、公式 LINE アカウント、防災・広報メール、広報車等により、周知する。

また、自己努力により飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

4 応援要請

市は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を示して日本水道協会愛媛県支部長に応援を要請する。

(1) 災害の状況

(2) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量

(3) 必要とする職員の職種別人員

(4) 応援の場所及び応援場所への経路

(5) 応援の期間

自己努力により飲料水を確保する住民に対し衛生上の注意を広報する。

災害発生後約 8 日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は 1 人 1 日 20 ℓ を目標とし、飲料水の供給期間については、水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

5 住民及び自主防災組織の活動

(1) 災害発生後 3 日間は、自ら貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

(2) 災害発生後 4 日目から 7 日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

(3) 地域内の井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

(4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行う。

第17節 医療救護活動計画

市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携により災害の状況に応じて適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行うものとする。

なお、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

1 医療救護活動の実施方針

- (1) 医療救護活動の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効率的な活動に努める。
- (2) 市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携のもと災害の状況に応じ適切な医療救護を行う。
- (3) 市は、当該域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、また、救護病院等に傷病者を収容する。
- (4) 県及び災害医療コーディネータは、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集・提供し、市の医療救護活動について広域的な調整を行う。
- (5) 四国中央保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、災害医療コーディネータと密接に連携し、地域の関係機関との調整を行う。
- (6) 市、県は、災害により在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。
- (7) 医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

2 情報の収集

- (1) 市は、消防本部、警察署、医師会等との連携の下に、次について情報収集を行うとともに、県及び災害医療コーディネータに対して報告する。
 - ア 医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
 - イ 指定避難所等、救護所の設置状況
 - ウ 指定避難所等、救護所における医療ニーズ
 - エ 医薬品等医療資機材の需給状況
 - オ 医療施設、救護所等への交通状況
 - カ その他参考となる事項
- (2) 市は、災害時において、医療施設の診療状況などの情報を広域災害・救急医療情報システム等の活用により、迅速に把握する

3 救護班による医療活動の実施

- (1) 救護班の派遣要請

前記2の状況により、市内の医療機関のみでは十分な医療救護活動が実施できない場合、市は、「災害時の医療救護に関する協定」に基づき、四国中央保健所や災害医療コーディネータを通じて県に対し救護班の派遣を要請する。
- (2) 救護班の業務
 - ア 傷病者の傷病の程度判定（トリアージの実施）

- イ 重症者の応急手当及び中等症者に対する処置
- ウ 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
- オ 助産活動
- カ 死体の検案
- キ 医療救護活動の記録及び市本部への収容状況等の報告

4 救護所の設置等

(1) 救護所の設置

市は、救護班による医療救護活動を実施する場合には、災害の状況により、災害現場付近の公共施設及び避難所指定施設内等に救護所を設置する。

(2) 救護所における医療活動

救護所での医療活動は、市の指揮の下で救護班が実施する。災害発生直後は、大量の傷病者に対して限られた医療資源により救護にあたる必要があるため、傷病者のトリアージ、応急処置、重症者の搬送の指示・手配等を重点的に行う。

(3) 救護所における医療ニーズの把握

救護所における医療ニーズ等を経時的に把握し、救護班の受入調整や各種要請、機能評価等を行うとともに、自ら十分な活動が行えない場合は、四国中央保健所に職員の派遣を要請する。

5 災害医療コーディネータの活動

災害医療コーディネータは、災害時に関係機関と連携し、以下の活動を行う。

(1) 統括コーディネータ

- ア 県内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 県内の医療救護活動の統括及び調整を行う。
- ウ 災害拠点病院コーディネータ、国及び関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

(2) 災害拠点病院コーディネータ

- ア 圏域内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 圏域内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- ウ 圏域内における医療機関の患者受入れ及び搬送調整を行う。
- エ 圏域内における医療機関の医療活動支援に係る調整を行う。
- オ 圏域内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- カ 統括コーディネータ、他の圏域の災害拠点病院コーディネータ、公立病院コーディネータ及び被災地内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

(3) 公立病院コーディネータ

- ア 立地市町内の被災状況や医療ニーズ等の収集、分析及び伝達を行う。
- イ 立地市町内におけるDMATや救護班等の受入れ及び派遣調整等を行う。
- ウ 立地市町内における医薬品等の調達及び供給調整を行う。
- エ 災害拠点病院コーディネータ及び立地市町内の関係機関等との連絡、調整及び要請を行う。

6 医療品、医療資機材等の確保

市は、救護班が使用する医薬品、医療資機材等を供給するため、市内の薬局等から必要物資を調達する。物資が不足する場合には、県に対して調達・斡旋を要請する。

救護所・救護病院等から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、四国中央保健所を通じて県に調達・あっせんを要請する。

7 負傷者の搬送

- (1) 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等について情報収集し、後方医療機関の確保を行うとともに、警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。
- (2) 必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院等への緊急輸送、ヘリコプターによる空中搬送について県に要請する。

8 避難者へのケア対策

新潟県中越地震においては、被災者が車中等に避難し、エコノミークラス症候群等により死亡されたケース、長期の避難所生活での疲労・ストレス等により死亡されたケースもあったことから、市は、保健医療スタッフやボランティアによる適切なサポートに配慮するとともに、プライバシーの確保や生活環境に配慮した避難所運営に留意するものとする。

9 住民及び自主防災組織の活動

- (1) 軽症者については、家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。
- (2) 傷病者を最寄りの救護所又は救護病院等に搬送する。

第 18 節 防疫・衛生、保健衛生活動計画

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

1 防疫体制の確立

四国中央保健所と連絡を密にし、防疫組織の体制、器具、機材を整備するとともに、住民に対する予防教育及び広報活動を実施する。

なお甚大な被害により防疫業務が実施できないとき又は不十分であるときは、県に応援を要請する。

2 防疫活動の実施

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）に基づき、知事から次の指示があった場合には、災害の規模及び態様に応じ、その期間及び範囲を定めて速やかに行わなければならない。

- (1) 汚染された場所の消毒に関する指示（法第 27 条第 2 項）
- (2) ねずみ族・昆虫等の駆除に関する指示（法第 28 条第 2 項）
- (3) 物件の措置に関する指示（法第 29 条第 2 項）
- (4) 水の使用の制限等に関する指示（法第 31 条第 2 項）
- (5) 臨時予防接種に関する指示（予防接種法第 6 条。市長をして実施されるのが適当な場合に限る。）

3 防疫用薬剤等の調達

防疫活動に必要な薬剤等は、市内の薬局等から調達するが、不足する場合には、県に対し、調達を要請する。

4 被災者の健康管理等の指導等

- (1) 四国中央保健所と協力して、保健師による巡回健康相談を実施し、避難所等における住民の健康状態を把握するとともに、感染症予防に係る指導と広報を行う。
- (2) 避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を指導し、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

5 保健衛生活動の実施

- (1) 県との連携のもと、愛媛県災害時保健衛生活動マニュアル等を活用し、公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等により、被災者のニーズ等に的確に対応した保健衛生活動を行う。
- (2) 被害が甚大で避難生活が長期化する場合や避難所が多数設置されている場合等、被災者等の保健衛生活動を計画的・組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の保健衛生活動のための計画を策定し計画的な対応を行う。

第 19 節 食品衛生計画

被災地における感染症の発生等環境悪化を防ぐため、市は、食品の衛生管理等を行う。

1 臨時給食施設等の状況の把握

市は臨時給食施設（避難所の炊き出し施設等）及び食品関係業者等の実態を把握し、その情報を県に提供する。

2 必要物資の配布

消毒薬等、必要物資を配布する。

第 20 節 廃棄物等処理計画

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行うものとする。

1 し尿処理・生活系ごみ処理活動体制の確保

(1) し尿処理・ごみ処理体制

- ア 近隣の市町及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。
- イ 災害用トイレやその管理に必要な消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- ウ 清掃及び防疫のための資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。
- エ 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うとともに、収集車両や機器等を常時整備し、緊急出動できる体制を整備する。
- オ 生活ごみや災害によって生じた災害廃棄物の一時保管場所である仮集積場所及び仮置場の配置計画、し尿、生活ごみ及び災害廃棄物の広域的な処理・処分計画を作成すること等により、災害時における応急体制を確保する。

(2) 住民及び自主防災組織の活動

- ア し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行う。
- イ 自主防災組織の清掃班を中心として、資機材の点検を行い、必要に応じ臨時共同便所の設置を準備する。

2 し尿処理の実施

(1) 下水処理・し尿処理の実施

- ア 下水道施設の総点検を実施し、被災状況を速やかに県に連絡する。
- イ 下水道施設の普及地域においては、下水道施設の被災状況を把握出来るまでは、住民に水洗トイレの使用をひかえ、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。
- ウ 下水道の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用制限について広報を行う。
- エ 速やかに下水道施設、し尿処理施設の応急復旧に努めるものとし、住民に対し、仮設トイレ等で処理するよう指導する。
- オ 下水道施設の復旧支援を必要とする場合には、速やかに県に連絡する。
- カ 下水道施設の緊急調査及び応急復旧等について、協定を締結した公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団に対し、必要に応じて支援を要請する。

(2) 住民及び自主防災組織の活動

- ア 水洗トイレは市からの連絡があるまでは使用しない。また、下水道施設の被災を発見したときは、市に連絡するとともに、市からの指示に従うこととする。
- イ 自主防災組織を中心に仮設トイレの設置、消毒、管理を行う。

3 生活系ごみ処理の実施

(1) 処理活動

- ア 被災状況から判断し、可能な収集・処理体制を確保するとともに、速やかに収集体制、仮集積

場所及び収集日時を定めて住民に広報する。

イ 消毒用又は防臭用の薬剤及びごみ袋を住民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離して優先的に処理し、又は処理するよう指導・広報する。

ウ 住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかにあらかじめ選択した処理場に運び処理する。なお、可能な限りリサイクルに努める。

エ 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。

(2) 住民及び自主防災組織の活動

住民は、自主防災組織を中心として、市によるごみの収集及び処分が可能になるまでの間、次の対応をとることとする。

ア 地区ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設定し、住民に周知する。

イ 自主防災組織の清掃班を中心として、仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。

ウ 仮置場のごみは、市が定めた日時に仮集積場所へ搬出する。

エ 自分で処理できるものは努めて処理し、自分で処理できないものは指定された最寄りの仮置場へ搬出する。

4 災害廃棄物処理の実施

被災地における建物のがれき等の処理は、原則として所有者が自ら行うものとするが、自らの資力で建物等の解体、処理を実施できない場合で市の迅速な復興に支障をきたすときに限り、公費で市が行う。

ただし、市のみで実施できないときは、県又は他市町等の応援を要請する。

(1) 処理順位の決定

がれきは、原則として次の順位で処理する。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

ア 道路、橋梁、鉄道等の公共施設の撤去に伴うもの

イ 公共建物等の撤去に伴うもの

ウ 一般建物の撤去に伴うもの

エ その他

(2) 一時保管場所の確保、指定

がれきの一時保管場所について関係各部、関係機関等と調整し、指定する。

(3) 処理・処分先及び方法の指示等

ア 処分先の調整を行い、災害廃棄物の性状に応じた処分先を指示する。

イ 状況に応じて、分別、破碎、焼却等を発生現場、保管場所、処理処分先で行うよう指示する。

ウ 処理・処分に当たっては、建設業協会等の協力を得て実施する。

エ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、災害廃棄物の破碎・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に従い、適正な処理を進める。

(4) 廃棄物処理及び清掃に関する国庫補助

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 22 条に基づき、処理経費に係る国庫補助は 1 / 2 以内である。

第 21 節 障害物除去計画

災害のため排出された土砂、流木等障害物により、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活の安定と交通路を確保して、必要物資の輸送を円滑に行う等応急対策を講ずる。

1 実施機関

- (1) 道路、河川等における応急復旧、障害物の除去等は、その道路及び河川等の管理者が行う。
- (2) 災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の補助機関として市長が行う。
- (3) その他、がけ崩れ、浸水等によって住家（半壊若しくは床上浸水したもの）又はその周辺に運ばれた障害物の除去は主として市が対応する。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 市は、自らの組織、労力、機械器具を用い、建設業協会等の協力を得て速やかに行うものとする。なお、応急復旧に当たっては、緊急輸送にあたる道路を優先して行う。
- (2) 他の所有者の敷地内での作業が必要なときは、可能な限り、管理者、所有者の同意を得る。
- (3) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施するものとする。

4 除去した障害物の集積場所

- (1) 障害物の集積場所については、おおむね次の場所に集積廃棄又は保管するものとする。また、適当な集積場所がない場合は避難路及び緊急輸送にあたる道路以外の道端等集積する。
 - ア 廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
 - イ 保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所
- (2) 集積場所においては、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区別しておくこととする。また、除去作業者は、収集作業がしやすいよう関係各部と協議して作業に当たるものとする。

5 住宅関係の障害物の除去

- (1) 実施者
 - ア 災害救助法の適用の有無にかかわらず、市は、必要と認めたとき、住宅関係の障害物の除去の実施を決定する。
 - イ 市において処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 除去すべき対象

住家又はその周辺に運びこまれた土石、竹木等の障害物の除去は、災害救助法に基づき、次の条件に該当する住家を早急に調査し実施する。

ア 障害物のため、当面の日常生活が営みえない状態にあるもの

イ 障害物が居間、炊事場等日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの、又は出入りが困難な状態であること。

ウ 自らの資力で障害物の除去ができないもの

エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。

オ 原則として、当該災害により直接被害を受けたもの

(3) 除去の実施

ア 災害救助法適用前

市は、優先度の高い箇所を指定し、関係各部、建設業協会等の協力を得て実施する。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

(ア) 市は、半壊及び床上浸水した全世帯のうち、世帯状況、被害状況等を勘案し、除去対象戸数及び所在を県に報告する。

(イ) 除去作業は、市保有の器具、機械等を使用して行う。

(ウ) 労力、機械等が不足する場合は、県に要請し、近隣市町からの派遣を求める。

(エ) 支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費であり、災害救助法の限度額以内とする。

(オ) 実施期間は、災害発生の日から 10 日以内に完了する。

第 22 節 動物の管理計画

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

1 市の活動

- (1) 被災動物の把握
- (2) 指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保
- (3) 飼養されている動物に対する餌の配布
- (4) 危険動物の逸走対策
- (5) 被災動物の一時収容、応急処置、保管
- (6) 被災動物救護センターの設置場所のあっせん
- (7) 被災動物による咬傷事故、危害防止の啓発
- (8) 災害死した動物の処理
- (9) その他動物に関する相談等

2 住民及び民間の活動

- (1) 被災動物の一時保護、応急処置、通報
- (2) ボランティア獣医師による負傷動物の治療
- (3) 危険動物の逸走対策
- (4) ボランティアによる被災動物救護センターの管理、運営
- (5) その他行政への協力

3 死亡した獣畜及び家きんの処理

災害の発生に伴って死亡した獣畜及び家きんの処理は、原則として飼養者等が行うものとし、これが困難な場合には、市及び県は協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

(1) 市の活動

ア 飼養者等からの要請があったときは、処分方法を指導し、処理場所の確保について近隣住民へ協力を依頼する。

イ 処理場所の確保について、市のみで対応できないときは、県に協力を要請する。

(2) 飼養者等の活動

ア 処理場所を確保し、獣畜の処理については、四国中央保健所長の許可を受ける。

イ 処理場所を確保できないときは、市へ協力を要請する。

ウ 処理方法及び公衆衛生上必要な措置について四国中央保健所、市の指導を受け、適正に処理する。

第 23 節 応急住宅対策計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。また、破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

1 実施体制

被災者に対する応急仮設住宅の確保及び住宅の応急修理の実施は、市長（本部長）が行う。

ただし、災害救助法が適用されたときは、応急仮設住宅の建設は知事が行い、住宅の応急修理については、県からの通知に基づき市長が行う。

2 応急的な住宅の確保

(1) 公営住宅

ア 入居可能な公営住宅の確保

市は、速やかに入居可能な公営住宅の把握に努める。

イ 公営住宅への入居

市は、入居可能な公営住宅に被災者が応急住宅として入居を希望したときは、入居を認める。

(2) 民間賃貸住宅の情報収集等

市は、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供等について、宅地建物取引業団体へ協力要請を行い、応急住宅の円滑な供給、早期確保に努める。

3 応急仮設住宅の建設と管理

(1) 建設実施の決定

ア 災害救助法適用前

応急仮設住宅建設実施の決定は、市長が行う。

なお、事業の内容については、災害救助法の規定に準じて行う。

イ 災害救助法適用後

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅建設の実施は、県知事が行う。

市長は、相当の被害があると判断され、知事の実施を待つことができない場合に、県知事の補助機関として行う。

(2) 建設地の選定

市は、公有地の中から諸条件を考慮し、応急仮設住宅の建設地を選定する。

(3) 建設の程度、方法及び期間

ア 建設の基準

(ア) 規 模

1戸当たり 29.7 m²（9坪）以内とする。

(イ) 費 用

1戸当たり建設費の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

(ウ) 集会施設

応急仮設住宅を同一敷地又は近接する地域内におおむね 50 戸以上建設する場合は、居住者

の集会等に利用するための施設を設置する。

(エ) 福祉仮設住宅

日常の生活上特別な配慮を要する高齢者、障がい者等のために、必要に応じ、老人居宅介護事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置する。

イ 着工及び供与の期間

災害発生の日から 20 日以内に着工する。供与期間は工事完了の日から 2 年以内とする。

ウ 建設の実施

応急仮設住宅建設の工事については、建設業協会等に協力を要請して行う。

(4) 入居者の選定

避難所生活世帯に対して入居意向調査等を実施し、以下の基準等により、入居者の選定を行う。

ア 入居資格基準

(ア) 住家が全焼、全壊又は流失した者であること。

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することのできない者であること。

イ 入居者の選定

(ア) 市は、応急仮設住宅の建設が必要であると認めるときは、入居申請受付窓口を設置する。窓口を設置したときは、その旨住民に周知する。

(イ) 市は、入居資格基準に基づき、民生委員等の意見を聞いて、入居者を選定する。選定に当たっては、次の者を優先する。

a 特定の資産のない高齢者、病弱者、身体障がい者

b 生活保護法の被保護者及び要保護者

c 特定の資産のない母子、寡婦世帯

(5) 応急仮設住宅の運営管理

各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるもととともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

4 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の実施者

災害救助法が適用された場合における住宅の応急修理は、県からの通知に基づき、市長が実施する。なお、市において処理不可能な場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 対象者

ア 住家が半壊、半焼などの被害を受け、当面の日常生活を営むことができない状態にあるもの

イ 自らの資力では、住家の修理ができないもの

ウ 修理により、とりあえずの日常生活を営むことのできるもの

(3) 応急修理の給付内容

ア 応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要な最小限度において、実施（給付）する。

イ 修理に要する費用の限度は、災害救助法の定めるところによる。

(4) 修理対象住宅の選定

ア 修理対象住宅の選定は、応急仮設住宅入居者の選定に準じて行う。

イ 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、応急対策をとれば居住を継続できる住宅の応急修繕を実施する。

(5) 修理の程度、方法及び期間

ア 修理の費用

応急修理に要する費用は、災害救助法によるものとし、現物給付（原材料費、労務賃等）をもって実施する。

イ 修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から1月以内に完了する。

ウ 修理の実施

市は、住宅の応急修理実施に必要な資機材の調達、要員の確保について、建設業協会等に協力を要請して行う。

5 市営住宅の応急修理

市は、既設の市営住宅又は付帯施設が災害により著しく損害を受けた場合は、住民が当面の日常生活を営むことができるよう、応急修理を次のとおり実施する。

(1) 市営住宅又は付帯施設の被害状況を早急に調査する。

(2) 市営住宅又は付帯施設のうち、危険箇所については、応急保安措置を実施するとともに、危害防止のため住民に周知を図る。

(3) 市営住宅の応急修理は、屋根、居室、炊事場、便所等の日常生活に欠くことができない部分を優先し、修理の必要度の高い住宅から実施する。

6 被災建築物等の応急危険度判定の実施

市は、余震による建築物等の倒壊に関して、建築技術者等を活用して、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、二次災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。

第 24 節 要配慮者に対する支援活動計画

市は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行うものとする。

特に、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

1 避難行動要支援者の発見及び避難誘導

- (1) 市は、災害発生直後、直ちにあらかじめ作成している避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、居宅に残された避難行動要支援者の早期発見に努める。
- (2) 個別避難計画により、避難支援者に定められている者は、災害発生後、直ちに自らが支援すべき要支援者の安否確認をするとともに、安全確保・避難のため、必要な措置をとる。
- (3) 民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難場所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等にも配慮する。

2 避難所等への移送

- (1) 市は、要配慮者を発見した場合は、速やかに負傷者の有無や周囲の状況等を総合的に判断して、次の措置を講ずる。
 - ア 指定避難所等への移送
 - イ 病院への移送
 - ウ 施設等への緊急入所
- (2) 指定避難所等へ避難した要配慮者については、その状況を把握し、適切な福祉サービスの提供に努める。

3 応急仮設住宅への優先的入居

市は、応急仮設住宅への収容に当たり、要配慮者の優先的入居に努める。

4 在宅障がい者への支援

市は、在宅での生活が可能と判断された要配慮者ややむを得ず指定避難所等に滞在することができない要配慮者の生活実態を的確に把握し、次のとおり在宅福祉サービス等を適宜提供する。

- (1) 災害により補装具を亡失又はき損したものに対する修理又は交付
- (2) 被災障がい者の更生相談

5 応援依頼

市は、救助活動の状況や要配慮者の状況を把握し、適宜、県、近隣市町等へ応援を要請するものとする。

第 25 節 応援協力計画

大規模災害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中にあって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、関係機関と相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

1 県に対する応援要求等

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- (1) 応援を必要とする理由
- (2) 応援を必要とする人員、物資、資機材等
- (3) 応援を必要とする場所
- (4) 応援を必要とする期間
- (5) その他応援に関し必要な事項

また、市長は、都道府県外広域一時滞在が必要な場合には、知事に対し、他の都道府県知事と協議することを求める。

2 他の市町長等に対する応援要求

市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、平時からカウンターパート関係を構築している他の市町長に対し応援を要請する。また、被災住民の居住の場所の確保が困難な場合には、広域一時滞在について、他の市町長と協議する。

応援を求められた場合は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町の指揮の下に行動する。

なお、消防に関する応援要請については、消防組織法第 39 条に基づき締結された「愛媛県消防広域相互応援協定」、「愛媛県消防団広域相互応援協定」及び「東予広域消防相互応援協定書」による。

3 関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対する応援要請

市長は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請するほか、知事に対してこれらの機関の職員の派遣についてあつせんを求める。

4 海上保安庁への支援要請

- (1) 市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、次のア～エの事項を明示した文書をもって、海上保安庁への支援要請について依頼する。ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。
 - ア 災害の概要及び支援活動を要請する理由
 - イ 支援活動を必要とする期間
 - ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となる事項

- (2) 事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

機関名	電話番号	県防災通信システム（地上系）	F A X
今治海上保安部	0898-22-0118	53-718	0898-22-0118
第六管区海上保安本部	082-251-5111	（衛星）64-034-101-159	082-251-5185

5 県警察による支援活動

(1) 警察災害派遣隊の運用

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生しようとしている場合は、警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき、警察災害派遣隊の派遣等広域的な応援のための措置をとるものとする。

(2) 都道府県に対する援助要求

公安委員会は、県内警備力をもって災害に対処することができない場合、次の事項を明らかにして警察庁又は他の都道府県警察に対し、警察法（昭和22年法律第162号）第60条に基づく援助要求を行う。

ア 援助を必要とする理由

イ 援助を必要とする人員、航空機、装備、資機材、服装、携行品及び期間

ウ 援助を必要とする場所

エ 県内経路（特に道路の損壊がある場合）

オ その他必要事項

6 消防機関による支援活動

(1) 県内の消防応援

大規模災害が発生し、被災地の消防機関の消防力のみでは災害の防御が困難又は困難が予想される規模の場合は、災害の態様、動向等を的確に判断し、県内の他の消防機関に対して、消防応援協定に基づく応援要請〔消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条〕を速やかに行うものとする。

なお、「愛媛県消防広域相互応援協定」及び「愛媛県消防団広域相互応援協定」に基づく応援要請に当たっては、「愛媛県消防広域相互応援計画」の定めるところによるものとする。

(2) 緊急消防援助隊

知事は、災害の状況により消防庁緊急消防援助隊の応援の必要があると認めるときは、消防組織法第44条の規定に基づき、次の事項を明らかにして、消防庁長官に対し応援出動等の措置を要請する。

ア 災害の状況及び応援要請の理由

イ 応援要請を行う部隊と人員、装備、資機材等

ウ 応援部隊の進入経路及び集結場所

エ 指揮体制及び無線運用体制

オ その他必要事項

(3) 緊急消防援助隊調整本部の設置等

緊急消防援助隊が出動した場合、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため、緊急消防援助隊調整本部を設置する。緊急消防援助隊調整本部は、原則として、被災地が本市のみの場合には市が設置するものとし、被災地が複数の市町である場合には県が設置するものとし、受援体制を確立するものとする。

資料編「四国中央市緊急消防援助隊等受援計画」

7 応援要員の受入体制

市の要請により防災関係機関から派遣された応援要員・部隊について、宿泊施設等が必要な場合、市は、これらの要員・部隊の進出拠点、宿泊施設、ヘリポート、物資搬送設備等の活動拠点について、各機関の要請に応じて可能な限り準備する。

8 従事命令又は協力命令

知事は、災害応急対策を実施するため、人員が不足し、緊急に必要な場合は、災害対策基本法、災害救助法等の規定に基づき従事命令等を発し、応急措置の実施を担保する。

第 26 節 ボランティア支援計画

大規模な災害が発生した場合に、市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

1 災害ボランティア支援会議の設置

市は、大規模災害が発生し、必要があると認めるときは、市社会福祉協議会と連携して、市災害ボランティア支援会議を設置する。

2 支援会議の任務

(1) ボランティア活動に関する情報収集

県、ボランティア団体及び被災住民等からの情報を取りまとめ、市内の被災状況、ボランティアによる救援活動状況、ボランティアの不足状況等を的確に把握する。

(2) ボランティア及び被災住民等に対する情報提供窓口の開設

被災地の状況や救援活動状況等の情報をボランティアや被災住民等に対して的確に提供するため、窓口を開設する。

(3) ボランティアの募集及びグループ化等活動体制の整備

ボランティアが不足すると考えられる場合等において、ボランティア参加者の募集を行うとともに、そのボランティア申出者と平常時から登録しているボランティアのグループ化を図ることにより、機能的な活動が行われるよう活動体制の整備を行う。

(4) ボランティアのあっせん

被災住民、県支援本部や社会福祉施設等からボランティアのあっせん要請が出された場合、ボランティアグループ等のあっせん・派遣を行う。

3 ボランティアへの情報、活動拠点及び資機材の提供

被災地の状況、救援活動の状況等の情報を市支援本部等に提供するとともに、市有施設等をボランティアの活動拠点として提供する。また、ボランティア活動に必要な資機材を可能な限り貸し出すことにより、ボランティアが効率的に活動できる環境づくりに努めるものとする。

第 27 節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められる場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期するものとする。

1 自衛隊への災害派遣の要請

(1) 派遣要請事項

- ア 車両、航空機等による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 火災に対し、消防機関と協力した消火活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する応急医療、救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣
- シ その他知事が必要と認める事項

(2) 派遣要請手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し、自衛隊の派遣要請について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう要求する。

ただし、緊急の場合は、防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書を提出する。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊松山駐屯地に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

機関名	電話番号	県防災通信システム（地上系）	FAX
陸上自衛隊松山駐屯地	089-975-0911	6-55621 6-55622	089-975-0911
海上自衛隊呉地方総監部	0823-22-5511	（衛星） 64-034-101-158	0823-22-5692
航空自衛隊西部航空方面隊司令部	092-581-4031	—	092-581-4031

(3) 要請を待たないで行う災害派遣（自主派遣）

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自主的に部隊等を派遣する。

この場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率

的な救援活動を実施するように努める。

2 自衛隊の救助活動の内容

自衛隊が災害派遣時に実施する救助活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
車両、艦艇、航空機等状況に適した手段による偵察
- (2) 避難の援助
避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者の搜索救助
行方不明者、傷病者等の搜索救助
- (4) 水防活動
堤防、護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬
- (5) 消火活動
消防機関に協力しての消火活動
- (6) 道路、水路等交通上の障害物の排除
施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線上の崩土等の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫の支援
被災者に対する応急医療、救護及び防疫支援
- (8) 通信支援
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、被災地と災害対策本部間のバックアップ通信の支援
- (9) 人員、物資の緊急輸送
緊急を要し、他に適当な手段がない場合、救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- (10) 給食及び給水の支援
被災者に対する炊飯、給食及び入浴支援
- (11) 宿泊支援
被災者に対する宿泊支援
- (12) 危険物等の保安、除去
能力上可能なものについての火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

3 災害派遣部隊の受入体制

- (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除
市は、自衛隊の活動が他の機関と競合しないよう、効率的な作業分担について配慮する。
- (2) 作業計画及び資機材の準備
市は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、次により可能な限り総合的な調整のとれた作業計画を作成し、支援活動に支障のないよう措置するものとする。
 - ア 作業箇所及び作業内容
 - イ 作業箇所別必要人員及び資機材

ウ 作業箇所別優先順位

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

(3) 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

4 災害派遣部隊の撤収要請

- (1) 派遣要請の目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、市長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、部隊の撤収について知事を通じて要請する。
- (2) 撤収要請は、とりあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。
- (3) 災害派遣部隊の長は、知事から撤収要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事と調整の上、派遣部隊を撤収する。

5 経費の負担区分

- (1) 自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために要した経費は、原則として市が負担するものとし、複数の市町にわたって活動した場合の負担割合は、関係市町が協議して定める。
- (2) 経費を負担する主なものは、次のとおりである。
 - ア 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
 - イ 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
 - ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費、水道料、電話料等
 - エ 派遣部隊の救援活動実施の際に生じた（自衛隊装備に関するものを除く）損害の補償
- (3) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と市が協議するものとする。この場合、必要に応じて県も協議に加わるものとする。

第 28 節 ライフライン災害応急対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。

また、市は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じ、情報提供に努める。

なお、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設への応急措置及び供給ラインの優先的な復旧を行う。

1 水道施設

(1) 被害状況の把握

水道施設の被害状況を調査・把握し、施設の損壊地域について送水・給水の停止等の緊急措置を行う。給水停止地域については、施設が復旧するまでの間、本章第 16 節「飲料水の確保・供給計画」により、応急給水を実施する。

(2) 応急復旧活動

ア 施設復旧の優先順位

被害が広域に及んだ場合には、次のように復旧の優先順位を定め、計画的に復旧活動を行う。

①医療機関 ②避難所 ③社会福祉施設 ④公共施設 ⑤その他の施設

イ 応急復旧への協力確保

施設の復旧に当たっては、民間事業者の協力を得て、必要な人員、資機材等を確保する。なお応急復旧に必要な人員・資機材が不足する場合には、相互応援協定等に基づき、日本水道協会愛媛県支部を通じて、他の市町に支援を要請する。

(3) 広報活動

施設復旧までの間、住民に対して次について広報する。

ア 給水停止区域

イ 復旧の見通し

ウ 応急給水拠点の場所

エ 水質についての注意事項

オ その他必要な事項

2 下水道施設

(1) 被害状況の把握

下水道施設の被害状況を調査・把握し、施設の損壊地域について供用停止等の緊急措置を行う。供用停止地域については、施設が復旧するまでの間、本章第 20 節「廃棄物等処理計画」により対応する。

(2) 応急復旧活動

ア 施設復旧の優先順位

被害が広域に及んだ場合には、次のように復旧の優先順位を定め、計画的に復旧活動を行う。

①医療機関 ②避難所 ③社会福祉施設 ④公共施設 ⑤その他の施設

イ 民間事業者の協力確保

施設の復旧に当たっては、民間事業者の協力を得て、必要な人員、資機材等を確保する。

(3) 広報活動

施設復旧までの間、住民に対して次について広報する。

ア 供用停止区域

イ 復旧の見通し

ウ 復旧までのし尿処理方法

エ その他必要な事項

3 工業用水道施設

工業用水道事業者は、災害が発生した場合、次の措置をとる。

- (1) 事業者ごとに緊急時供給計画等に基づき、速やかに配水施設等の被害状況の調査を行い、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等必要な措置を講ずる。
- (2) 被害の拡大防止と、応急復旧等用水の確保に必要な措置を講ずる。
- (3) 必要に応じ、広域的応援体制をとるよう努める。
- (4) 可能な限り復旧予定時期を明示する。

4 電力施設

市内の電力施設が被災した場合、四国電力送配電㈱に応急復旧を要請し、必要に応じてその活動に協力する。復旧までの間、四国電力送配電㈱との連絡を密にし、住民に対して次について広報する。

- (1) 停電区域
- (2) 復旧の見通し
- (3) 感電事故等の防止に関する事項
- (4) その他必要な事項

5 ガス施設

- (1) ガス事業者は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況や復旧の現状と見通し等について情報の提供を行う。
- (2) 利用者に対しては、報道機関による放送や広報車等を活用し、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

6 電信電話施設

市内の電信電話施設が被災した場合、ＮＴＴ西日本㈱に応急復旧を要請し、必要に応じてその活動に協力する。復旧までの間、ＮＴＴ西日本㈱との連絡を密にし、住民に対して次について広報する。

- (1) 不通区域
- (2) 復旧の見通し
- (3) 避難所等に無料特設公衆電話が設置された場合の周知
- (4) 災害用伝言ダイヤル「171」のシステム提供がされた場合の周知
- (5) その他必要な事項

第 29 節 鉄道施設災害応急対策計画

鉄道事業者は、鉄道施設の大規模災害を未然に防止し、災害発生時には迅速、的確に応急対策を実施するものとする。

1 応急活動体制の確立

市は、鉄道事業者と連携して、災害時の情報連絡体制の円滑化を図るため、情報の収集・伝達に努める。

2 災害応急措置

鉄道事業者は、被害状況に応じて仮復旧を行うとともに、次の措置を可及的速やかに行うものとする。

- (1) 不通区間が生じた場合は、迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
- (2) 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
- (3) 早期運転再開を期するため、工事事業者に応援を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
- (4) 非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに行う。

3 旅客等への対応

- (1) 乗務員は、災害情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送するなどして、混乱の防止を図る。
- (2) 駅長は、災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等について案内等を行う。
- (3) 市は、長時間にわたって列車が停車している場合等には、旅客に対する食料、飲料水等の供給について協力する。

4 避難誘導

- (1) 市は、鉄道事業者と協力して、列車又は線路構造物等の被害による危険が大きいと予測されるときや、線路被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、旅客を避難場所等安全な場所に誘導する。
- (2) 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、高齢者等を優先誘導して混乱を招かないよう努める。

第 30 節 危険物施設等の災害応急対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるものとする。

資料編「危険物施設」

1 火薬類の保安

災害により火薬庫が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講ずるとともに、警察官、消防本部又は海上保安官に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移動する場合は、必ず見張人を付け、関係者以外の者の立入を禁止する。
- (2) (1)の措置を講ずる余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等、爆発防止の措置を行うとともに、盗難防止の措置を講ずる。
- (3) 爆発による被害を受けるおそれのある地域は、立入禁止の措置を行うとともに、危険区域内の住民を避難させるための措置を行う。

2 高圧ガスの保安

災害により高圧ガス事業所が危険な状態となった場合は、責任者は応急措置を講ずるとともに、知事（消防防災安全課）、警察官及び消防本部に通報する。

通報を受けた者は、直ちに関係機関に連絡するとともに、災害防止のため次の緊急措置を講ずる。

- (1) 発災事業所に対し、一切の作業を中止させ、設備内のガスを安全な場所に移動させ、放水による冷却等適切な措置を行う。
- (2) 発災事業所周辺の住民の安全を確保するため、危険区域を定め、必要に応じて区域の住民に対し避難させるための措置を行う。
- (3) 水害による高圧ガス容器の流出が認められた場合は、流出容器による災害防止のため、警察官及び消防本部等相互の連絡を密にし、回収に努める。

3 石油類等の保安

市は県及び関係機関と協力し、石油類による災害を防止するため、危険物製造所、貯蔵所、取扱所について次の緊急措置を講ずる。

- (1) 災害が発生し又は発生するおそれがあるとき、施設の管理者及び保安監督者は、危険物の取扱作業を中止し、安全な場所へ移動させ、流出、出火等の防止措置を行うとともに、消防本部に通報する。
- (2) 通報を受けた者は、直ちに災害防止の緊急措置をとるほか、必要に応じ、付近の住民を避難させるための措置を行う。

4 毒物劇物災害応急対策

製造業者等は、毒物劇物等の施設が災害により被害を受けた場合、又は毒物劇物を運搬移送中ににおいて流出、飛散、漏えい等事故が発生した場合は、関係機関と連携を図り、応急対策を講ずる。

(1) 製造業者等の活動

毒物劇物の製造業者、販売業者、輸入業者、電気めっき業者、金属熱処理業者及び運送業者又は毒物劇物取扱責任者は、毒物劇物の流出、飛散、漏えい等、災害が発生した場合、直ちに四国中央保健所、警察署及び消防本部に通報するとともに、毒物劇物の回収、その他危害防止のための必要な措置を講ずる。

(2) 関係機関の活動

通報を受けた四国中央保健所、警察署及び消防本部は、相互に連絡をとり、地域住民及び通行人等に対し周知徹底を図り、危険又は汚染地域の拡大防止措置、警戒区域の設定、被災者の救出、避難誘導等の措置を講ずる。

また、飲料水を汚染するおそれがある場合には、関係市町に通報・連絡するなど万全を期する。

5 冷凍空調機器

災害時において、冷凍空調機器から冷媒ガス漏えいのおそれがある場合は、被災市町は、所有者の意向を受け速やかに県（環境政策課）を通じて一般社団法人愛媛県冷凍空調設備工業会に次の対応を依頼する。

- (1) 発災冷凍空調機器の速やかな冷媒漏えい防止の初期処置
- (2) 発災冷凍空調機器の冷媒回収・処理
- (3) 災害緊急対応施設の発災冷凍空調機器機能の応急的復旧措置

第 31 節 海上災害応急対策計画

船舶又は海洋施設その他陸上施設の事故により、遭難、火災又は大量流出油等の海上における災害が発生し、船舶乗組員、沿岸住民、船舶、水産資源等に被害を及ぼすおそれのある大規模な災害が発生した場合に、東予地区排出油防除協議会に属する防災関係機関相互が密接に連携して各種応急対策を実施することにより、人命、船舶の救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保及び沿岸住民への被害拡大防止に努めるものとする。

1 実施責任機関

(1) 大規模海難が発生した場合

海上保安部が中心となり、市、県、警察署、消防本部等のほか、状況に応じて漁業協同組合、その他諸団体又は住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

また、必要に応じ本部を設置し、海上保安部を中核とする総合連絡体制を整備し、関係機関が連絡を密にして応急対策にあたる。

(2) 大量流出油等災害の場合

ア 流出油等については、排出原因機関（者）の責任において処理するものとするが、次の機関が連携のもと、応急対策に当たるほか、必要に応じて漁業協同組合、関係企業、住民等に協力を求めて応急対策を実施する。

(ア) 県（港湾、漁港管理者を含む。）

(イ) 市（消防本部）

(ウ) 警察機関

(エ) 四国地方整備局

(オ) 今治海上保安部

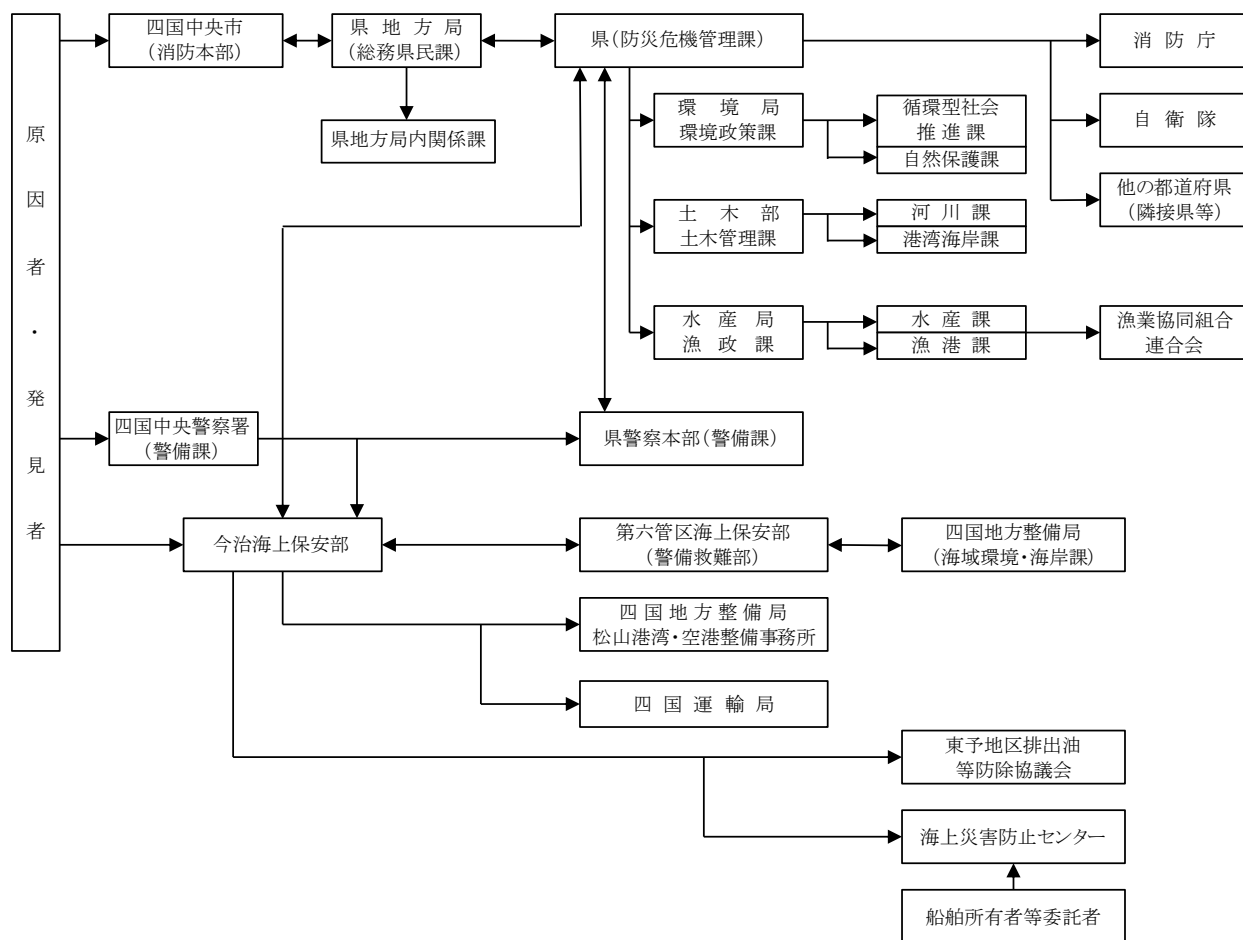
(カ) 排出の原因者

イ 流出油等が沿岸に漂着するおそれがあるとき及び実際に漂着したときは、状況に応じて市及び県は本部を設置し、関係機関の連携のもと、流出油の回収及び処分等、応急対策に当たる。

2 関係機関相互の通報連絡

市、県及び海上保安部等の関係機関は、所定の通報連絡系統・内容に基づき、迅速かつ的確な通報連絡を相互に行うものとする。

(1) 通報連絡系統



(2) 通報連絡内容

- ア 事故発生の日時及び場所
- イ 事故の原因と被害の状況
- ウ 応急措置の状況
- エ 復旧見込
- オ その他必要な事項

3 応急対策活動の実施

市は、次に掲げる応急対策活動を実施するものとする。

- (1) 的確な災害状況の実態の把握と連絡通報
- (2) 防除作業に必要な資機材の調達
- (3) 流出油等の防除作業及び協力
- (4) 回収油等の処理
- (5) 警戒区域の設定及び立入り制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示等
- (6) 県又は他の市町に対する応援要請

- (7) 災害救援ボランティアの受入れ、調整
- (8) 死傷病者の救出、救護（搬送、収容）
- (9) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (10) その他必要な事項

第 32 節 航空災害応急対策計画

市域内において航空機の墜落等による災害が発生した場合には、市、県及び防災関係機関は、松山空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

1 活動体制の確立

市は、事故等が発生した場合は、速やかに情報収集を行い、市長が必要と認めた場合には、市本部を設置するなど、適切な配備体制をとるものとする。

また、市本部を設置した場合には、県へ報告する。

2 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- (1) 航空事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握できた範囲から直ちに県及び防災関係機関に連絡する。
- (2) 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、「松山空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を実施する。
- (3) 死傷者が発生した場合、地元医療機関、四国中央保健所等で救護班を編成し、現地に派遣して応急措置を実施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、負傷者の収容所及び死体収容所の設置又は手配を行う。
- (4) 災害の規模が大きく、市のみでは対応できない場合は、応援協定に基づき、他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて県に対して自衛隊の派遣要請を依頼する。

第 33 節 雪害防止対策計画

市内に、豪雪があった場合に対処するため、とるべき具体的計画を定めて、災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぎ、もって住民生活の安定に寄与するものとする。

1 道路の除雪対策

(1) 除雪路線

道路管理者は、特に緊急を要する区間について速やかに除雪を行い、交通の確保を図るものとする。

(2) 除雪開始時期

交通に重大な支障をきたすと認められるときとする。

(3) 除雪体制の整備

ア 市は、道路除雪を迅速かつ円滑に行うため、市内全般の除雪用機械の配置状況、資機材の備蓄状況などを把握し、除雪活動における所要の体制の確立を図る。また、他の道路管理者との連絡調整を図る。

イ 市は、あらかじめ民間業者の保有する除雪機械を把握し、その調達、配置及び輸送方法について検討し、協力体制を確立しておくものとする。

(4) 雪捨て場の指定

家屋連たん地域の除雪に当たっては、道路管理者と市町は、雪捨て場及び排雪方法について相互に連絡し、除雪計画に支障をきたさないようにする。

(5) 災害発生時における広報活動

道路管理者は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所あるいは迂回路などの道路情報を報道機関、道路情報提供装置等を活用して、正確かつ迅速に道路利用者に提供する。

(6) 道路管理者の措置命令等

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うものとする。

ア 道路交通確保の実施体制

道路管理者、公安委員会等は、他の防災機関及び地域住民等の協力を得て道路交通の確保を行う。

イ 道路施設の復旧

道路管理者は、早急に被害状況を把握し、(一社)愛媛県建設業協会等の協力を得て、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努め、被害状況に応じた効果的な復旧を行う。

なお、この場合、緊急輸送にあてる道路を優先して行うこととし、(一社)愛媛県建設業協会等の協力者への要請においては、伝達系統の一元化及び優先順位の明確化に留意する。また、迅速な救急救命や救急支援物資などを支えるため、必要に応じて、応急復旧等の代行を国土交通省に要請する。

ウ 交通安全施設の復旧

公安委員会は、緊急輸送道路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急

復旧を行う。

エ 道路管理者等の措置命令

- (ア) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その区間を指定して、車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- (イ) (ア)による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、その命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないとき、又は道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に当該措置をとらせることができないと認めて命令をしないこととしたときは、道路管理者等は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。
- (ウ) 知事は、市町道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、当該道路の道路管理者に対し、上記(ア)に係る指定若しくは命令をし、又は上記(イ)に係る措置をとるべきことを指示することができる。

2 交通規制

市は、降雪の状況等によっては、必要に応じ通行禁止又は規制を行い、交通事故防止及び交通の円滑を期する。

3 広報活動

市は、安全で円滑な道路交通情報の確保のため、降雪時における道路通行規制箇所又は迂回路などの道路情報について、報道機関、道路情報提供装置等を活用して、道路利用者に提供する。

4 なだれ対策

(1) 危険箇所の表示

なだれの発生が予想される場合は、市町は、管内の巡視を強化して、危険地域の早期発見に努め、危険箇所を発見したときは、赤旗等により表示を行い、その旨を直ちに関係機関に通報するとともに、必要がある場合は、雪止めの編さくを設けるなど緊急措置を講じる。

(2) 退 避

気温上昇によりなだれの危険が増大したときは、市町は、関係機関と緊密に連絡をとり、危険世帯に対して警告、避難指示を発令する。

(3) 児童生徒等に対する措置

市長、学校長、その他関係機関は、なだれ危険箇所の周知徹底を図り、通常の経路以外の通行を避け、登下校は集団で行い、保護者、教員等が引率するよう指導する。

第 34 節 大規模火災応急対策計画

大規模な火災が発生し、又はそのおそれがある場合、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 活動体制の確立

市は、緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、市長が必要と認めた場合には市本部を設置するなど、適切な配備体制をとるものとする。

また、市本部を設置した場合には、県へ報告する。

2 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- (1) 大規模な火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。なお、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、直接消防庁にも連絡する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災の規模が大きく、市のみでは対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- (4) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して災害派遣要請を行う。
- (5) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等の協力を得て救護班を編成し、応急措置を施した後、後方医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (6) 必要に応じて、警察署、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第 35 節 林野火災応急対策計画

林野火災が発生した場合、広範囲の林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

1 活動体制の確立

市は、緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合は、速やかに情報収集を行い、市長が必要と認めた場合には市本部を設置するなど、適切な配備体制をとるものとする。

また、市本部を設置した場合には、県へ報告する。

2 応急対策活動

市は、必要に応じて次の応急対策活動を実施する。また、これら以外の応急対策活動についても必要に応じて迅速かつ的確に実施する。

- (1) 林野火災が発生した場合は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等を収集し、県及び関係機関に通報する。
- (2) 直ちに現場に出動し、消火用資機材を活用して消防活動を行う。
- (3) 火災現場の偵察又は空中消火活動等の必要があると認められるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、消防防災航空隊と連携を取り、水利等の確保を行う。
- (4) 火災の規模が大きく、市のみでは対応できないときは、「愛媛県消防広域相互応援協定」に基づき、近隣市町等に応援を要請する。
- (5) 火災の規模、被害状況等から自衛隊の派遣要請が必要と判断した場合は、速やかに県に対して、災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備等を行う。
- (6) 負傷者が発生した場合は、地元医療機関等の協力を得て救護班を編成し、応急措置を施した後、後方医療機関に搬送するとともに、被害状況の把握に努める。
- (7) 必要に応じて、警察署、自主防災組織等の協力を得て、火災現場及びその周辺の住民等の避難誘導を行う。

第 36 節 応急教育活動計画

災害時における学校施設の被災及び児童生徒等の被災により、通常の実施を行うことができない場合、市教育委員会等は、学校施設等の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護の措置を実施するものとする。

1 休校等の措置

- (1) 登下校時及び夜間・休日等に災害が発生した場合は、学校長、教職員は集合し、施設の安全確認を行うとともに、保護者等と連絡をとり、児童生徒の安否確認及び状況把握に努める。
- (2) 児童生徒の登校前に休校の措置をした場合は、保護者又は児童生徒に連絡する。
- (3) 被災状況、措置内容について、市への連絡及び応援要請を行う。

2 応急教育の実施

学校の施設が被災し又は学校が避難所となった場合は、学校長は、次の方法により応急教育を実施する。

- (1) 教職員を動員し、施設及び設備の応急復旧整備を行い授業再開に努める。なお、被害の状況により、必要があるときは市又は住民等の協力を求める。
- (2) 施設及び設備の応急復旧状況を把握し、速やかに応急教育計画を作成し、応急教育の開始時期及び方法について、児童生徒等及び保護者に連絡する。
- (3) 全児童生徒等を学校へ同時に収容できない場合は、二部授業又は地域の公共施設を利用して分散授業を行う等の措置を講ずる。
- (4) 児童、生徒等を通学不可能な他地域へ集団移動して応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの実情の把握に努める。
- (5) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校時の安全確保に留意する。
- (6) 必要に応じて、児童、生徒の心のケアや教育活動再開等のための人的支援を行う。

3 学校が避難所になる場合の留意事項

- (1) 学校長は、避難所に供する施設、設備の安全を確認し、管理者に対し、その利用について必要な指示をする。
- (2) 教育委員会は、学校管理に必要な教職員を確保し、施設及び設備の保全に努める。
- (3) 避難生活が長期化する場合、学校長は、応急教育活動と避難活動との調整について、市と必要な協議を行う。

4 学用品等の調達

- (1) 学用品の給付は、災害救助法を適用した場合、知事が行うものとするが、知事が委任した場合は市長が行う。

ア 給付する品目の範囲

- (イ) 教科書及び教材
- (ロ) 文房具
- (ハ) 通学用品

イ 給付の額

教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法第2条第1項に規定する教科書、及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又は承認を受けて使用している教材を給付するための実費とする。

ウ 給付期間

災害発生の日から、教科書は1か月以内、その他の学用品は15日以内とする。

エ 私立学校の義務教育児童、生徒に対する学用品の給付は上記イ、ウに準じて行う。

- (2) 災害救助法が適用されない高校生の学用品等の調達については、市は関係機関と連携し、可能な限り対応する。

5 給食等の措置

市は、学校の再開後、学校給食を再開するに当たっては、衛生管理上支障のないよう十分留意する。必要に応じ、県に対し、物資等の調達及び指導、助言を要請する。

なお、避難が長期化する場合、学校の給食施設は炊き出しの施設として利用されることが考えられることから、学校給食と炊き出しの調整に留意する。

6 学校施設の一時使用の措置

災害応急措置として、学校施設の一時使用の要請があった場合、校長は、業務に支障のない範囲内において、これを使用させることができる。

7 高等学校生徒の災害応急対策への協力

教職員の指導・監督のもとに、登校可能な高等学校生徒を学校の施設・設備等の応急復旧整備作業に可能な範囲で協力させる。

また、状況に応じ、地域における応急復旧又は救援活動等に協力するよう指導する。

8 文化財の保護

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の安全性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講ずる。また、市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行うものとする。

- (1) 文化財等の補強工事の実施
- (2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施
- (3) 災害発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立
- (4) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

第 37 節 消防防災ヘリコプター活用計画

各種災害又は事故等に際し、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターが有効かつ迅速に支援活動を行うこととなっている。市はこれを有効に活用することによって、その被害を最小限に防止するよう努める。

1 支援活動の種類

消防防災ヘリコプターは、「愛媛県消防防災ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、災害の状況に応じて、次の活動を行う。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動

2 緊急運航要請手続

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請は、市長又は消防本部の消防長若しくは関係行政機関の長が、消防防災安全課長に対して行うものとする。

この要請は、愛媛県防災航空事務所（消防防災航空隊）に対して電話にて行うこととし、事後に要請書を提出するものとする。

連 絡 先

緊急連絡用電話	089-965-1119
一般事務用電話	089-972-2133
ファクシミリ	089-972-3655

3 自主運航

運航管理責任者は、災害等の実態を勘案し、特に緊急を要する防災活動の実施について、要請を待ついとまがないときは、自ら緊急運航を決定することができる。

第3章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら、市が県とともに主体的に取組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、安全・安心な地域づくりをめざすこととし、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、市と県の協力のもと、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧をめざすか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興をめざすかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、要配慮者等の参画を促し、多様な主体の参画による復旧・復興の検討や推進を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

1 被災施設の復旧等

災害により被災した公共施設の災害復旧は、現状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から可能な限り改良復旧を行うなどの事業計画を速やかに樹立し、社会経済活動の早急な回復を図るため迅速に実施する。

また、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、復旧予定時期を明らかにするよう努める。

公共施設の復旧事業は、おおむね次の法律等に基づき、迅速かつ円滑に行う。

(1) 農林水産業等施設

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律、土地改良法を活用し実施する。

(2) 道路、海岸、河川、港湾、漁港、下水道施設、都市公園

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法により実施する。

(3) 砂防等施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により実施する。

(4) 都市施設（街路、公園、排水路、墓園等）及び堆積土砂排除事業

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業事務取扱方針により実施する。

(5) 公営住宅等

公営住宅法により実施する。

(6) 水道施設

上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費の国庫補助金交付要綱により実施する。

(7) 公立学校施設

公立学校施設災害復旧費国庫負担法により実施する。

(8) 特定大規模災害等における国に対する工事の代行要請

特定大規模災害その他著しく異常かつ激甚な非常災害として政令で指定する災害が発生し、円滑かつ迅速な復興が必要な場合は、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国に対して災害復旧事業等に係る工事の代行を要請する。

(9) 公共施設の復旧に伴う暴力団等の参入・介入の排除

警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

2 災害廃棄物の処理

大規模な風水害等の被災地においては、損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法を検討する。

(1) 市は、県と連携を図りながら、災害廃棄物の処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。

(2) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

(3) 災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

3 激甚災害法に基づく激甚災害の指定促進

激甚災害発生後に、迅速かつ的確な被害調査を行い、当該被害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）に基づく激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な措置を講ずる。

(1) 市は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県に報告する。

(2) 市は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係各部局に提出しなければならない。

4 災害査定促進

災害が発生した場合には、市は、県の協力を得て速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を作成し、災害査定の実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業が迅速になされるよう努める。

なお、特に緊急な公共施設の復旧が必要な場合には、災害査定を待つことなく、応急工事に着手する。

5 海上災害復旧・復興

市は、復旧・復興にあたり、災害により地域の社会経済活動が低下する状況を鑑み、可能な限り迅速かつ円滑に被災地の生活再建を支援できるように関係機関と連携を図りつつ、次の対策を講じる。

(1) 上環境の汚染防止

被害物等の処理に当たっては、海洋環境への汚染の未然防止又は拡大防止のため適切な措置を講じるよう指導する。

(2) 災害復旧・復興に係る工事

災害復旧・復興のための工事作業船等の海上交通の安全を確保するため、船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。また広範囲にかつ同時に多数の工事関係者により工事が施工される場合は、工事関係者に対し、工事施工区域・工事期間の調整等事故防止に必要な指導を行う。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

1 復興計画の策定

市長は、必要があると認めたときは、復興計画を策定する。

(1) 計画の構成

計画は、基本方針（ビジョン）と、都市・農山漁村復興、住宅復興、産業復興などからなる分野別復興計画により構成する。

(2) 計画の基本方針

計画策定に当たっては、市の総合計画との調整を図る。

(3) 計画の公表

計画策定後は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じ速やかに公表するとともに、臨時刊行物等を配布するなどにより、住民に周知し、被災地の復興を促進する。

(4) 国・県との調整

計画策定に当たっては、国や県等との調整を行う。

2 大規模災害からの復興に関する法律の活用

特定大規模災害が発生した場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、復興を推進する。

(1) 市は、国が定める復興基本方針及び県が定める復興方針に即して、単独で又は県と共同で復興計画を作成し、同計画に基づき市街地再開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

(2) 市は、復興計画の作成等のために必要がある場合は、関係地方行政機関に対して職員の派遣を要請し、又は知事に対して職員の派遣のあっせんを求める。

3 防災まちづくりを目指した復興

(1) 市は、必要に応じ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (2) 市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- (3) 市は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。
- (4) 市は、防災まちづくりを進めるに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。
- (5) 市は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- (6) 市は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的实施を行う。
- (7) 市は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。
- (8) 市は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。
- (9) 市は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

4 復興財源の確保

復旧・復興対策を円滑に実施するため、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、復興財源の確保を図る。復旧・復興事業の実施に当たっては、予算執行の調整及び編成方針の策定などを行う。

(1) 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

- ア 復旧・復興事業
- イ その他

(2) 発災年度の予算執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

(3) 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための予算について、その編成方針を策定する。

(4) 復興財源の確保

復旧・復興対策を実施するためには、莫大な事業費が必要になるほか、災害の影響による税収の落ち込み等から、財政状況の悪化が懸念されることから、復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するための財源確保に努める。

ア 地方債の発行

復旧・復興対策に係る莫大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

(ア) 災害復旧事業債

(イ) 歳入欠かん等債

(ウ) その他

イ 国への要望

市は、復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、県の協力を得て財源確保に関する特例措置等を国に要望する。

ウ その他の財源確保策

復興を目的とした公営競技の開催等による復興財源の確保を検討する。

第3節 災害復旧資金計画

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成するものとする。

1 中小企業を対象とした支援

被災した中小企業の自立再建を図るため、中小企業を対象とした事業の場の確保及び資金の調達に関する支援等を実施する。

(1) 中小企業の被災状況の把握

商工会議所、商工会等と連携し、被災状況の調査を行う。

(2) 事業の場の確保

事業の場の確保に関する支援策を必要に応じ、実施する。

(3) 支援制度・施策の周知

中小企業を対象とした支援制度・施策を県と連携し周知する。

2 農林漁業者を対象とした支援

被災した農林漁業関連施設の迅速な災害復旧を図り、経営・生活の維持・安定を図るため、農林漁業者を対象とした支援を実施する。

(1) 農林漁業者の被災状況の把握

農林漁業者の被災状況調査を、県と連携し実施する。

(2) 支援制度・施策の周知

農林漁業者を対象とした支援制度・施策を、県と連携し周知する。

第4節 被災者支援計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、市、県及び関係機関は、次のとおり被災者措置を講ずるものとする。

1 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

(1) 被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する

- ア 要配慮者の被災状況及び生活実態
- イ 社会福祉施設の被災状況

(2) 一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な要配慮者に対して一時入所を実施する。

(3) 健康管理の実施・巡回健康相談

四国中央保健所と協力して保健師、管理栄養士等による巡回健康相談を実施し、指定避難所等における要配慮者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

(4) 成年後見制度の利用

義援金の受け取りや今後の財産管理等に関連して成年後見制度の利用が必要となる方や、成年後見人等の被災によって必要な支援が受けられなくなった方がいる場合に、これらの方々が適切に成年後見制度を利用できるようにする。

2 被災者の生活確保

被災者の住居並びに職業を確保し、生活の安定を図るため、市は県の協力を得て、次の措置を講ずる。

(1) 恒久住宅対策

被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅については、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、県と協力を図りながら、公的住宅の供給を行う。

また、災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

ア 住宅復興計画の策定

県の住宅復興計画を踏まえながら調整を図り、住宅復興方針等を定めた市住宅復興計画を策定する。

イ 公的住宅に関する県との協議

公営住宅や特定優良賃貸住宅等の供給に関する役割分担について県と協議する。

ウ 市営住宅等の供給

必要に応じ、災害公営住宅の整備や公営住宅、市営住宅を供給する。

エ 住宅に関する情報提供

相談窓口等において自力再建支援及び公的住宅の入居等に関する情報等を提供する。

オ 住宅再建支援

被災者の自力再建に関する経済的負担を軽減するため、必要に応じて、住宅再建に関する融資の利用者に対し支援策を検討する。

カ 民間賃貸住宅の供給促進

民間賃貸住宅の供給を促進するため、必要に応じて、建替や新規整備を行う事業者に対し支援策を検討する。

(2) 職業の斡旋、職業訓練

県は、被災者が災害のため収入の道を失い、就職する必要がある場合には、愛媛労働局に現地での職業相談による就職斡旋などを依頼するほか、関係機関との連携のもと適職への早期就職を支援するとともに、公共職業能力開発施設への入所等において職業訓練を受講させ、就職に必要な技術を習得できるよう努める。

市は、雇用に関する相談があった場合には、公共職業安定所に伝達する。

(3) 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、市は県の協力を得て、次の措置を講ずる。

ア 生活保護法に基づく保護の要件を満たす被災者に対しては、その困窮の程度に応じて、最低生活を保障し生活の確保を図る。

イ 被保護世帯が災害のため、家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、災害救助法が適用された場合において、県は、規定額の範囲内で特別基準があったものとして、家屋補修費の支給を行うものとする。

3 義援物資、義援金の受入れ及び配分

(1) 義援物資の受入れ及び配分

市は、義援物資の受入れ及び配分を行う。なお、その際、次の事項について留意する。

ア 物資受入れの基本方針

(ア) 原則として、企業・団体等からの大口受入れを基本とする。

(イ) 腐敗・変質するおそれのある物資は、受け付けないものとする。

(ウ) 規格や種類等の異なる複数の物資等を一括して梱包をされた物資は、受け付けないものとする。

イ 少量提供物資（個人提供等）の取扱い

(ア) 災害時においては、物資配分の観点から、同一物資を一カ所に大量に集約することが効率的である。多品種少量の義援物資については、集約が困難であり、各指定避難所等への配分の支障となるおそれがあるほか、ニーズがない物資は、各指定避難所等へ配分されないおそれがあるため、個人等の善意の効果的な発揮及び物資の効率的な調達・配分の観点から、提供者に対しては、異なる種類の物資を少量提供するのではなく、単品大量での提供又は義援金としての協力を依頼する。

(イ) 個人等からの義援物資の申し出については、提供物資及び提供者の連絡先などを記録し、必要に応じて提供を依頼するものとし、一方的な物資の送り出しは控えるよう依頼する。

ウ 受入体制の広報

県及び被災市町は、円滑な義援物資の受入れのため、次の事項についてホームページや報道機関を通じて広報に努める。

- (ア) 必要としている物資とその数量
- (イ) 義援物資の受付窓口
- (ウ) 義援物資の送付先及び送付方法
- (エ) 個人からは、原則義援金として受け付けること
- (オ) 一方的な義援物資の送り出しは、受入側の支障となるため行わないこと

エ 報道機関との連携

テレビや新聞等の報道によって過剰な義援物資が送付される場合があるため、県及び被災市町等は、報道機関に対して適宜適切な情報提供に努め、ニーズに沿った義援物資の受入れに努める。

(2) 義援物資の募集

ア 市は県の協力を得て、企業等からの義援物資を受け入れるため、問い合わせ窓口を設置し、受入体制を確立する。

イ 市は、受入れを希望するもの、受入れを希望しないもの等、被災地のニーズを迅速に調査・把握するとともに、その内容のリスト及び送り先をマスコミに公表することにより、義援物資の送付を要請する。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努める。

ウ 市は、義援物資を募集するときは、義援物資の受入れの際、被災地での仕分け等に非常に労力を要することについての理解を求め、被災地の求めるニーズに合致するもので、まとまった単位で送付されるもの等に関し義援物資として受け付けることとする。

エ 義援物資の提供者や企業等は、品名・品数を明示して梱包するなど被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮するよう努める。

(3) 義援金の募集

ア 県の活動

(ア) 県共同募金会及び日本赤十字社愛媛県支部、義援金募集関係機関と共同し、又は協力して募集方法、期間及び広報の方法等を定めて義援金の募集を行う。

(イ) 県への義援金を受け付けるため、必要に応じて、県庁内等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設する。

イ 市の活動

義援金を受け付けるために、市役所等に受付窓口を設置するとともに、銀行口座を開設することを検討する。

(4) 義援金の配分

県は、統一的に義援金を配分するために、日本赤十字社、愛媛県共同募金会及び義援金募集機関等の関係団体から構成される配分委員会を設置し、公平かつ迅速な配分を行う。

(5) 配分委員会の活動

配分委員会は、以下のことについて協議決定する。

ア 配分金額

イ 配分対象者

ウ 配分方法

エ 配分状況の公表

オ その他義援金配分に関すること

4 災害弔慰金等の支給

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた者に対し災害障害見舞金を、重傷を負った者及び居住している家屋が全壊等した世帯等に対し災害見舞金を支給する。

(1) 支給対象者の把握

災害弔慰金、災害障害見舞金等の支給対象者を把握する。

(2) 支給方法の決定及び支給

災害弔慰金の支給等に関する法律及び市条例に基づき支給する。

5 被災者の経済的再建支援

被災者が、災害による痛手から速やかに再起し、生活の安定を回復するため、被災者に対して金銭の支給及び資金の融資等の経済支援を行い、被災地の速やかな復興を図る。

(1) 被災状況の把握

災害救助法の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

ア 死亡者数

イ 負傷者数

ウ 全壊・半壊住宅数 等

(2) り災証明の交付

ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。

イ り災証明発行窓口を設置し再調査の希望に対応する。

(3) 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成する。

(4) 資金の貸付等

被災者のうち要件に該当する者に対して、県、社会福祉協議会の協力を得て、その趣旨の徹底を図り、次のうち適切な資金の融通措置を講ずる。

ア 生活福祉資金

イ 生活安定資金

ウ 母子福祉資金

エ 寡婦福祉資金

オ 災害援護資金

カ 父子福祉資金

(5) 被災者生活再建支援金の申請受付等

被災者に対する制度の説明、必要書類の発行、被災者からの申請書類の確認など必要な業務を行うとともに、被災者生活再建支援法人により委託された事務を迅速に実施する。

(6) 租税の減免等

地方税法及び条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予、申告等の期限の延長等の適切な措置を行

う。

6 生活再建支援策等の広報

被災直後の応急復旧期から復興期にかけて継続的に生じる生活再建関連施策に関する情報提供のニーズに対応し、被災者の一日も早い生活再建を促進するため、生活再建に関する支援施策等の情報提供を積極的に行う。

市は、ラジオ・テレビ等のマスメディアやホームページ、広報紙等を活用し、次の事項を広報・PRする。

- (1) 義援金の募集等
- (2) 各種相談窓口の案内
- (3) 災害弔慰金の支給等に関する情報
- (4) 公営住宅及び民間住宅への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- (5) 被災者生活再建支援金に関する情報
- (6) ボランティアに関する情報
- (7) 雇用に関する情報
- (8) 融資・助成情報
- (9) その他生活情報等

また、被災者からの問い合わせを一元的に受け付ける窓口を設置する。

さらに、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

7 地域経済の復興と発展のための支援

地域経済の復興を迅速に軌道に乗せ、地域をより発展させるための支援策を講ずる。

- (1) 必要に応じ、県や関係団体等と連携し、イベント・商談会等を実施する。
- (2) 必要に応じ、県や関係団体等と連携し、誘客対策を実施する。

また、市及び県は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第3編 地震災害対策編

第1章 総則

第1節 地震・津波被害想定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）では、従来の想定を超える巨大地震と津波により甚大な被害が発生した。この教訓を踏まえ、中央防災会議（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会）は、今後、地震・津波の想定を行うに当たっては、「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大地震・津波を検討していくべきである」とし、「想定地震、津波に基づき必要となる施設整備が現実的に困難となることが見込まれる場合であっても、ためらうことなく想定地震・津波を設定する必要がある」と指摘している。

一方、愛媛県においては、南海トラフを震源域とする巨大地震が有史以来100～150年間隔で発生しているほか、伊予灘・日向灘周辺にて過去に大規模な地震が発生しており、特定観測地域にも指定されている。また、愛媛県を横断する中央構造線断層帯は、国内最大規模の断層であることから、中央構造線断層帯での地震にも留意する必要がある。

このような中、県では、国の南海トラフの巨大地震による被害想定結果を踏まえ、平成14年に実施していた地震被害想定調査を最新の知見を用いて見直し、平成25年6月に第一次報告を、平成25年12月に最終報告を公表した。これは、地域の危険性を総合的、科学的に把握するとともに、防災対策を進めるための基礎データとして活用することで、事前の予防対策や地震発生後の応急活動体制の強化を図ることを目的としたものである。

この資料は、本市の地震・津波対策を検討していく上で、重要なものであることから、本節では、この調査結果のうち、本市の被害想定結果を中心に、その概要を示すこととする。

1 調査概要

(1) 調査範囲

愛媛県全域を対象

(2) 調査単位

地震動、被害想定等の解析・評価の単位は、125mメッシュ

津波の想定については沿岸域を30mメッシュ、陸域を10mメッシュ

2 調査項目

(1) 基礎資料の収集

ア 自然条件の整理

- ・地盤モデルの作成
- ・土砂災害危険箇所等の把握
- ・津波の想定のための現況把握

イ 社会条件の整理

- ・建物等の現況把握
- ・消防力の現況把握
- ・ライフライン施設の現況把握
- ・交通施設の現況把握
- ・危険物施設の現況把握
- ・人口・世帯数の現況把握
- ・その他被害に係る現況把握

(2) 被害想定

ア 自然現象の想定

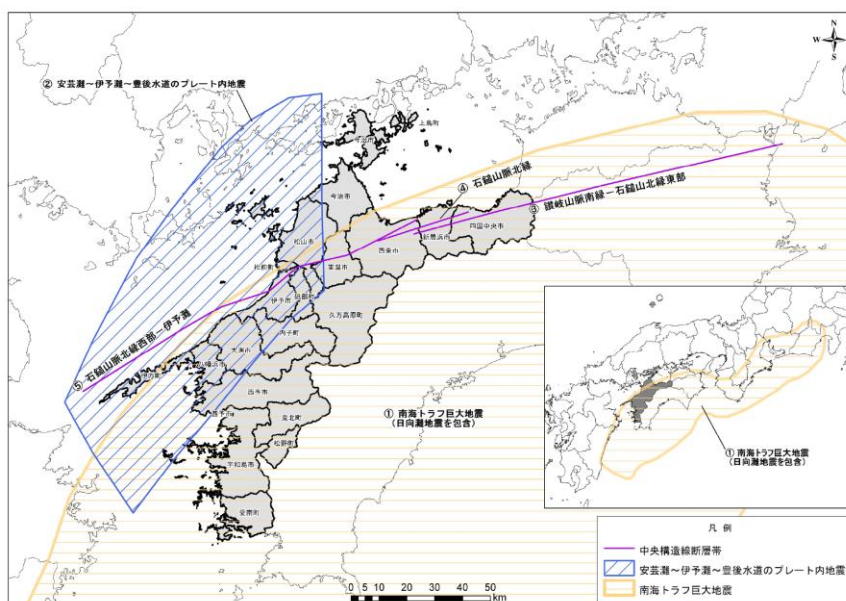
- ・地震動の想定
- ・液状化危険度の想定
- ・土砂災害危険度の想定
- ・津波の想定

イ 被害想定手法（自然現象の想定以外）の検討

3 想定地震の設定

本調査では、既往の地震履歴や活断層調査等を基に、県内に存在する中央構造線活断層と四国沖合いの南海トラフで発生する地震を対象とし、国の最新評価や中央防災会議等の新たな知見を反映して想定地震の設定を行っている。

■海溝型地震	①南海トラフ巨大地震 ②安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震（芸予地震）
■内陸型地震	③讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部（中央構造線断層帯）の地震 ④石鎚山脈北縁（中央構造線断層帯）の地震 ⑤石鎚山脈北縁西部－伊予灘（中央構造線断層帯）の地震

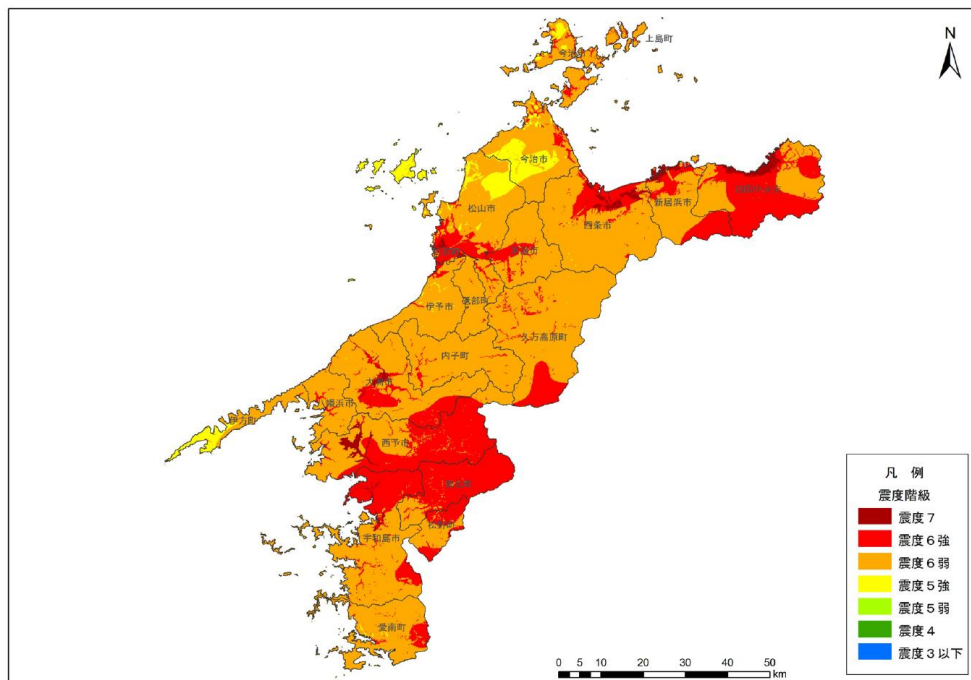


想定地震 全体位置図

4 想定結果

(1) 想定地震における最大震度

	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震② (北側)	想定地震②' (南側)	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
四国中央市	7	5 弱	4	7	6 強	6 弱



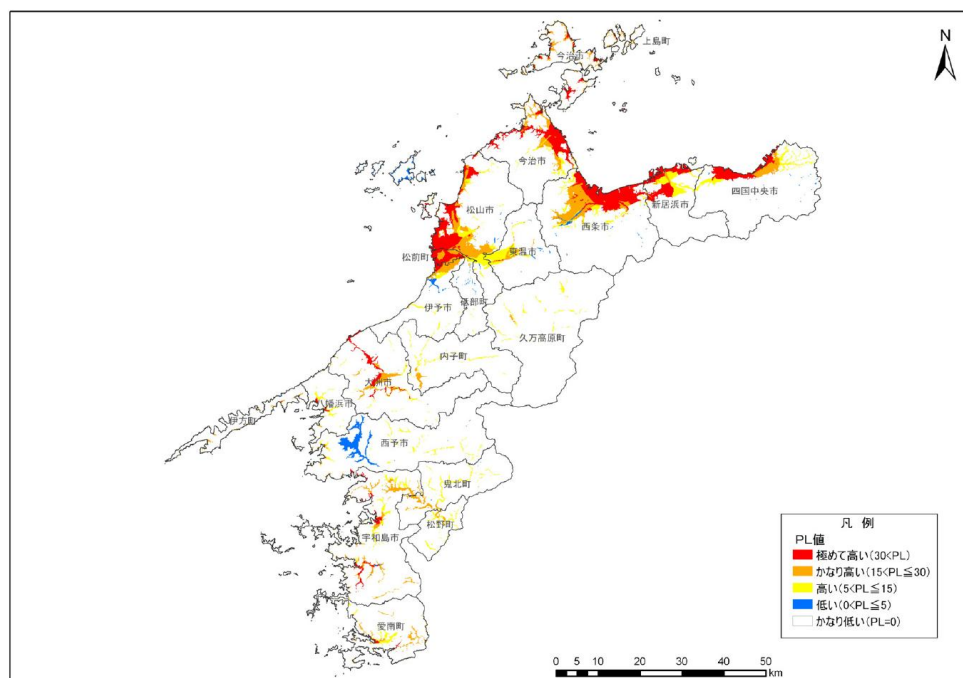
南海トラフの巨大地震の震度分布（5 ケースの重ね合わせ）

(2) 液状化危険度（想定地震における最大 PL 値）

	南海トラフ巨大地震	安芸灘～伊予灘～豊後水道のプレート内地震		讃岐山脈南縁－石鎚山脈北縁東部の地震	石鎚山脈北縁の地震	石鎚山脈北縁西部－伊予灘の地震
	想定地震①	想定地震② (北側)	想定地震②' (南側)	想定地震③	想定地震④	想定地震⑤
四国中央市	72.1	11.0	2.7	49.5	31.1	20.0

【PL 値と液状化危険度の関係】

- 30.0 < PL : 液状化危険度は極めて高い
- 15.0 < PL ≤ 30.0 : 液状化危険度はかなり高い
- 5.0 < PL ≤ 15.0 : 液状化危険度は高い
- 0.0 < PL ≤ 5.0 : 液状化危険度は低い
- PL = 0.0 : 液状化危険度はかなり低い



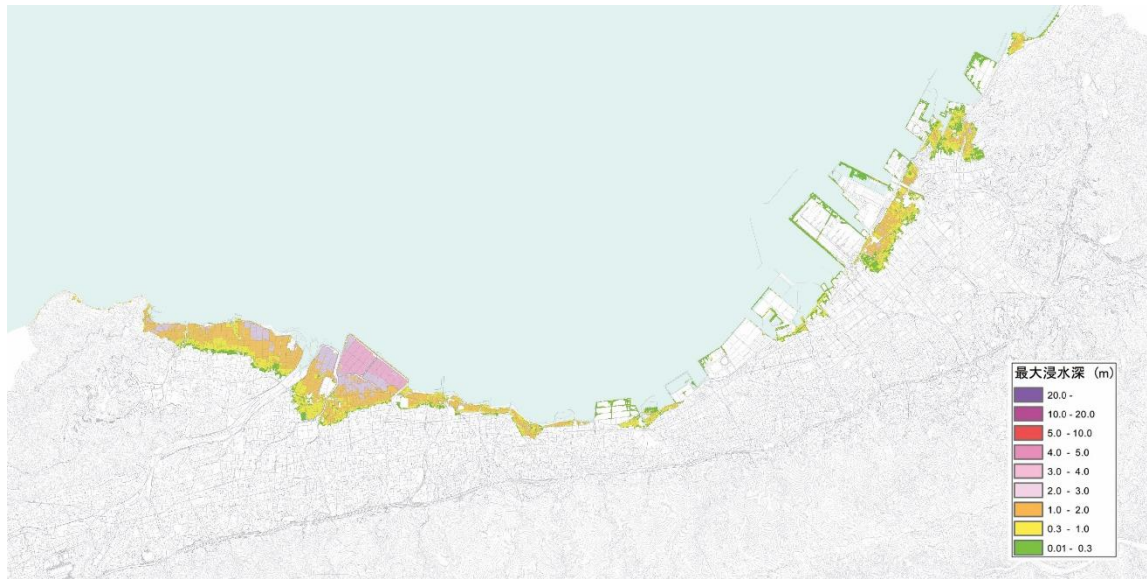
南海トラフの巨大地震の液状化危険度（PL 値）分布（5 ケースの重ね合わせ）

(3) 南海トラフ巨大地震による津波高

	最大 津波高	津波到達時間（分）			浸水面積（ha）					
		海面変動 ±20cm	津波高 + 1 m	最大 津波高	1 cm 以上	30cm 以上	1 m 以上	2 m 以上	5 m 以上	10m 以上
四国中央市	3.6	5	231	404	631	511	319	113	—	—

※津波高さは、東京湾平均海面からの高さ（単位：T.P+m）として表示しており、気象庁が発表する津波の高さである、平常潮位（津波が無かった場合の同じ時間の潮位）からの高さとは異なる。

※浸水面積や浸水深の被害想定は、地盤沈降量を考慮した値となっている。



浸水想定区域

(4) 四国中央市【最大震度ケース南海トラフ巨大地震(陸側ケース)による建物被害】

(全壊棟数：冬 18 時)

建物被害（全壊棟数）冬18時強風								
揺れ （棟）	液状化 （棟）	土砂災害 （棟）	津波 （棟）	地震火災 （焼失棟数）	合計 （棟）			
14, 945	1, 046	17	66	10, 213	26, 287			
建物被害（半壊棟数）冬18時						置外転倒・落下物の発生		
揺れ （棟）	液状化 （棟）	土砂災害 （棟）	津波 （棟）		合計 （棟）	ブロック塀 自動販売機 等の転倒	屋外落下物 （件）	
9, 329	1, 187	40	459		11, 015	1, 804	23, 720	
人的被害（死者数）冬深夜								
建物倒壊		土砂災害 （人）	津波 （人）	火災 （人）	ブロック塀 倒壊等 （人）	合計 （人）		
（人）	うち 屋内 収容 物等							
756	50							
人的被害（負傷者数）冬深夜							人的被害（自力脱出 困難者・要救助者）	
建物倒壊		土砂災害 （人）	津波 （人）	火災 （人）	ブロック塀 倒壊等 （人）	合計 （人）	揺れに伴う 自力脱出困 難者 （人）	津波による 要救助者 （人）
（人）	うち屋 内収容 物等							
4, 696	818							
		2	13	122	0	4, 833	2, 655	7

上水道（ライフライン冬１８時）								
給水人口 （人）	発災直後		１日後		１週間後		１ヶ月後	
	断水人口 （人）	断水率 （％）	断水人口 （人）	断水率 （％）	断水人口 （人）	断水率 （％）	断水人口 （人）	断水率 （％）
90,020	89,930	99.9%	89,750	99.7%	88,671	98.5%	51,622	57.3%
下水道								
処理人口 （人）	発災直後		１日後		１週間後		１ヶ月後	
	支障人口 （人）	支障率 （％）	支障人口 （人）	支障率 （％）	支障人口 （人）	支障率 （％）	支障人口 （人）	支障率 （％）
53,805	52,109	96.8%	43,109	80.1%	15,590	29.0%	379	0.7%
電力								
電灯棟数 （軒）	発災直後		１日後		２日後		７日後	
	停電軒数 （軒）	停電率 （％）	停電軒数 （軒）	停電率 （％）	停電軒数 （軒）	停電率 （％）	停電軒数 （軒）	停電率 （％）
47,367	47,367	100.0%	41,594	87.8%	31,942	67.4%	2,984	6.3%
通信（固定電話）								
回線数 （回線）	発災直後		１日後		１週間後		１ヶ月後	
	不通回線数 （回線数）	不通回線率 （％）	不通回線数 （回線数）	不通回線率 （％）	不通回線数 （回線数）	不通回線率 （％）	不通回線数 （回線数）	不通回線率 （％）
67,700	67,534	99.9%	62,203	92.0%	18,839	27.9%	11,374	16.8%
ＬＰガス		道路	鉄道	港湾				
容器転倒戸数 （戸）	ガス漏洩戸数 （戸）	被害箇所数 （浸水域内外） （箇所）	被害箇所数 （浸水域内外） （箇所）	港湾被害箇所数 （箇所）		港湾被害箇所数 （箇所）		
1,250	887	31	70	102		29		
避難者（生活支障 冬18時）								
避難者計		避難者計		避難者計				
（１日後） （人）	避難所 （人）	（1週間後） （人）	避難所 （人）	（１カ月後） （人）	避難所 （人）			
31,999	19,559	43,554	22,828	60,249	18,075			
帰宅困難者		物資不足量						
帰宅困難者 （人）	居住ゾーン外への外出者 （人）	（１～３日合計）		（４～７日合計）		毛布 （枚）		
		食糧 （食）	飲料水 （リットル）	食糧 （食）	飲料水 （リットル）			
13,234	10,562	147,406	176,702	309,110	560,937	37,644		
医療機能支障						仮設住宅 必要世帯 （世帯数）		
入院			外来					
需要量 （人）	供給量 （人）	不足量 （人）	需要量 （人）	供給量 （人）	不足量 （人）			
1,761	70	1,691	2,672	241	2,431			

仮設トイレ不足量								
1日後 (基)	1週間後 (基)	1カ月後 (基)						
65	76	60						
災害廃棄物		災害時 要援護者 (人)	文化財の被害				孤立集落	
災害廃棄物 (万トン)	津波堆積物 (万トン)		揺れ (施設)	火災 (施設)	津波 (施設)	合計 (施設)	農業集落 (集落)	漁業集落 (集落)
333	15	4, 142	1	1	0	2	23	0
ため池被害						農業被害		
危険度ランク A		危険度ランク B		危険度ランク C		液状化 被害面積 (㎡)	津波浸水 被害面積 (㎡)	
危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)	危険箇所数 (箇所)	保全世帯数 (世帯)			
41	2, 601	9	407	2	15	10, 845, 836	3, 063, 152	

第 2 節 地震防災緊急事業 5 箇年計画

南海トラフ及び中央構造線断層帯を震源とする地震等による災害から郷土並びに住民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、「地震防災対策特別措置法」に基づく地震防災緊急事業を実施する。事業実施年度は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間である。

第2章 災害予防計画

第1節 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方

地震災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

地震の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、地形・地質の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、できるだけ過去に遡って地震の発生等をより正確に調査する。

市は、被害の明確化及び防災対策の立案の基礎とするため、国又は県が算定する具体的な被害想定結果を的確に把握する。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせた一体的な災害対策が必要である。

第2節 防災思想・知識の普及計画

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、地震災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、地震災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、地震防災への寄与に努めることが求められる。このため、市及び関係機関は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

市は、各所属職員をはじめ、住民等に対し、地震災害予防又は地震災害応急措置等地震防災に関する知識の普及・啓発に努める。その際、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した地震及び防災に関する知識の啓発に努める。

1 職員に対する教育

職員として、的確かつ円滑な地震防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 地震に関する基礎知識・一般的な知識
- (2) 市地域防災計画及び市の地震防災対策に関する知識
- (3) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における地震防災対策
- (8) 家庭の地震対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 地震防災対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

教育委員会は、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が地震災害に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 教職員の実践的な研修や訓練の充実に努め、教職員一人ひとりの危機管理意識の高揚を図る。
- (2) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、地震に関する基礎的知識を修得させるとともに、地震発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (3) 住んでいる地域の特徴や過去の地震等について継続的な防災教育に努める。
- (4) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。
高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や震災発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

3 住民に対する防災知識の普及

市は、地震発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、地震及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 地震に関する基礎知識
- (イ) 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (ウ) 地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (オ) 防災関係機関等が講じる地震防災対策等に関する知識
- (カ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識
- (キ) 山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 住宅の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止、火災予防、非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 応急手当等看護に関する知識
- (サ) 避難生活に関する知識
- (シ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (ス) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (セ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ソ) 防災士の活動等に関する知識
- (タ) 南海トラフの巨大地震に伴う地震動に関する知識（地震被害想定調査等）
- (チ) 南海トラフの巨大地震が時間差で発生することの危険性
- (ツ) 規模の大きな地震が連続発生する可能性
- (テ) 災害時の家庭内の連絡体制の確保

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（市ホームページ）の活用
- (キ) 各種ハザードマップの利用

(2) 社会教育を通じての啓発

ア 教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の地震防災に寄与する意識を高める。

(ア) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(イ) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を地震災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

イ 市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で地震防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(3) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会等を通じて地震防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、緊急地震速報の活用や、地震発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、積極的かつ継続的に、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

4 企業防災の推進

(1) 企業の活動

ア 企業は、地震災害時に果たす役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、地域との共生）を十分認識し、地震災害時行動マニュアルの作成等防災体制の整備に努めるとともに、市と連携した防災訓練を実施するなど、防災活動の推進に努める。

イ 地震災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するよう努める。

(2) 市の活動

市は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

また、市は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

5 関係機関の活動

- (1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する地震防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。
- (2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

6 普及の際の留意点

(1) 防災マップの活用

市は、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の地震被害を最小限にとどめるため、地域の災害危険箇所や避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。防災マップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、防災マップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

(2) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や地震災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、地震災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(3) 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(4) 防災と福祉の連携

市は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進防災条例第 23 条防災条例第 9 条 30 を図る。

第3節 自主防災組織育成計画

地震による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが災害及び防災に関する正しい知識をもち、これを家庭、地域、職域等で実践することが重要である。

また、このことは、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることによって、より効果的となる。

このため、市は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進するものとする。

1 住民の果たすべき役割

住民は、地震災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び地震発生時において、おおむね次のような防災措置を行うものとする。

(1) 平常時の実施事項

- ア 地震防災に関する知識の習得に努める。
- イ 緊急地震速報を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- エ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認する。
- オ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- カ がけ崩れ等災害が発生するおそれのある地域の危険箇所の把握に努める。
- キ 家屋の耐震診断を行うとともに、その診断結果を踏まえ、耐震改修等適切な措置を行う。
- ク 家具の固定等、転倒や飛散等による被害の発生を防ぐための対策を講ずる。
- ケ 石油ストーブやガス器具等について、対震自動消火装置の作動確認等の火災予防措置を実施する。
- コ 飲料水、食料、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄を行うとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備をしておく(飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常持出用)。また、自動車へのこまめな満タン給油を行い、動物飼養者にあつては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- サ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- シ 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ス 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- セ 隣近所と震災時の協力について話し合う。
- ソ 消火器その他の必要な資機材を備えるよう努める。
- タ ブロック塀、広告板その他の工作物及び自動販売機を設置しようとする者は、当該工作物の耐震性を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該工作物等を定期的に点検し、必要に応じ、補強、撤去等を行う。
- チ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びボランティア等の協力団体や個人等に対し、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 地震発生時の実施事項

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 出火防止及び初期消火に努める。
- ウ 適時、適切な早めの避難を実施するとともに、近隣住民への呼び掛けを行う。
- エ 地域における相互扶助による被災者の救出活動を行う。
- オ 負傷者の応急手当及び軽傷者の救護に努める。
- カ 自力による生活手段の確保を行う。
- キ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- ク 秩序を守り、衛生に注意する。
- ケ 自動車、電話の利用を自粛する。
- コ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2 自主防災組織の育成強化

住民の自主的な防災活動は、住民が団結し組織的に行動することがより効果的であり、地域における防災対策上、自治会等を中心とした自主防災組織の結成及び活動が極めて重要である。

このため、市は、自主防災組織の結成を積極的に促進し、要配慮者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図る。

また、自主防災組織の育成計画について定め、その役割及び活動、市の行う指導方針等を具体的に明らかにするとともに、防災まちづくり事業やコミュニティ防災資機材等整備事業等を活用して、活動の拠点となる施設の整備及び資機材の充実を図る。

(1) 組織の編成単位

自主防災組織がその機能を十分に発揮するため、組織の編成単位については、地域の実情に応じ次の点に留意する。

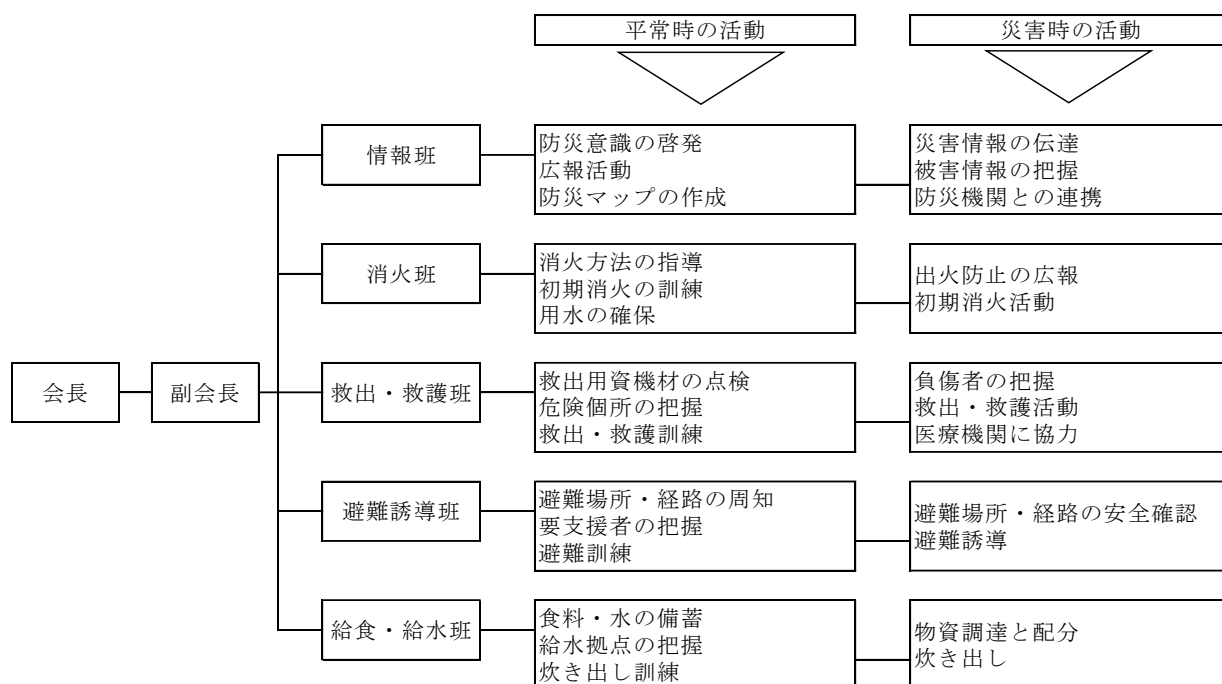
- ア 自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要とされるので、住民が連帯感をもてるよう自治会等の単位で編成するものとする。
- イ 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のないよう組織を編成する。
- ウ 地域内の事業所と協議のうえ、事業所の自衛消防組織等も自主防災組織に位置づける。

(2) 組織づくり

既存の自治会等を自主防災組織として育成することを基本に、次のような方法により組織づくりを行う。なお、自主防災組織の育成、強化に当たっては、女性の参画の促進に努めるものとする。

- ア 自治会長等を対象にリーダー養成のための研修会等を開催するとともに、防災士の資格取得を促進し、組織の核となる人材を育成する。その際、女性の参画促進に努める。
- イ 自治会等の活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。
- ウ 婦人防火クラブをはじめ防災活動を行っている組織の活動の充実・強化を図ることにより、自主防災組織として育成する。
- エ 女性団体、青年団体、PTA等その地域で活動している組織を活用することにより、自主防災組織として育成する。
- オ 自主防災組織が、地震災害時に最も効果的に活動するためには、性別による役割の固定や偏りがおきないように配慮した上で、誰が何を受け持つかをしっかりと決めて、お互いの役割や関係を体系づけておく必要がある。また、自主防災組織の編成については、それぞれの規約で定めるところ

るによるが、一般的には、次のような組織編成が考えられる。



自主防災組織の役割（例）

3 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神のもとに、地震発生に備えて、平常時において次の活動を行うものとする。

(1) 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日ごろの備え及び災害時の的確な行動が大切であるので、防災講座、映画会、講習会、研究会、訓練、その他集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

また、要配慮者や女性を含む住民の参加による定期的な防災訓練の実施などにより、防災意識の普及に努める。

〈主な啓発事項〉

- ア 南海トラフ巨大地震等の知識
- イ 地震情報の性格や内容
- ウ 平常時における防災対策
- エ 災害時の心得
- オ 自主防災組織が活動すべき内容
- カ 自主防災組織の構成員の役割等

(2) 「自主防災マップ」の作成

自主防災組織は、市が作成する総合防災マップ等をもとに、地域に内在する危険や指定避難所等災害時に必要となる施設等を表わす地図を作成し、掲示又は各戸に配布することにより、的確な防

防災計画書の作成を容易にするとともに、住民一人ひとりの防災意識の高揚と地震災害時の避難行動の的確化を図る。

(3) 「自主防災組織の防災計画書」の作成

地域を守るために必要な対策及び自主防災組織構成員ごとの役割をあらかじめ防災計画書などに定めておく。

(4) 「自主防災組織の台帳」の作成

自主防災組織が的確な防災活動を行うのに必要となる、自主防災組織の人員構成、活動体制、資機材等設備の現況及び災害発生時の避難行動を明らかにしておくため、自主防災組織ごとに次に掲げる台帳を作成しておく。その際、個人情報の取扱いについては、十分留意するものとする。

ア 世帯台帳（基礎となる個票）

イ 避難行動要支援者台帳

ウ 人材台帳

(5) 「防災点検の日」の設置

家庭と地域の対策を結びつける効果的な防災活動を行い、また、防災活動用の資機材及び備蓄物資の整備・点検を定期的に行うため「防災点検の日」を設ける。

(6) 防災訓練の実施

総合防災訓練、地域防災訓練、その他の訓練において、次に掲げる地震発生時の対応に関する事項を主な内容とする防災訓練を実施する。この場合、他の地域の自主防災組織、職域の防災組織、防災士、学校や他市町等と有機的な連携を図るものとする。

ア 情報の収集及び伝達の訓練

イ 出火防止及び初期消火の訓練

ウ 避難訓練

エ 救出及び救護の訓練

オ 炊き出し訓練

(7) 地域内の他組織との連携

地域内の事業所や地域におけるコミュニティ組織と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

(8) 情報の収集・伝達体制の整備

自主防災組織は、地震発生時には地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を迅速に伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施することとなるため、あらかじめ次の事項を定めておくようにする。

ア 防災関係機関の連絡先

イ 防災関係機関との連絡のための手段

ウ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(9) 避難行動要支援者の援護体制の整備

自主防災組織は、市及び関係機関等と連携しながら、避難行動要支援者の避難等の援護を円滑に行うため、あらかじめ地域における避難行動要支援者に関する情報を把握するように努める。

(10) 資機材等の整備

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

4 市の活動

(1) 自主防災組織づくりの推進

市は、自主防災組織づくりを推進する。

(2) 自主防災に関する意識の高揚

市は、住民の自主防災に関する認識を深めるため、講座や研修会等を開催する。

また、消防機関は消防の分野に係る知識・技能研修の実施や企業等が行う研修に対する講師の派遣などの協力を行う。

(3) 組織活動の促進

市は、消防団等と有機的な連携を図りながら職員の地区担当制等による適切な指導を行い、自主防災組織が行う訓練、その他の活動の充実化を促進する。

市は、外部の専門家の活用を図るなど、自主防災組織が行う防災活動が効果的に実施されるよう、防災リーダー（自主防災組織が行う防災活動において指導者的役割を担う者）について、女性の参画促進にも配慮しながら育成に努める。

5 自主防災組織と消防団等との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行うほか、消防団、警察、自衛隊のOBや防災士などに自主防災組織活動への積極的な支援や、女性の参画の促進に努めるなど、組織同士の連携や人的な交流等を積極的に図るものとする。

6 事業所等における自主防災活動

市内に立地する事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、災害の拡大を防止するための確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や住民のみならず、事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐうえで重要である。

このため、事業所等においては、自衛の消防組織等を編成し、市や地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

事業所等における自主防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれ事業所等の実情に応じて行うものとする。

(1) 防災訓練

(2) 従業員等の防災教育

(3) 情報の収集・伝達体制の確立

(4) 火災その他災害予防対策

(5) 避難対策の確立

(6) 応急救護

(7) 飲料水、食料、生活必需品、医薬品など災害時に必要な物資の確保

(8) 施設及び設備の耐震性の確保

7 地区における自主防災活動の推進

(1) 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合は、必要があると認めるときは地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4節 事業者の防災対策支援計画

災害による被害を軽減するためには、企業などの事業者が、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生等）を十分に認識し、来所者、従業員及び事業所の周辺地域に生活する住民の安全確保をはじめ、災害時において事業を継続することができる体制を整備することが重要である。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する事業者は、国や県、市が実施する事業者との協定締結や防災訓練の実施等の防災施策の推進に協力するよう努める。

また、事業者も地域の一員として、地域の防災活動に協力することが重要である。

このため、市は、事業者が行う防災対策への支援に努める。

1 事業者の果たすべき役割

事業者は、災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行うものとする。

(1) 平常時の実施事項

- ア 災害時における来所者、従業員等の安全を確保するための計画及び災害時に重要事業を継続するための計画（以下「事業継続計画」という。）の作成に努める。
- イ 防災訓練及び研修等の実施に努める。
- ウ 事業継続計画に基づき、災害時において、事業を継続し、又は中断した事業を速やかに再開することができる体制を整備するよう努める。
- エ 地震発生時における来所者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を努める。
- オ 所有、占有又は管理する建築物及び工作物等の耐震化・耐浪化、耐火性の確保に努める。
- カ 災害時に交通網が途絶した際などに、来所者、従業員等が一定期間事業所等内に留めることができるようにするため、応急的な措置に必要な資機材、食料、飲料水、医薬品等を確保するよう努める。
- キ 所有、占有又は管理する施設の避難場所としての提供に努める。
- ク 地域の防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるとともに、これらの者が行う防災活動に参加するよう努める。
- ケ 事業所及び従業員の消防団への加入及び消防団員としての円滑な活動について協力するよう努める。
- コ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保に努める。
- サ 予想される災害に対する復旧計画の策定に努める。
- シ 事業継続計画や復旧計画等の点検、見直しに努める。
- ス 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して計画の策定に努める。

(2) 災害発生時の実施事項

- ア 来所者、従業員等の安全の確保に努める。特に、屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

- イ 地域住民及び自主防災組織等と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行い、地域住民の安全を確保するよう努める。
- ウ 帰宅困難者に対し、連絡手段及び滞在場所の提供その他の応急措置に必要な支援に努めるとともに、水道水、トイレ、情報等の提供を行う。
- エ 要配慮者に配慮した情報提供、避難誘導に努める。
- オ 事業の継続又は中断した事業の速やかな再開により雇用の場の確保に努めるほか、自らの社会的責任を自覚して、市等が行う復旧及び復興対策へ積極的に協力するとともに、地域経済の復興に貢献するよう努める。

2 市の活動

(1) 防災意識の啓発

市は、事業者への災害及び防災に関する知識の普及に努める。また、事業継続計画策定支援等のニーズに的確に応えられるよう、県等の協力を得ながら環境整備に取り組む。

(2) 防災情報の提供

市は、災害発生現象、災害危険箇所、指定緊急避難場所、指定避難所等、過去の災害状況その他の災害及び防災に関する情報を収集するとともに、事業者に提供する。

(3) 協定等の締結

市は、災害時における救援物資提供に関する協定等の締結を行い、災害時における事業者等の協力体制の構築に努める。

第5節 ボランティア育成計画

大規模な災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPO等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時からボランティアやコーディネータ等の養成、地域のボランティア団体やNPOのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

なお、具体的な計画については、第2編第1章第5節「ボランティア育成計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第6節 地震防災訓練計画

地震災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ的確に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は実地で総合的かつ効果的な訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにし、沿岸地域における津波の発生や中山間地域における孤立地区の発生など地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努める。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

加えて、避難行動要支援者の避難誘導、要配慮者等への避難所での対応、福祉避難所への入所対応及び移送連携のあり方、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等を踏まえた地震災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

また、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

なお、具体的な計画については、第2編第1章第6節「防災訓練計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第7節 業務継続計画の策定

市町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。

1 業務継続計画の概要

業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ事前に準備しておく対応方針を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。特に、県及び市町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

2 市の業務継続計画

市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。また、市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第8節 火災予防計画

地震による火災の発生、建築物等の倒壊等災害の発生を予防し又は軽減するための対策、被災者の救出のための対策、生活確保のための措置等平常時の予防対策を定める。

1 火災予防

市は、住民をはじめ事業所等の関係者に理解と協力を求め、地震による火災を未然に防止するために、予防査察及び火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、次の指導を徹底する。

(1) 一般家庭に対する指導

- ア ガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火、とりわけ油鍋等を使用している場合の出火防止のため、揺れが収まったら直ちに火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと等の指導を行う。
- イ 対震自動しゃ断装置付きのガス器具や石油ストーブ等の使用及び管理の徹底を図る。
- ウ 家庭用消火器、消防用設備等の設置及びこれら器具の取扱方法について指導する。
- エ 家庭用小型燃料タンクは、転倒防止措置を施すよう指導する。
- オ 防火ポスター・パンフレットなどの印刷物の配布、その他火災予防期間中の広報車による呼びかけ、各家庭への巡回指導等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 職場に対する指導

- ア 消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底を図る。
- イ 終業時における火気点検の徹底を図る。
- ウ 避難誘導體制の総合的な整備を図る。
- エ 災害発生時における応急措置要領を作成する。
- オ 自主防災組織の育成指導を行う。
- カ 百貨店、旅館等の不特定多数の者が出入りする施設においては、特に出火防止対策を積極的に指導する。
- キ 化学薬品を保有する学校・研究機関等においては、混合発火が生じないように適正に管理し、また、出火源となる火気器具等から離れた場所に保管するとともに、化学薬品の容器や保管庫、戸棚の転倒防止措置を施すよう指導する。
- ク 危険物施設、高圧ガス（エルピーガスを含む。）施設、電気施設については、自主点検の徹底を指導するとともに、立入検査等を通じて安全対策の促進を図る。

(3) 初期消火

ア 家庭、地域における初期消火体制の整備

- (ア) 自治会単位で自主防災組織の育成を図り、平素から地震時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。
- (イ) 婦人による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。
- (ウ) 幼年期における防火教育を推進するため、幼稚園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

イ 職場における初期消火体制の整備

- (ア) 地震災害時には事業所独自で行動できるよう、事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

- (イ) 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平素から地震時における初期消火等について具体的な対策を講じておく。

ウ 地域ぐるみの防災訓練等の実施

- (イ) 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。
- (イ) 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災行動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

2 消防力の充実強化

地震災害が発生した場合に、現有消防力を迅速かつ効果的に活用し、被害を最小限にするため、市は、消防計画を整備するとともに、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するなど、消防力の充実強化に努める。

(1) 総合的な消防計画の策定

消防組織法に基づき、地域防災計画に基づく消防計画を次のとおり策定するものとする。

ア 震災警防計画

震災時において、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な警防活動を行うための活動体制、活動要領の基準を定める。

イ 火災警防計画

火災が発生し、又は発生するおそれがある場合における消防職団員の非常招集、出動基準、警戒体制等について定める。

ウ 危険区域の火災防御計画

木造建築物や老朽構造物等の密集地域、消防水利の未整備地域等、火災が発生すれば拡大が予想される区域における火災防御計画について定める。

(2) 消防資機材等の整備

ア 消防本部においては、消防ポンプ自動車、はしご付ポンプ自動車、化学消防自動車等日常火災に対する資機材を整備しているが、今後、震災対策として有効な小型動力ポンプ付水槽車、電源車等の整備を推進する。また、救助工作車、高規格救急車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団においては、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ付積載車を中心に整備する。

ウ 建築物の密集地域には、移動が容易な可搬式動力ポンプを重点的に整備する。

(3) 消防団の育成

ア 消防団は、震災時には消防本部の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

ウ 消防団を活用した地域住民への防災指導に努める。

3 消防水利の整備

地震時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の使用が困難になり、防火水槽の破損も予想されるため、消火栓に偏らない計画的な水利配置を行うとともに、消防水利の耐震化及び自然水

利等の確保を図る。

(1) 防火水槽の耐震化及び自然水利等の確保

今後は、耐震構造の防火水槽の整備を推進するとともに、人口密集地では初期消火が重要であることから、湖沼やため池用水の消火用水としての利用を促進するほか、河川水やプールなどの確保もより一層推進していく。

(2) 耐震性貯水槽の整備促進

火災の延焼拡大の危険性が高い地域や消防活動の困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽の整備を推進する。

第9節 水防予防計画

大規模地震に伴う水害を予防するため、海岸保全施設や河川管理施設の整備を計画的に進めるとともに、消防力（水防力）の強化等に努め、地震後の二次災害対策に万全を期すものとする。

1 海岸保全施設の整備

海岸管理者は、老朽化した施設や、堤防、護岸等の嵩上げの必要な箇所、液状化により施設が崩壊する可能性がある箇所等、地震や津波による被害が発生する危険性の高い地域において、県との連携により海岸保全施設の整備に努める。

また、点検を背後地の重要度に応じて順次実施し、震災対策の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施し、堤防等の構造等に関する情報を整理する。

点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、「愛媛県海岸保全基本計画」とも整合を図りながら補強や整備を実施する。

2 河川管理施設の整備

河川管理者は、地震後の二次災害防止対策として河川の水防上危険な箇所の状況を周知するとともに、危険箇所の解消を図るため、必要に応じて耐震性に配慮した河川改修等治水事業を積極的に推進し、河川管理施設の整備促進に努める。

3 消防力（水防力）の強化

市は、雨量や河川水位等の水防情報に関する通信基盤を整備・拡充するとともに、関係機関との連携を密にし、次により消防力（水防力）の強化に努める。

- (1) 水防の重要性、水防活動への住民参加等、水防意識の啓発を図るとともに、水防演習等により水防工法の習得に努める。
- (2) 水防活動に必要な人員の確保が困難なことが予想されることから、関係機関等と調整・協議し、人員の確保に努める。
- (3) 水防活動に必要な資器材の確保について、水防倉庫の充実、水防資器材の備蓄強化に努める。

第10節 地盤災害予防計画

土砂災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所について、防災施設の整備等、土砂災害対策事業を推進するとともに、構造物、施設等の耐震性の確保について配慮するものとする。

また、地盤の液状化の危険性のある地域については、その対策事業を推進するものとする。

具体的な計画については、第2編第1章第11節「地盤災害予防計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

ただし、「液状化対策の推進」及び「液状化対策の知識の普及」については、次のとおりである。

1 液状化対策の推進

- (1) 市及び公共・公益施設の管理者は、埋立地や旧河道等の液状化のおそれのある箇所を始めとして、浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。
- (2) 公共土木施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策を図るとともに、液状化が発生した場合においても、施設の被害を防止するため、必要に応じ耐震補強に努める。
- (3) 市は、住宅や宅地の液状化対策として、液状化対策に有効な基礎構造等についてのマニュアル等による普及を始め、市民への適切な情報提供等を図る。
- (4) 特に、沿岸部の工場群や大規模開発等については、特段の関心を持って液状化対策が実施されるよう、普及啓発に努めるとともに、情報提供等を積極的に実施する。

2 液状化対策の知識の普及

液状化危険度マップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。個人住宅等の小規模建築物については、液状化対策に有効な基礎構造等についての普及を図る。

第 11 節 孤立地区対策計画

平成 16 年の一連の台風災害や新潟県中越地震では、電気、電話、道路等のライフラインが寸断されたことで孤立地区が発生し、被害状況の把握や救援物資の輸送等の面で大きな課題を残した。このため、市は孤立するおそれのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 27 節「孤立地区対策計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 12 節 避難計画

市及び学校、病院、社会福祉施設、工場等防災上重要な施設の管理者は、地震災害時に安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法及び避難誘導責任者等を定めた避難計画を作成し、住民等に周知徹底を図るとともに、計画に基づいた訓練を行う。

市は、避難計画の作成に当たり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、避難所に必要な設備、資機材の配備を図る。

具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 12 節「避難計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第13節 緊急物資確保計画

地震が発生した場合に必要な物資の備蓄及び調達体制の確立等により、平素から食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進する。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な地震災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するとともに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「緊急物資確保計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 14 節 医療救護計画

地震の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行えるよう、体制の整備を図る。なお、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 14 節「医療救護計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 15 節 防疫・衛生、保健衛生活動計画

地震災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制や被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制整備に努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 15 節「防疫・衛生、保健衛生活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 16 節 要配慮者の支援計画

市及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 16 節「要配慮者の支援計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 17 節 広域的な応援体制整備計画

大規模災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、被災していない地域の機関等の支援が必要となる。このため、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

また、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 17 節「広域的な応援体制整備計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第18節 ライフライン災害予防計画

大規模地震発生時においては、水道、電気、ガス等のライフラインの寸断による被害の発生が予想されるため、ライフライン事業者等の関係機関は、被害の防止及び軽減を図るため、施設等の耐震性の向上に努めるものとする。その際、特に、人命に関わる病院等の重要施設の供給ラインについて、重点的な耐震化を促進するものとする。

また、ライフライン事業者は、あらかじめ被害状況の予測、把握及び緊急時の供給について計画を作成するとともに、応急復旧に関する事業者間の広域応援体制の整備に努める。

1 水道施設

地震災害によって被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することのないよう、耐震性に配慮した水道施設の整備を図るとともに、被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な整備を図ることを基本として、次の対策を講ずる。

- (1) 大震災時においても最低限の必要な給水を確保できる施設の整備を推進する。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道施設の広域化を推進し、水源の多元化、施設の多系統化、施設間の連絡管等の整備促進を図る。
- (4) 他の水道事業者等関係機関と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 既存施設の耐震診断等を行って、耐震化計画を策定し、計画的に耐震化を推進する。

2 下水道施設

下水道施設の機能停止は一時的なものであっても生活者に多大の影響を与えるため、特に重要な管渠、終末処理場、ポンプ場について、耐震性を考慮して整備を促進する。

(1) 施設の代替性の確保

下水道管理者は、下水道施設が損傷を受け、下水処理が不能となる場合を想定し、その早急な復旧や代替性の確保が可能となるよう処理系統の多様化、計画的な下水道施設の整備に努める。

(2) 耐震点検の実施

下水道管理者は、幹線管渠、ポンプ場及び終末処理施設について、定期的に点検を実施し、耐震対策の必要な箇所の把握に努める。

(3) 施設の補強・整備

ア 管 渠

- (ア) 軟弱地盤、液状化のおそれのある地盤においては、機能を確保させるために、可とう性管、可とう性継手、液状化しない埋め戻し材（砕石等）を採用して、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

- (イ) 特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

イ 終末処理場、ポンプ場

- (ア) 終末処理場、ポンプ場の躯体との継手部分の配管については、可とう性と伸縮性を有する継手を採用する。

- (イ) 特に老朽化している施設については、改築も含めて耐震対策指針に基づく施設の整備に努める。

る。

3 工業用水道施設

- (1) 工業用水道事業者は、災害を未然に防ぐため、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、施設の新設・改良の際には、耐震設計・施工に留意する。
- (2) 工業用水道事業者は、地盤の軟弱な場所について、特に処理工法等を十分に調査研究し、必要な措置を講ずる。
- (3) 工業用水道事業者は、老朽化の著しい管について、敷設替え等補強工事を行う。

4 電力施設

電気事業者は、災害を未然に防ぐため、次の対策を実施し、日常の保安点検等により施設の機能維持を図るとともに、電力施設の十分な耐震性の確保に努め、系統の多重化、拠点の分散等代替性の確保を進める等の予防措置を講ずる。

- (1) 電力施設の災害予防措置
- (2) 災害復旧用設備の整備
- (3) 保安の確保
- (4) 要員の確保
- (5) 復旧資機材の確保

5 ガス施設

ガス事業者は、地震災害予防のため、ガス施設について耐震性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

6 電信電話施設

N T T西日本株式会社は、次の対策を実施し、地震発生時においても可能な限り電気通信を維持し、重要通信をそ通させるよう平素から設備自体を強固にし、信頼性の高い通信設備を構築するとともに、防災対策の推進と防災体制の確立を図る。

- (1) 局舎の耐震性の整備
- (2) 局舎内・外設備の整備
- (3) 災害対策用機器の整備
- (4) 建物、鉄塔等の耐震診断の徹底と対策の実施

第 19 節 道路災害予防計画

各道路管理者は、道路施設等の防災点検等を実施し、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努めるとともに、道路の冠水事故防止対策や通行規制措置等を行うほか、道路施設の長寿命化対策を行い、ネットワークの充実を含む地震災害等に対する安全性の確保を図る。

また、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、四国中央市建設業協会連合会等と協定を締結し、体制の整備を図る。さらに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 19 節「道路災害予防計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。ただし、「緊急輸送道路の確保」については、次のとおりである。

1 緊急輸送道路の確保

道路交通の確保は、地震発生後において、避難や救助をはじめ、物資の輸送や諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで必要不可欠である。このため、道路管理者は、緊急輸送道路を選定し、救助活動の円滑な実施を物資輸送の確保を行うため、防災対策、震災対策及び改良整備を促進し、県内地域間を結ぶ交通体系の充実を図り、これらを有機的に連結させて緊急輸送ネットワークを形成し、諸活動の円滑化に寄与するとともに、パトロールや点検等管理体制に資する。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令し、運転者不在時等は道路管理者自ら車両を移動するものとする。その際、やむを得ない限度で破損することができ、他人の土地の一時使用、竹林その他の障害物の処分をすることができる。

さらに、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、四国中央市建設業協会連合会等と協定を締結し、体制の整備を図る。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

第 20 節 河川管理施設災害予防計画

市内の河川は、地形上流路が短く急流であることから、市内の河川の定期的な点検、地震により決壊等のおそれがある箇所への把握や対策に努める。

1 河川管理施設の整備

河川管理者は、耐震性に配慮した河川改修等の治水事業を実施し、河川管理施設の整備促進に努める。

2 耐震点検の実施

河川管理者は、耐震点検を定期的実施し、震災対策に必要な箇所の把握に努める。

また、通常パトロールにおいても目視等による点検を実施する。

3 施設の補強・整備

河川管理者は、耐震点検で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、補強や整備を実施する。

第 21 節 港湾・漁港施設災害予防計画

港湾・漁港における地震災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、市及び港湾・漁港管理者は、県管理の重要港湾（三島川之江港）と地方港湾（寒川港）をはじめとした施設の耐震点検を定期的実施する。また、その結果に基づき、関係機関の協力を得て、緊急性の高い箇所から震災対策を実施するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 20 節「港湾・漁港災害予防計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

ただし、港湾の液状化対策については、次のとおりである。

1 港 湾

(1) 施設の補強・整備

港湾管理者は、点検・新たな知見等で対応が必要とされた施設について、緊急度の高い箇所から順次、耐震補強、免震化、液状化対策や改修等を実施する。

第 22 節 農地・農林業施設災害計画

農地・農林業施設における災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、農業用排水施設の整備、老朽ため池の点検・補強、降雨等による農地の浸食対策等について、総合的に農地防災事業を推進する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 21 節「農地・農林業施設災害予防計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 23 節 建築物災害予防計画

建築物は建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に基づき耐震性が確保されているが、昭和 56 年に制度化された「新耐震設計基準」の適用前の建築物は、必ずしも十分な耐震性を有していないのが現状である。また、軟弱な地盤では液状化現象により、耐震性を十分確保したはずの建築物が崩壊した例もみられることから、防災上重要な公共施設は、一層耐震性を強化する必要がある。

市内の建築物のうちには、昭和 56 年以前の建物も少なくないことから、市は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的な実施に努めるものとする。さらに、住民に対し、耐震工法及び耐震補強の重要性について啓発を行うとともに、防災対策の重要性の周知徹底に努め、防災上必要な助言、勧告等を行う。

1 建築物の耐震化

市は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住民の生命、身体及び財産を保護するため、現行の耐震基準に適合しない既存建築物の耐震診断及び必要に応じた耐震改修等、次の対策を推進する。

(1) 市有施設

市の公共施設については、耐震診断を行い、計画的に建て替え・耐震補強等を実施する。

また、庁舎、消防施設、警察施設、緊急物資集積場所となることが予想される施設等災害対策の拠点となる施設の耐震化を図る。

(2) 一般建築物

ア 病院、社会福祉施設、学校等多数の住民が集合する防災上重要な建築物については、市有施設と同様に、耐震性の確保を図るよう指導する。

イ 住宅等小規模な建築物の耐震化を進めるため、耐震診断及び耐震補強について支援を行うとともに、その所有者に対し、必要に応じて当該建築物の所有者又は管理者に災害防止措置を促す。

2 ガラスの飛散防止

市は、多数の人が通行する市街地の道路等に面する建物の窓ガラス、家庭内のガラス戸棚等の飛散防止による事故の防止及び安全対策等を指導する。

3 ブロック塀・石垣の倒壊防止

正しい施工のあり方、既存物の補強の必要性についての普及を図るため、施工関係者に対して講習会・研修会を実施するとともに、築造時には建築基準法による建築基準が遵守されるよう指導する。

4 技術者の養成

建築設計者・監理者・施工者等に対して、防災知識・法令の周知を行い、住民からの相談や耐震診断等を行うことのできる技術者を育成する。

5 老朽住宅密集地に係る地震防災対策

老朽住宅密集地において火災が発生すれば、広範な焼失が生ずることから、建築物の更新（建築物の不燃化）を促進するなど、防火性の向上を図る。

6 被災建築物及び被災宅地に対する安全対策

(1) 被災建築物対策

ア 県は、被災建築物応急危険度判定士を育成するための講習会を開催するとともに、「愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱」に基づき、地震被災建築物応急危険度判定士の認定・登録を行う。

イ 市は、県と連携して、地震発生時に被災建築物応急危険度判定を円滑に実施できるようにするため、県及び(社)愛媛県建築士会との連絡体制を整備するとともに、判定実施に必要となる機材を備蓄するよう努める。

(2) 被災宅地対策

ア 県は、被災宅地危険度判定士を育成するための講習会を開催し、「愛媛県被災宅地危険度判定実施要綱」に基づき、被災宅地危険度判定士の認定・登録を行う。

イ 市は、地震発生時に被災宅地危険度判定を円滑に実施できるようにするため、県との連絡体制を整備するとともに、判定実施に必要機材を備蓄するよう努める。

第 24 節 危険物等災害予防計画

地震発生時に、危険物施設等の火災や危険物の流出などがあった場合、周辺地域に多大の被害を及ぼすおそれがあるため、市及び県は、これら施設の自主保安体制の充実・強化を指導し、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 23 節「危険物等災害予防計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

ただし、危険物施設等の液状化対策については、次のとおりである。

1 危険物施設

大規模な地震が発生した場合は、耐震設計で考慮された以外の要因や、地盤の液状化による要因で、危険物施設が損傷を受けることがあるため、市は、これらの実態把握に努めるとともに、法令に基づく規制や事業所に対する指導の強化及び普及、啓発を行う。

(1) 施設の耐震化の促進

施設・設備等の重要度に応じて、計画的な耐震化や液状化対策を促進するよう指導する。

2 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所における高圧ガス施設は、過去の震災の教訓を生かし、高圧ガス保安法等関係法令により耐震設計基準が定められ、耐震性を考慮した設計・施工がなされ、地震に対する構造上の安全対策が講じられている。

しかしながら、大規模な地震が発生した場合は、想定を超える地盤の液状化等によって、高圧ガス施設が損傷を受けることがあるため、高圧ガス取扱事業所及び一般消費家庭は、県の指導等に基づき、次のとおり、確認・調査を行い、設備の設置促進等を図る。

(1) 高圧ガス事業所

- ア 耐震設計構造物について通達や耐震設計基準による評価を行い、自らの設備の耐震性能を確認し、必要な対策の実施
- イ 敷地が液状化の発生しやすい場所かどうかについて調査を行い、必要な対策の実施
- ウ 高圧ガス貯槽等に設けられた緊急遮断弁の遠隔化や感震装置の設置による自動化の促進
- エ 容器（ボンベ）によって高圧ガスを貯蔵している場合にあっては、チェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底

(2) 一般消費家庭

- ア ガス放出防止器の設置促進
- イ 容器（ボンベ）のチェーン止め等による転倒・転落防止措置の徹底
- ウ 感震ガス遮断機能付きガスメータの設置の徹底及び使用期限管理の徹底

第 25 節 資材・機材等点検整備計画

市は、自己が保有する災害応急措置に必要な資材、機材並びに施設を、災害時にその機能を有効使用できるよう常時点検整備を行うものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 25 節「資材・機材等点検整備計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 26 節 情報システムの整備計画

市は、災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、平常時から大規模地震災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、大規模地震等の災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 26 節「情報システムの整備計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 27 節 災害復旧・復興への備え

1 平常時からの備え

市は、平常時から国、県、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 複合災害への備え

市の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

市の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

市の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、県との連携を図りながら、県内で一定規模の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

4 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

- ・各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）

市は、各種情報システムについて、地震災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける保険制度であり、被災者の生活再建にとって有効な手段の一つであることから、市はその制度の普及促進にも努める。

6 復興事前準備の実施

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

7 罹災証明書交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活用して罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

第3章 災害応急対策

第1節 活動体制計画

地震災害は、他の災害と異なり、事前予知が困難である。市内に大規模な地震災害が発生した場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、市は防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

1 動員配備体制

(1) 配備体制

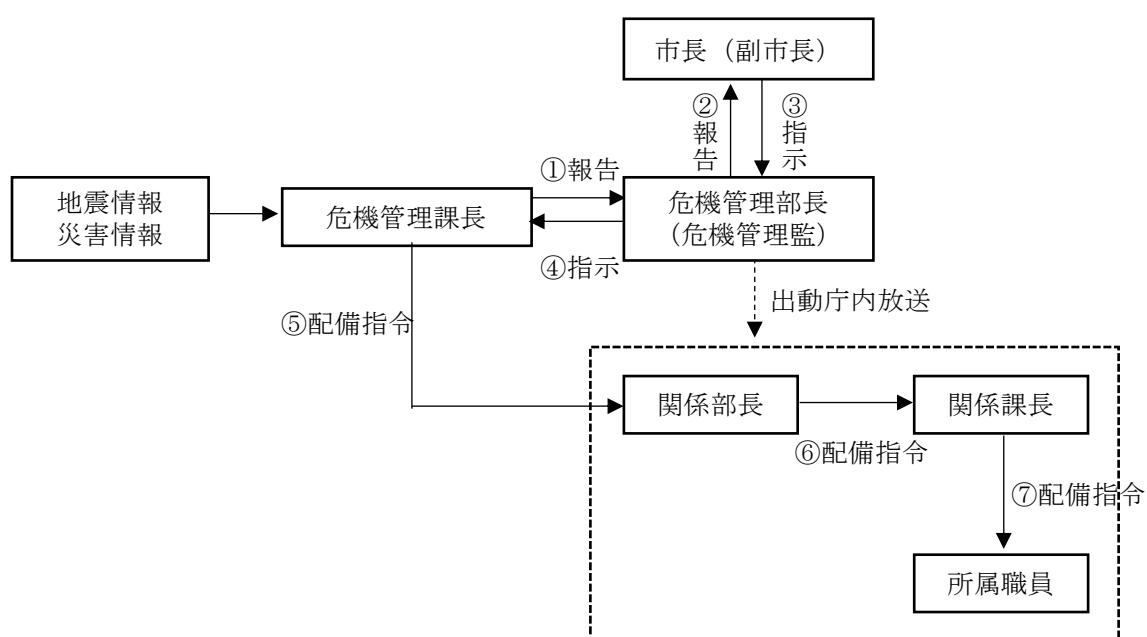
災害応急対策に対処するため、状況下に応じて次の体制をとる。

配備区分		配備基準（時期）	動員区分	活動内容 （対策内容）
警戒配備		・市域において震度4の地震が発生した場合 ・津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ・その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・危機管理班 ・消防署当務職員	情報収集活動及び初期の応急対策を実施する体制
災害対策本部	第1配備	・市域において震度5弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部の自動設置） ・津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ・その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・本部員 ・全消防職員 ・各班長及び副班長 ・必要とする班員	中規模の災害に対する警戒又は応急対策を実施する体制
	第2配備	・市域において震度6弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部の自動設置） ・津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表された場合（災害対策本部の自動設置） ・その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・すべての職員	大規模な災害に対し、市の全力を挙げて防災活動を実施する体制

(2) 配備体制の決定及び配備指令の伝達

ア 勤務時間内

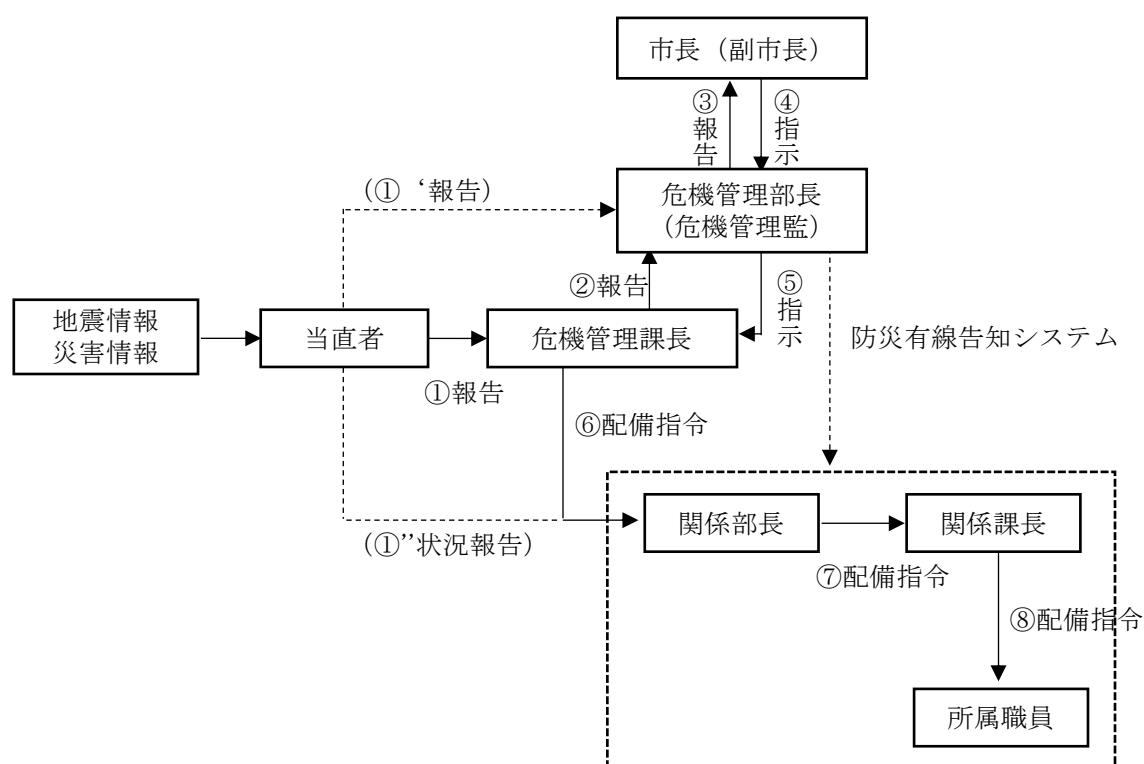
- (ア) 危機管理課長は、地震情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに危機管理部長（危機管理監）に報告する（図①）。
- (イ) 危機管理部長（危機管理監）は、危機管理課長の報告を受けたときは、市長（副市長）に報告する（図②）。
- (ウ) （図②）により報告を受けた市長（副市長）は、配備が必要であると認めたときは、前記（１）に掲げるいずれかの配備を命ずる（図③）。
- (エ) 市長が配備を指示したときは、危機管理部長（危機管理監）は危機管理課長に指示し（図④）、関係部長に配備指令を伝達する（図⑤）とともに、庁内放送により職員に周知する。
- (オ) 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑥⑦）。



- (注) 災害対策本部の自動設置基準に該当する場合や、被害情報を入手した場合においては、①の報告を受けた危機管理部長（危機管理監）は、市長（副市長）への報告を行う（図②）とともに、関係部長に対し、必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する（図④～⑦）。

イ 勤務時間外

- (ア) 当直者は、地震情報、災害に関する情報等を入手したときは、直ちに危機管理課長（連絡が取れないときは危機管理部長（危機管理監））に報告する（図①①'）。
- (イ) 危機管理部長（危機管理監）は、危機管理課長又は当直者の報告を受けたときは、市長（副市長）に報告する（図②③）。
- (ウ) （図③）により報告を受けた市長（副市長）は、配備が必要であると認めたときは、前記（１）に掲げるいずれかの配備を命ずる（図④）。
- (エ) 市長が配備を指示したときは、危機管理部長（危機管理監）は危機管理課長に指示し（図⑤）、関係部長に配備指令を電話等により伝達する（図⑥）。
- (オ) 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑦⑧）。



(注) 災害対策本部の自動設置基準に該当する場合や、被害情報を入手した場合においては、災害情報を入手した当直者は、危機管理課長（連絡が取れないときは危機管理部長（危機管理監））への報告を行う（図①①'）とともに、必要な場合は関係部長に状況を報告する（図①''）。報告を受けた関係部長は、配備指令を待たずに必要な要員を確保して応急対策に当たる（図⑦⑧）。

(3) 職員の参集等

ア 勤務時間外における緊急配備体制

- (ア) 職員は、勤務時間外において災害が発生し、動員配備指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。
- (イ) 市域において震度 4 以上の地震が発生した場合、津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表された場合、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、配備に該当する職員は、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。
- (ウ) 市域において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表された場合には、すべての職員は、自ら参集するものとする。

イ 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

(ア) 服 装

応急活動ができる服装とする。

(イ) 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

(ウ) 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の班長（課長等）に報告する。

- ・鉄道、幹線道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

(エ) 参集報告

各班長（課長等）は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、所属する部長に報告する。

2 災害対策本部の設置

(1) 地震発生直前の対策

市は、県の県防災通信システム等により伝達された緊急地震速報等を受け、市防災有線告知システム、公式 L I N E アカウント、防災・広報メール等により住民等への伝達に努める。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、市域に大規模地震が発生した場合において、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条及び四国中央市災害対策本部条例に基づき、四国中央市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

具体的な計画については、第2編第2章第2節「活動体制計画」によるものとする。ただし、地震対策における災害対策本部の設置基準については、次のとおりである。

設置基準	① 市域において震度5弱以上の地震が発生した場合（自動的に設置） ② 津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に大津波警報、津波警報が発表された場合（自動的に設置） ③ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合（自動的に設置） ④ その他市長が必要と認めた場合（市長の判断により設置）

第２節 通信連絡計画

大規模地震発生時には、建物の倒壊に伴う通信施設の損壊や地盤の揺れ等による中継所等通信関連施設の破壊が予想されるため、市及び各防災関係機関等は、代替手段の確保等効果的な応急対策を実施する。

なお、災害時の無線局運用に当たっては、通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じて通信統制を行うなど通信の運用に支障をきたすことがないように努める。

1 通信手段の確保

通信手段の確保は、通信網の被害状況によるが、おおむね次による手段の他、衛星携帯電話や衛星インターネット等、多様な通信手段で行う。

(1) 市防災有線告知システムによる通信

市防災有線告知システムによる通信は、市庁舎に設置している端末より、気象予報警報や災害に関する各種情報等を住民に伝達するために活用する。

また、非常用電源設備を整備するとともに、非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

(2) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

(3) 県防災通信システム（地上系・衛星系）による通信

災害時における県との連絡に当たっては、無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行う。

(4) 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第 52 条の規定に基づき、無線局は非常通信を行うことができるので、次のとおり活用するものとする。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する次の機関に依頼するものとするが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

(ア) 愛媛県四国中央庁舎

(イ) 四国中央警察署

(ウ) 四国中央市消防本部

(5) アマチュア無線の活用

アマチュア無線については、市防災有線告知システムが混乱若しくは使用不能となった場合に、有効的な活用を行うものとする。

(6) インターネット通信

常に情報の交換が可能である特性を生かし、市内の状況を発信できるよう入力し、他自治体の発信情報についても有効利用することとする。

(7) Cuenote・携帯電話等

ア 市職員等との連絡手段として、Cuenote・携帯電話等を活用する。ただし、大規模災害時（特に発生直後）には、ふくそうして使用できないことが予想されるので、その点留意しておく必要がある。

イ 携帯電話のエリアメールサービスを介し、災害・避難情報を迅速に発信する。

2 通信設備の応急対策

地震の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、市、県及び防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。このため、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次の点に留意して対応が図られるようにする。

(1) 要員の確保

専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。

(2) 応急用資機材の確保

非常用電源（自家用発電用施設、電池等）、移動無線等の仮回線用資機材など、応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備を行っておくことが必要である。

3 緊急放送の要請

市長は、災害に関する予報警報及び予想される災害の事態並びにこれに対しとるべき措置についての通知、要請及び警告のため緊急を要する場合で特に必要があると認めたときは、災害対策基本法第57条の規定により放送局に緊急放送を要請することができる。

この場合、市長は、原則として知事を通じて要請する。ただし、県に本部が設置されていない場合で特に緊急を要する場合は、直接放送局に要請する。

(1) 放送要請事項

ア 市の地域の大半にわたる災害に関するもの

イ その他、広域にわたり周知を要する災害に関するもの

(2) 放送要請内容

ア 放送を求める理由

イ 放送内容

ウ 放送範囲

エ 放送希望時間

オ その他必要な事項

(3) 要請責任者

市において放送要請を行う場合は、責任者の職氏名を告げて行う。

(4) 放送局における連絡責任者

各放送局においては、要請者に対応するため、あらかじめ連絡責任者を定めておく。

4 孤立地域との通信連絡

地震災害により通信や交通が途絶し、車両、徒歩による連絡が困難な孤立地帯が発生した場合、市は、バイク等による連絡員の派遣や、アマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、県への要請により県消防防災ヘリコプターを活用し、孤立地域との連絡を図る。

第3節 災害情報報告計画

市は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況を収集するとともに、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなど、速やかに関係機関に伝達し、情報を共有するものとする。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第4節「災害情報報告計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第4節 地震情報伝達計画

地震に関する情報の発表基準並びに伝達については、本計画の定めるところによるものとする。

1 地震情報等の伝達

松山地方気象台は、地震が発生し、次の事項に該当する場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

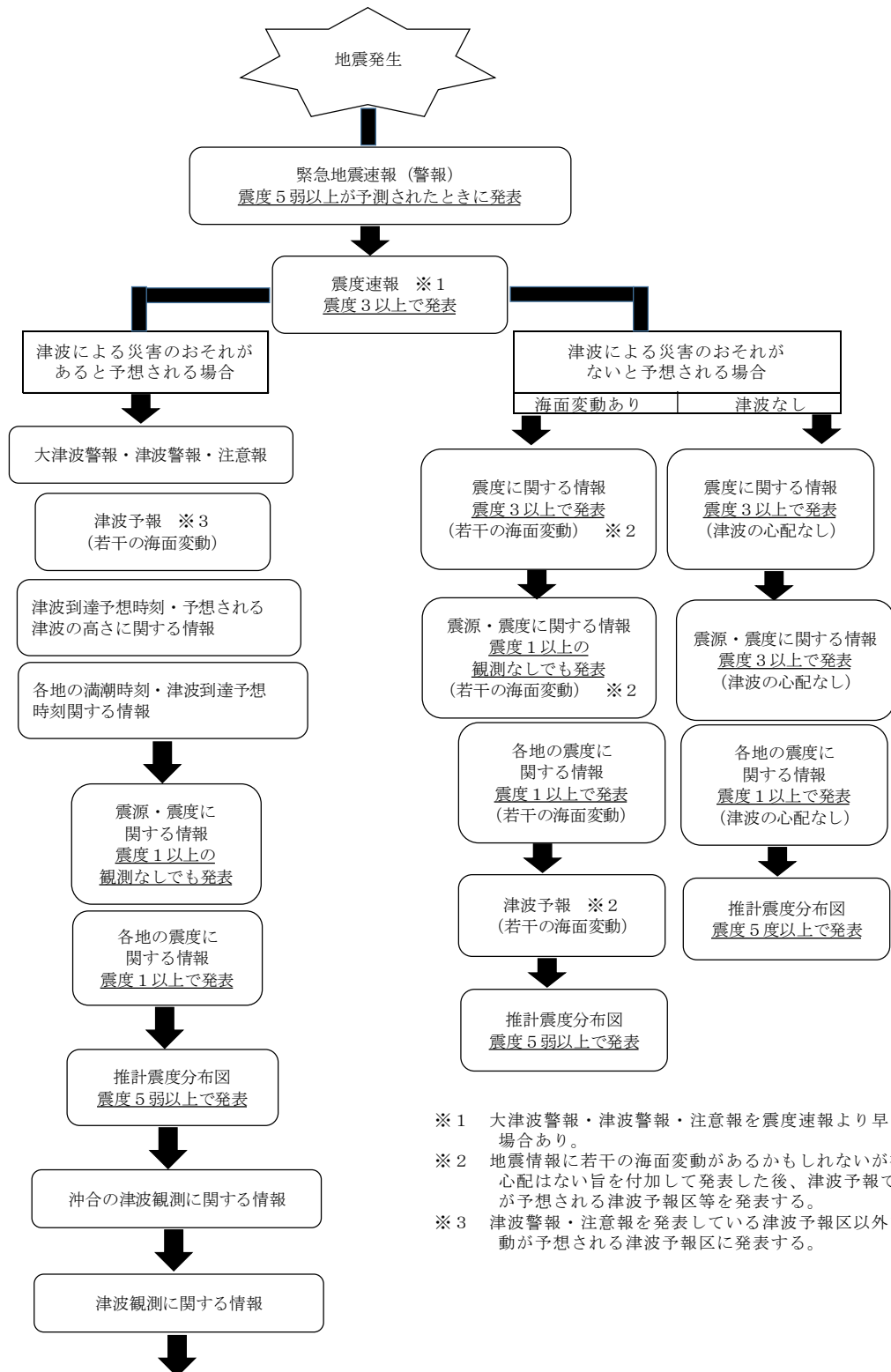
- (1) 県内の津波予報区（後掲別紙を参照）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合
- (2) 県内で震度1以上を観測した場合
- (3) 上記以外の特別な地震（群発地震等）が発生した場合
- (4) その他必要と認める場合

2 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報、推計震度分布図及び地震解説資料で、内容については後掲の別紙を参照のこと。

3 情報の流れ

大津波警報、津波警報・注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



※1 大津波警報・津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。

※2 地震情報に若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区等を発表する。

※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。

4 伝達体制

- (1) 県は、地震情報等の伝達を受けたときは、直ちに県防災通信システム（地上系・衛星系）により、市及び県出先機関へ伝達するものとする。
- (2) 市は、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び伝達手段について定めておく。
- (3) 放送機関は、地震情報等の伝達を受けたときは、速やかに放送し、周知徹底に努めるものとする。
- (4) その他の防災関係機関にあっては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関に対し、速やかに伝達し、周知徹底を図るものとする。

5 地震に関する情報の解説（松山地方气象台）

(1) 地震情報の種類と内容（発表時刻順）

情報の種類	内 容
震 度 速 報	震度 3 以上の大きい揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報であり、地震発生後約 1 分半で、地域震度 3 以上が観測された地域名と地震の揺れの発現時間を速報する。 愛媛県に關係する地震の場合には、気象庁より発表される。
震源に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）が発表される。「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかも知れないが被害の心配はない」旨を付加する。ただし、津波警報・注意報を発表する場合はこの情報は発表されない。 愛媛県に關係する地震の場合には、気象庁より発表される。
震源・震度に関する情報	震度 3 以上を観測、津波警報・注意報発表時、若干の海面変動がある場合及び緊急地震速報（警報）発表した場合に発表される。 地震の発生場所（震源）や規模（マグニチュード）、震度 3 以上の地域名と市町村名を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表する。 愛媛県に關係する地震の場合には、気象庁より発表される。
各地の震度に関する情報	震度が 1 以上の場合に発表される。 震度 1 以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。震度 5 弱以上と考えられる地域で震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表する。 愛媛県に關係する地震の場合には、松山地方气象台より発表される。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等に発表される。 顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場

情報の種類	内 容
	合の震度 1 以上を観測した地震回数情報が発表される。 愛媛県に関する地震の場合は、気象庁から発表される。
推計震度分布図	震度 5 弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1 k m 四方ごとに推計した震度（震度 4 以上）を図情報として発表される。 愛媛県に関する地震の場合は、気象庁から発表される。
地震解説資料	概況文、その時点までの地震・津波に関する詳細及び過去の地震活動状況等が発表される。 愛媛県内で、最大震度 4 以上を観測、地震による被害が発生、群発地震の発生など社会的に関心の高い地震、又は愛媛県内に津波警報・注意報が発表された地震を対象に松山地方気象台より発表される。

(2) 地震情報に使用される用語の解説

用 語	説 明
震 度	ある地点での地震動の強さをいう。 「計測震度計」により観測される。地震が起こったとき、地震が同じ加速度で揺れたとしても、揺れの周期により人体の感じ方は違う。このため、計測震度計は測定した加速度を周期により補正し、計測震度を算出している。
震度観測点	計測震度計が設置されている場所をいい、原則として市町に 1 箇所程度設置されている。
地域震度	全国を 188 地域に分け、その地域内の震度観測点（市町単位）で観測された最大震度をいう。 愛媛県では、愛媛県東予、中予、南予の 3 地域に分けて発表される。
震源要素	発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード）
震 源	地震発生の際に、地球内部の岩石の破壊が開始した地点をいう。
震 央	震源の真上にあたる地表の地点をいい、震源地ともいう。
マグニチュード	地震の規模の大小を数字で示したのがマグニチュードで、一般には「M」という記号により示される。
群発地震	本震と呼べるような、とび抜けて大きな地震を含めず、観測される地震の数が多い地震をいう。ある程度活動規模が大きく、単位時間当たりの発生頻度が高い場合に使用される。

第5節 災害広報計画

市は、地震による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第5節「災害広報計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第6節 避難誘導計画

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や火災、崖崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市はあらかじめ地震災害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明示したマニュアルを作成しておき、災害時には、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体的安全確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮するものとする。

なお、住民に対し避難を求めるに当たっては、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

1 避難指示等

地震発生時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。

なお、避難指示等の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

また、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発表するものとする。

(1) 避難指示等の発令基準

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を発令する。

さらに、市域において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、緊急安全確保に関する措置を指示する。これらの場合、市長は、直ちに地方本部長又は支部長を通じて知事（災害対策本部長）に報告する。

(2) 避難指示等の内容

高齢者等避難又は避難指示等の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全の確保を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

ア 要避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の服装、携行品

カ 避難行動における注意事項

(3) 避難指示等の伝達方法

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、直ちに避難指示等が出された地域の住民に対して、防災行政無線（戸別受信機含む。）全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）IP告知端末、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール等を含む。）、ワンセグ等を用い

た伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

イ 特に避難行動要支援者への伝達については、消防署、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認するなどの配慮を行い、その協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。

ウ 避難指示等の発令・周知に当たっては、防災有線告知システムの放送において、市長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。

エ 防災有線告知システム等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる工夫が必要である。

オ 避難指示等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営事業者等に協力を求める。

2 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官及び海上保安官は、ともに協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 避難の方法

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことができる。また、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行う。

災害の状況により異なるが、指定緊急避難場所等への避難が必要になった住民は、可能な限り自治会、自主防災組織等の単位ごとに集団で、市職員又は警察官の誘導のもと避難を行う。また、外国人、旅行者等に対し、災害・避難情報の提供（外国人向けの多言語による情報発信を含む。）に努め、確実な避難誘導を行う。

(1) 自主避難

住民等は、避難指示等がなくとも、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとっ

た後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。この場合、直ちにその旨市に通報する。

(2) 避難誘導

ア 避難誘導は、市職員、消防団、警察官、自治会、自主防災組織等が担当する。その際、要配慮者を優先的に行う。

イ 避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な避難行動要支援者に対しては、担架又は車両、舟艇等により行う。

ウ 市長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示等に従うようできる限り説得に努める。

(3) 広域災害による大規模避難移送

ア 被災地が広域で、市単独では措置できないような場合は、市長は県に対し、避難者の移送を要請する。

イ 要請を受けた県は、自衛隊等関係機関に協力を要請し、移送を実施するものとする。

(4) 携行品の制限

避難誘導者は、避難に当たっての携行品を必要最小限に制限し、円滑な避難が行われるよう適宜指導する。

4 指定避難所の設置及び運営

資料編「指定避難所（収容施設）」

(1) 指定避難所等の開設

避難が必要になった場合、直ちに指定避難所等を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、自主防災組織及び避難所に指定された施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

また、避難所の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所等の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、指定避難所等の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

市は、「四国中央市地域防災計画」に定めた場所に指定避難所等を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難場所として活用する。

(ア) 避難所は、津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。

(イ) 市は、公共施設のうちから適当な場所を定め、避難所を設置する。

- (ウ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を活用する。
- (エ) 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等の確保や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討する等、多様な避難所の確保に努める。
- (オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して四国運輸局愛媛運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

(3) 設置期間

市長は、地震情報、降雨等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 指定避難所等の運営

- ア 市は、自主防災組織及び避難所施設の管理者の協力を得て指定避難所等を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- イ 指定避難所等には指定避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。
- ウ 避難生活の運営に当たっては、要配慮者への支援に努めるものとする。
- エ 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。
- オ 市は、要配慮者の保健福祉に関する要望を把握し、介護職員等の応援受入れも図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。
- カ 市は、指定避難所等における生活環境、衛生・感染症対策に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。
- キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- ケ 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。
- コ 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- サ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難所等の早期解消に努める。

シ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

ス 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活するだけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

セ 市は、関係機関の協力を得て、避難所において、帰宅困難者に対する交通情報の提供を行う。

5 指定避難所等への市職員等の配置

市が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。

6 指定避難所等における市職員等の役割

(1) 市職員

指定避難所等に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

ア 被災者の収容

イ 被災者に対する食料、飲料水の配給

ウ 被災者に対する生活必需品の供給

エ 負傷者に対する医療救護

オ 高潮・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達

カ 避難した者の掌握

キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への収容

(2) 指定避難所等の所有者又は管理者

市が設定した避難所を所有し又は管理する者は、避難所の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

7 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、避難所を指定する市の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

(1) 危機管理マニュアルの作成

(2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進

(3) 保護者、地域、関係機関との連携

(4) 防災上必要な設備等の整備及び点検

(5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知

- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

8 避難状況の報告

市は、指定避難所等を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、県災害対策本部（地方局支部経由）をはじめ警察署等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県や関係機関等への報告を行うものとする。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県に依頼する。

第 7 節 緊急輸送計画

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策に必要な救援・救急活動用員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 7 節「緊急輸送計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第8節 交通応急対策計画

大規模地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想される。道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努める。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行うものとする。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第8節「交通応急対策計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。ただし、地震発生時の自動車運転者のとるべき措置については、次のとおりである。

1 緊急地震速報を覚知した時及び地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

(1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側端に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側端に寄せて停車し、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。その際、駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

(2) 避難のために車両を使用しない。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間（以下「通行禁止区域等」という。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官等の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官等の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官等が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

第9節 孤立地区に対する支援計画

市は、孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第9節「孤立地区に対する支援計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第10節 消防計画

大規模地震発生時には、家屋倒壊、同時多発火災の発生等により甚大な被害が予想されるため、市はもとより、住民、自主防災組織、事業所等も出火防止と初期消火を実施する。また、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第10節「消防計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 11 節 水防計画

地震による洪水等の災害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図るものとする。

具体的な対策については、第 2 編第 2 章第 11 節「水防計画」を準用する。

第 12 節 人命救助活動計画

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行うものとする。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 12 節「人命救助活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 13 節 行方不明者捜索及び遺体措置埋葬計画

地震災害において、多数の死者、行方不明者が発生した場合に、捜索、措置、埋火葬等を的確に実施する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 13 節「行方不明者捜索及び遺体措置埋葬計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 14 節 食料供給計画

地震災害の発生によって食料品の確保ができない被災者の生活の維持のため、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た食料の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が提供されるよう努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 14 節「食料供給計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 15 節 生活必需品等供給計画

被災者の生活の維持のため、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等被災者のニーズに応じた生活必需品を給与又は貸与するものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 15 節「生活必需品等供給計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 16 節 飲料水の確保・供給計画

市は、災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 16 節「飲料水の確保・供給計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 17 節 医療救護活動計画

市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携により災害の状況に応じて適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行うものとする。

なお、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 17 節「医療救護活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 18 節 防疫・衛生、保健衛生活動計画

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 18 節「防疫・衛生、保健衛生活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 19 節 廃棄物等処理計画

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行うものとする。

具体的な計画については第 2 編第 2 章第 20 節「廃棄物等処理計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。ただし、災害廃棄物処理の実施については、以下に定める。

1 災害廃棄物処理の実施

応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、市は、地震災害による建物の倒壊、焼失及び解体によって発生する災害廃棄物をマニュアル（愛媛県災害廃棄物処理マニュアル）に従って迅速・適正に処理する。

(1) 市の活動

ア 災害廃棄物処理対策組織の設置

市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。

イ 情報の収集

市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。

- (ア) 家屋の倒壊に伴う解体件数
- (イ) 廃棄物処理施設等の被災状況
- (ウ) 災害廃棄物処理能力の不足量の推計
- (エ) 仮置場、仮設処理場の確保状況

ウ 発生量の推計

収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。

なお、南海トラフの巨大地震による災害廃棄物・津波堆積物として、愛媛県より以下の値が示されている。

災害廃棄物／津波堆積物				
	災害廃棄物（瓦礫）重量			津波堆積物重量 (万 t)
	可燃物 (万 t)	不燃物 (万 t)	計 (万 t)	
四国中央市	51	282	333	15

※災害廃棄物重量は、南海トラフ巨大地震（陸側ケース） 冬 18 時 風速：強風

エ 仮置場、仮設処理場

推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。

オ 処理施設の確保

中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。

カ 関係団体への協力の要請

収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。

キ 災害廃棄物の処理の実施

被災状況を勘案した上で、県が示す処理指針や事前に策定した市の災害廃棄物処理計画により、

災害廃棄物の処理を実施する。

ク 解体家屋の撤去

解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。

(2) 事業者の活動

ア 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。

イ 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。

(3) 住民の活動

ア 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市の指示する方法により搬出等を行う。

イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

第 20 節 障害物除去計画

地震災害のため排出された土砂、流木等障害物により、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活の安定と交通路を確保して、必要物資の輸送を円滑に行う等応急対策を講ずる。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 21 節「障害物除去計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 21 節 動物の管理計画

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 22 節「動物の管理計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 22 節 応急住宅対策計画

地震災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。また、破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 23 節「応急住宅対策計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 23 節 要配慮者に対する支援活動計画

市は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、NPO・ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行うものとする。

特に、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 24 節「要配慮者に対する支援活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 24 節 応援協力計画

大規模地震による甚大な被害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、関係機関と相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 25 節「応援協力計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 25 節 ボランティア支援計画

大規模な地震災害が発生した場合に、市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 26 節「ボランティア支援計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 26 節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められる場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 27 節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 27 節 ライフライン災害応急対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。

応急復旧に当たっては、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設への応急措置及び供給ラインの優先的な復旧を行う。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 28 節「ライフライン災害応急対策計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 28 節 公共土木施設等の確保対策計画

公共土木施設等における復旧対策のため、発災後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行うものとする。

また、余震又は降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

さらに、建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等について確保に努めるものとする。

なお、必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送道路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

1 道路施設

- (1) 市は、市内の道路について早急に被災状況を把握し、県等へ報告するほか、道路啓開等を行い、道路機能の確保に努めるものとする。
- (2) 道路が被災したときは、被災状況に応じ、通行止めや重量制限等の通行規制、迂回路の設定、二次災害の防止、応急工事など所要の応急措置を講ずるものとし、道路等が損壊し、迂回路がない場合は、仮道、仮栈橋の設置など早期に通行の確保が図れるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 海岸保全施設・河川管理施設

- (1) 管理者は、堤防や護岸の崩壊等について、浸水被害及び施設の増破を防ぐ処置を講ずるとともに、水門等の被災については、故障、停電等により、運転が不能となることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切りを行い、排水ポンプ車等を動員して内水の排除に努めるものとする。
- (2) 海岸保全施設が破壊、損壊等の被害を受けた場合には、特に浸水による被害の拡大防止に重点をおき、速やかに施設の復旧に努めるものとする。

3 砂防等施設

- (1) 砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設（以下「砂防等施設」という。）の管理者は、砂防等施設の巡回（パトロール）を行い、砂防ボランティアによる現地調査報告や地域住民の情報連絡等により、指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡するものとする。
- (2) 余震、豪雨に伴う土砂崩壊等の二次災害が発生するおそれのある場合は、危険箇所への立入禁止措置を行い、ビニールシートで覆うなど必要な応急措置に努めるものとする。
- (3) 砂防等施設が損壊し、二次災害のおそれのある場合は、危険性を調査し、被害の拡大防止を図るとともに施設の機能復旧に努めるものとする。
- (4) 市長は、避難等が必要な場合は、速やかに危険地区の住民等に対して避難指示等を発令する。

4 治山等施設

- (1) 林地荒廃防止施設及び地すべり防止施設（以下「治山等施設」という。）の管理者は、施設の巡回（パトロール）を行い、施設が設置された森林の所有者の情報連絡等により、施設等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
- (2) 余震、豪雨等で山地災害等の二次災害が発生するおそれのある場合には、当該施設内への立入禁止措置等を行い、必要な応急措置に努める。
- (3) 治山等施設が損壊し、二次被害のおそれがある場合には、調査点検等を行い、被害の拡大防止及び被災施設の復旧に努める。
- (4) 避難等が必要な場合には、速やかに市へ連絡を行うものとする。

5 港湾・漁港施設

- (1) 管理者は、地震後直ちに港湾・漁港施設の調査を実施し、被災状況の把握、二次災害の危険性の有無、施設の使用可否の決定を行い、関係機関に報告する。さらに場合によっては関係機関の協力を得て、危険箇所への立入り禁止措置や機能欠損箇所の応急修繕、情報伝達等必要な措置を講じる。
- (2) 港湾・漁港施設は、震災後の緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、応急復旧・本復旧工事等を効率的に行うものとする。

6 鉄道施設

- (1) 応急復旧及び復旧対策
 - ア 不通区間が生じた場合は迂回線区に対する輸送力の増強及び自動車等による代替輸送の確保に努める。
 - イ 応急復旧に必要な資機材及び車両の確保を図る。
 - ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。
 - エ 非常緊急にかかわるものの輸送を速やかに行うものとする。
- (2) 旅客等への広報
 - ア 乗務員は、災害の情報等について、必要な事項を旅客に周知するとともに、今後の措置等をできるだけ速やかに放送して混乱の防止を図る。
 - イ 駅長は災害による旅客及び公衆の動揺・混乱を防止するため、被害状況等についての放送等を行うものとする。
- (3) 避難誘導
 - ア 乗務員は、列車又は線路建造物等の被害による危険が大きいと予測されるときや沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、旅客を安全な場所に誘導する。
 - イ 駅長は、災害の規模、駅及び駅周辺の被害状況を考慮して、負傷者、高齢者、幼児等を優先誘導して混乱を招かないように努めるとともに、消防本部等への早期通報を行う。

7 ため池及び用水路

- (1) 被害状況の把握
施設管理者は、ため池及び用水路の被害状況を把握する。また、国が定めた要領により、一定規模以上の地震が発生した場合は、現地調査の上、報告する。
- (2) 応急措置の実施及び市長又は警察署長への必要な措置の要請

施設等に破損又は決壊の危険が生じた場合は、速やかに市長又は警察署長に対し状況を連絡し、避難指示等必要な措置をとるよう要請するとともに、迅速に応急措置を講ずる。

8 災害応急対策の拠点となる重要な庁舎等

(1) 被害状況の把握

市は、地震後、早急に災害応急対策上重要な庁舎等及び設備について点検し、被災状況を確認する。

(2) 緊急措置の実施

施設及び設備が破損した場合は、機能に支障のないよう緊急措置を講ずるものとする。

9 被災建築物に対する応急危険度判定の実施

地震により建築物等が被害を受けたときは、その後の余震等による人的被害の発生を防止するため、次の安全対策を実施する。

(1) 市は、地震被災建築物応急危険度判定士等により、被災建築物等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(2) 市は、被災宅地危険度判定士等により、被災宅地等の危険度の把握を行うとともに、必要な措置を講ずる。

(3) 市は、地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士等が不足する場合には、県に対し、派遣要請を行う。

(4) 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物等の安全性を確認するとともに、必要な措置を講ずる。

10 文化財施設の保護

建築物及びその他の文化財並びに文化財が収蔵されている建築物（以下「文化財等」という。）の災害時の耐震性を確保するため、文化財の所有者、管理責任者又は管理団体（以下「所有者等」という。）は、必要な次の対策を講ずるものとし、市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、所有者等に対して適切な指導助言を行う。

(1) 文化財等の補強工事の実施

(2) 日常の維持管理による部分的・応急的な補修の実施

(3) 安全な公開方法と避難方法・避難場所の設定

(4) 地震発生時における連絡体制、関係機関に対する通報体制の確立

(5) 安全性の確保された他の施設等への文化財の搬出と復旧のための支援体制の整備

(6) 火災発生に対する防火施設の設置と防災訓練の実施

第 29 節 危険物等の災害応急対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 30 節「危険物施設等の災害応急対策計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 30 節 応急教育活動計画

災害時における学校施設の被災及び児童生徒等の被災により、通常の教育を行うことができない場合、市教育委員会等は、応急教育を実施するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 36 節「応急教育活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 31 節 消防防災ヘリコプター活用計画

各種災害又は事故等に際し、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターが有効かつ迅速に支援活動を行うこととなっている。市はこれを有効に活用することによって、その被害を最小限に防止するよう努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 37 節「消防防災ヘリコプター活用計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第 32 節 社会秩序維持活動計画

大規模地震発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

1 住民への広報

被災住民をはじめ住民に対して正確な情報を迅速に提供するとともに、住民のとるべき措置等について呼びかけを行うなど、流言飛語をはじめ各種情報の不足や誤った情報等のため当該地域に混乱が発生することを防止し、民生の安定を図り、社会秩序の維持に努める。

2 生活関連商品の価格、需要動向、買い占め、売り惜しみ等の調査及び対策

- (1) 生活関連商品の価格及び需給状況の把握に努める。
- (2) 必要に応じ、物価の安定を図るための施策を実施する。
- (3) 県、関係機関等に対し、必要に応じ次の事項について協力要請を行う。

ア 情報提供

イ 調査

ウ 集中出荷

エ その他の協力

(4) 物資収容等の措置

物資の円滑な供給を確保するため、必要があるときは、物資の保管命令や物資の収容等の措置をとる。

なお、強制措置の実施は、慎重に扱うとともに関係者に対し常にその趣旨の徹底を図り協力を求める。

第4章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら、市が県とともに主体的に取組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、安全・安心な地域づくりをめざすこととし、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、市と県の協力のもと、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧をめざすか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興をめざすかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、要配慮者等の参画を促し、多様な主体の参画による復旧・復興の検討や推進を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

具体的な計画は第2編第3章第1節「公共施設災害復旧計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。ただし、都市計画区域内の復興については以下に定める。

1 都市の復興

都市計画区域内の市街地が被災し、災害に強い都市機能の向上が必要と判断した区域については、合理的かつ健全な市街地の形成を図るため、復興の基本方針を定めるとともに、復興計画を策定し、市街地を復興する。

(1) 被害状況の把握

市は県の支援や各機関の協力を得て被害状況の調査を行い、県に報告する。

(2) 被災市街地復興推進地域の都市計画案作成

市は県の支援を得て、緊急に面的整備が必要とされる区域（被災市街地復興推進地域）の都市計画案を作成し、都市計画決定を行う。

(3) 都市復興計画の策定

県の都市復興計画を踏まえ、また県と調整を図り、復興の目標、土地利用方針、都市施設の整備方針及び市街地復興基本方針等を示した都市復興計画を策定する。

(4) 復興都市計画案等の作成及び事業実施

市は県の支援を得て、復興のための都市計画案作成及び基盤施設整備事業の実施を行う。

ア 被災地域について、実施する事業制度、活用する補助事業等を検討する。

イ 都市計画事業を実施する場合には、都市計画案の作成・決定を行い、事業を実施する。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

なお、具体的な計画については、第2編第3章第2節「復興計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第3節 災害復旧資金計画

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成するものとする。

なお、具体的な計画については、第2編第3章第3節「災害復旧資金計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第4節 被災者支援計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、市、県及び関係機関は、適切な被災者措置を講ずるものとする。

なお、具体的な計画については、第2編第3章第4節「被災者支援計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐震性」に読み替えて使用する。

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、第1編第2節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

第2節 資機材、人員等の配備手配

1 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。

また、市は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。

ア 救出・救助用資機材

イ 消防用資機材

ウ 水防用資機材

エ 食料及び飲料水

オ 生活物資

カ 医薬品

(2) 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人材の配置

ア 防災関係機関は、地震が発生した場合において、市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急・復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

イ 防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

市は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得るときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

資料編「四国中央市協定・覚書一覧表」

3 帰宅困難者への対応

(1) 市は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進めるものとする。

(2) 市は、県と協力して、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、第3編第2章第6節「避難誘導計画」の定めるところにより、避難所への収容措置や交通情報の提供等を実施する。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

1 津波からの防護

- (1) 市又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 市又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。

ア 堤防、水門等の点検方針・計画

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

農山漁村地域整備交付金の津波高潮危機管理対策事業及び高潮対策事業により護岸の補強・改良を行う。

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画

オ 防災有線告知システムの整備等の方針及び計画

2 津波に関する情報の伝達

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達にかかわる関係者の役割分担や連絡体制は、第4編第2章第1節「災害発生直前の対策」の定めるところによる。

3 避難指示等の発令基準

市域において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難指示等を発令する。

区分	発令基準
避難指示	・津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表され、市長が必要と認めたとき。
緊急安全確保	・津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に津波警報・大津波警報が発表されたとき。 ・その他市長が必要と認めたとき。

4 避難対策等

- (1) 地震発生時において津波による避難指示等発令の対象となる地域は、別表のとおりである。

なお、市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示するものとする。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、市は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

別表

町丁目又は字名
川之江町余木及び川之江町長須の各区域（ＪＲ予讃線から海側の区域に限る。）、川之江町（市道川之江山田井線、市道港通井地線、市道破砂子西新町線を経て、金生川以西の一般国道 11 号から海側の区域に限る。ただし、ＪＲ予讃線以東については、標高 10m 以下の区域に限る。）、妻鳥町及び村松町の各区域（県道金生三島線から海側の区域に限る。）、三島紙屋町、三島宮川 1 丁目、三島中央 1 丁目、三島金子 1 丁目（市道陣屋金子線及び市道国道海岸線から海側の区域に限る。）、中之庄町（市道国道海岸線及び市道金子豊岡海岸線から海側の区域に限る。）、具定町及び寒川町の各区域（ＪＲ予讃線から海側の区域に限る。）、豊岡町大町（一般国道 11 号から海側の区域に限る。）、豊岡町豊田及び豊岡町長田並びに土居町野田の各区域（ＪＲ予讃線から海側の区域に限る。）、土居町津根及び土居町藤原の各区域（市道小富士長津線から海側の区域に限る。）、土居町蕪崎及び土居町天満の各区域（県道壬生川新居浜野田線から海側の区域に限る。）、

- (2) 市は、1 に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
- ア 地域の範囲
 - イ 想定される危険の範囲
 - ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - エ 避難場所に至る経路
 - オ 避難指示等発令の伝達方法
 - カ 指定避難所等にある設備、物資等及び指定避難所等において行われる救護の措置等
 - キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）
- (3) 避難が必要になった場合、直ちに指定避難所等を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、自主防災組織及び避難所に指定された施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。
- ア 避難所の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。
 - イ 指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。
 - ウ 住民の自主避難にも配慮し、指定避難所等の早期開設を検討する。
- (4) 市は、指定避難所等を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- (5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難情報の発令がされたときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとする。
- ア 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有するものとする。

イ 津波の発生のおそれにより、市長より避難指示等が発令されたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとする。

- (7) 指定緊急避難場所、指定避難所等及びその周辺道路に、外国人、観光客及び出張者等の土地に不案内な者にも容易に理解できるよう、案内標識、誘導標識等を設置し、速やかに避難できるようにしておく。

- (8) 指定避難所等における救護上の留意事項は以下のとおり。

ア 市が指定避難所等において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり

- (ア) 収容施設への収容
- (イ) 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- (ウ) その他必要な措置

イ 市はアに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

- (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 都府県に対し都府県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

- (9) 市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

- (10) 海岸線等を有する全ての市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定するものとする。

5 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土のう等による応急浸水対策

エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

オ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立等

- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、市消防計画に定めるところによる。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水 道

水道施設における主要施設は、津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分

散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

市は、津波からの円滑な避難を確保するため、関係事業者等の協力を得て、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

(2) 電 気

電力施設における主要施設は、津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

四国電力送配電株式会社四国中央事業所は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報に努めるものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するよう努めるものとする。

(3) ガ ス

ガス施設は、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を図るよう努める。

プロパンガス取扱業者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するよう努めるものとする。

(4) 通 信

電話施設は、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

N T T 西日本株式会社は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等に努めるものとする。

(5) 放 送

各放送事業者は、放送が、住民等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の住民等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

各放送事業者は、県、市及びその他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

7 交通対策

(1) 道 路

市、県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画のうえ周知に努める。

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資

機材等の確保について、（一社）愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。さらに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

(2) 海 上

今治海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため必要な船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するよう努めるものとする。

また、港湾管理者は、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていくものとする。

(3) 鉄 道

四国旅客鉄道は、次の事項についてあらかじめ定め、これに基づき必要な措置を実施するよう努めるものとする。

ア 走行路線に津波の派生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止
その他運行上の措置

イ 走行中の列車や駅等に滞在する者の避難誘導計画等

8 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、施設ごとの具体的な措置内容については、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

留意事項

- a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- b 避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。
- c 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災有線告知システム、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院等

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等

- a 津波避難対象地区内の学校等については、避難の安全に関する措置
- b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合の保護の措置

(ウ) 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合はその施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- (イ) 無線通信機等通信手段の確保
- (ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 市地域防災計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

ア 発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

イ 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

ア 救出を必要とする負傷者等に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

イ 県、県警察本部及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

ウ 県は、救出活動に関する応援について、県内の総合調整を行う。

エ 市は、市域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

オ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救

助活動における連携の推進を図るものとする。

(4) 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

ア 消防団は、震災時には消防本部の活動を補充し、地域の実情に応じた活動が期待されていることから、消防団員の確保に努めるとともに、活性化対策を積極的に推進する。

イ 災害活動能力をさらに向上させるため、実践的な教育訓練を実施する。

ウ 消防団を活用した地域住民への防災指導に努める。

第4節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

- (1) 住宅の耐震化は、地震による被害を軽減するための非常に重要な課題であり、住民自らが行うものであることから住民の意識高揚が重要である。そのため、耐震診断やリフォーム等の機会をとらえ耐震改修の必要性の普及・啓発に努めるとともに、各種の補助制度の周知を図る。
- (2) 学校、医療機関等多数の者が利用する施設や、庁舎など災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修について、今後計画的に実施していく。
- (3) ライフラインの被災は、応急対策活動へ支障となり、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフラインの耐浪化等に努める。

2 避難場所の整備

- (1) 市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って避難場所の整備を行う。
- (2) 市は、津波災害警戒区域内において、津波避難ビル等の整備・指定を行う。

3 避難経路の整備

住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難路等を整備する。

4 土砂災害防止施設

- (1) 土砂災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所について、関係機関と連携を図りながら、防災施設の整備等、土砂災害対策事業を推進する。
- (2) 土砂災害警戒区域等については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進する。

5 津波防護施設

海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。

6 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設や緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設の他、消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備、消防用車両や資機材の充実等、地域の防災力を高めるために必要な消防用施設の充実に努めるものとする。

7 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

- (1) 道路管理者は、緊急輸送道路について、救助活動の円滑な実施を物資輸送の確保を行うため、防災対策、震災対策及び改良整備を促進する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

- (2) 市及び港湾・漁港管理者は、県管理の重要港湾（三島川之江港）と地方港湾（寒川港）をはじめとした施設の耐震点検を定期的を実施する。また、その結果に基づき、関係機関の協力を得て、緊急性の高い箇所から震災対策を実施する。

8 通信施設の整備

市は、様々な環境下にある住民や職員等に対して、津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

第5節 防災訓練計画

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- 5 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示等の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関に行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

2 住民等に対する教育

関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- (10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第7節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3節 4 (1)で示された津波避難の対象地域ごとに実施すべき事業については、関係機関や地域住民等の意向も踏まえつつ、津波避難対策の推進に向け重点的かつ効率的に推進するよう努める。

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
三島、川之江、土居地区	津波高潮危機管理対策事業及び高潮対策事業	5 漁港	3 漁港は平成26年度から3 箇年 2 漁港は平成27年度から10 箇年

第8節 南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等

1 南海トラフ地震に関連する情報

気象庁は、南海トラフ沿いで観測された異常な現象について、調査を開始した場合、調査を継続している場合、又は調査の結果及び状況の推移等を発表する場合等に「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある

2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」、「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の4種類がある。

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 5～30分後	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内^(注1)でマグニチュード6.8以上^(注2)の地震^(注3)が発生 ○1カ所以上のひずみ計での有意な変化^(注4)と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化^(注4)が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり^(注5)が発生している可能性 性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード^(注6)8.0以上の地震が発生したと評価した場合

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から 最短で2時間後	巨大地震注意	○監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^(注3) が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

（注1） 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。

（注2） モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

（注3） 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

（注4） 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさと異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度（24時間など、一定時間でのひずみ変化量）についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎（体積ひずみ計）、成分毎（多成分ひずみ計）に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定。

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定。

レベル3：レベル1の2倍に設定。

「有意な変化」とは上記、レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

（注5） ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりととは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部（30～40km）では数ヶ月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものと異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数ヶ月から数年間継続するようなゆっくりすべり（長期的ゆっくりすべり）の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

（注6） 断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

3 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

市及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担及び連絡体制等を定めるものとする。

4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

ア 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、これを踏まえ、災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間（地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）は、災害対策本部体制で厳重な警戒を行う。また、1週間経過の後、さらに1週間（地震発生から336時間経過した以降の正時までの期間。）は、原則として災害警戒本部体制による対応とするが、被害状況等を踏まえ、必要に応じて災害対策本部体制を継続する。なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

イ 市は、災害対策本部会議において、関係部局による今後の取組を確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

(ア) 関係部局の取組

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

(イ) 市民に呼びかける今後の備え

- a 住宅における安全対策の確認（家具の固定の確認等）
- b 避難場所及び避難経路の確認
- c 家族との安否確認手段の確認
- d 非常持出品や家庭における備蓄の確認 等

ウ 市及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害対策本部等の設置運営方法等を定めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

県、市及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するほか、地域住民等からの問い合わせに対応できる窓口等の体制を整備するものとする。

(3) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

ア 県、市及び関係機関等は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための末端からの各種の情報の収集体制を整備するものとする。

イ 県、市及び関係機関等は、災害対策本部等からの指示事項等の伝達を迅速かつ確実に行うものとする。

ウ 県、市及び関係機関等は、災害応急対策に係る措置の実施状況の報告を迅速かつ確実に行うものとする。

(4) 災害応急対策をとるべき期間等

県、市及び関係機関等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界における M8.0 以上の地震の発生から 1 週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(5) 避難対策等

ア 地域住民等の避難行動等

- (ア) 市は、国からの指示が発せられた場合において、後発地震発生後では地域住民の避難が完了しないおそれがある地域（以下「事前避難対象地域」という。）をあらかじめ定めるものとする。
- (イ) 市は、健常者と要配慮者の避難速度等の違いを考慮し、事前避難対象地域のうち全ての地域住民等が後発地震の発生に備え 1 週間避難を継続すべき地域（以下「住民事前避難対象地域」という。）と事前避難対象地域のうち要配慮者等に限り後発地震の発生に備え 1 週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を別に定めるものとする。
- (ウ) 市は、後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画を策定するものとする。
- (エ) 国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市の避難情報に従い、避難場所等から知人宅や指定された指定避難所等へ避難するものとする。
- (オ) 県及び市は、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等及び住民事前避難対象地域内の地域住民等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。
- (カ) 県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等（要配慮者等除く）及び事前避難対象地域外の地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

イ 指定避難所等の運営

- (ア) 避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割を検討する。
- (イ) 被災後の避難ではないため、必要最低限のものを各自で準備することを基本とする。
- (ウ) その他指定避難所等の運営については、第 3 章第 6 節 4 を準用する。

(6) 消防機関等の活動

ア 市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び水防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として、その対策を定めるものとする。

- (ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
- (イ) 事前避難対象地域における地域住民等の避難誘導、避難路の確保

イ 水防管理団体等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、必要な措置をとるものとする。

(7) 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア 正確な情報の収集及び伝達

イ 不法事案等の予防及び取締り

ウ 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

(8) 水道、電気、ガス、通信

ライフライン関係機関においては、それぞれの提供するサービスが社会活動の維持や災害応急対策活動等の基礎となるものであることから、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、必要なサービスの供給を継続する体制を確保するものとする。

ア 水 道

市は、必要な飲料水を供給する体制を確保するものとする。

イ 電 気

電力事業者は、必要な電力を供給する体制を確保するものとする。

ウ ガ ス

(ア) ガス事業者は、必要なガスを供給する体制を確保するものとする。

(イ) ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保のための所要の事項を定めるとともに、後発地震の発生に備えて、必要がある場合には緊急に供給を停止する等の措置を講ずるものとし、その実施体制を定めるものとする。

エ 通 信

通信事業者は、必要な通信を供給する体制を確保するものとする。

(9) 放 送

放送事業者は、被害状況及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等に関する正確かつ迅速な報道を行うための体制を確保するものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は、県、市及び関係機関等と協力して、地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報及び火災防止等の後発地震に備えた被害軽減のための取組など地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

(10) 金 融

金融機関は、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等事前の準備措置を行うものとする。

(11) 交 通

ア 道 路

(ア) 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知するものとする。なお、事前避難対象地域内における車両の走行の自粛については、日頃から地域住民等に対する広報等に努めるものとする。

(イ) 県及び市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

- (ウ) 県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は、極力抑制するよう周知を行うものとする。

イ 海上および航空

- (ア) 今治海上保安部及び港湾管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。
- (イ) 港湾管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるものとする。
- (ウ) 大阪航空局（松山空港事務所）は、推進地域内の飛行場における対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を講じるほか、運航者に対し、必要な航空情報の提供等を行うものとする。また、後発地震の発生に備えて応急対策活動の基地として使用するものについて、事前に必要な体制を整備するものとする。

ウ 鉄 道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行うものとする。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとるものとする。

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行うものとする。

(12) 県自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

ア 不特定かつ多数の者が出入りする施設

県が管理する道路、河川、海岸、港湾施設及び漁港施設、庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、病院、学校等の管理上の措置及び体制はおおむね次のとおりとし、具体的な実施体制及び措置内容は施設ごとに別に定めるものとする。

(ア) 各施設に共通する事項

a 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達

＜留意事項＞

- 1 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された際、とるべき防災行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。
- 2 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地域、交通対策状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

b 入場者等の安全確保のための退避等の措置

c 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

d 出火防止措置

e 水、食料等の備蓄

f 消防用設備の点検、整備

g 非常用発電装置、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の点検、整備

h 各施設における緊急点検、巡視

(イ) 個別事項

- a 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- b 河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等津波の発生に備えて講じるべき措置
- c 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- d 学校、高等技術専門校、研修所等にあつては、次に掲げる事項
 - ① 生徒等に対する保護の方法
 - ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等
- e 社会福祉施設にあつては、次に掲げる事項
 - ① 入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法
 - ② 事前避難対象地域内にある場合は、避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等

イ 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (ア) 災害対策本部又はその地方本部が設置される庁舎等の管理者は、(1)のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。また、災害対策本部等を県が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- a 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- b 無線通信機等通信手段の確保
- c 災害対策本部等開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- (イ) 本地域防災計画に定める指定避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

ウ 工事中の建築物等に対する措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を講じるものとする。

(13) 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

5 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害に関する会議等の設置等

ア 市は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、これを踏まえ、災害警戒本部会議を開催し、一部割れケースにおいては地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行うものとする。ただし、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は、災害警戒本部会議の開催に代えて災害対策本部会議を開催し、地震発生から1週間は、災害対策本部体制で対応を行うものとする。なお、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行するものとする。

イ 市は、災害対策本部会議又は災害警戒本部会議において、関係部局による今後の取組を確認

するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。

(7) 関係部局の取組

情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には必要に応じこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底するものとする。

(イ) 市民に呼びかける今後の備え

- a 住宅における安全対策の確認（家具の固定の確認等）
- b 避難場所及び避難経路の確認
- c 家族との安否確認手段の確認
- d 非常持出品や家庭における備蓄の確認等

ウ 市及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担、連絡体制及び災害に関する会議等の設置運営方法等を定めるものとする。

(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

県、市及び関係機関等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

(3) 災害応急対策をとるべき期間等

県、市及び関係機関等は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上 M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

(4) 県、市及び関係機関等をとるべき措置

県及び市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、県、市及び関係機関等は、施設・設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

6 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）発表時の災害応急対策

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）等の伝達等

県、市及び関係機関等は、気象庁から南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合、災害応急対策に係る所要の準備を終了し、関係部局にその旨を連絡する。

第4編 津波災害対策編

第1章 災害予防計画

第1節 津波災害予防対策の基本的考え方

津波災害対策の検討に当たっては、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

1 基本的な考え方

津波災害対策の検討に当たっては、以下の二つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- (1) 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- (2) 最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じる。

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進める。

2 過去に遡った津波の想定

市は、津波の想定に当たっては、県の協力を得て、できるだけ過去に遡って津波の発生等をより正確に調査し、古文書等の史料の分析、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を行う。

3 津波想定に係る留意点

市は、被害の全体像の明確化及び防災対策の立案の基礎とするため、国又は県が算定する具体的な被害想定結果を的確に把握する。その際、今後の防災対策の推進による被害軽減効果をできるだけ定量的に示すことができるよう検討するとともに、地域性の考慮、複数の被害シナリオの検討等に留意する。

また、自然現象は大きな不確定要素を伴うことから、想定やシナリオには一定の限界があることに留意する。

とりわけ、津波災害は、波源域の場所や地形の条件などによって、発生する津波高、範囲等に大きな相違が生じうる地域差の大きな災害であることを念頭に置く必要がある。

さらに、地震を原因とする津波だけでなく、火山の噴火、大規模な地すべり等によって生じる津波もありうることに留意する。

第2節 防災思想・知識の普及計画

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料・飲料水等の備蓄など、平常時より、災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、津波災害時には、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、地震防災への寄与に努めることが求められる。このため、市及び防災関係機関は、住民等に対し、自主防災思想の普及、徹底を図る。

また、津波による人的被害を軽減する方策は、住民等の避難行動が基本となることを踏まえ、市及び関係機関は、各所属職員をはじめ、住民等に対し、津波警報等の気象情報や避難指示等の意味と内容に関する知識の普及・啓発に努める。その際、要配慮者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮した津波及び防災に関する知識の啓発に努める。

さらに、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。

1 職員に対する教育

職員として、的確かつ円滑な津波防災対策を推進するとともに、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 津波に関する基礎知識
- (2) 市地域防災計画及び市の津波防災対策に関する知識
- (3) 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 南海トラフ地震臨時情報及び南海トラフ地震関連解説情報（以下「南海トラフ地震臨時情報等」という。）の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (6) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (7) 家庭及び地域における津波防災対策
- (8) 家庭の津波対策と自主防災組織の育成強化対策の支援
- (9) 津波対策の課題その他必要な事項

なお、上記(3)、(4)、(5)及び(6)については、毎年度、各部局等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各部局等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

さらに、専門的知識を有する防災担当職員の育成に努める。

2 教職員及び児童生徒等に対する教育

教育委員会は、学校における体系的な防災教育の実施及び防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、児童生徒等が津波に関する基礎的・基本的な事項を理解し、思考力・

判断力を高め、自ら危険を予測し、「主体的に行動する態度」を育成するよう安全教育等の徹底を指導する。また、学校において、外部の専門家や保護者等と協力しながら、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等をもとに、学校安全計画及び災害に関する必要な事項（防災組織・分担等）を定めたマニュアルを策定する。

- (1) 教職員の実践的な研修や訓練の充実に努め、教職員一人ひとりの危機管理意識の高揚を図る。
- (2) 関連する教科、特別活動等において、児童生徒等の発達の段階を考慮しながら教育活動全体を通じて、津波に関する基礎的知識を修得させるとともに、津波発生時や南海トラフ地震臨時情報等発表時の対策（避難場所・避難経路・避難方法の確認等、防災知識の普及・啓発等）の周知徹底を図る。
- (3) 住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について持続的な防災教育に努める。
- (4) 中学校、高等学校の生徒を対象に、応急手当の実習を行うとともに、地域の防災活動や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深めさせる。

高等学校段階の生徒には、地域の防災活動や震災発生時のボランティア活動にも参加できるような態度を育てる。

3 住民に対する防災知識の普及

市は、津波発生時に住民が的確な判断に基づき行動できるよう、津波及び防災に関する知識の普及・啓発を図る。

その際には、要配慮者への対応や、被災時の男女のニーズの違い等にも留意する。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

(ア) 津波に関する基礎知識

- ・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること
- ・津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること
- ・第一波よりも、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する可能性があること
- ・強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地津波の発生の可能性 など

(イ) 津波警報等に関する基礎知識

(ウ) 津波が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識

- ・沿岸部はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- ・避難に当たっては徒歩によることを原則とすること
- ・自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すこと など

(エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識

(オ) 地域及び事業所等における自主防災活動の基礎知識

- (カ) 津波浸水予測範囲に関する知識
- (キ) 津波想定の不確実性
 - ・地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること
 - ・特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること
 - ・避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ること
 - ・津波想定の数値等の正確な意味の理解の促進を図る など
- (ク) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (ケ) 非常持出品の準備、家具・ブロック塀等の転倒防止対策、自動車へのこまめな満タン給油等、家庭における防災対策に関する知識
- (コ) 応急手当等看護に関する知識
- (サ) 避難生活に関する知識
- (シ) 要配慮者や男女のニーズの違い等に関する知識
- (ス) コミュニティ活動及び自主防災組織の活動に関する知識
- (セ) 早期自主避難の重要性に関する知識
- (ソ) 防災士の活動等に関する知識
- (タ) 南海トラフの巨大地震に伴う地震動に関する知識
- (チ) 南海トラフの巨大地震が時間差で発生することの危険性
- (ツ) 南海トラフの巨大地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (テ) 南海トラフの巨大地震が発生した場合に、防災関係機関が講じる災害応急対策等に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) テレビ、ラジオ及び新聞の活用
- (イ) 広報紙、パンフレット、ポスター等の利用
- (ウ) 映画、資料映像等の利用
- (エ) 講演会、講習会の実施
- (オ) 防災訓練の実施
- (カ) インターネット（市ホームページ）の活用
- (キ) 各種ハザードマップの利用
- (ク) 視覚的周知
 - ・過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、指定緊急避難場所・津波避難ビル等や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行う。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意する。

(2) 社会教育を通じての啓発

ア 教育委員会は、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて津波防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の津波防災に寄与する意識を高める。

(ア) 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

(イ) 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を津波災害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

イ 市は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で津波防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

(3) 各種団体を通じての啓発

市は、各種団体に対し、研修会、講演会等を通じて津波防災知識の普及に努め、各団体の構成員である民間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 防災上重要な施設管理者に対する教育

危険物を取り扱う施設や百貨店、劇場など不特定多数の者が出入りする施設の管理者等に対し、津波警報等の活用や、津波発生時における施設管理者のとるべき措置について知識の普及に努める。

(5) 「えひめ防災の日」及び「えひめ防災週間」における啓発

市は、「えひめ防災の日（12月21日）」を含む「えひめ防災週間（12月17日～12月23日までの一週間）」においては、積極的かつ継続的に、その趣旨にふさわしい事業の実施に努める。

4 企業防災の推進

(1) 企業の活動

ア 企業は、津波災害時に果たす役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、地域との共生）を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成等防災体制の整備に努めるとともに、市と連携した防災訓練を実施するなど、防災活動の推進に努める。

イ 津波災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直しを実施するよう努める。

(2) 市の活動

市は、企業職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

また、市は、事業継続計画策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられるよう、環境整備に取り組む。

5 関係機関の活動

(1) 指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関は、各所属職員に対し、所掌する事務又は業務に関する津波防災対策について教育を行うとともに、利用者等が実施すべき事項等について普及・啓発を行う。

(2) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努めるとともに、災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

6 普及の際の留意点

(1) 津波ハザードマップの活用

市は、自らの生命、身体及び財産を守り、併せて地域の津波被害を最小限にとどめるため、地域の津波浸水予測範囲や避難路、避難所等を記載した総合防災マップを作成し、全住民に配布するなどにより、住民自らが地域の危険箇所を自覚し、早期に円滑な避難行動がとれるよう必要な防災知識の普及・啓発を図る。ハザードマップについては、住民の避難行動等に活用されることが重要であることから、配布するだけにとどまらず、認知度を高めていく工夫が必要である。また、ハザードマップが安心材料となり、住民の避難行動の妨げにならないような工夫も併せて必要である。

(2) 津波防災意識の向上のための防災教育

どのような状況であっても一目散に高台等へ避難する意識を基本とした防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

(3) 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や津波災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。また、津波災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

(4) 防災地理情報の整備等

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

(5) 防災と福祉の連携

市は、防災担当部局と福祉担当部局等が連携し、高齢者や障がい者等の要配慮者に対し、適切な避難行動等に関する理解の促進を図る。

第3節 自主防災組織育成計画

津波による被害を軽減するためには、住民一人ひとりが災害及び防災に関する正しい知識をもち、これを家庭、地域、職域等で実践することが重要である。

また、このことは、住民が相互に協力し、地域や職場において自発的に防災組織をつくることによって、より効果的となる。

このため、市は、自主防災組織の育成強化に努め、住民による自発的な防災活動を促進するものとする。

1 住民の果たすべき役割

住民は、津波災害から自らを守る「自助」とともに、お互いに助け合う「共助」という意識と行動のもとに、平常時及び津波発生時において、おおむね次のような防災措置を行うものとする。

(1) 平常時の実施事項

- ア 津波防災に関する知識の習得に努める。
- イ 津波警報等を覚知したときの具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- ウ 南海トラフ地震臨時情報等の内容、これに基づきとられる措置の内容及び発表された場合に具体的にとるべき行動に関する知識の習得に努める。
- エ 地域の危険箇所や避難場所、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認する。
- オ 分散避難の観点から、安全な親戚や友人の家など、様々な避難先の検討を事前に行っておく。
- カ 地域の防災マップの作成や、防災に関する行事にも積極的に参画し、住民の意見を反映させるとともに、津波浸水予測範囲の把握等に努める。
- キ 負傷の防止や避難路の確保の観点から、家具・ブロック塀等の転倒防止対策等家庭での予防・安全対策に努める。
- ク 飲料水、食料、携帯トイレ、トイレトペーパー、日用品や医薬品等生活必需品の備蓄を行うとともに、避難の際にすぐに持ち出せる非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備をしておく（飲料水、食料については最低7日分、うち3日分は非常持出用）。また、自動車へのこまめな満タン給油や、動物飼養者にあっては飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養について準備をしておく。
- ケ ラジオ等の情報収集の手段を確保する。
- コ 市や地域で行う避難訓練に進んで参加し、避難時の課題や自分で何ができるかを考え、それらをさらなる訓練の充実につなげる。
- サ 家族で災害時の役割分担及び安否確認方法を決めておく。
- シ 地域行事を活発に行うなど、日頃から地域の交流や支え合いを大切にし、地域の活性化や地域防災力の向上につなげる。
- ス 隣近所と津波発生時の協力について話し合う。
- セ 避難行動要支援者は、市、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者及びNPO・ボランティア等の協力団体や個人等に対し、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

(2) 警報発令時の実施事項

- ア 高台等へ速やかに避難する。
- イ 地域における相互扶助により、避難行動要支援者の避難行動の支援を行う。
- ウ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。

(3) 避難後の活動

- ア 秩序を守り、衛生に注意する。
- イ 自動車、電話の利用を自粛する。
- ウ 避難所では、相互に協力して自主的に共同生活を営み、避難所が円滑に運営するよう努める。

2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

自主防災組織は、市と協力し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づいて、平常時には防災知識の普及や啓発、地域の安全や設備の点検、防災訓練等を実施する。災害が発生した際には、被害を防止し軽減するため、実際に防災活動にあたる「実働部隊」として、情報を収集して住民に迅速に伝え、初期消火・被災者の救出・避難誘導・避難所の運営などの役割を担う。そのうえで、次のような対策を実践する。

- (1) 若いリーダーの育成。
- (2) 組織の編成と役割分担の明確化と住民への周知。
- (3) 定期的な研修や訓練実施による組織力の向上、活性化。
- (4) 行政と住民を繋ぐ役割の強化。
- (5) 発災時の自主防災組織等の活動により、そのメンバーが被害に遭うことがないようにルールづくりをする。
- (6) 避難行動要支援者の避難支援に対する取り組みの促進。
- (7) 消防団や近隣の自主防災組織とも交流を促進し、連携を図る。
- (8) 自治会活動やまちづくり活動など、地域の絆の強化を図ることによって、持続可能な防災活動を目指す。

3 地区における自主防災活動の推進

(1) 地区防災計画

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、要配慮者の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市に提案する。

市は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるように提案を受けた場合は、必要があると認めるときは地域防災計画に当該地区防災計画を定める。

(2) 地域防災力の充実強化に関する計画

市は、地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加の下、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定めるほか、地域防災計画において、当該地域に係る地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努める。

第4節 ボランティア育成計画

大規模な津波災害が発生した場合に、円滑な応急対策を実施するため、ボランティアやNPO等の自主性・主体性を尊重しつつ、ボランティアの能力が効果的に発揮されるよう、平常時からボランティアやコーディネータ等の養成や地域のボランティア団体、NPOのネットワーク化など幅広いボランティア等の体制整備に努める。

なお、具体的な計画については、第2編第1章第5節「ボランティア育成計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第5節 津波避難訓練計画

津波災害に対して各防災機関が相互に緊密な連携を保ちながら、地震災害応急対策について、職員の安全確保を図りつつ、迅速かつ的確に実施できるよう、職員の知識・技能の向上と住民に対する防災意識の高揚を図るため、図上又は実地で総合的かつ効果的な避難訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、津波及び被害の想定を明らかにし、沿岸地域における津波の発生や中山間地域における孤立地区の発生など、地域の実情も考慮しながら、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

加えて、避難行動要支援者の避難誘導、要配慮者等への避難所での対応、福祉避難所への入所対応及び移送連携のあり方、自主防災組織と事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保など、地域の特性等を踏まえた津波災害の態様等を十分に考慮し、実情に合ったものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見する訓練の実施にも努め、訓練後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

特に、津波警報等の伝達訓練及び津波ハザードマップ等を活用した津波からの避難等については十分配慮する。

1 防災訓練の実施責務又は協力

- (1) 災害予防責任者は、単独又は他の災害予防責任者と共同して、必要な防災訓練を行うものとする。
- (2) 災害予防責任者の機関に属する職員、従業員等は、それぞれの防災計画に定めるところにより、防災訓練に参加するものとする。
- (3) 住民及び関係団体は、災害予防責任者が行う防災訓練に協力するものとする。

2 防災訓練の種別

市及び防災関係機関が実施する訓練は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
総合防災訓練	年1回	・風水害、火災、地震、津波等大規模災害を想定した総合訓練 ・南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく訓練	防災関係機関（地域住民を含む）
県・市町災害対策本部合同運営訓練	年1回	南海トラフの巨大地震等の大規模災害を想定した災害対策本部運営に関する図上訓練	県、市町、防災関係機関
広域消防訓練	随時	大規模な火災を想定しての応援、消火訓練	消防職団員
通信連絡訓練	〃	・予報警報の伝達、各種災害報告、感度交換、伝達、送達 ・非常電源を用いた訓練	県、県警、市、自衛隊及び関係機関

訓練の種別	時期	内 容	参加機関
非常参集訓練	随時	災害関係課、災害担当者の非常招集	県、県警、市
水防訓練	〃	各種水防工法の実施訓練	県、市
水防演習	4 年毎	各種水防工法、救助活動等の実施訓練	国、県、県警、市、自衛隊、消防機関、防災関係機関
教養訓練	随時	防災活動上必要な教養訓練	県、県警、市
消防団教養訓練	〃	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部
	〃	ポンプ操法、火災予防、火災防御	消防団
危険物等防災訓練	〃	危険物、高圧ガス等、災害防止訓練	県、県警、消防機関、関係事業所
毒物劇物等事故処理訓練	〃	塩素、シアン化合物、硫酸、特定毒物等の事故処理訓練及び通報訓練	県、県警、消防機関、関係製造所、関係運送業者
避難訓練	〃	市地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練	市、学校、事業所
海上保安訓練	〃	海上保安庁防災業務計画による関係機関による救難訓練	海上保安庁、県、県警、自衛隊、漁業関係者、防災関係機関

3 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施するものとする。

定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の津波発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。えひめ防災週間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施する。

4 訓練の実施

- (1) 市は、河川、海岸、港湾及び漁港の管理者や防災関係機関と協力・連携し、避難計画の周知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区をいう。）に係る大規模な地震と津波を想定した防災訓練を実施する。
- (2) (1)の訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- (3) (1)の訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難とそのための災害応急対策を中心とする。
- (4) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言・指導を求める。
- (5) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生の状況、避難指示等の発令、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

(6) 市は、上記の訓練以外にも、関係機関と共同して、本節第2「防災訓練の種別」の内いくつかの訓練と組み合わせて効果のある方法で訓練を行う。

(7) 市は、他の市町等との応援協定に基づく合同訓練の実施に努める

5 訓練の方法

市は、関係機関と連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、上記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果ある方法で訓練を行う。

また、他の市町等との応援協定に基づく合同訓練の実施に努める。

なお、訓練の実施に当たっては、広報に努め、住民等の積極的な参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

6 訓練実施の留意点

市は、自衛隊、海上保安庁等国の機関とも協力し、また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体及び避難行動要支援者を含めた地域住民等とも連携した訓練を実施する。

市は、県や地方公共団体間で密接に連携をとりながら広域訓練を実施する。

また、救助・救急関係機関、県及び市は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

なお、津波災害を想定した訓練の実施に当たっては、津波到達時間の予測は比較的正確であることを考慮しつつ、最大クラスの津波やその到達時間を踏まえ、通信手段が被災した場合の代替手段による情報伝達や、声かけやサイレン等により周囲の行動を促す訓練、より高台を目指す二段階避難の実施など、具体的かつ実践的な訓練を行うよう努める。

また事前の広報に努め、住民等の積極的な参加を求めるほか、訓練に伴う混乱防止に努める。

第6節 津波災害予防計画

市は、県の津波浸水想定を踏まえつつ、海岸保全事業の整備や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等に取り組み、津波災害予防対策を推進する。

1 津波に強い地域の形成

市は、県の津波浸水想定を踏まえ、施設整備、警戒避難体制、土地利用が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

(1) 津波に強いまちの形成

ア 浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画を定めるものとする。

イ できるだけ短時間で避難が可能となるような指定緊急避難場所・津波避難ビル・避難路・避難階段などの避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による確保に努めるものとする。

ウ 建築物や公共施設の耐浪化等を図るものとする。

エ 関連事業の効率的・効果的な実施。

(2) 津波防災の観点からの地域づくり

津波対策の実効性を高めるため、地域防災計画や都市計画等の計画相互の有機的な連携を図り、関係部局による協働での計画作成など、最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた、津波防災の観点からの地域づくりに努める。

(3) 推進計画の策定

ア 市は、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成し、海岸保全施設等、海岸防災林や避難施設の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等についての総合ビジョンを示すことに努めるものとする。

イ 津波災害警戒区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、当該区域ごとに、警報及び注意報等、津波に関する情報伝達に関する事項、指定緊急避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を有する者が利用する施設の名称及び所在地等について定めるものとする。

ウ 津波災害警戒区域内の社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設について市地域防災計画に定めるときは、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう、人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報、警報及び注意報等の伝達に関する事項を定めるものとする。

エ 市は、津波災害警戒区域内の施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

オ 市域に津波災害警戒区域が指定された場合は、市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

さらに、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

2 海岸保全事業の推進及び防潮扉等の開閉

海岸管理者は、津波等により被害が生じるおそれがある地域を重点として、愛媛県海岸保全基本計画に基づき、農林水産省（農村振興局・水産庁）、国土交通省（水管理・国土保全局・港湾局）所管の海岸の整備促進に努め、住民の生命と財産を守る。

- (1) 市は、県の協力を得て、津波による被害を軽減し、又は円滑な避難を確保するため必要な保全施設の整備事業を行う。
- (2) 防潮扉、水門、樋門の管理等について万全を期する。
- (3) 海岸堤防・護岸、水門等海岸保全施設、防波堤等港湾施設及び漁港施設、河川堤防等河川管理施設、海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。
- (4) 津波による被害を軽減するため、海岸保全施設等の整備や内陸での浸水を防止する機能を有する道路盛土等を活用し、多重防御を図るものとする。
- (5) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (6) 海岸保全施設等の整備に当たっては、地震・津波により施設が被災した場合でも、その応急復旧を迅速に行うことができるようあらかじめ対策をとっておくとともに、海岸保全施設等の効果が十分発揮できるよう適切に維持管理するものとする。
- (7) 老朽化した海岸保全施設等については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

3 避難関連施設の整備

市は、県の被害想定結果を踏まえながら、避難関連施設の整備を進める。

(1) 指定緊急避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、指定緊急避難場所の整備を行う。

ア 指定緊急避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努める。

イ 指定緊急避難場所は、できるだけ海面の状況が確認できる場所を選定する。

ウ 津波や火災等により、指定緊急避難場所が孤立するおそれのある場所においては、長時間の避難に備え、必要最低限の水や食糧、雨や寒さ等への対策に努める。

エ さらに高いところへの移動が困難な指定緊急避難場所においては、想定以上の津波のことを考え、浮き輪や救命胴衣、ロープ等を備え、助かるための最大限の対策をするよう努める。

オ 津波の指定緊急避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所等を津波からの指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(2) 津波避難ビル等の整備・指定

市は、津波災害警戒区域内等において、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認められる値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である民間等の建築物について、津波避難ビル等の避難場所

として確保する場合には、管理協定の締結や指定をすることなどにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

また、市は、避難場所として利用可能な道路盛土等の活用について検討し、活用できる場合には、道路管理者等の協力を得つつ、避難路・避難階段の整備に努める。

(3) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

ア 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮するものとする

イ 避難路の整備に当たっては、以下のことを十分考慮するものとする。

(ア) 避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生、夜間や荒天時の避難等

(イ) 指定緊急避難場所が河川や丘陵沿いにある場合に、大きく迂回が必要がありうることや、避難路の途中で危険箇所がある場合は災害時の通行に支障となりうること

4 公共施設等の津波対策

市は、県の被害想定結果を踏まえながら、公共施設等の津波対策を進める。

(1) 浸水危険性の低い場所への施設の整備

行政関連施設、要配慮者に関わる施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

ア 建築物の耐浪化

イ 非常用電源の設置場所の工夫

ウ 情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄や燃料調達体制の整備など施設の防災拠点化

また、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

さらに、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる避難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策にも努める。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

(1)において、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

5 ライフラインの耐浪化

ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、ライフライン関連施設の耐浪性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合に

は、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

N T T西日本株式会社は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等を実施するものとする。

(2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努める。

四国電力送配電株式会社四国中央事業所は、津波からの円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

(3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図る。

市は、津波からの円滑な避難を確保するため、関係事業者等の協力を得て、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

(4) 下水道施設

下水道施設については、生活空間から下水を速やかに排除するため、揚水の機能を確保する対策を図るよう努めるとともに、汚水においては、公衆衛生の面から消毒の機能を確保する対策を図るよう努める。

また、放流施設から津波が遡上することも想定し、逆流防止対策を図るよう努める。

(5) ガス施設

ガス施設についても、耐浪性に配慮した整備を行うとともに、平素から定期点検や防災訓練の実施、応急資機材の整備など災害予防対策を推進する。

プロパンガス取扱業者等は、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

(6) 放 送

各放送事業者は、放送が、住民等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の住民等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

各放送事業者は、県、市及びその他の防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、住民等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。

6 危険物等施設の安全確保

市及び県は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設等の津波に対する安全性の確保、防災訓練の積極的実施等を促進する。

7 業務継続計画の策定

- (1) 市及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画の策定に努めるものとする。
- (2) 業務継続計画とは、災害発生時に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方法を計画として策定するものであり、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認、バックアップシステムやオフィスの確保などを規定したものである。

特に、市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。
- (3) 市は、災害応急活動及びそれ以外の行政サービスについて、継続すべき重要なものは一定のレベルを確保するとともに、すべての業務が早期に再開できるよう、災害時においても市の各部局の機能を維持し、被害の影響を最小限にとどめる業務継続計画を策定するよう努めるとともに、策定した計画の持続的改善に努めるものとする。

第7節 孤立地区対策計画

大規模な津波災害が生じた場合には、道路や通信の途絶等により半島部や山間地区にて孤立集落の発生が懸念されるとともに、長期浸水等により様々な箇所で孤立する地区が生じる可能性がある。このため、市は津波が発生した場合に孤立するおそれのある地区に衛星携帯電話や臨時ヘリポート等を整備するほか、大規模災害時の情報伝達や物資輸送の手段を確保するなど、迅速な応急対策を可能にする体制を整備する。

具体的な計画については、第2編第1章第27節「孤立地区対策計画」の定めるところによる。

第8節 津波避難計画

市は、県の津波浸水想定を踏まえつつ、海岸保全事業の整備や避難場所、避難所の配置、土地利用や警戒避難体制の整備等に取り組む、津波災害予防対策を推進する。

市は、避難計画の作成に当たり、避難情報等の確実な伝達手段の確保のほか、あらかじめ指定緊急避難場所、指定避難所、避難路を指定するとともに、避難所に必要な設備、資機材の配備を図る。

なお、南海トラフ防災対策推進基本計画で定めた津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域における劇場・百貨店等の特定事業者は、津波からの円滑な避難を内容とする南海トラフ地震防災対策計画を策定するものとする。

1 情報の収集体制の整備

(1) 市の役割

市は、第2編第2章第4節「災害情報報告計画」の定めるところにより、災害の状況及び被害情報を収集する。

その際、当該災害が、自らの対応力のみでは十分な対策を講ずることができないような災害であると判断した場合は、至急その旨を県に報告するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう留意する。

(2) 関係機関の役割

関係機関及び関係団体は、それぞれの所管事項に関する災害状況、被害情報等を収集するとともに、市及び関係機関相互において情報交換を行い、状況把握に努める。

2 情報の伝達体制の整備

(1) 市は、様々な環境下にある住民や職員等に対して、津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、IP告知端末、携帯電話（スマートフォン向けアプリや緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

(2) 市は、津波警報、避難指示等を住民に周知し、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。その際、要配慮者や一時滞在者等に配慮する。

(3) 市は、強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地津波に関して、住民の避難意識がない状態で突然津波が押し寄せることのないよう、津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整える。

(4) 港湾等の管理者は、各々が管理する港湾における潮位情報の伝達体制を強化するため、潮位計の改修及び潮位情報提供システムの整備に努め、住民への適切かつ迅速な情報提供及び市との情報の共有化を図る。

(5) 市は、住民、防災職員等に対する津波警報等の伝達手段として、防災有線告知システムの整備及び職員参集システムの導入を推進するとともに、沿岸地域への津波警報伝達の範囲拡大を図るため、サイレン等多様な手段を確保する。

(6) 地震発生後、短時間で来襲する津波に対しては、津波警報や避難指示等の情報伝達が間に合わないことがあるため、海岸付近で強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、直ちに海面監視を開始するよう、監視人、監視場所の選定、監視情報の

伝達方法等について計画を整備しておく。監視場所の選定に当たっては、対応にあたる者の安全確保に留意する。

- (7) 市は、地域の特性等を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定める。発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等の活用について、それらの情報を取り扱う県や気象庁等との連携に努める。県は、市による発令基準の策定や見直しを支援する。
- (8) 市は、避難情報を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保する。
- (9) 関係機関は、津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、合同で津波警報伝達等の訓練を実施する。

3 情報の伝達体制の留意点

(1) 情報伝達に係る配慮

- ア 市は、津波に関する情報が、住民等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、正確かつ広範に伝達されること
- イ 船舶に対する伝達
- ウ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握

(2) 情報伝達に係る配慮

通信の途絶、交通の障害等により、市長と災害対策本部の連絡が取れない場合においては、次の順序により総括指揮権限を代替する。

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	危機管理部長

4 海面監視体制の確立

市は、強い地震（震度4以上の地震）を感じた場合、松山地方気象台より津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで少なくとも30分間は、安全な地点で海面を監視するものとする。

市は、平素からそのための体制を確立しておく。

5 津波避難警戒時の周知徹底

市は、住民等に対して、地域が実施する津波避難訓練や広報紙等を活用し、津波警戒に関する次の内容の周知徹底を図るとともに、津波の危険や避難方法等について、広く周知啓発する。

- (1) 市は、県と協力して、過去の津波災害事例及び現況調査等も参考に、津波危険予想図を作成する等、住民への広報に努める。
- (2) 市は、県の協力も得て、海浜利用者等がすみやかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識等の整備に努める。

(3) 一般住民に対する周知啓発内容は、次の通り。

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、市からの指示を受ける前でも、直ちに海岸から離れ、津波一時避難場所又は高台等へ避難することなど、住民のとるべき行動について周知徹底を図る。

イ 防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メールによる地震・津波に関する関連情報及び避難指示等の放送やテレビ、ラジオ等を通じて正しい情報を入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報が発表されたら、津波浸水想定区域の危険な区域にいる住民は、すぐ避難する。

エ 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので、行わない。

オ 津波は、繰り返し襲ってくるので、警報及び注意報の解除まで気をゆるめない。

(4) 船舶に対する周知啓発内容は、次の通り。

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外（水深の深い広い海域）退避する。

イ ラジオ、テレビ、無線放送などを通じて正しい情報を入手する。

ウ 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港外退避する。

エ 港外退避できない小型船は、直ちに高いところに引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。

オ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、短時間で津波の来襲が予想される場合にあっては、直ちに安全な場所に避難する。

6 指定緊急避難場所及び指定避難所等の指定

市は、住民の生命・身体の安全を確保するため、地域的な特性や過去の教訓、想定される津波の緒元に応じ、都市公園、公民館、学校等公共施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される津波の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所等について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定・整備し、確保しておく。

市が県管理都市公園を指定緊急避難場所、指定避難所等として指定する場合には、県との情報共有及び連携強化を図るとともに、指定した際には、県の地域防災計画にも併せて掲載するものとする。

また、指定緊急避難場所、指定避難所等及びその周辺道路に、外国人、観光客及び出張者等の土地に不案内な者にも容易に理解できるよう、案内標識、誘導標識等を設置し、平素から地域住民に周知を図り、速やかに避難できるようにしておく。なお、要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるとともに、プライバシーの確保のほか、被災時の男女のニーズの違いにも配慮するほか、動物の同行避難が可能な避難所の設置も検討する。

(1) 指定緊急避難場所

災害から一時的、緊急的に避難する場所で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、やむを得ず津波による被害のおそれのある場所を指定緊急避難場所に指定する場合は、堅牢な高層建物の中・高層階を指定緊急避難場所として利用するいわゆる津難避難ビル等を活用するものとし、非常用発電機の設置場所の工夫、情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など防災拠点化を図る。

また、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

ア 災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するものであること。

イ 被災が想定されない安全区域内に立地していること。

ウ 安全区域外に立地する場合は、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有するものであること。

エ 要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置すること。なお、避難場所の必要面積は、避難者1名につき0.5㎡以上を目安とする。

オ 地区分けをする場合は、自治会等の単位を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避けること。

(2) 指定避難所等

被災者等を必要な期間滞在させるための施設で、指定の基準は、おおむね次のとおりである。

なお、学校を指定避難所等として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

また、市は、指定管理施設を指定避難所等として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営について役割分担等を定めるよう努める。さらに、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染者が発生した場合の対応を含め、「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための避難所運営の留意点～対策ガイドライン～」(県作成)などを参考に、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努める。

ア 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有すること。なお、避難者の必要面積は1名につき4㎡以上を目安とし、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積の確保に努めること。

イ 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は施設を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあること。

エ 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用の確保、相談等の支援を受けることができる体制が整備されていること。

オ なるべく被災地に近く、かつ被災者等を集団的に収容できること。

(3) 避難所の設備及び資器材の配備

市は、指定避難所等として指定された建築物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。

また、市は指定避難所等における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

さらに、市は、指定避難所等又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資に加え、マスク、消毒液といった衛生物資、パーティ

ション等の備蓄に努める。

加えて、必要に応じ指定避難所等の電力容量の拡大に努める。

(4) 指定緊急避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所への避難路を指定するとともに、標識等の設置などにより、日頃から住民に対し周知徹底を図る。

ア 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者と協議して、指定緊急避難場所等を記載した標識等を設置するとともに、関係団体の協力を得て避難対策等の防災対策を推進する。

イ 突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための津波避難ビルの確保に努める。

ウ 津波危険予測図等に基づき指定緊急避難場所や避難路等を示した津波ハザードマップを作成し、住民に配布・周知を行う。

エ 津波からの避難は限られた時間で行う必要があるため、住民が主体となった津波避難訓練を実施する。

オ 避難に時間を要する避難行動要支援者向けの個別避難計画の作成を行う。

カ 市は、指定避難所等における必要な情報の入手や、暑さ寒さ対策、健康・衛生管理、心のケアなど長期にわたる避難所運営を円滑に行うため、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮し、マニュアルを策定するよう努める。また、円滑な避難所運営体制の構築を図るため、住民も参画して感染症対策等も踏まえた実行性の高い避難所ごとの運営マニュアルの策定に取り組むとともに、良好な生活環境の確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。なお、動物同行避難が可能な指定避難所等については、指定避難所等における動物飼養に関する事項についてもマニュアルに定めるよう努める。

キ 市は、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の住民への普及に努める。

7 津波からの防護・避難のための施設の整備等

(1) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、地震が発生した場合、水門や陸閘等の操作にあたる者の安全が確保されることを前提としたうえで、予想される津波到達時間も考慮しつつ、的確な操作を行うものとし、工事中の場合は工事の中断等の措置を講じる。

(2) 内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。

(3) 河川、海岸、港湾及び漁港等の管理者並びに市は、必要に応じ次の事項について別に定める。

ア 防潮堤、堤防、水門等の点検方針・計画

イ 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画

ウ 水門や陸閘等の閉鎖を行う操作員等の安全管理に配慮しつつ、迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

エ 津波により孤立が懸念される地域の臨時ヘリポート、港湾、漁港等の整備の方針・計画

オ 同報無線の整備等の方針・計画

(4) 急傾斜地崩壊防止施設等の管理者は、施設の背後地等が緊急時の緊急避難場所として利用可能な場合、住民が安全に避難できるよう階段工等の整備に努める。

(5) 県管理都市公園の管理者は、市が作成する避難計画を補完するため、都市公園の避難施設としての活用について検討するとともに、都市公園利用者を含めた円滑な避難誘導を支援する施設等の整

備に努める。

- (6) 道路管理者は、津波発生時における道路利用者の安全確保を図るため、津波浸水想定区域内の道路において、道路防災対策及び改良整備、円滑な避難誘導支援対策、津波被害軽減のための防災意識の向上対策を実施する。

ア 道路防災対策及び改良整備

道路管理者は、津波発生時における避難路を確保するため、耐震点検等で対応が必要とされた橋梁、法面等及び未改良区間について、緊急輸送道路、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路、その他緊急性の高い路線及び箇所から順次、補強対策や改良整備を実施する。

イ 円滑な避難誘導支援対策

道路管理者は、津波警報発令時等における避難活動を支援するため、道路情報提供装置等を適切に配置・操作し、リアルタイムでの情報提供に努める。あわせて、落下、倒壊のおそれのある付属施設等の補強対策を実施し、避難活動の円滑化に努める。

ウ 津波被害軽減のための防災意識の向上対策

道路管理者は、道路利用者及び沿線住民の防災意識を高めるとともに、津波発生時の避難行動に役立てるため、標識柱等の道路施設に海拔情報を付加する。

エ 道路施設の長寿命化対策

道路管理者は、道路施設の劣化状況の把握や将来予測を行い、長寿命化計画を作成・実施し、その適切な維持管理に努める。

8 住民等の避難誘導体制

市は、具体的なシミュレーションや訓練の実施等を通じて、また、住民や自主防災組織等の参画により、避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示等の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行い、住民等の避難誘導体制の周知徹底を図る。

また、津波ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実に努めるとともに、指定緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段の整備・確保などを図り、まちづくりと一体となった地域防災力の向上に努める。

(1) 避難の手段

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、基本的には徒歩とする。

ただし、避難困難地域や避難行動要支援者の支援に当たり、徒歩での避難が困難な場合は、市や自主防災組織等での車避難のルールづくりを検討する。

(2) 避難誘導・支援に当たる者の安全確保

市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対策や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。

(3) 避難行動要支援者の適切な避難誘導

高齢者や障がい者などの避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者

との共有に努めるとともに、個別避難計画の作成による避難誘導體制の整備に努める。

(4) 避難行動要支援者の支援方策の検討

市は、避難行動要支援者等が津波からの避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努める。

(5) 広域避難の検討

市は、県と連携を図りながら、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や、被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

9 消防機関等の活動

(1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ 津波からの避難誘導

ウ 土のう等による応急浸水対策

エ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導

オ 救助・救急

カ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立 等

(2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画については、市消防計画に定めるところによる。

10 交通対策

(1) 道 路

市、県公安委員会は、道路管理者と協議のうえ、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難路についての交通規制の内容を広域的な整合性に配慮しつつ、あらかじめ計画のうえ周知する。

道路管理者は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。

また、道路管理者は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、(一社)愛媛県建設業協会等と協定を締結し体制の整備を図る。さらに、道路啓開等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

(2) 海 上

今治海上保安部及び港湾管理者は、海上交通の安全を確保するため必要な船舶交通の制限及び津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

また、港湾管理者は、津波襲来のおそれがある場合、港湾利用者を避難させるなどの安全確保対策を講じるほか、海上漂流物の効果的な回収体制の構築等について、関係者が協力して検討を進めていくものとする。

(3) 鉄 道

四国旅客鉄道は、次の事項についてあらかじめ定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

ア 走行路線に津波の派生により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止
その他運行上の措置

イ 走行中の列車や駅等に滞在する者の避難誘導計画等

11 市が自ら管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

なお、施設ごとの具体的な措置内容については、施設ごとに別に定める。

ア 各施設に共通する事項

(ア) 津波警報等の入場者等への伝達

・留意事項

a 来場者等が極めて多数の場合は、これらの者が円滑な避難行動をとり得るよう適切な伝達方法を検討すること。

b 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達するよう事前に検討すること。

c 施設が海岸近くにある場合には、強い地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、津波警報が発表される前であっても、直ちに来場者等が避難できるよう、伝達方法を明示すること。

(イ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置

(ウ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置

(エ) 出火防止措置

(オ) 水、食料等の備蓄

(カ) 消防用設備の点検、整備

(キ) 非常用発電装置の整備、防災有線告知システム、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ 個別事項

(ア) 病院等

重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

(イ) 学校等

a 津波避難対象地区内の学校等については、避難の安全に関する措置

b 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合の保護の措置

(ウ) 社会福祉施設

重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア 災害対策本部又はその支部がおかれる庁舎等の管理者は、(1)アに掲げる措置をとるほか、次に

掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合はその施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(ア) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保

(イ) 無線通信機等通信手段の確保

(ウ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ 本計画に定める指定避難所等又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は、

(1) ア又はイの掲げる措置をとるとともに、市が行う指定避難所等又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとする。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 緊急物資確保計画

津波が発生した場合に必要な物資の備蓄及び調達体制の確立等により、平素から食料、生活物資、医薬品等の緊急物資の確保に努めるとともに、民間企業や民間団体との協定の締結等により流通備蓄を推進する。

また、備蓄を行うに当たって、大規模な津波災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

輸送に関し、市は、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するとともに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくよう努める。

具体的な計画については、第2編第1章第13節「緊急物資確保計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第10節 医療救護計画

津波の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動を実施し、傷病者の救護を行えるよう、体制の整備を図る。なお、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

なお、具体的な計画については、第2編第1章第14節「医療救護計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第11節 防疫・衛生、保健衛生活動計画

津波災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため防疫体制を確立するほか、食品の衛生監視に係る総合的な体制や被災者の健康保持のために必要な保健衛生活動を行うための体制整備に努める。

なお、具体的な計画については、第2編第1章第15節「防疫・衛生、保健衛生活動」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 12 節 要配慮者の支援計画

市及び社会福祉施設等管理者は、要配慮者の安全を確保するため、地域住民、自主防災組織、関係団体、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体等の協力を得ながら、平常時から情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握及び関係者との共有や情報伝達体制を整備するとともに、避難行動要支援者の避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努めるものとする。

また、計画等の策定に当たっては、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に努めるほか、プライバシーの確保や男女のニーズの違い等に配慮する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 16 節「要配慮者の支援計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第13節 広域的な応援体制整備計画

大規模災害時には、市だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、被災していない地域の機関等の支援が必要となる。このため、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備充実を図る。

また、市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

なお、具体的な計画については、第2編第1章第17節「広域的な応援体制整備計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 14 節 情報システムの整備計画

市は、災害時に防災関係機関相互の連絡や地域住民に的確な情報を伝達するための通信を確保するため、平常時から津波災害の発生に備え、災害情報を迅速かつ的確に把握し、的確な防災対策を実施できるよう、情報通信システムの高度化及び多重化を図る。

また、津波災害時において、通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討しておくとともに、愛媛県非常通信協議会との連携に努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 1 章第 26 節「情報システムの整備計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第15節 災害復旧・復興の備え

1 平常時からの備え

市は、平常時から国、県、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結し、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保も留意しながら連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。

民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

市は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

2 複合災害への備え

市及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、防災計画等を見直し、備えを充実する。

また、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

さらに、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

3 災害廃棄物の発生への対応

市は、地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるとともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立及び十分な大きさの仮置き場・処分場の確保に努める。

また、県との連携を図りながら、県内で一定規模の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合に備え、県、市町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の体制の整備に努める。

4 各種データの整備保全

市は、復興の円滑化のため、各種データの総合的な整備保全（戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等情報及び測量図面、情報図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）に努める。

市は、各種情報システムについて、津波災害の発生時におけるシステム継続稼働を確保するため、災害に強いシステムを整備するとともに、データバックアップの実施を徹底するほか、重要データの複製を遠隔地に保管する措置の導入に努める。

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

5 罹災証明書交付体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

各種の被災者支援措置を早期に実施するため、被災者からの申請に基づき、遅滞なく、災害による住家の被害その他市町長が定める種類の被害の状況を調査し、当該業務を支援するシステム等を活用して罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の認定の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

なお、被害認定調査の実施に当たっては、「災害に係る被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」を参考とする。

6 復興事前準備の実施

市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を推進する。

7 復興対策の研究

関係機関は、住民のコンセンサスの形成、経済効果のある復興施策、企業の自立復興支援方策、復興過程における住民の精神保健衛生、復興資金の負担のあり方等災害復興対策についての研究を行う。

第2章 災害応急対策

第1節 災害発生直前の対策

津波警報等の第一報は、住民等の避難行動の根幹をなす情報となり、応急対策を実施するうえで不可欠な情報であることから、防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に伝達する。

1 津波警報等の伝達

松山地方気象台は、地震が発生し、次の事項に該当する場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県及び関係機関へ伝達する。

なお、大津波警報は特別警報に位置付けられる。

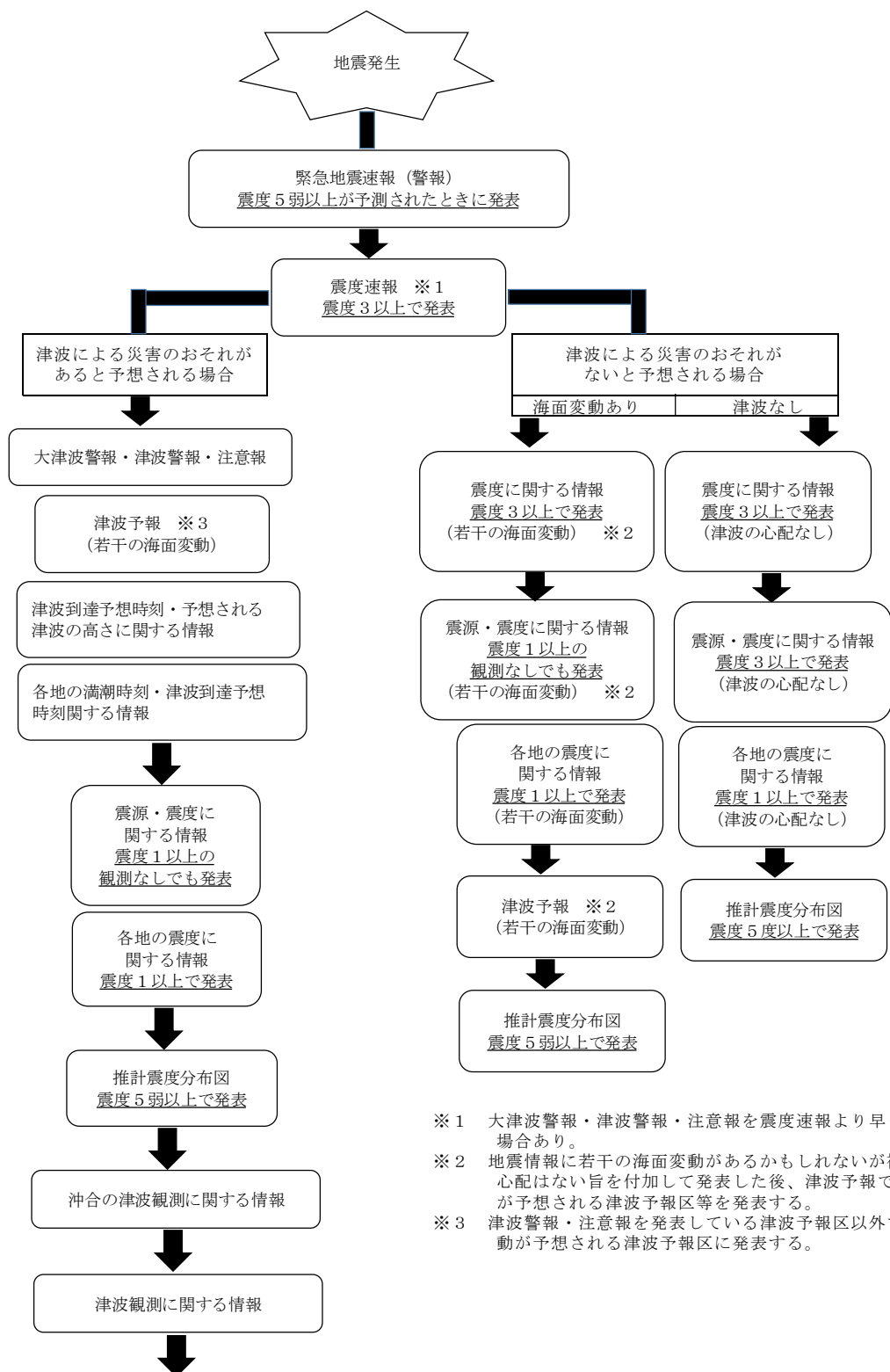
- (1) 県内の津波予報区（後掲別紙を参照）に大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が発表された場合
- (2) その他必要と認める場合

2 情報の種類

気象庁（松山地方気象台）が発表する情報は、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報、津波情報、地震情報、推計震度分布図及び地震解説資料で、内容については後掲の別紙を参照のこと。

3 情報の流れ

大津波警報、津波警報・注意報、津波予報、津波及び地震に関する情報の流れは、次のとおりとする。



4 情報伝達の留意事項

松山地方気象台は、地震の規模がマグニチュード8を超えるような過小推計の可能性のある巨大地震に対しては、過小推計とならないよう発表し、その後詳細な状況が明らかになった時点で津波の高さの予測値についてより確度の高い津波警報等に更新する。

また、津波警報等の発表・伝達に当たって、災害を具体的にイメージできるような表現を用いるなど、住民等が即座に避難行動に取り掛かることができるよう工夫する。

津波は、第一波よりも第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性があることなど津波の特性や、津波警報等が発表されている間は、津波による災害の危険性が継続していることについても伝達する。

5 伝達体制

- (1) 県は、地震情報等の伝達を受けたときは、直ちに県防災通信システム（地上系・衛星系）により、市及び県出先機関へ伝達するものとする。
- (2) 市は、県等から伝達を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び伝達手段について定めておく。
- (3) 放送機関は、地震情報等の伝達を受けたときは、速やかに放送し、周知徹底に努めるものとする。
- (4) その他の防災関係機関にあつては、それぞれ所掌業務に応じて必要な機関に対し、速やかに伝達し、周知徹底を図るものとする。

6 津波に対する自衛措置（避難情報）

(1) 地震が発生したとき

市は、強い地震（震度4以上の地震）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、次の措置をとる。

なお、「愛媛県地震被害想定調査」によると、南海トラフの巨大地震が発生した場合、本市（川之江港）の海面影響開始時間は地震発生から5分後、+1mの津波の到着は231分後、最高津波水位の3.6mの津波の到着は404分後と予想されており、これを考慮した、長時間にわたる警戒・監視体制の維持・確保が必要である。

ア 市長は、自らの判断により、海浜にある者、海岸付近の住民に対し、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

イ 松山地方気象台より何らかの通報が届くまで、少なくとも30分間は安全な地点で海面の状態を監視する体制をとる。

ウ NHK等の放送機関の放送を聴取する。

(2) 「大津波警報」又は「津波警報」が発表されたとき

市長は、大津波警報、津波警報が発表されたときには、漁協、港湾関係者及び海浜の遊客等海浜にある者、海岸付近の住民に対し、あらゆる手段をもって緊急に避難指示等を伝達する等必要な措置をとる。

なお、放送ルート以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

ア 海面の監視及び情報の収集を行う。その結果、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、住民に対して避難指示等の発令など必要な処置をとる。

イ 住民、漁協、港湾関係者等に適切な手段により伝達し、テレビ・ラジオ・市の情報に注意するよう呼びかける。

ウ 海浜の遊客（釣り人・サーファー・遊泳者等）に対し避難の伝達に努める。

- (3) 「大津波警報」、「津波警報」又は「津波注意報」は未発表だが震度4程度以上の地震を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

ア 海面の監視

対応にあたる者の安全が確保されることを前提に、気象庁(松山地方気象台)から大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は海面の状態を監視する。

イ 報道の聴取

地震を感じてから少なくとも1時間は、当該地震又は津波に関するラジオ・テレビ報道を聴取する。

ウ 避難指示等

海面の監視、報道の聴取により、被害を伴う津波の発生が予想される場合は、市長は住民に対して避難指示等の発令など必要な処置をとる。また、海浜の遊客に対して避難の伝達に努める。

- (4) 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部(県災害警戒本部)から通知される地震に関する情報等は、市災害対策本部(災害対策本部設置前においては防災担当課)において受理する。

イ 受理した情報については、防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、緊急速報メール、消防無線、CATV、広報車等を活用して、住民に対して周知徹底を図る。特に、大津波警報の伝達を受けた場合は、直ちに住民等に伝達するものとする。

7 避難指示等

市長は、迅速・的確な避難指示等を行う。

- (1) 大津波警報又は津波警報が出された時は、即座に避難指示を発令する。
- (2) 強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報等を覚知した場合、直ちに避難指示を行うなど、速やかに的確な避難情報を発令するものとする。なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等が発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示の対象となる地域を住民等に伝達する必要がある。
- (3) 津波警報等、避難情報の伝達に当たっては、走行中の車両、運行中の列車、船舶、海水浴客、釣り人、観光客等にも確実に伝達できるよう、防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、CATV、ラジオ、携帯電話(エリアメール機能を含む。)、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図る。
- (4) 地震発生時に市長と連絡がとれない場合は、あらかじめ指定された代理者が避難指示等を発令する。
- (5) 「地域ごとの津波避難計画」を策定する。

8 津波警報・注意報、津波予報、津波情報の解説

地震発生後、津波の被害の危険がある場合は、津波警報・注意報とこれに関する情報が発表される。

津波警報・注意報は、津波による被害が発生する地域（津波予報区）に発表される。

遠く外国で発生した地震（遠地地震）についても近地の地震同様に津波警報・注意報が発表される。

また、被害が発生するおそれがない微弱な津波が予想される場合には、津波予報として、「若干の海面変動の可能性があるが被害の心配はない」旨を「震源に関する情報」の中で発表する。

(1) 警報・注意報の種類、解説及び発表される津波の高さ

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5 m<予想高さ≤10m)	
		5 m (3 m<予想高さ≤5 m)	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m (1 m<予想高さ≤3 m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m<予想高さ≤1 m)	(表記しない)

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかった場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波情報の種類と発表内容

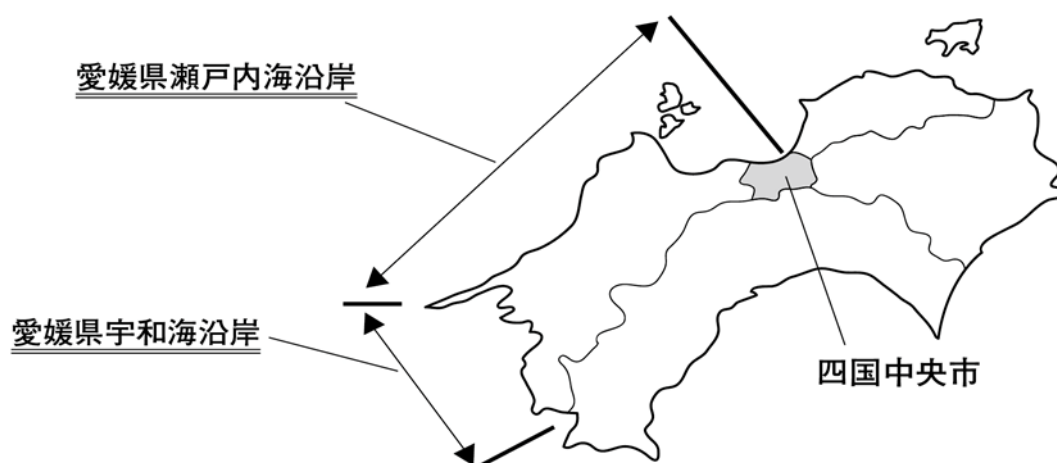
情報の種類	発表内容
津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表。
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(3) 津波予報の発表基準と発表内容

予想される海面の状況	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

(4) 津波予報区

津波警報・注意報は、全国の海岸線を66の区域に分け、都道府県単位若しくはさらに細かい地域で発表される。これを津波予報区といい、愛媛県では次の図に示す「愛媛県瀬戸内海沿岸」と「愛媛県宇和海沿岸」で発表される。



(5) 発表される津波の高さの計算方法

地震断層がどこでどの方向にどのくらい動いたかという情報と海底地形のデータがあれば、コンピュータシミュレーションによって、沿岸での津波の高さをかなり正確に予測することができる。しかし、その予測には最新のスーパーコンピュータを使っても、相当の時間がかかってしまうため、あらかじめ地震断層を仮定してシミュレーションを行い、地震発生時に、該当するデータを検索することにより、各地の沿岸での津波の高さを瞬時に導き出す。実際には全国4,000箇所の海底断層を仮定し、断層の大きさや深さ等のパラメータを変えて合計約10万の地震断層についてデータベース化し、この中から実際に発生した地震断層に最も近いものを選び、その結果が津波の高さとして発表される。

第2節 活動体制計画

市内に大規模な津波災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び本計画の定めるところによってその活動体制に万全を期する。

この場合において、市は防災関係機関の協力を得て、組織を挙げて災害応急対策活動に当たるものとする。

1 動員配備体制

(1) 配備体制

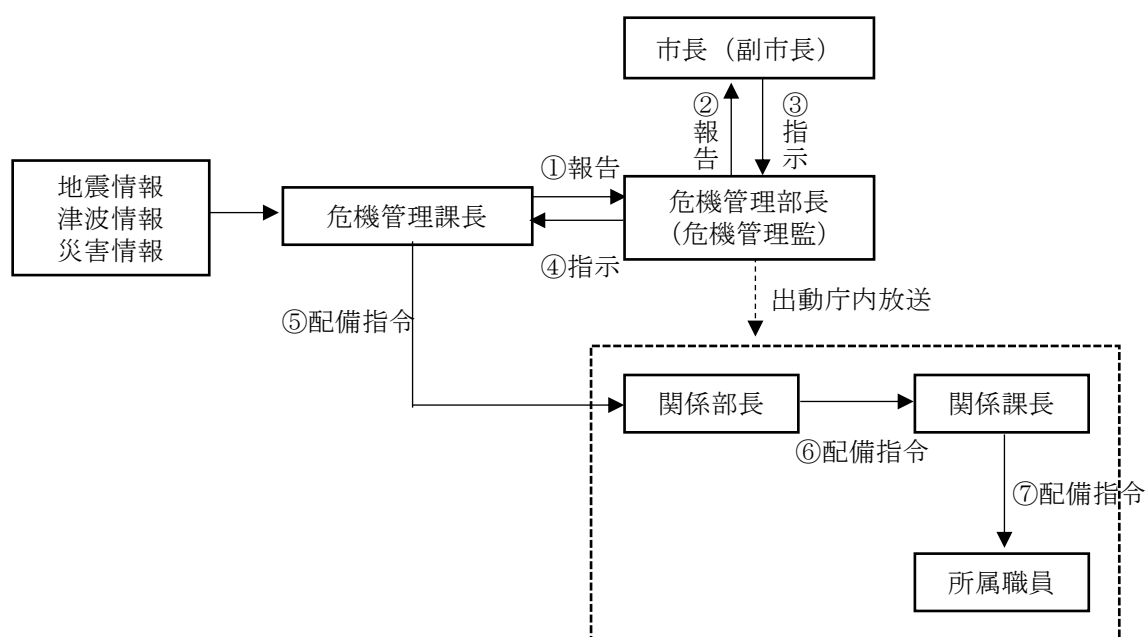
災害応急対策に対処するため、状況下に応じて次の体制をとる。

配備区分		配備基準（時期）	動員区分	活動内容 (対策内容)
警戒配備		・市域において震度4の地震が発生した場合 ・津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に津波注意報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合 ・その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・危機管理班 ・消防署当務職員	情報収集活動及び初期の応急対策を実施する体制
災害対策本部	第1配備	・市域において震度5弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部の自動設置） ・津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に津波警報が発表された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合 ・その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・本部員 ・全消防職員 ・各班長及び副班長 ・必要とする班員	中規模の災害に対する警戒又は応急対策を実施する体制
	第2配備	・市域において震度6弱以上の地震が発生した場合（災害対策本部の自動設置） ・津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表された場合（災害対策本部の自動設置） ・その他、必要に応じて市長が当該配備を指令する場合	・すべての職員	大規模な災害に対し、市の全力を挙げて防災活動を実施する体制

(2) 配備体制の決定及び配備指令の伝達

ア 勤務時間内

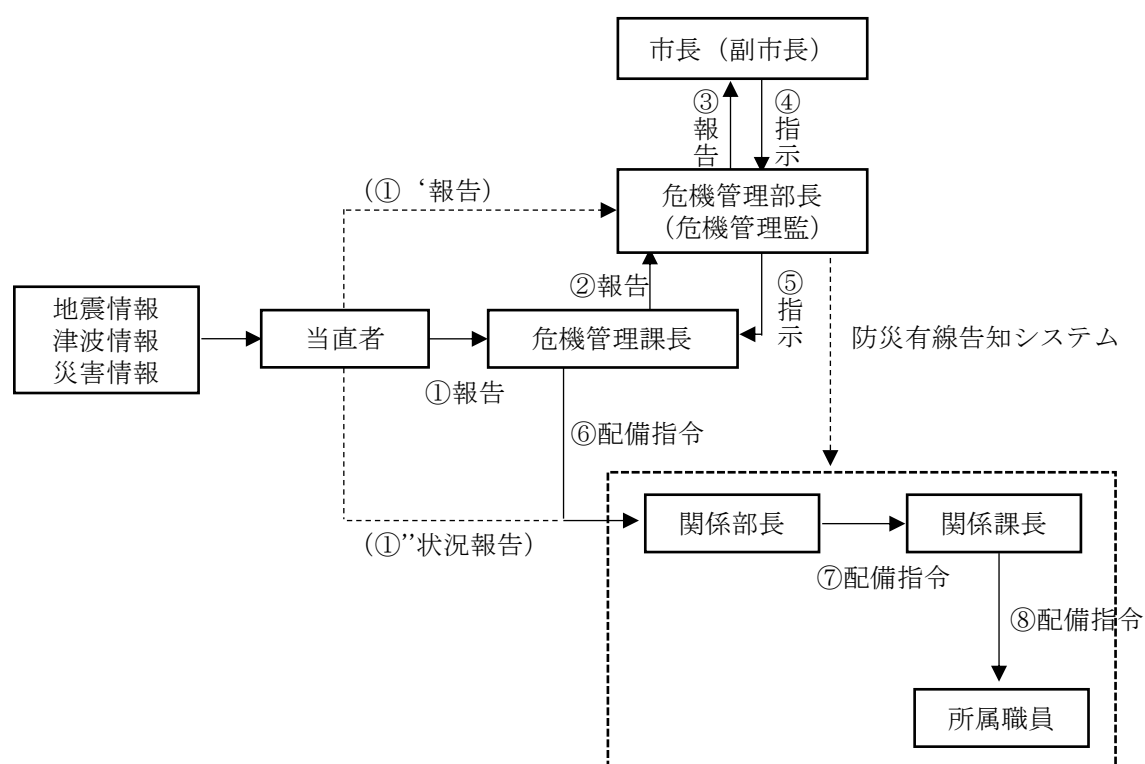
- (ア) 危機管理課長は、地震情報・津波警報等、災害に関する情報を入手したときは、直ちに危機管理部長（危機管理監）に報告する（図①）。
- (イ) 危機管理部長（危機管理監）は、危機管理課長の報告を受けたときは、市長（副市長）に報告する（図②）。
- (ウ) （図②）により報告を受けた市長（副市長）は、配備が必要であると認めたときは、前記（１）に掲げるいずれかの配備を命ずる（図③）。
- (エ) 市長が配備を指示したときは、危機管理部長（危機管理監）は危機管理課長に指示し（図④）、関係部長に配備指令を伝達する（図⑤）とともに、庁内放送により職員に周知する。
- (オ) 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑥⑦）。



- (注) 災害対策本部の自動設置基準に該当する場合や、被害情報を入手した場合においては、①の報告を受けた危機管理部長（危機管理監）は、市長（副市長）への報告を行う（図②）とともに、関係部長に対し、必要な要員を確保して応急対策に当たるよう通知する（図④～⑦）。

イ 勤務時間外

- (ア) 当直者は、地震情報・津波警報等、災害に関する情報を入手したときは、直ちに危機管理課長（連絡が取れないときは危機管理部長（危機管理監））に報告する（図①①'）。
- (イ) 危機管理部長（危機管理監）は、危機管理課長又は当直者の報告を受けたときは、市長（副市長）に報告する（図②③）。
- (ウ) (イ)（図③）により報告を受けた市長（副市長）は、配備が必要であると認めたときは、前記(1)に掲げるいずれかの配備を命ずる（図④）。
- (エ) 市長が配備を指示したときは、危機管理部長（危機管理監）は危機管理課長に指示し（図⑤）、関係部長に配備指令を電話等により伝達する（図⑥）。
- (オ) 関係部長は、配備指令に基づき所属職員に指示し、配備につかせる（図⑦⑧）。



(注) 災害対策本部の自動設置基準に該当する場合や、被害情報を入手した場合においては、災害情報を入手した当直者は、危機管理課長（連絡が取れないときは危機管理部長（危機管理監））への報告を行う（図①①'）とともに、必要な場合は関係部長に状況を報告する（図①''）。報告を受けた関係部長は、配備指令を待たずに必要な要員を確保して応急対策に当たる（図⑦⑧）。

(3) 職員の参集等

ア 勤務時間外における緊急配備体制

- (ア) 職員は、勤務時間外において災害が発生し、動員配備指令を受けたときは、直ちにあらゆる手段をもって参集しなければならない。
- (イ) 職員は、電話回線が不通になる等、周囲の状況から大規模な災害が発生したと判断した場合には、動員配備指令を待たず、自ら参集するものとする。
- (ウ) 市域において震度 6 弱以上の地震が発生した場合、津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に大津波警報が発表された場合には、すべての職員は、自ら参集するものとする。

イ 参集時の留意事項

職員は、参集に当たり、次の点に留意する。

(ア) 服 装

応急活動ができる服装とする。

(イ) 緊急措置

参集途上において、火災の発生又は人身事故等に遭遇したときは、住民の協力を求め、消火・救急・救助活動を行う。ただし、現場に消防職員がいる場合には、その活動を引き継ぎ、庁舎等に参集する。

(ウ) 情報収集

参集途上においても、各地区の次のような被害状況等について情報収集し、参集時に所属の班長（課長等）に報告する。

- ・鉄道、幹線道路等の状況
- ・建物の倒壊、損傷の状況
- ・火災の発生、消火活動の状況
- ・被災者及び救助活動の状況
- ・ライフラインの状況

(エ) 参集報告

各班長（課長等）は、職員の参集状況及び各職員が参集時に収集した被害情報等を集約し、所属する部長に報告する。

2 災害対策本部の設置

(1) 地震発生直前の対策

市は、県の県防災通信システム等により伝達された緊急地震速報等を受け、市防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール等により住民等への伝達に努める。

(2) 災害対策本部の設置

市長は、市域に大規模な津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に依じて、迅速かつ的確な災害対策を実施するため必要があると認めたときは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条及び四国中央市災害対策本部条例に基づき、四国中央市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 2 節「活動体制計画」によるものとする。ただし、津波対策における災害対策本部の設置については、次のとおりである。

設置基準	① 市域において震度 5 弱以上の地震が発生した場合（自動的に設置） ② 津波予報区「愛媛県瀬戸内海沿岸」に大津波警報、津波警報が発表された場合（自動的に設置） ③ その他市長が必要と認めた場合（市長の判断により設置）

第3節 通信連絡計画

津波が発生した場合、地震情報（震度、震源、マグニチュード、余震の状況等）や津波警報等、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠である。このため、市は、津波が発生し、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関及び住民との間における気象等に関する予報警報及び情報、その他災害応急対策に必要な指示、命令等の受理・伝達の迅速確実を図るとともに、通信施設を適切に利用して通信連絡体制の万全を期する。

この場合、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、必要に応じて連絡調整のための職員を相互に派遣するなどして、被害規模の早期把握や情報の共有を行う。

1 情報活動の強化

(1) 地震発生直後の第1次情報等の収集・連絡

市は、津波による人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況及び火災、津波の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

ただし、通信の途絶等により県へ連絡できない場合は、国（総務省消防庁経由）へ連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

(2) 情報活動における連携強化

ア 情報の収集及び伝達は、県災害対策本部（県災害警戒本部）と各地方本部又は支部、地方本部又は支部と市災害対策本部の各相互間のルートを基本として、警察署及び各防災関係機関と密接な連携のもとに行う。

イ 情報活動の連携強化のため、警察署は、必要に応じて地方本部及び市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、地方本部も必要に応じて市災害対策本部に職員を派遣する。

(3) 報道機関との情報活動の連携

市は、各報道機関に対し、迅速かつ正確に情報を提供し、他地域の情報の収集も行うとともに、住民への周知徹底の必要のある事項について速報を依頼する。

(4) 異常現象発見者の通報義務

異常な引潮や、海面の急激な盛り上がり等、津波が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は、松山地方気象台、県（防災危機管理課）、その他の関係機関に通報しなければならない。

2 災害情報等の収集連絡

(1) 津波情報等の受理・伝達・周知

ア 県災害対策本部（県災害警戒本部）から通知される津波に関する情報等は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては防災担当課）において受理する。

イ 受理した情報については、防災有線告知システム、公式LINEアカウント、防災・広報メール、緊急速報メール、消防無線、CATV、広報車、ソーシャルメディア等を活用して、伝達手段の多重化・多様化に努め、住民に対して周知徹底を図る。

(2) 被害状況及び災害応急対策に関する情報の収集・伝達

市が収集、伝達すべき情報の主なものは、次の通りである。

また、119番通報状況により被害概況を早期に把握するとともに、市職員を地域へ派遣するほか、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定めるなどにより、迅速かつ正確な情報の収集に努める。

ア 被害状況

イ 避難指示、緊急安全確保の発令又は警戒区域設定状況

ウ 緊急援護物資等の在庫並びに供給状況及び応急給水状況

エ 物資の価格、役務の対価動向

オ 金銭債務処理状況及び金融動向

カ 指定避難所等の設置状況及び住民の避難生活状況

キ 救護所の設置状況並びに周辺医療機関及び病院の活動状況

ク 観光客等の状況

ケ 県の実施する応急対策の実施状況

(3) 防災関連機関の情報収集

県災害対策本部（県災害警戒本部）から伝達される津波に関する情報等の受理については、あらかじめ受信方法や受領者等を定めておく。収集すべき情報の主なものは、次のとおりである。

ア 被害状況

イ 災害応急対策実施状況

ウ 復旧見込等

3 情報の収集手段・方法

市災害対策本部は、消防無線、衛星携帯電話等により情報を収集するほか、次の手段、方法を用いる。

(1) 職員派遣による収集

地震発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。

(2) 自主防災組織等を通じた収集

被害情報及び災害応急対策実施状況等の収集は、関係機関や諸団体のほか自主防災組織等に協力を求めて実施する。特に、初期の情報は、住民組織の長等から直ちに市長に通報がなされるよう連絡体制を整えておく。

(3) 参集途上の職員による収集

勤務時間外において津波が発生した場合又は大規模地震が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。

(4) 県への応援要請

被害が甚大で、市において情報の収集及び状況調査が不可能な場合や調査に専門的な技術が必要とする場合は、県又は関係機関に応援を要請する。

(5) 防災関係機関からの収集

情報の収集、調査については、警察、県及び関係機関と充分連絡をとる。

4 情報の伝達

県と市間の情報の伝達は、県防災通信システム（地上系・衛星系）をはじめ多様な通信手段で行う。既存の通信手段が使用できない場合には、協定に基づき民間通信各社から無償貸与される衛星携帯電話などを活用する。

また、住民への情報伝達に当たっては、通信施設・設備の被災状況に応じて、次の手段を併用して実施する。なお、市は、情報の伝達手段の多重化・多様化に努め、住民への適切かつ迅速な情報伝達を行う。

(1) 市防災有線告知システムによる通信

市防災有線告知システムによる通信は、市庁舎に設置している端末より、気象予報警報や災害に関する各種情報等を住民に伝達するために活用する。

また、非常用電源設備を整備するとともに、非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図る。

(2) 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的にかかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

(3) 県防災通信システム（地上系・衛星系）による通信

災害時における県との連絡に当たっては、無線電話及びファクシミリを利用して広く正確な情報交換を行う。

(4) 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第 52 条の規定に基づき、無線局は非常通信を行うことができるので、次のとおり活用するものとする。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する次の機関に依頼するものとするが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

(ア) 愛媛県四国中央庁舎

(イ) 四国中央警察署

(ウ) 四国中央市消防本部

(5) アマチュア無線の活用

アマチュア無線については、市防災有線告知システムが混乱若しくは使用不能となった場合に、

有効的な活用を行うものとする。

(6) インターネット通信

常に情報の交換が可能である特性を生かし、市内の状況を発信できるよう入力し、他自治体の発信情報についても有効利用することとする。

(7) Cuenote・携帯電話等

ア 市職員等との連絡手段として、Cuenote・携帯電話等を活用する。ただし、大規模災害時（特に発生直後）には、ふくそうして使用できないことが予想されるので、その点留意しておく必要がある。

イ 携帯電話のエリアメールサービスを介し、災害・避難情報を迅速に発信する。

5 伝達手段の応急復旧

災害の発生により、公衆通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、市、県及び防災関係機関の情報連絡網として極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。

6 報告及び要請事項の処理

(1) 市災害対策本部は、被害状況、要請事項や市の災害応急対策実施状況、災害対策本部設置状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し報告又は要請を行う。

ただし、県災害対策本部（県災害警戒本部）に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。

また、市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡がつき次第、県災害対策本部（県災害警戒本部）にも報告する。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

ア 緊急要請事項

イ 被害状況

ウ 市の災害応急対策実施状況

なお、消防機関への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県災害対策本部（県災害警戒本部）及び直接消防庁へも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、把握できた範囲で、報告する。この場合において、消防庁長官から要請があった場合は、市は第一報後も引き続き報告を行う。

(2) 防災関係機関は、被害状況、要請事項、災害応急対策実施状況等を速やかに県災害対策本部（県災害警戒本部）に対し、報告又は要請を行う。

7 孤立地域との伝達

災害により通信や交通が途絶し、車両、徒歩による連絡が困難な孤立地帯が発生した場合、市は、バイク等による連絡員の派遣や、アマチュア無線等を活用した通信の確保に努めるとともに、県への要請により県消防防災ヘリコプターを活用し、孤立地域との連絡を図る。

第4節 災害情報報告計画

市は、津波による災害の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、防災関係機関との連携を密にして住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。

広報活動は、原則として本部長等が承認した内容を広報責任者が行う。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第4節「災害情報報告計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「地震」及び「地震災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第5節 津波避難誘導計画

大規模地震発生時においては、家屋倒壊や火災、崖崩れ、津波等の発生が予想されるなか、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、市はあらかじめ地震・津波災害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明示したマニュアルを作成しておき、災害時には、避難のための可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体的安全確保に努めるものとする。その際、要配慮者について十分配慮するものとする。

なお、住民に対し迅速な避難を求めるに当たっては、自らの身的安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を実施することのほか、地域の防災活動に参加することをあわせて啓発する。

1 避難指示等

震災時に同時多発の火災が拡大延焼するなど、地域住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のための指示等を行う。

また、津波警報等が発表された場合は、迅速かつ正確に住民、釣り人、海水浴客等の観光客、船舶等に伝達するとともに、津波による被害が発生すると判断した場合は、速やかに的確な避難指示、緊急安全確保の発令を行い、安全な避難誘導を行う。

さらに、避難行動要支援者等、避難行動に時間のかかる者に対しては、より早めのタイミングで避難を呼びかける必要がある。このため、市は、避難指示の前段階として、高齢者等避難を発令するものとする。

なお、避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

(1) 避難指示等の発令基準

避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければ人的被害の発生する可能性が高まったとき高齢者等避難を発令する。

さらに、市域において災害が発生するおそれがあり、住民の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難指示を発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命、身体に危険が及ぶおそれがあるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、緊急安全確保に関する措置を指示する。これらの場合、市長は、直ちに地方本部長又は支部長を通じて知事（災害対策本部長）に報告する。

(2) 避難指示等の内容

高齢者等避難又は避難指示等の発令は、次の事項を明示して行い、避難行動の迅速化と安全の確保を図る。

ただし、指示の内容を明示するいとまがない場合、この限りではない。

ア 要避難対象地域

イ 避難先

ウ 避難理由

エ 避難経路

オ 避難時の服装、携行品

カ 避難行動における注意事項

(3) 避難指示等の伝達方法

ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令を行った場合、直ちに指示等が出された地域の

- 住民に対して、防災有線告知システムによる放送、広報車等による呼びかけを実施するほか、警察官、自衛官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その周知徹底を図る。
- イ 特に避難行動要支援者への伝達については、消防署、消防団及び自主防災組織等が戸別訪問して確認するなどの配慮を行い、その協力を得ながら、あらかじめ作成した個別避難計画に基づき避難誘導を行う。
- ウ 避難指示の発令・周知に当たっては、防災有線告知システムの放送において、市長が自ら避難を呼びかけるなどの方法で、危険が迫っていることを住民に認識させるよう努める。
- エ 防災有線告知システム等での伝達の際、先に警報（サイレン）を一斉に鳴らした後に避難情報を放送するなど、住民に注目させる工夫が必要である。
- オ 避難指示等の情報伝達のため緊急を要し、特に必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続きにより、放送事業者、ポータルサイト・サーバー運営事業者等に協力を求める。

2 警戒区域の設定

(1) 設定の基準

- ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。
- イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。
- ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。
- エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、立入の制限、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 市長、警察官及び海上保安官は、ともに協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

3 避難の方法

沿岸部で強い揺れを感じたとき、又は弱い地震であっても長時間にわたる揺れを感じたときは、迷うことなく自主的に周囲の人に声をかけながら高い場所に避難する。

- (1) 徒歩での避難を原則とする。
- (2) 住民等は、非常用持出品を持って、協力してあらかじめ定められた避難場所へ避難する。
- (3) 住民等は、避難指示等がなくとも、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。この場合、直ちにその旨市に通報する。
- (4) 住民等は、津波による危険が迫り、避難場所の安全が十分確保できない場合には、さらに高台を目指して避難する。
- (5) 学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、避難場所、経路、時期及び誘導、

並びに指示の伝達方法等のほか、児童生徒等の保護者への引渡しに関するルール及び地域住民の避難場所となる場合の受入方法等をあらかじめ定める。

- (6) 被災地が広域で、市単独では措置できないような場合は、市長は県に対し、避難者の移送を要請する。要請を受けた県は、自衛隊等関係機関に協力を要請し、移送を実施するものとする。
- (7) 携行品は、現金、貴重品、食料3日分程度、飲料水、懐中電灯、タオル等の日用品、救急薬品等とする。また避難者は、できるだけ氏名票（住所、氏名、年齢、血液型を記入したもので、水に濡れてもよいもの）を準備すること。

4 避難誘導

- (1) 避難誘導は、市職員、消防団、警察官、自治会、自主防災組織等が担当する。その際、避難行動要支援者を優先的に行う。
- (2) 避難は、避難者各自が行うのが原則であるが、自力による避難が不可能な避難行動要支援者に対しては、担架又は車両、舟艇等により行う。
- (3) 市長が発令する避難指示等に従わず要避難地にとどまる者に対し、市職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、警告等を発するほか、避難指示等に従うようできる限り説得に努める。

5 避難路の確保

避難路の選定に当たっては、危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避ける。また、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力を得て、交通規制、障害物の除去等を行い、避難路を確保し、避難の円滑化を図る。

6 指定避難所の設置及び運営

(1) 指定避難所の開設

避難が必要になった場合、直ちに指定避難所等を開設し、設置場所等を速やかに住民に周知するとともに、自主防災組織及び指定避難所に指定された施設の管理者の協力を得て、被災者が必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。

また、指定避難所の運営に当たっては、要配慮者や男女のニーズの違いのほか、プライバシーの確保にも十分配慮する。

さらに、指定避難所等のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。

また、住民の自主避難にも配慮し、指定避難所の早期開設を検討する。

なお、災害の規模等に鑑みて必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供のほか、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努めることを基本とする。

(2) 避難生活及び設置場所

ア 避難生活者

指定避難所等で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

イ 設置場所

市は、「四国中央市地域防災計画」に定めた場所に指定避難所等を設置する。

また、必要に応じて、あらかじめ指定された施設以外の施設等についても安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として活用する。

- (ア) 避難所は、津波や山・崖崩れの危険のない地域に設置する。
- (イ) 市は、公共施設のうちから適当な場所を定め、避難所を設置する。
- (ウ) 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設等を活用する。
- (エ) 要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、社会福祉施設等の確保や、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるほか、心身の状態に配慮した応急仮設住宅の設置を検討する等、多様な避難所の確保に努める。
- (オ) 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して四国運輸局愛媛運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

(3) 設置期間

市長は、地震及び津波情報、降雨等による災害発生危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

(4) 指定避難所等の運営

ア 市は、自主防災組織及び避難所施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。その際、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

イ 指定避難所等には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また、指定避難所等の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難生活の運営に当たっては、要配慮者への支援に努めるものとする。

エ 自主防災組織は、指定避難所等の運営に関して市に協力するとともに、相互扶助の精神により役割を分担するなど、自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 市は、要配慮者の保健福祉に関する要望を把握し、介護職員等の応援受入れも図りながら保健福祉サービスの提供に努めるとともに、避難生活が困難な場合は要配慮者の社会福祉施設等への移送に努める。

カ 市は、指定避難所等における生活環境、衛生・感染症対策に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。

キ 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、慢性疾患用医薬品等の服薬状況、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所等の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

ク 市は、必要に応じ、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、担当部局及び運営担当（施設管理者など）との検討、調整を行い、指定避難所等における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

ケ 市は、避難生活等に関する相談窓口の開設又は巡回相談等を実施する。

コ 指定避難所等の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的マイノリティの視点等に配慮する。特に、男女別のトイレ、更衣室、物干し場や授乳室

の設置、生理用品等の女性による配布、巡回警備等による指定避難所等における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。

サ 市は、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、指定避難場所等の早期解消に努める。

シ 保健師等による巡回健康相談等を実施し、避難住民の健康管理（メンタルヘルスを含む）を行う。特に、エコノミークラス症候群（深部下肢静脈血栓症）、生活不活発病（廃用症候群）、疲労、ストレス緩和、高齢者虐待の防止等について配慮する。

ス 指定避難所等の運営に当たっては、指定避難所等で生活するだけでなく、在宅にて避難生活を送る者も支援の対象とし、食料等生活関連物資の配布、巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等、これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講じるよう努める。

セ 市は、関係機関の協力を得て、指定避難所等において、帰宅困難者に対する交通情報の提供を行う。

7 指定避難所等への市職員等の配置

市が設定した指定緊急避難場所及び指定避難所等には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。その際、女性の参画促進に努める。

8 指定避難所等における市職員等の役割

(1) 市職員

指定避難所等に配置された市職員は、自主防災組織等の協力を得て次の事項を行う。

ア 被災者の収容

イ 被災者に対する食料、飲料水の配給

ウ 被災者に対する生活必需品の供給

エ 負傷者に対する医療救護

オ 津波・火災等の危険状況の確認及び避難した者への情報伝達

カ 避難した者の掌握

キ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は指定避難所等への収容

(2) 指定避難所等の所有者又は管理者

市が設定した指定避難所等を所有し又は管理する者は、指定避難所等の開設及び避難した住民に対する応急の救護に協力する。

9 学校における災害応急対策

学校における災害は、いつ、どこで発生するか分からないことから、不測の事態に際しても、万全の対応策がとれるよう、日頃から教職員全員が危機管理意識をもって、備えをしておくことが重要である。

このため、「愛媛県学校安全の手引き」（県教育委員会編）等に基づき、安全教育を計画的に実施していくとともに、防災に関する計画や災害発生時のマニュアルを日頃から定めておく。また、避難所を指定する市の関係部局や自主防災組織の指導・協力を得て、施設の利用方法等について、事前に学校の役割分担を協議しておく。

- (1) 危機管理マニュアルの作成
- (2) 災害対応に関する教職員の共通理解の促進
- (3) 保護者、地域、関係機関との連携
- (4) 防災上必要な設備等の整備及び点検
- (5) 災害発生時の連絡体制の確立と周知
- (6) 適切な応急手当のための準備
- (7) 指定緊急避難場所の確認
- (8) 登校・下校対策
- (9) 学校待機の基準と引渡しの方法

以上の項目の他、特別支援教育諸学校については、その特殊性に配慮する。

10 避難状況の報告

市は、指定避難所等を開設した場合、速やかに住民に周知するとともに、県災害対策本部（地方局支部経由）をはじめ警察署等関係機関に連絡を行う。

また、指定避難所等ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難場所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等への報告を行うものとする。その際、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について、市に提供する。

さらに、災害の規模等により必要があるときは、緊急援護物資の供給等を県に依頼する。

第6節 緊急輸送計画

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを原則とし、被災者の避難及び災害応急対策に必要な救援・救急活動用員、救援用物資、応急復旧用資機材等の輸送手段及び輸送ネットワークを確保する。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第7節「緊急輸送計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 7 節 交通応急対策計画

津波被害発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在していることが予想されることから、道路管理者等は、緊急輸送等の応急対策を円滑に行うため、これらの障害物を道路啓開により速やかに除去するとともに、必要に応じ交通規制を実施するなど陸上交通の確保に努めるとともに、代替輸送路として、海上輸送路を確保する。

また、海上においても、応急対策遂行のため、航路障害の除去及び必要に応じて船舶交通の規制を行う。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 8 節「交通応急対策計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第8節 孤立地区に対する支援計画

市は、津波による孤立地区が発生した場合、まず集落との連絡手段を早期に確保し、負傷者の緊急搬送に備えるとともに、被災状況等を把握のうえ、住民の集団避難、支援物資の搬送など必要な対策を行う。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第9節「孤立地区に対する支援計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第9節 消防計画

津波に伴う火災は、津波の大きさ、周辺の施設の状況等により極めて大きな被害となることが予想される。また、津波が収まるまでの間は浸水区域内における消防活動は極めて困難であることから、臨機応変な応急対策をとる必要があるが、火災による被害を最小限に食い止めるため、市は、消防本部及び消防団の全機能をあげて消防活動を行う。また、消防機関は、他の消防機関等との連携をとりつつ、その全機能をあげて消火活動、水防活動、人命救助活動等の応急対策に取り組むものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行う。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第10節「消防計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第10節 水防計画

地震による津波災害を警戒し、防御するなど万全の水防体制を確立して、被害の軽減を図るものとする。

具体的な対策については、第2編第2章第11節「水防計画」を準用する。

第 11 節 人命救助活動計画

救出を必要とする負傷者等に対する救助活動は、関係機関が連絡を密にし、特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分し、可能な限り速やかに行うものとする。

救助・救急活動を実施する各機関は、業務に従事する職員等の安全の確保に十分に配慮するとともに、惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

市は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資器材を有する救助隊の整備を推進するよう努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 12 節「人命救助活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 12 節 行方不明者搜索及び遺体措置埋葬計画

津波災害において、多数の死者、行方不明者が発生した場合に、搜索、措置、埋火葬等を的確に実施する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 13 節「行方不明者搜索及び遺体措置埋葬計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第13節 食料供給計画

津波災害の発生によって食料品の確保ができない被災者の生活の維持のため、速やかに食料の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た食糧の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても食料等が提供されるよう努める。

なお、具体的な計画については、第2編第2章第14節「食料供給計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 14 節 生活必需品等供給計画

被災者の生活の維持のため、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等被災者のニーズに応じた生活必需品を給与又は貸与するものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

さらに、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。

あわせて、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 15 節「生活必需品等供給計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 15 節 飲料水の確保・供給計画

市は、災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 16 節「飲料水の確保・供給計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 16 節 医療救護活動計画

市、県、日本赤十字社愛媛県支部、愛媛県医師会等、公的医療機関及び旧国立医療機関は、医療救護活動要領等に基づき、緊密な連携により災害の状況に応じて適切な医療（助産を含む。以下同じ。）救護を行うものとする。

なお、医療救護活動の実施に当たっては、被災者のメンタルヘルスに配慮する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 17 節「医療救護活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 17 節 防疫・衛生、保健衛生活動計画

災害の発生に伴う感染症の発生と流行を未然に防止するため、迅速かつ的確な防疫活動を実施するとともに、被災者の心身の健康保持に努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 18 節「防疫・衛生、保健衛生活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 18 節 廃棄物等処理計画

被災地域の環境衛生の万全を図るため、ごみの収集処理、し尿の汲取処分を適切に行うものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 20 節及び第 3 編第 2 章第 19 節「廃棄物等処理計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 19 節 障害物除去計画

災害のため排出された土砂、流木等障害物により、住民の生活に著しい支障及び危険を与えると予想される場合、障害物を除去して住民の生活の安定と交通路を確保して、必要物資の輸送を円滑に行う等応急対策を講ずる。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 21 節「障害物除去計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 20 節 動物の管理計画

災害の発生に伴う動物の適正な飼養及び保管は、その所有者又は占有者が行うべきものであるが、市、県及び住民は、協力して動物の保護及び危害防止に努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 22 節「動物の管理計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 21 節 応急住宅対策計画

災害により住家を滅失した者のうち、自力で住宅を確保できない者に対して、応急仮設住宅を設置して供与する。また、破損箇所の修理ができない者に対して、破損箇所の修理を行い、一時的な居住の安定を図る。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 23 節「応急住宅対策計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 22 節 要配慮者に対する支援活動計画

市は、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得て、避難行動要支援者の避難誘導等に努めるとともに、要配慮者の状況に応じた福祉サービスの提供等の援助活動を行うものとする。

特に、避難行動要支援者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 24 節「要配慮者に対する支援活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 23 節 応援協力計画

大規模地震による甚大な被害が発生した場合においては、広範な地域に被害が及び、社会機能が著しく低下する中であって、消火活動や救命、救急、救助活動、被災者の生活対策をはじめとする多面的かつ膨大な対策を集中的に実施しなければならない。

このため、市は、関係機関と相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 25 節「応援協力計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 24 節 ボランティア支援計画

大規模な地震災害が発生した場合に、市及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。また、ボランティアの受入に際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 26 節「ボランティア支援計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 25 節 自衛隊災害派遣要請計画

大規模な災害が発生し、又は発生しようとしているとき、住民の生命、財産の保護のため必要な応急対策の実施が関係機関のみでは困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められる場合、自衛隊に災害派遣を要請し、もって効率的かつ迅速な応急活動の実施を期するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 27 節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 26 節 ライフライン災害応急対策計画

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、必要に応じ、広域的な応援体制をとるなど、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとする。

応急復旧に当たっては、防災拠点施設、人命に関わる医療機関や避難所等の重要施設への応急措置及び供給ラインの優先的な復旧を行う。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 28 節「ライフライン災害応急対策計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 27 節 公共土木施設等の確保対策計画

公共土木施設等における津波被害からの復旧対策のため、発災後、直ちに専門技術者により所管する施設・設備の調査を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に応急復旧を速やかに行うものとする。

また、余震又は降雨等による二次的な水害、土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとし、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

さらに、建設業協会等の協力を得て、障害物の除去、二次災害の防止工事、応急復旧、通行規制等に必要な人員、資機材等について確保に努めるものとする。

必要に応じ、報道機関や地域住民に対して、緊急物資の輸送拠点や緊急輸送道路、公共土木施設等の状況等の情報を提供する。

なお、具体的な計画については、第 3 編第 2 章第 28 節「公共土木施設等の確保対策計画」を準用し、「地震」及び「地震災害」を「津波」及び「津波災害」に読み替えて使用する。

第 28 節 危険物等の災害応急対策計画

災害により危険物施設等が被害を受け、又は危険物の流出その他の事故が発生した場合は、災害の拡大を防止し、被害の軽減を図るため、適切かつ迅速な防災活動を実施し、事業所の関係者及び周辺住民等に被害を及ぼさないように努めるものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 30 節「危険物施設等の災害応急対策計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 29 節 応急教育活動計画

災害時における学校施設の被災及び児童生徒の被災により、通常の実施を行うことができない場合、市教育委員会等は、応急教育を実施するものとする。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 36 節「応急教育活動計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 30 節 消防防災ヘリコプター活用計画

各種災害又は事故等に際し、愛媛県が所有する消防防災ヘリコプターが有効かつ迅速に支援活動を行うこととなっている。市はこれを有効に活用することによって、その被害を最小限に防止するよう努める。

なお、具体的な計画については、第 2 編第 2 章第 37 節「消防防災ヘリコプター活用計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第 31 節 社会秩序活動維持計画

大規模地震及び津波の発生時には、多数の住民が生命又は身体に危害を受け、あるいは住居や家財が喪失して地域社会が極度の混乱状態にあるため、市は、関係機関、団体等と協力して人心の安定と社会秩序の維持を図るための措置を講じる。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

なお、具体的な計画については、第 3 編第 2 章第 32 節「社会秩序活動維持計画」を準用し、「地震」及び「地震災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第3章 災害復旧・復興対策

被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しながら、市が県とともに主体的に取組み、国や関係機関等の協力と適切な役割分担のもと、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、安全・安心な地域づくりをめざすこととし、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、市と県の協力のもと、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な現状復旧をめざすか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興をめざすかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

なお、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、要配慮者等の参画を促し、多様な主体の参画による復旧・復興の検討や推進を図るものとする。

第1節 公共施設災害復旧計画

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

具体的な計画は、第2編第3章第1節及び第3編第4章第1節「公共施設災害復旧計画」による。

第2節 復興計画

多数の機関が関係し、高度かつ複雑な大規模事業となる被災地域の再建を速やかに実施するため、必要に応じて復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

また、多くの人が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険に瀕し、地域社会が混乱に陥る可能性があることから、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的に、関係機関の協力を得ながら被災者の生活支援の措置を講じる。

さらに、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

なお、具体的な計画は第2編第3章第2節「復興計画」によるが、津波に強いまちづくりを目指した復興については以下に定める。

1 津波に強いまちづくりを目指した復興

市は、津波による被害を受けた被災地について、津波に強いまちづくりを図る観点から、住民等の参加の下、高台移転も含めた総合的な市街地の再整備を行うものとする。その際、時間の経過とともに被災地域への再移転が行われないよう、津波災害特別警戒区域等による土地利用や建築制限等を行うことについても検討する。

第3節 災害復旧資金計画

災害からの速やかな復旧を図るため、各機関は、災害時における復旧資金計画を作成するものとする。

なお、具体的な計画については、第2編第3章第3節「災害復旧資金計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。

第4節 被災者支援計画

被災した災害からの速やかな復旧を図るため、市、県及び関係機関は、適切な被災者措置を講ずるものとする。

なお、具体的な計画については、第2編第3章第4節「被災者支援計画」を準用し、「風水害」及び「災害」を「津波」及び「津波災害」に、「安全性」を「耐浪性」に読み替えて使用する。